第3章 振 動

3-1	建設機械の稼働による振動	337
3-2	工事関係車両の走行による振動	346
3-3	新施設等関連車両の走行による振動	357

第3章 振動

3-1 建設機械の稼働による振動

3-1-1 概 要

工事中における建設機械の稼働に起因する振動について検討を行った。

3-1-2 調 査

現地調査により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

環境振動

(2) 調査方法

「JIS C 1510」の規格の振動レベル計を使用して、「JIS Z 8735」に定められた振動レベル測定方法により連続測定を行い、振動レベルの 80%レンジの上端値(L_{10})を 1 時間毎に算出した。

(3) 調査場所

環境騒音と同じ前掲図 2-2-1 (p. 253) に示す 3 地点で調査を行った。

(4) 調査期間

調査期間は、表 2-3-1 に示すとおりである。

 区分
 調査期間

 平日
 平成25年7月2日(火)6時~3日(水)6時

 休日
 平成25年6月30日(日)6時~7月1日(月)6時

表 2-3-1 調査期間

(5) 調査結果

調査結果は、表 2-3-2 に示すとおりである。(詳細は資料 5-1 (資料編 p. 529)参照)これによると、平日において、環境振動の振動レベル (L_{10}) の平均値は、昼間 $33\sim36$ dB、夜間 30 未満 ~32 dB、1 時間毎の数値の最大値は、昼間 $34\sim38$ dB、夜間 $33\sim36$ dB であった。また、休日において、環境振動の振動レベル (L_{10}) の平均値は、昼間 30 未満 ~30 dB、夜間 30 未満 ~30 dB、1 時間毎の数値の最大値は、昼間 $30\sim33$ dB、夜間 $31\sim35$ dB であった。

表 2-3-2 環境振動調査結果

単位: dB

细木			振動レベル(L ₁₀)										
調査地点	用途地域	平月			休日								
10 m		昼	間		夜	間		昼	間		夜	間	
A	第一種住居地域	33 (34)	<30 (33)	30 (33)	<30 (31)
В	工業地域	35 (37)	31 (36)	<30 (30)	<30 (34)
С	工業専用地域	36 (38)	32 (36)	<30 (31)	30 (35)

- 注)1:左側の数値は各時間区分の上端値(L₁₀)の平均値、右側()内は1時間毎の数値の最大値を示す。
 - 2:昼間は7~20時、夜間は20時~翌日7時の調査結果である。
 - 3:振動レベルの測定下限値は 30dB である。

3-1-3 予 測

(1) 予測事項

建設機械の稼働による振動レベル

(2) 予測対象時期

工事計画の概要で示した工事工程表(前掲表 1-2-8 (p. 36) 参照)より、A区域、C区域及びB区域の各区域において、大型建設機械の稼働が予想される解体工事及び建設工事の2工種における施工期間で、建設機械による振動の影響がそれぞれ最大となる時期(ケース)を対象に予測を行った。(資料1-2 (資料編 p. 37) 参照)

予測ケースは、C 及びB 区域が 1 ケースずつ、A 区域が 2 ケースであり、各ケースにおける工事内容は、表 2-3-3 に示すとおりである。

なお、1 期工事については、地理的状況を考慮し、C 区域及びA 区域それぞれで設定した。また、1 期工事全体におけるピーク時期は、C 区域と同時期、2 期工事全体におけるピーク時期は、B 区域と同時期である。

表 2-3-3 予測対象時期における工事内容

工事	区域	予測ケース	工 事 内 容
1期工事	C区域	I	解体・建設工事(工事着工後 3ヶ月目)
	A区域	I	解体・建設工事(工事着工後 15ヶ月目)
		II	建 設 工 事 (" 19ヶ月目)
2期工事	B区域	I	解体・建設工事(工事着工後 76ヶ月目)

注)全工事期間におけるピーク時期は、C区域と同時期である。

(3) 予測場所

事業予定地周辺とし、10mメッシュの格子点で予測を行った。

(4) 予測方法

① 予測手法

建設機械の稼働による振動の予測は、図 2-3-1 に示す手順で行った。

予測式は、振動伝搬理論式^{注)}を用いた。(予測式の詳細は、資料 5 - 2 (資料編 p. 530) 参照)

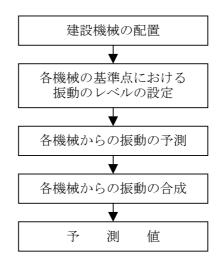


図 2-3-1 建設機械の稼働による振動の予測手順

② 予測条件

ア 建設機械の配置

建設機械の配置は、作業の進行によって種々変化するが、予測時期に使用される主要機械が同時に稼働しているものと考え、後述する予測結果の図(図 2-3-2)の上段に示すとおりに設定した。

また、機械の振動源は地表面にあるものとみなして予測した。

各ケースにおける主要な建設機械の稼働台数は、表 2-3-4 に示すとおりである。なお、 C区域やA区域の予測時期には、他の区域においても工事が行われる計画であることから、 その区域についても建設機械を配置した。

注)「建設作業振動対策マニュアル」(社団法人 日本建設機械化協会, 平成6年)

イ 建設機械の基準点における振動レベル

建設機械の基準点における振動レベルは、表 2-3-4 に示すとおり設定した。

表 2-3-4 主要な建設機械の基準点における振動レベル及び稼働台数

জ্বিক			基準点にお	振動源より基準点		稼働台数	汝(台)		
図番号	建設機械名	規格	ける振動レ	までの距離	C区域	ΑÞ	区域	B区域	出典
7			ベル (dB)	(m)	ケース I	ケース I	ケース 🏻	ケース I	
1	杭打機	_	42	27	-	4	-	6	*1
2	ハ゛ックホウ	0.4∼0.8m3	72	5	20	8	2	10	*1
3	ラフタークレーン	25∼100 t	67	7	2	2	_	5	*3
4	トラッククレーン	_	67	7	-	9	24	_	*3
(5)	コンクリートポ゚ンプ車	10 t	47	5	-	7	6	1	*4
6	クローラクレーン	50∼200 t	67	7	1	-	12	1	*3
7	ブ゛ルト゛ーサ゛	11∼21 t	71	7	_	_	-	4	*3
8	ダンプトラック	10 t	56	5	-	-	4	-	*2
9	アースドリル杭打機	_	42	27	1	-	-	1	*1
10	トラッククレーン	25 t	67	7	1	-	-	-	*3
(11)	タイヤローラー	8t	55	7	ı	ı	2	-	*1
12	発電機	45∼200kVA	59	5	3	-	-	2	*4
13	ホ゛ーリンク゛マシーン	55~81kw級	42	27	4	-	-	-	*1
14)	油圧式バイブロ	224kw油圧ユニット	67	7	1	-	-	-	*3
15	コンフ゜レッサー	_	78	7	2	-	-	-	*3
(16)	ロート・ローラー	10t	64	7	-	-	2	-	*1
17)	アスファルトフィニッシャー	3.0m	69	3	-	-	2	-	*1
18	サイレントハ゜ イラー	_	45	13	-	-	-	3	*1

注)1:図番号は、図 2-3-2 に対応する。

- 出典)*1「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック第3版」(社団法人 日本建設機械化協会,平成13年) *2「環境アセスメントの技術」(社団法人環境情報科学センター編,1999年)

 - *3「建設作業振動対策マニュアル」(社団法人 日本建設機械化協会,平成6年)
 - *4「建設騒音振動の予測評価手法に関する研究第1報」(建設省土木研究所, 昭和56年)

(5) 予測結果

建設機械の稼働による振動レベルの予測結果は、図 2-3-2 に示すとおりである。 また、敷地境界上における最大値は、表 2-3-5 に示すとおりである。

表 2-3-5 建設機械の稼働による振動レベルの最大値

単位: dB

区域	予測ケース	最大値 (敷地境界上)	規制基準		
C区域	I	67			
A区域	I	60	75		
	П	66	7 9		
B区域	I	66			

注)規制基準とは、「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に 基づく特定建設作業に伴う振動の規制に関する基準値をいう。

^{2:}ラフタークレーン、トラッククレーン及び油圧式バイブロは、クローラクレーンのデータを、サイレントパイ ラーは、圧入工法のデータを用いた。

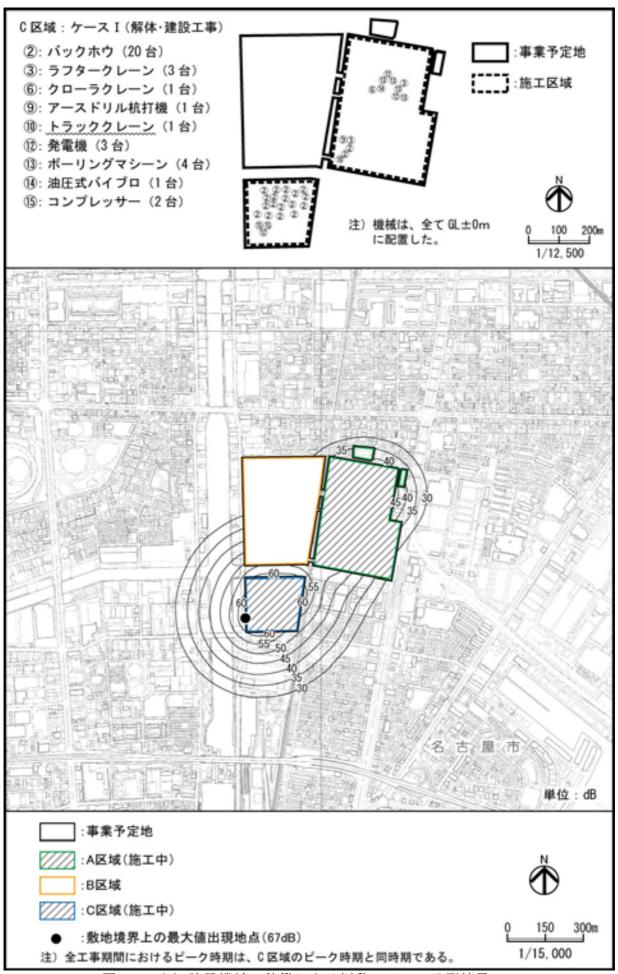


図 2-3-2(1) 建設機械の稼働による振動レベルの予測結果 (C区域:ケースI:工事着工後3ヶ月目)

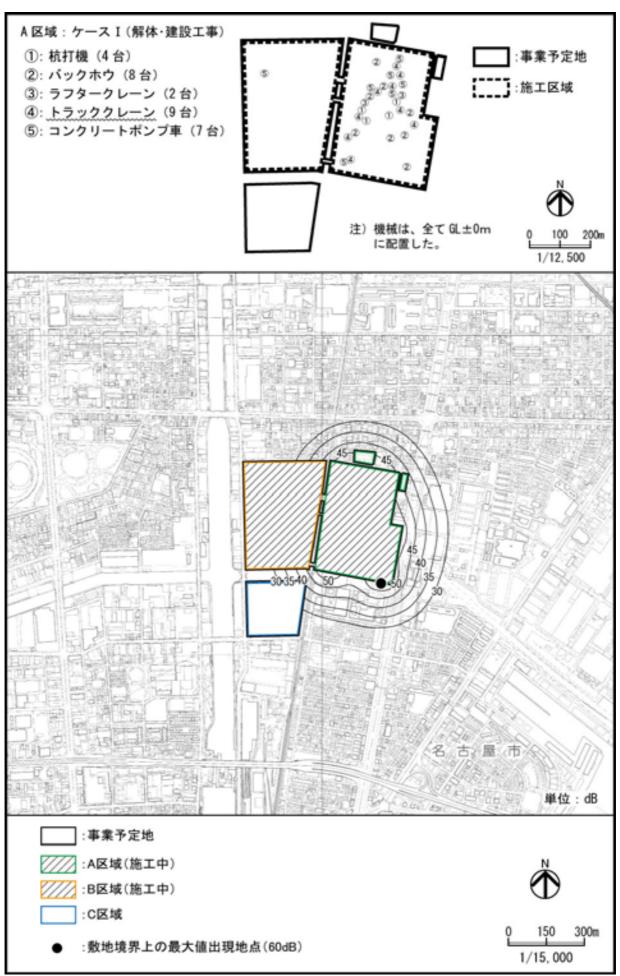


図 2-3-2(2) 建設機械の稼働による振動レベルの予測結果 (A区域:ケースI:工事着工後15ヶ月目)

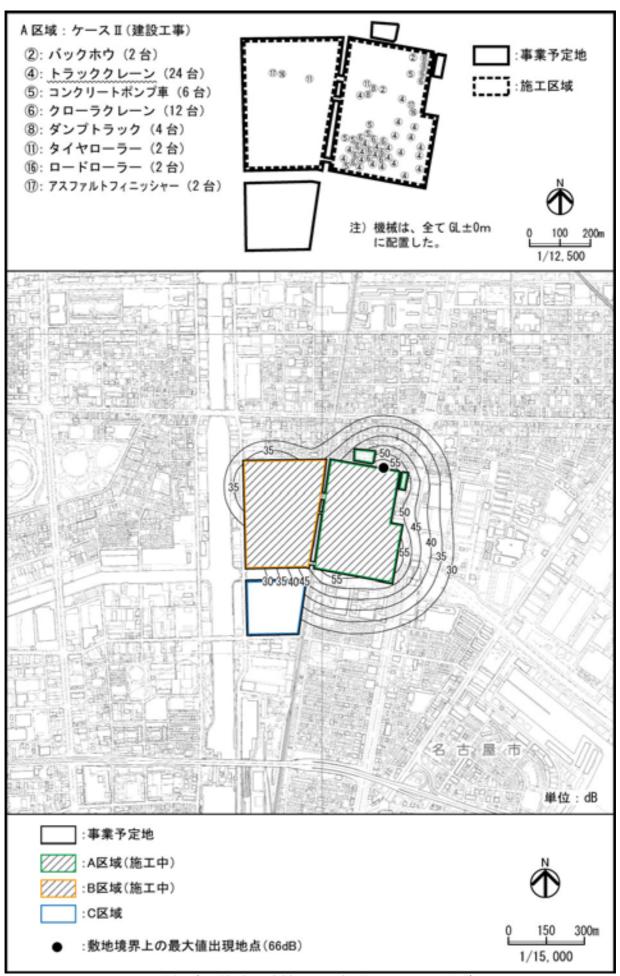


図 2-3-2(3) 建設機械の稼働による振動レベルの予測結果 (A区域:ケースⅡ:工事着工後19ヶ月目)

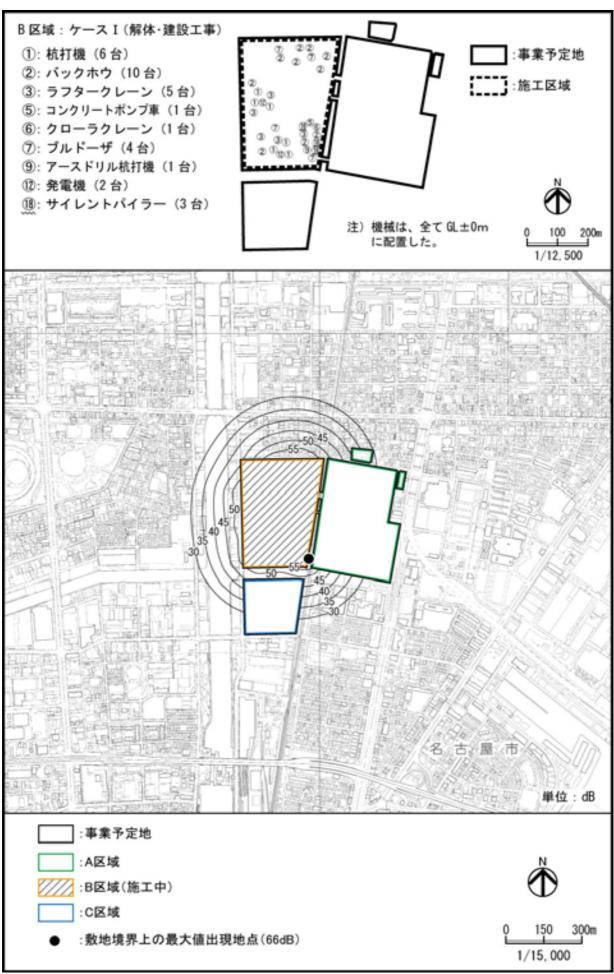


図 2-3-2(4) 建設機械の稼働による振動レベルの予測結果 (B区域:ケースI:工事着工後76ヶ月目)

3-1-4 環境の保全のための措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・工事の際は作業区域を十分考慮し、建設機械を適切に配置する。
- ・建設機械の使用に際しては、できる限り負荷を小さくするよう心がけるとともに、十 分な点検・整備により、性能の維持に努める。
- ・各機械が同時に稼働する時間を合理的な範囲で短くするように、施工計画を立案する。
- ・工事に際しては、可能な範囲で低振動型の建設機械を導入する。
- ・工事の実施にあたっては、「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に伴う振動の規制に関する基準値とは別に、事業予定地周辺の事務所等に対しては、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つとして、閾値 55dB (資料5-3 (資料編 p. 531) 参照)にも配意する。

3-1-5 評 価

予測結果によると、建設機械の稼働による振動レベルは最大値で 60~67dB となり、建設機械の稼働による振動レベルは、「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に伴う振動の規制に関する基準値 (75dB) を下回る。

また、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つの閾値 55dB を上回るのは、事業 予定地敷地境界近傍に限られることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

なお、本事業の実施にあたっては、工事の際は作業区域を十分考慮し、建設機械を適切に配置する等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

3-2 工事関係車両の走行による振動

3-2-1 概 要

工事中における工事関係車両の走行に起因する振動について検討を行った。

3-2-2 調 査

既存資料及び現地調査により、現況の把握を行った。

(1) 既存資料による調査

① 調査事項

道路交通振動の状況

② 調査方法

以下に示す既存資料の収集によった。

・「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編 (平成 19 年度・平成 20 年度)」

(名古屋市ホームページ)

③ 調査結果

事業予定地周辺における道路交通振動の昼間の振動レベル(L_{10})は、表 2-3-6 に示すとおりである。

_					
路線名	測定地点の住所	振動レベル(L ₁₀)	交 ii (f	大型車 混入率	
		(dB)	小型車	大型車	此八平
国道154号	熱田区南一番町	54	199	34	15%
市道江川線	港区港栄二丁目	41	151	20	12%
市道東海橋線	港区辰巳町	45	236	64	21%

表 2-3-6 既存資料調査結果

(2) 現地調査

① 調査事項

道路交通振動及び地盤卓越振動数

② 調査場所

事業予定地周辺道路について、道路交通騒音と同じ前掲図 2-2-4 (p. 269) に示す 13 地 点で調査を行った。

注)1:振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

^{2:}交通量は、昼間10分間における台数である。

③ 調査方法

道路交通振動については、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づき、「JIS C 1510」の規格の振動レベル計を使用して、「JIS Z 8735」に定められた振動レベル測定方法により、調査時間内において、毎正時から 10 分間測定し、振動レベルの 80%レンジの上端値(L_{10})を算出した。なお、振動レベルの測定位置は道路端とした。

また、地盤卓越振動数については資料5-4(資料編p.532)に示した。

④ 調査期間

道路交通振動の調査期間は、道路交通騒音と同じ前掲表 2-2-9 (p. 270) に示す期間とした。

また、地盤卓越振動数は、資料5-4(資料編p.532)に示した。

⑤ 調査結果

調査結果は表 2-3-7 に示すとおりである。(道路交通振動の振動レベルの詳細は資料 5 - 5 (資料編 p. 533)、地盤卓越振動数の調査結果は資料 5 - 4 (資料編 p. 532) 参照)

これによると、道路交通振動の振動レベル(L_{10})の平均値は、平日の昼間で $33\sim53\,dB$ 、夜間で 30 未満~ $46\,dB$ 、休日の昼間で $31\sim46\,dB$ 、夜間で 30 未満~ $42\,dB$ であった。また、1 時間毎の数値の最大値は、平日の昼間で $34\sim55\,dB$ 、夜間で $33\sim53\,dB$ 、休日の昼間で $32\sim47\,dB$ 、夜間で $31\sim51\,dB$ であり、「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度(以下、「要請限度」という。)を下回っていた。

表 2-3-7 道路交通振動調査結果

地		車		振動レベル (L ₁₀) (dB)				在 (dr)	地盤卓越
点	用途地域	線	平	日	休	日	要請限原	支(GB)	振 動 数
No.		数	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	(Hz)
1	近隣商業地域	4	52 (53)	44 (52)	46 (47)	42 (49)	70	65	13. 7
2	工業地域	2	53 (55)	46 (53)	45 (46)	42 (51)	70	65	14. 3
3	近隣商業地域	4	48 (49)	40 (49)	44 (45)	38 (45)	70	65	16. 9
4	商業地域	4 5	38 (40)	33 (38)	35 (36)	32 (36)	70	65	11. 5
5	近隣商業地域	4	45 (47)	35 (44)	39 (40)	34 (38)	70	65	16. 5
6	商業地域	4 5	41 (43)	34 (41)	38 (39)	34 (37)	70	65	13. 6
7	近隣商業地域	2	42 (43)	35 (40)	38 (40)	34 (37)	70	65	11. 2
8	商業地域	6	46 (48)	39 (45)	42 (44)	38 (41)	70	65	12. 0
9	工業専用地域	2	48 (50)	40 (47)	38 (41)	36 (44)	70	65	13. 1
10	工業地域	2	42 (45)	41 (44)	36 (37)	34 (41)	70	65	12. 3
11	第一種住居地域		35 (36)	31 (35)	33 (34)	31 (34)	65	60	14. 7
12	第 一 種 住 居 地 域		33 (34)	<30 (33)	31 (34)	<30 (31)	65	60	18. 4
13	工業地域	1	37 (38)	32 (36)	31 (32)	<30 (34)	70	65	15. 0

- 注)1:振動レベルについて、上段は上端値(L_{10})の各時間区分の平均値、下段()内は1時間毎の数値の最大値を示す。
 - 2:昼間は7時から20時、夜間は20時から翌7時をいう。
 - 3:No. 4及びNo. 6の車線数については、上段は市道、下段は都市高速道路の車線数を示す。
 - 4:No.13の車線数について、センターラインはないが、一方通行ではなく、各方向別の幅員は確保されていると考えられることから、2車線とした。
 - 5:休日の No. 11 地点付近において、17 時台に交通事故が発生したため、この地点における振動レベルは、17 時台を除いた数値を示した。
 - 6:振動レベルの測定下限値は 30dB である。

(3) まとめ

既存資料調査によると、事業予定地周辺における昼間の振動レベル(L_{10})は $41\sim54dB$ である。

現地調査においては、昼間及び夜間ともに、要請限度を下回っていた。

3-2-3 予 測

(1) 予測事項

工事関係車両の走行による振動レベル (L₁₀)

(2) 予測対象時期

予測対象時期は、表 2-3-8 に示すとおり、工事関係車両の走行による振動の影響が最大となる時期として、1 期工事における C 区域のピーク時期については工事着工後 10ヶ月目、A 及びB 区域のピーク時期については工事着工後 17ヶ月目、2 期工事における B 区域のピーク時期については工事着工後 80ヶ月目とした(資料 1 - 3(資料編 p. 52)参照)。なお、全工事期間のピーク時期は、1 期工事における A 及び B 区域のピーク時期と同時期である。

工事	区域・時期	工事期間
1期工事	C区域のピーク時期	工事着工後 10ヶ月目
	A及びB区域のピーク時期	工事着工後 17ヶ月目
2期工事	B区域のピーク時期	工事着工後 80ヶ月目

表 2-3-8 予測対象時期

(3) 予測場所

予測場所は、第2章 2-2「工事関係車両の走行による騒音」と同じとした(前掲図 2-2-5 (p. 274~278) 参照)。また、予測地点は平面部の道路端とした。

(4) 予測方法

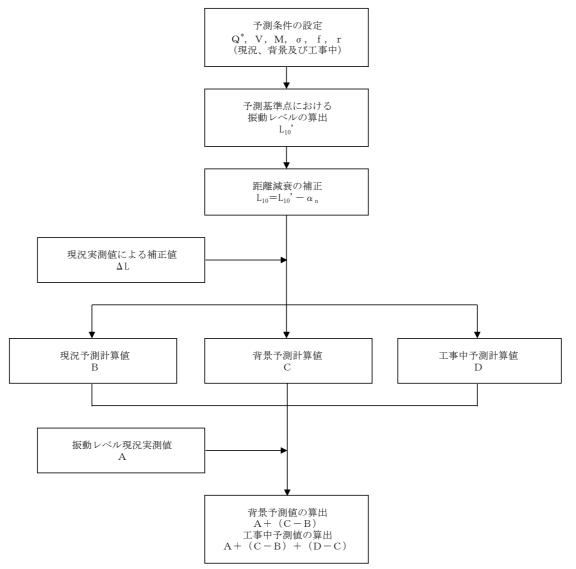
① 予測手法

工事関係車両の走行による振動の予測は、旧建設省土木研究所の提案式もしくはモンテカルロ法により行った。

ア 旧建設省土木研究所の提案式

工事関係車両の走行による振動の予測のうち、No. 1~11 については、旧建設省土木研究所の提案式注)により、図 2-3-3(1)に示す手順で行った。ここで、本工事着工時期には、調査時において工事中であった事業予定地東側の都市高速道路及び港明出入口が供用されている状態であることから、本予測においては、都市高交通量並びに都市高利用車両も含めて検討を行った。また、この提案式に基づく計算値と現況実測値には差がみられたことから、これらの差を現況実測値による補正値として設定した(予測式の詳細は、資料5-6(資料編p. 537)参照)。なお、No. 11 における休日の 17 時台は、交通事故の発生により、現況実測値が欠測であることから、この時間における現況実測値及び背景予測値は、それぞれ現況予測計算値並びに背景予測計算値とした。

注)「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」(国土交通省、独立行政法人 土木研究所,平成 25 年)



注)図中の記号(Q*、V、M、 σ 、f、r、L $_{10}$ 、L $_{10}$ '、 α $_{\rm n}$ 、 Δ L)は、資料 5-6(資料編 p. 537)参照

図 2-3-3(1) 工事関係車両の走行による振動の予測手順(旧建設省土木研究所の提案式)

イ モンテカルロ法

工事関係車両の走行による振動の予測のうち、No. 12 については、全ての時間において、等価交通量が 10 台/500 秒/車線未満であり、前述の旧建設省土木研究所の提案式における 適用範囲のうち、「等価交通量: $10\sim1,000$ 台/500 秒/車線」に該当しないことから、シミュレーション手法(モンテカルロ法^{注)})により、図 2-3-3(2)に示す手順で行った。(予測条件の詳細は、資料 5-6 (資料編 p. 537) 参照)

注)「土木技術資料」(建設省土木研究所, 昭和53年)

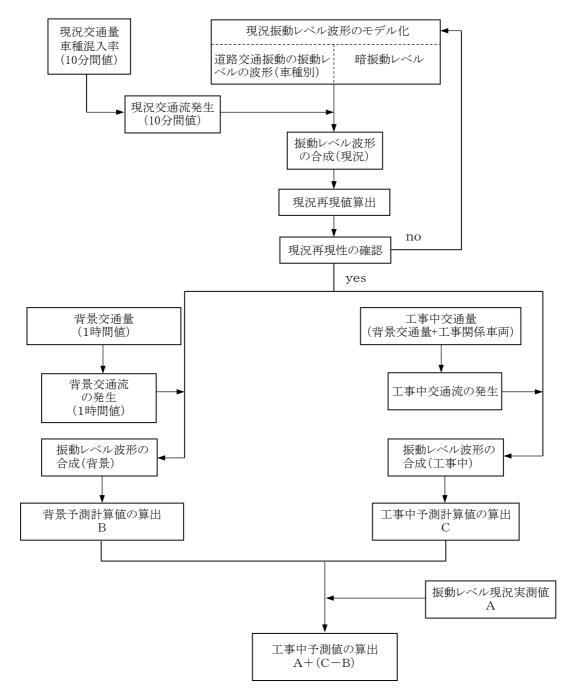


図 2-3-3(2) 工事関係車両の走行による振動の予測手順(モンテカルロ法)

② 予測条件

ア 道路条件の設定

道路断面は、第2章 2-2「工事関係車両の走行による騒音」と同じとした。(資料4-6 (資料編 p. 217) 参照)

イ 交通条件の設定

(7) 背景交通量

背景交通量は、第2章 2-2「工事関係車両の走行による騒音」と同じとした。(第2章 2-2-3 (4) ② イ (7) 「背景交通量」(p. 281) 及び資料4-9 (資料編 p. 227) 参照)

(イ) 工事関係車両の交通量

工事関係車両の交通量は、第2章 2-2「工事関係車両の走行による騒音」と同じとした。 (第2章 2-2-3(4)② イ(4)「工事関係車両の交通量」(p. 287)及び資料4-9(資料編 p. 227)参照)

(ウ) 走行速度

旧建設省土木研究所の提案式に用いた走行速度は、車種別に行った現地調査結果を全車種として平均することにより、表 2-3-9 に示す数値を用いた(資料 3-9(資料編 p.127)参照)。なお、No. 4 及び No. 6 における都市高速道路は、現地調査時には、まだ開通していなかったことから、既に開通している区間における制限速度を参考にして設定した。

表 2-3-9(1) 走行速度 (平日:12 時間平均)

単位:km/時

予測断面	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11	No. 12
走行速度	50	48	31	50 (60)	49	43 (60)	56	40	48	38	32

注)1:No.4及びNo.6について、上段は市道、下段() 内は都市高速道路の走行速度を示す。 2:12時間平均とは、工事関係車両の運行時間帯である7~19時の平均を示す。

表 2-3-9(2) 走行速度(休日:12時間平均)

単位:km/時

予測断面	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11	No. 12
走行速度	50	48	30	52 (60)	49	42 (60)	49	41	46	39	32

注)1:No.4 及び No.6 について、上段は市道、下段() 内は都市高速道路の走行速度を示す。 2:12 時間平均とは、工事関係車両の運行時間帯である 7~19 時の平均を示す。

ウ 予測対象時間

振動の予測対象時間は、工事関係車両の走行時間帯である7~19時とした。

エ 予測基準点の設定

予測基準点は、最外側車線中心より 5m地点(都市高速道路については、予測側橋脚の中心より 5m地点) とした。

(5) 予測結果

道路交通振動の振動レベルの予測結果は、表 2-3-10 に示すとおりである。(時間別の予測結果は、資料 5-7 (資料編 p.564) 参照)

表 2-3-10(1) 道路交通振動の振動レベルの予測結果

(1期工事: C区域のピーク時期::工事着工後10ヶ月目)

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	工事中 予測値	増加分	要請限度
No. 1	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	0.0~ 0.2	
No. 2	$50 \sim 55$	$50 \sim 55$	$50 \sim 55$	0.0~ 0.3	
No. 3	$46 \sim 49$	$46 \sim 49$	46 ~ 49	0.0~ 0.2	
No. 4	$35 \sim 40$	$39 \sim 44$	$39 \sim 44$	0.0~ 0.2	70 以下
No. 5	43 ~ 48	43 ~ 48	43 ~ 48	0.0~ 0.3	
No. 6	$39 \sim 43$	$45 \sim 49$	$45 \sim 49$	0.0~ 0.2	
No. 8	$43 \sim 50$	$44 \sim 51$	44 ~ 51	0.0~ 0.5	
No. 9	$44 \sim 52$	$44 \sim 52$	$45 \sim 52$	0.0~ 0.7	_
No. 10	$39 \sim 45$	$39 \sim 45$	$39 \sim 46$	0.0~ 0.8	70 以下
No. 11	$34 \sim 36$	$34 \sim 37$	$35 \sim 37$	0.0~ 0.1	GE DI T
No. 12	$32 \sim 34$	$32 \sim 34$	$33 \sim 44$	0.1~10.0	65 以下

【休日】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	工事中 予測値	増加分	要請限度
No. 1	43 ~ 49	$43 \sim 49$	44 ~ 49	0.0~ 0.5	
No. 2	$40 \sim 49$	$40 \sim 49$	$40 \sim 50$	0.0~ 1.1	
No. 3	$41 \sim 46$	$41 \sim 46$	$41 \sim 47$	0.0~ 0.6	
No. 4	$33 \sim 37$	$39 \sim 43$	$39 \sim 43$	0.0~ 0.2	70 以下
No. 5	$36 \sim 40$	$36 \sim 40$	$36 \sim 40$	0.0~ 0.6	
No. 6	$34 \sim 39$	$43 \sim 46$	$43 \sim 46$	0.0~ 0.2	
No. 8	$36 \sim 45$	$38 \sim 46$	$38 \sim 47$	0.0~ 1.0	
No. 9	$36 \sim 41$	$36 \sim 41$	$37 \sim 43$	0.0~ 3.0	
No. 10	$34 \sim 37$	$34 \sim 37$	$34 \sim 38$	0.1~ 2.3	70 以下
No. 11	$30 \sim 34$	$33 \sim 35$	$33 \sim 35$	0.0~ 0.1	GE DI E
No. 12	⟨30 ∼ 34	⟨30 ∼ 34	30 ~ 42	0.3~10.1	65 以下

- 注)1:上記の数値は、工事関係車両の走行時間帯 (7~19 時) における最小値から最大値までを示した。
 - 2:「増加分」には、工事関係車両が走行しない 12 時台を除く背景予測値から工事中予測値への増加量を示した。
 - 3:上記の数値は、道路端の予測値のうち増加分が多い方の数値を示す。
 - 4:現況実測値は、両道路端とも同じ数値とした。
 - 5:増加分は、数値レベルを示すために小数第1位まで表示した。また、同一時間における増加分を示しているため、背景予測値と工事中予測値の最小値どうしや最大値どうしの差とは一致しない。(資料5-7 (資料編 p. 564) 参照)
 - 6:振動レベルの測定下限値は 30dB である。
 - 7:No.9は工業専用地域であり、要請限度が適用されないため、「一」とした。

表 2-3-10(2) 道路交通振動の振動レベルの予測結果

(1 期工事: A及びB区域のピーク時期: 工事着工後 17 ヶ月目)

【平日】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	工事中 予測値	増加分	要請限度
No. 1	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	0.0~ 0.3	
No. 2	$50 \sim 55$	$50 \sim 55$	$50 \sim 55$	0.0~ 0.4	
No. 3	46 ~ 49	46 ~ 49	$46 \sim 50$	0.0~ 0.5	
No. 4	$35 \sim 40$	$39 \sim 44$	$39 \sim 44$	0.0~ 0.2	70 以下
No. 5	43 ~ 48	43 ~ 48	43 ~ 48	0.0~ 0.4	
No. 6	$39 \sim 43$	$45 \sim 49$	$45 \sim 49$	0.0~ 0.6	
No. 8	$43 \sim 50$	$44 \sim 51$	$45 \sim 52$	0.0~ 1.3	
No. 9	$44 \sim 52$	$44 \sim 52$	44 ~ 52	0.0~ 0.1	_
No. 10	$39 \sim 45$	$39 \sim 45$	$39 \sim 45$	0.0~ 0.1	70 以下
No. 12	$32 \sim 34$	$32 \sim 34$	33 ~ 41	0.1~ 6.8	65 以下

【休日】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	工事中 予測値	増加分	要請限度
No. 1	43 ~ 49	$43 \sim 49$	44 ~ 49	0.0~ 0.8	
No. 2	40 ~ 49	$40 \sim 49$	$40 \sim 50$	0.0~ 1.6	
No. 3	41 ~ 46	$41 \sim 46$	$41 \sim 47$	0.0~ 1.3	
No. 4	33 ~ 37	$39 \sim 43$	$39 \sim 43$	0.0~ 0.3	70 以下
No. 5	$36 \sim 40$	$36 \sim 40$	$36 \sim 41$	0.0~ 0.9	
No. 6	$34 \sim 39$	$43 \sim 46$	$43 \sim 47$	0.0~ 0.6	
No. 8	$36 \sim 45$	$38 \sim 46$	$38 \sim 48$	0.1~ 2.4	
No. 9	36 ~ 41	$36 \sim 41$	$36 \sim 42$	0.0~ 0.2	
No. 10	$34 \sim 37$	$34 \sim 37$	$34 \sim 37$	0.0~ 0.2	70 以下
No. 12	⟨30 ∼ 34	⟨30 ∼ 34	30 ~ 38	0.1~ 7.7	65 以下

- 注)1:上記の数値は、工事関係車両の走行時間帯 (7~19 時) における最小値から最大値までを示した。
 - 2:「増加分」には、工事関係車両が走行しない12時台を除く背景予測値から工事中予測値への増加量を示した。
 - 3:上記の数値は、道路端の予測値のうち増加分が多い方の数値を示す。
 - 4:現況実測値は、両道路端とも同じ数値とした。
 - 5:増加分は、数値レベルを示すために小数第 1 位まで表示した。また、同一時間における増加分を示しているため、背景予測値と工事中予測値の最小値どうしや最大値どうしの差とは一致しない。(資料 5 7 (資料編 p. 564) 参照)
 - 6:振動レベルの測定下限値は30dBである。
 - 7:No.9 は工業専用地域であり、要請限度が適用されないため、「-」とした。

表 2-3-10(3) 道路交通振動の振動レベルの予測結果

(2期工事: B区域のピーク時期: 工事着工後80ヶ月目)

【平日】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	工事中 予測値	増加分	要請限度
No. 1	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	0.0~ 0.2	
No. 2	$50 \sim 55$	$51 \sim 55$	$51 \sim 55$	0.0~ 0.2	
No. 3	46 ~ 49	46 ~ 49	$46 \sim 50$	0.0~ 0.3	
No. 4	$35 \sim 40$	$39 \sim 45$	$39 \sim 45$	0.0~ 0.2	70 以下
No. 5	43 ~ 48	43 ~ 48	43 ~ 48	0.0~ 0.2	
No. 6	$39 \sim 43$	44 ~ 48	44 ~ 48	0.0~ 0.1	
No. 8	$43 \sim 50$	$43 \sim 51$	$43 \sim 51$	0.0~ 0.2	
No. 9	44 ~ 52	44 ~ 52	$45 \sim 53$	0.0~ 0.9	_
No. 10	$39 \sim 45$	$39 \sim 45$	$39 \sim 45$	0.0~ 0.5	70 以下

【休日】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	工事中 予測値	増加分	要請限度
No. 1	$43 \sim 49$	$43 \sim 49$	$43 \sim 49$	0.0~ 0.4	
No. 2	40 ~ 49	$40 \sim 49$	$40 \sim 50$	0.0~ 0.8	
No. 3	41 ~ 46	$41 \sim 47$	41 ~ 48	0.0~ 1.0	
No. 4	$33 \sim 37$	$39 \sim 42$	$39 \sim 42$	0.0~ 0.2	70 以下
No. 5	$36 \sim 40$	$36 \sim 41$	$36 \sim 41$	0.0~ 0.5	
No. 6	$34 \sim 39$	41 ~ 44	41 ~ 44	0.0~ 0.1	
No. 8	$36 \sim 45$	$37 \sim 46$	$37 \sim 46$	0.0~ 0.2	
No. 9	$36 \sim 41$	$37 \sim 41$	$38 \sim 43$	0.1~ 3.1	_
No. 10	$34 \sim 37$	$34 \sim 38$	$35 \sim 39$	0.0~ 1.6	70 以下

- 注)1:上記の数値は、工事関係車両の走行時間帯 (7~19 時) における最小値から最大値までを示した。
 - 2:「増加分」には、工事関係車両が走行しない 12 時台を除く背景予測値から工事中予測値への増加量を示した。
 - 3:上記の数値は、道路端の予測値のうち増加分が多い方の数値を示す。
 - 4:現況実測値は、両道路端とも同じ数値とした。
 - 5:増加分は、数値レベルを示すために小数第1位まで表示した。また、同一時間における増加分を示しているため、背景予測値と工事中予測値の最小値どうしや最大値どうしの差とは一致しない。(資料5-7 (資料編p.564) 参照)
 - 6:No.9は工業専用地域であり、要請限度が適用されないため、「-」とした。

3-2-4 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

・工事関係車両の走行は、短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画 を立てる。

(2) その他の措置

- ・土砂、資材等の搬出入については、積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに工事関係車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り公共交通機関の利用や自動車の相乗りを指導し、 通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・A区域の工事において、事業予定地北側道路から出入りする工事関係車両については、 今後工事施行者決定後、詳細な工事計画を立案し、事業予定地東側からの出入りも視 野に入れ、北側道路を走行する工事関係車両台数を減らすよう努める。また、工事の 詳細が決まり次第、周辺の方々へは工事計画の内容を説明する。さらに、工事中には、 現地に問い合わせの窓口を設け、周辺住民の皆様からの問い合わせ、意見に対して、 適切かつ迅速に対応する。
- ・事業予定地北側道路については、工事関係車両の徐行に努める。
- ・振動レベルについては、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つとして、閾値 $55 \, \mathrm{dB}$ (資料 5-3 (資料編 p.531) 参照) にも配意する。

3-2-5 評 価

予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることにより、工事中の予測値は $30\sim55dB$ となり、工事関係車両の走行による振動レベル (L_{10}) は、「振動規制法」に基づく要請限度を下回る。

また、工事関係車両の走行による背景予測値からの増加分は、全予測地点で 0.0~10.1dB 程度で、10.0~10.1dB 程度増加する No.12 における工事中の予測値は 42~44dB であり、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つである閾値 55dB 以下であることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

なお、No.9 については、工業専用地域であることから、要請限度は適用されない。

本事業の実施にあたっては、土砂、資材等の搬出入の効率化により、さらに工事関係車両の走行台数を減らす等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

3-3 新施設等関連車両の走行による振動

3-3-1 概 要

新施設等の供用時における新施設等関連車両の走行に起因する振動について検討を行った。

3-3-2 調 査

3-2「工事関係車両の走行による振動」に示すとおりである。(3-2-2「調査」(p. 346) 参照)

3-3-3 予 測

(1) 予測事項

新施設等関連車両の走行による振動レベル (L₁₀)

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事それぞれにおける新施設等の供用時

(3) 予測場所

予測場所は、第2章 2-4「新施設等関係車両の走行による騒音」と同じとした(前掲図 2-2-11 (p.308~319) 参照)。また、予測地点は道路端とした。

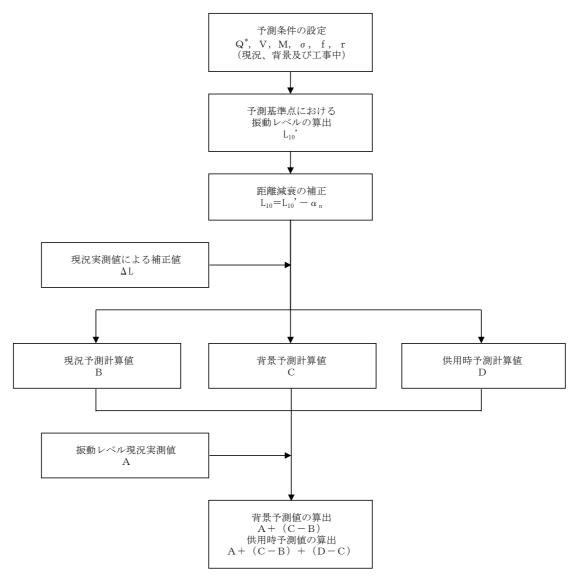
(4) 予測方法

① 予測手法

新施設等関連車両の走行による振動の予測は、3-2「工事関係車両の走行による振動」と同じとした。(資料5-6 (資料編 p. 537) 参照)

新施設等関連車両の走行による振動の予測のうち、No. 1~No. 11 については、旧建設省土木研究所の提案式により、図 2-3-4(1)に示す手順で行った。ここで、新施設等の供用時には、調査時において工事中であった事業予定地東側の都市高速道路及び港明出入口が供用されている状態であることから、本予測においては、都市高交通量並びに都市高利用車両も含めて検討を行った。また、この提案式に基づく計算値と現況実測値には差がみられたことから、これらの差を現況実測値による補正値として設定した(予測式の詳細は、資料5-6(資料編 p. 537)参照)。なお、No. 11 における休日の 17 時台は、交通事故の発生により、現況実測値が欠測であることから、この時間における現況実測値及び背景予測値は、それぞれ現況予測計算値並びに背景予測計算値とした。

No. 12 及び No. 13 については、シミュレーション手法(モンテカルロ法)により、図 2-3-4(2)に示す手順で行った。



注)図中の記号(Q*、V、M、 σ 、f、r、L₁₀、L₁₀'、 α _n、 Δ L)は、資料 5-6(資料編 p. 537)参照

図 2-3-4(1) 新施設等関連車両の走行による振動の予測手順 (旧建設省土木研究所の提案式)

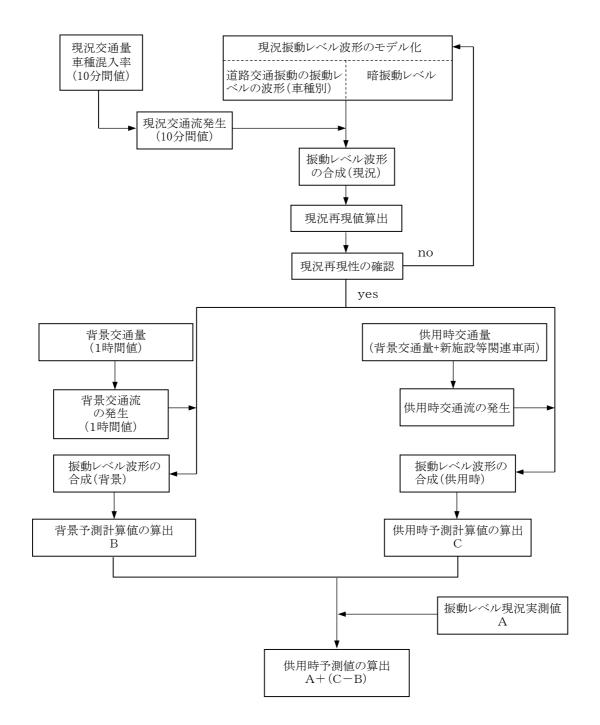


図 2-3-4(2) 新施設等関連車両の走行による振動の予測手順(モンテカルロ法)

② 予測条件

ア 道路条件の設定

道路断面は、資料4-6 (資料編 p. 217) に示すとおりである。

イ 交通条件の設定

(7) 背景交通量

背景交通量は、第2章 2-4「新施設等関連車両の走行による騒音」と同じとした。(第2章 2-4-3(4)② イ (ア) 「背景交通量」(p. 321)及び資料4-11(資料編 p. 379)参照)

(イ) 新施設等関連車両の交通量

新施設等関連車両の交通量は、第2章 2-4「新施設等関連車両の走行による騒音」と同じとした。(第2章 2-4-3(4)② イ (ℓ 4)「新施設等関連車両の交通量」(p. 326)及び資料 4-11(資料編 p. 379)参照)

(ウ) 走行速度

旧建設省土木研究所の提案式に用いた走行速度は、車種別に行った現地調査結果を全車種として平均することにより、表 2-3-11 に示す数値を用いた (資料 3-9 (資料編 p. 127) 参照)。なお、No. 4 及び No. 6 における都市高速道路は、現地調査時には、まだ開通していなかったことから、既に開通している区間における制限速度を参考にして設定した。

表 2-3-11(1) 走行速度 (平日:昼間 (13 時間平均))

単位: km/時

予測断面	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11
走行速度	50	49	31	50 (60)	49	43 (60)	35	55	40	47	38

注) No. 4及びNo. 6について、上段は市道、下段() 内は都市高速道路の走行速度を示す。

表 2-3-11(2) 走行速度 (平日:夜間 (11時間平均))

単位:km/時

予測断面	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11
走行速度	52	51	33	52 (60)	51	44 (60)	40	52	42	49	43

注) No. 4及びNo. 6について、上段は市道、下段() 内は都市高速道路の走行速度を示す。

表 2-3-11(3) 走行速度(休日:昼間(13時間平均))

単位:km/時

										1 1	11111/
予測断面	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11
走行速度	50	49	30	52 (60)	50	42 (60)	34	49	41	46	38

注) No. 4及びNo. 6について、上段は市道、下段() 内は都市高速道路の走行速度を示す。

表 2-3-11(4) 走行速度(休日:夜間(11時間平均))

単位:km/時

予測断面	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11
走行速度	52	54	34	54 (60)	51	42 (60)	38	43	43	47	41

注) No. 4及びNo. 6について、上段は市道、下段() 内は都市高速道路の走行速度を示す。

ウ 予測対象時間

振動の予測対象時間は24時間とし、「振動規制法」に基づき昼間(7時から20時)及び 夜間(20時から翌日7時)とした。

エ 予測基準点の設定

予測基準点は、最外側車線中心より 5m地点(都市高速道路については、予測側橋脚の中心より 5m地点) とした。

(5) 予測結果

道路交通振動の振動レベルの予測結果は、表 2-3-12 に示すとおりである。(時間別の予測結果は、資料 5-8 (資料編 p.624) 参照)

表 2-3-12(1) 道路交通振動の振動レベルの予測結果(1期工事完了後)

【平日:昼間】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	供用時 予測値	増加分	要請限度
No. 1	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	$0.0 \sim 0.1$	
No. 2	$47 \sim 55$	$47 \sim 55$	$47 \sim 55$	$0.0 \sim 0.4$	
No. 3	$46 \sim 49$	$46 \sim 49$	$46 \sim 49$	$0.0 \sim 0.2$	
No. 4	$35 \sim 40$	$39 \sim 44$	$39 \sim 44$	$0.0 \sim 0.3$	70 N T
No. 5	43 ~ 48	$43 \sim 48$	43 ~ 48	$0.0 \sim 0.3$	70 以下
No. 6	$39 \sim 43$	44 ~ 49	44 ~ 49	$0.0 \sim 0.2$	
No. 7	$38 \sim 44$	$38 \sim 44$	$38 \sim 44$	$0.0 \sim 0.1$	
No. 8	$43 \sim 50$	$44 \sim 51$	$45 \sim 52$	$0.2 \sim 1.2$	
No. 9	$40 \sim 52$	$40 \sim 52$	$40 \sim 52$	$0.0 \sim 0.2$	
No. 10	$38 \sim 45$	$38 \sim 45$	$39 \sim 45$	$0.0 \sim 0.5$	70 以下
No. 11	33 ~ 36	$34 \sim 37$	34 ~ 37	$0.0 \sim 0.4$	65 以下
No. 12	30 ~ 34	30 ~ 34	33 ~ 38	$1.1 \sim 5.9$	00以下

【平日:夜間】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	供用時 予測値	増 加 分	要請限度
No. 1	$39 \sim 51$	$39 \sim 51$	$39 \sim 51$	$0.0 \sim 0.1$	
No. 2	$36 \sim 52$	$36 \sim 52$	$36 \sim 52$	$0.0 \sim 0.4$	
No. 3	$30 \sim 49$	$30 \sim 49$	$30 \sim 49$	$0.0 \sim 0.3$	
No. 4	<30 ∼ 39	$31 \sim 44$	$31 \sim 44$	$0.0 \sim 0.2$	CE DI E
No. 5	<30 ∼ 41	<30 ∼ 41	<30 ∼ 41	$0.0 \sim 0.4$	65 以下
No. 6	<30 ∼ 38	$35 \sim 45$	$35 \sim 45$	$0.0 \sim 0.2$	
No. 7	<30 ∼ 40	<30 ∼ 40	<30 ∼ 40	$0.0 \sim 0.2$	
No. 8	$32 \sim 45$	$33 \sim 46$	$33 \sim 46$	$0.0 \sim 1.6$	
No. 9	$34 \sim 45$	$34 \sim 45$	$34 \sim 45$	$0.0 \sim 0.3$	_
No. 10	$35 \sim 44$	$35 \sim 44$	$36 \sim 44$	$0.0 \sim 0.7$	65 以下
No. 11	$30 \sim 34$	$30 \sim 35$	$30 \sim 35$	$0.0 \sim 0.8$	CONT
No. 12	⟨30 ∼ 33	<30 ∼ 33	⟨30 ∼ 35	$0.0 \sim 2.2$	60 以下

注)1:上記の数値は、振動規制法に基づく時間の区分(昼間:7時から20時まで、夜間:20時から翌日7時まで)における最小値から最大値までを示した。

- 2:「増加分」には、背景予測値から供用時予測値への増加量を示した。
- 3:上記の数値は、道路端の予測値のうち増加分が多い方の数値を示す。
- 4:現況実測値は、両道路端とも同じ数値とした。
- 5:増加分は、数値レベルを示すために小数第1位まで表示した。また、同一時間における増加分を示しているため、背景予測値と供用時予測値の最小値どうしや最大値どうしの差とは一致しない。(資料5-8 (資料編p.624) 参照)
- 6:振動レベルの測定下限値は 30dB であるため、それ未満の数値は「<30」と示した。
- 7:No.9は工業専用地域であり、要請限度が適用されないため、「一」とした。

表 2-3-12(2) 道路交通振動の振動レベルの予測結果(1期工事完了後)

【休日:昼間】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	供用時 予測値	増加分	要請限度
No. 1	43 ~ 49	$43 \sim 49$	43 ~ 49	$0.1 \sim 0.3$	
No. 2	40 ~ 49	40 ~ 49	40 ~ 49	$0.1 \sim 0.9$	
No. 3	41 ~ 46	41 ~ 46	$41 \sim 47$	$0.1 \sim 0.9$	
No. 4	$33 \sim 37$	$38 \sim 43$	$39 \sim 43$	$0.0 \sim 0.6$	70 N F
No. 5	$36 \sim 40$	$36 \sim 40$	$36 \sim 41$	$0.1 \sim 0.7$	70 以下
No. 6	$34 \sim 39$	41 ~ 46	$41 \sim 47$	$0.0 \sim 0.5$	
No. 7	$34 \sim 40$	$36 \sim 44$	$36 \sim 45$	$0.3 \sim 1.7$	
No. 8	$36 \sim 45$	$39 \sim 47$	40 ~ 48	$0.6 \sim 2.3$	
No. 9	$36 \sim 41$	$36 \sim 41$	$37 \sim 41$	$0.1 \sim 1.3$	_
No. 10	$34 \sim 37$	$34 \sim 37$	$35 \sim 38$	$0.3 \sim 1.6$	70 以下
No. 11	$30 \sim 34$	$33 \sim 35$	$33 \sim 36$	$0.1 \sim 0.9$	GE DI T
No. 12	<30 ∼ 34	<30 ∼ 34	30 ~ 38	$1.2 \sim 4.9$	65 以下

【休日:夜間】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	供用時 予測値	増加分	要請限度
No. 1	$37 \sim 46$	$37 \sim 46$	$37 \sim 46$	$0.0 \sim 0.2$	
No. 2	$35 \sim 51$	$35 \sim 51$	$35 \sim 51$	$0.0 \sim 0.7$	
No. 3	<30 ∼ 44	<30 ∼ 44	⟨30 ∼ 45	$0.0 \sim 0.7$	
No. 4	⟨30 ∼ 34	$30 \sim 41$	$30 \sim 41$	$0.0 \sim 0.4$	CE NI T
No. 5	⟨30 ∼ 38	⟨30 ∼ 38	⟨30 ∼ 39	$0.0 \sim 0.6$	65 以下
No. 6	<30 ∼ 37	$36 \sim 46$	$36 \sim 46$	$0.0 \sim 0.3$	
No. 7	$30 \sim 37$	$30 \sim 37$	$30 \sim 39$	$0.0 \sim 1.5$	
No. 8	$32 \sim 41$	$34 \sim 43$	$34 \sim 44$	$0.0 \sim 1.3$	
No. 9	$32 \sim 42$	$32 \sim 42$	$32 \sim 42$	$0.0 \sim 1.5$	_
No. 10	$30 \sim 39$	$30 \sim 39$	$30 \sim 39$	$0.1 \sim 1.3$	65 以下
No. 11	<30 ∼ 34	<30 ∼ 34	<30 ∼ 34	$0.0 \sim 0.7$	COLLE
No. 12	⟨30 ∼ 31	⟨30 ∼ 31	⟨30 ∼ 32	$0.0 \sim 1.6$	60 以下

- 注)1:上記の数値は、振動規制法に基づく時間の区分(昼間:7時から20時まで、夜間:20時から翌日7時まで)における最小値から最大値までを示した。
 - 2:「増加分」には、背景予測値から供用時予測値への増加量を示した。
 - 3:上記の数値は、道路端の予測値のうち増加分が多い方の数値を示す。
 - 4:現況実測値は、両道路端とも同じ数値とした。
 - 5:増加分は、数値レベルを示すために小数第1位まで表示した。また、同一時間における増加分を示しているため、背景予測値と供用時予測値の最小値どうしや最大値どうしの差とは一致しない。(資料5-8 (資料編 p. 624) 参照)
 - 6:振動レベルの測定下限値は30dBであるため、それ未満の数値は「<30」と示した。
 - 7:No.9 は工業専用地域であり、要請限度が適用されないため、「-」とした。

表 2-3-12(3) 道路交通振動の振動レベルの予測結果(2期工事完了後)

【平日:昼間】 単位:dB

					平位. dD
予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	供用時 予測値	増加分	要請限度
No. 1	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	$51 \sim 54$	$0.0 \sim 0.2$	
No. 2	$47 \sim 55$	$47 \sim 55$	$47 \sim 55$	$0.0 \sim 0.4$	
No. 3	46 ~ 49	46 ~ 49	46 ~ 49	0.0 ~ 0.3	
No. 4	$35 \sim 40$	$39 \sim 44$	$39 \sim 45$	0.0 ~ 0.3	70 N T
No. 5	43 ~ 48	43 ~ 48	43 ~ 48	$0.0 \sim 0.4$	70 以下
No. 6	39 ~ 43	44 ~ 49	44 ~ 49	$0.1 \sim 0.4$	
No. 7	38 ~ 44	$38 \sim 44$	$39 \sim 45$	$0.0 \sim 0.9$	
No. 8	43 ~ 50	44 ~ 51	$45 \sim 52$	$0.3 \sim 1.2$	
No. 9	40 ~ 52	40 ~ 52	41 ~ 52	$0.1 \sim 0.9$	
No. 10	$38 \sim 45$	$38 \sim 45$	$39 \sim 45$	$0.2 \sim 1.0$	70 以下
No. 11	33 ~ 36	$34 \sim 37$	$34 \sim 37$	$0.1 \sim 0.5$	
No. 12	30 ~ 34	$30 \sim 34$	33 ~ 38	$1.1 \sim 5.9$	65 以下
No. 13	33 ~ 38	33 ~ 38	$36 \sim 40$	1.1 ~ 4.3	

【平日:夜間】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	供用時 予測値	増加分	要請限度
No. 1	39 ~ 51	39 ~ 51	$39 \sim 51$	$0.0 \sim 0.2$	
No. 2	$36 \sim 52$	$36 \sim 52$	$36 \sim 52$	$0.0 \sim 0.4$	
No. 3	$30 \sim 49$	$30 \sim 49$	$30 \sim 49$	$0.0 \sim 0.4$	
No. 4	⟨30 ∼ 39	$31 \sim 44$	$31 \sim 44$	$0.0 \sim 0.3$	CE NIT
No. 5	<30 ∼ 41	<30 ∼ 41	<30 ∼ 41	$0.0 \sim 0.6$	65 以下
No. 6	⟨30 ∼ 38	$35 \sim 45$	$35 \sim 45$	$0.0 \sim 0.3$	
No. 7	<30 ∼ 40	<30 ∼ 40	<30 ∼ 41	$0.0 \sim 0.8$	
No. 8	$32 \sim 45$	$33 \sim 46$	$33 \sim 46$	$0.0 \sim 1.6$	
No. 9	$34 \sim 45$	$34 \sim 45$	$34 \sim 45$	$0.0 \sim 1.3$	
No. 10	$35 \sim 44$	$35 \sim 44$	$36 \sim 45$	$0.0 \sim 1.1$	65 以下
No. 11	$30 \sim 34$	$30 \sim 35$	$30 \sim 35$	$0.0 \sim 0.8$	
No. 12	<30 ∼ 33	<30 ∼ 33	$37 \sim 35$	$0.0 \sim 2.2$	60 以下
No. 13	<30 ∼ 36	<30 ∼ 36	<30 ∼ 38	$0.0 \sim 2.4$	

- 注)1:上記の数値は、振動規制法に基づく時間の区分(昼間:7時から20時まで、夜間:20時から翌日7時まで)における最小値から最大値までを示した。
 - 2:「増加分」には、背景予測値から供用時予測値への増加量を示した。
 - 3:上記の数値は、道路端の予測値のうち増加分が多い方の数値を示す。
 - 4: 現況実測値は、両道路端とも同じ数値とした。
 - 5:増加分は、数値レベルを示すために小数第1位まで表示した。また、同一時間における増加分を示しているため、背景予測値と供用時予測値の最小値どうしや最大値どうしの差とは一致しない。(資料5-8 (資料編 p. 624) 参照)
 - 6:No.13 は、2 期工事完了時点は2 車線として整備される。
 - 7:振動レベルの測定下限値は30dBであるため、それ未満の数値は「<30」と示した。
 - 8:No.9は工業専用地域であり、要請限度が適用されないため、「一」とした。

表 2-3-12(4) 道路交通振動の振動レベルの予測結果(2期工事完了後)

【休日:昼間】 単位:dB

					手世. ub
予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	供用時 予測値	増加分	要請限度
No. 1	43 ~ 49	43 ~ 49	43 ~ 49	0.1 ~ 0.3	
No. 2	40 ~ 49	40 ~ 49	40 ~ 49	0.1 ~ 0.9	
No. 3	41 ~ 46	41 ~ 46	$41 \sim 47$	$0.1 \sim 0.9$	
No. 4	33 ~ 37	$38 \sim 43$	$39 \sim 44$	$0.0 \sim 0.6$	70 N E
No. 5	$36 \sim 40$	$36 \sim 40$	$36 \sim 41$	$0.1 \sim 0.8$	70 以下
No. 6	34 ~ 39	41 ~ 46	$41 \sim 47$	$0.0 \sim 0.5$	
No. 7	$34 \sim 40$	$36 \sim 44$	$36 \sim 45$	$0.4 \sim 1.7$	
No. 8	$36 \sim 45$	$39 \sim 47$	40 ~ 48	$0.7 \sim 2.3$	
No. 9	36 ~ 41	$36 \sim 41$	$37 \sim 42$	$0.5 \sim 1.6$	_
No. 10	$34 \sim 37$	$34 \sim 37$	$35 \sim 38$	$0.3 \sim 1.6$	70 以下
No. 11	30 ~ 34	33 ~ 35	33 ~ 36	0.2 ~ 1.0	
No. 12	<30 ∼ 34	<30 ∼ 34	$30 \sim 38$	$1.2 \sim 4.9$	65 以下
No. 13	30 ~ 32	30 ~ 32	$31 \sim 35$	1.1 ~ 4.3	

【休日:夜間】 単位:dB

予測断面	現 況 実測値	背 景 予測値	供用時 予測値	増加分	要請限度
No. 1	$37 \sim 46$	$37 \sim 46$	$37 \sim 46$	$0.0 \sim 0.2$	
No. 2	$35 \sim 51$	$35 \sim 51$	$35 \sim 51$	$0.0 \sim 0.8$	
No. 3	<30 ∼ 44	<30 ∼ 44	⟨30 ∼ 45	$0.0 \sim 0.7$	
No. 4	<30 ∼ 34	$30 \sim 41$	$30 \sim 41$	$0.0 \sim 0.4$	CE NIT
No. 5	⟨30 ∼ 38	⟨30 ∼ 38	⟨30 ∼ 39	$0.0 \sim 0.6$	65 以下
No. 6	<30 ∼ 37	$36 \sim 46$	$36 \sim 46$	$0.0 \sim 0.3$	
No. 7	$30 \sim 37$	$30 \sim 37$	$30 \sim 39$	$0.0 \sim 1.7$	
No. 8	$32 \sim 41$	$34 \sim 43$	$34 \sim 44$	$0.0 \sim 1.3$	
No. 9	$32 \sim 42$	$32 \sim 42$	$32 \sim 42$	$0.0 \sim 2.5$	
No. 10	$30 \sim 39$	$30 \sim 39$	$30 \sim 39$	$0.1 \sim 1.3$	65 以下
No. 11	<30 ∼ 34	<30 ∼ 34	<30 ∼ 34	$0.0 \sim 0.8$	
No. 12	<30 ∼ 31	<30 ∼ 31	<30 ∼ 32	$0.0 \sim 1.6$	60 以下
No. 13	<30 ∼ 34	<30 ∼ 34	⟨30 ∼ 35	0.0 ~ 1.3	

- 注)1:上記の数値は、振動規制法に基づく時間の区分(昼間:7時から20時まで、夜間:20時から翌日7時まで)における最小値から最大値までを示した。
 - 2:「増加分」には、背景予測値から供用時予測値への増加量を示した。
 - 3:上記の数値は、道路端の予測値のうち増加分が多い方の数値を示す。
 - 4:現況実測値は、両道路端とも同じ数値とした。
 - 5:増加分は、数値レベルを示すために小数第 1 位まで表示した。また、同一時間における増加分を示しているため、背景予測値と供用時予測値の最小値どうしや最大値どうしの差とは一致しない。(資料 5-8(資料編 p.624)参照)
 - 6:No.13 は、2 期工事完了時点は2 車線として整備される。
 - 7:振動レベルの測定下限値は30dBであるため、それ未満の数値は「<30」と示した。
 - 8:No.9は工業専用地域であり、要請限度が適用されないため、「一」とした。

3-3-4 環境の保全のための措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・本施設の利用者にはできる限り公共交通機関の利用を働きかけ、特に商業施設の来場者にはホームページ等における公共交通での来場促進や駐車場有料化等の公共交通利用促進策を検討する。また、電気充電スタンドの設置について検討する。
- ・振動レベルについては、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つとして、閾値 55dB (資料 5-3 (資料編 p.531) 参照) にも配意する。

3-3-5 評 価

予測結果によると、供用時の予測値は昼間 $30\sim55 dB$ 、夜間 30 未満 $\sim52 dB$ となり、新施設等関連車両の走行による振動レベル(L_{10})は、「振動規制法」に基づく要請限度を下回る。

また、新施設等関連車両の走行による背景予測値からの増加分は、全予測地点で昼間 0.0 ~5.9dB、夜間 0.0~2.5dB 程度の増加であり、比較的増加レベルが大きい No.12、No.13 における供用時の予測値は 40dB 以下である。一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つである閾値 55dB 以下であることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。なお、No.9 については、工業専用地域であることから、要請限度は適用されない。

本事業の実施にあたっては、商業施設等の新施設等利用者には、できる限り公共交通機関を利用してもらうよう広報活動を行うことにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

第4章 低 周 波 音

第4章 低周波音

4-1 概 要

供用時における熱源施設の稼働に起因する低周波音について検討を行った。

4-2 調 査

現地調査により、現況の把握を行った。

(1) 現地調査

① 調査事項

低周波音(音圧レベル[G特性]、1/3 オクターブバンド音圧レベル)

② 調査方法

「低周波音の測定に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁)に基づき、「JIS C 1514」 の規格の低周波音レベル計を使用して、調査時間内において連続測定を行い G 特性の音圧 レベル (L_{65}) [90%レンジの上端値]及び 1/3 オクターブバンド音圧レベル (L_{50}) [中央値] を算出した。なお、測定高さについては、風雑音による音圧レベルの不規則な変動を回避 するために、低周波音レベル計を地上において測定した。

③ 調査場所

図 2-4-1 に示すとおり、地域を代表する地点として、環境騒音・振動と同じ事業予定地内の3地点で調査を行った。

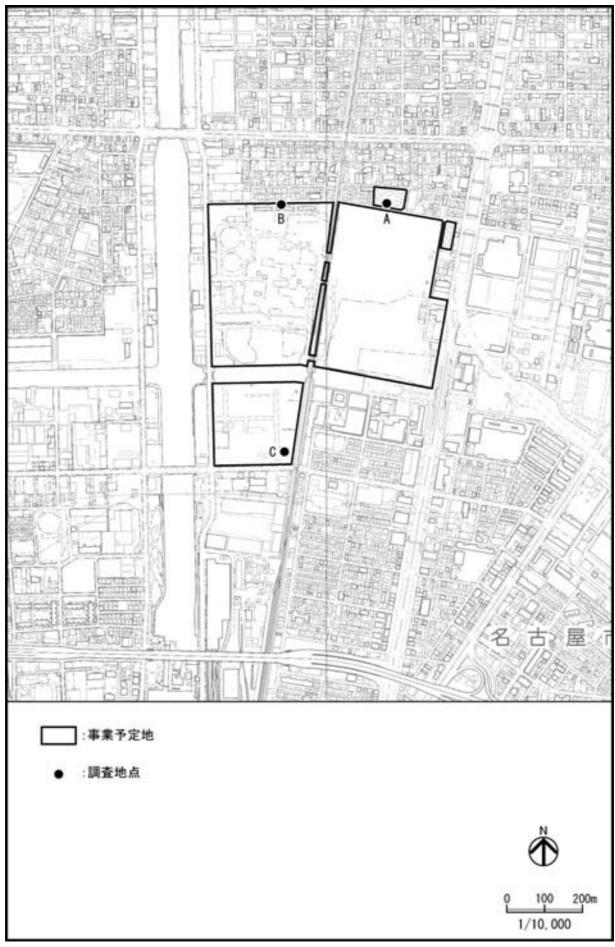


図 2-4-1 低周波音調査地点

④ 調査期間

調査期間は、表 2-4-1 に示すとおりである。

表 2-4-1 調査期間

区	分	調査期間
平	日	平成 25 年 7 月 2 日 (火) 6 時~3 日 (水) 6 時
休	日	平成 25 年 6 月 30 日 (日) 6 時~7 月 1 日 (月) 6 時

⑤ 調査結果

ア 音圧レベル (G特性)

低周波音の音圧レベル (L_{G5}) の調査結果は、表 2-4-2 に示すとおりである(詳細は資料 6-1 (資料編 p. 674) 参照)。なお、平坦特性から G 特性への変換は、各周波数別に資料 6-2 (資料編 p. 680) に示す数値を用いた。

低周波音のレベル(L_{G5})は、平日では昼間 $67\sim74$ dB、夜間 $66\sim72$ dB、全日 $67\sim73$ dB であり、休日では、昼間 $64\sim71$ dB、夜間 $64\sim69$ dB、全日 $64\sim70$ dB であり、昼間及び夜間 とも同程度で変化は少ないが、休日よりも平日の方がわずかに高くなっている。

なお、平均値及び最大値ともに参照値の 92dB 以下となっている。

表 2-4-2 音圧レベル調査結果(G特性)

単位: dB

						· -									
調	音圧レベル(L _{G5})														
查		平日		休日											
地点	昼間	夜間	全 日	昼間	夜間	全 日	照値								
A	70 (71.5)	72 (75.4)	70 (75.4)	67 (68. 3)	67 (68.8)	67 (68.8)									
В	67 (70.2)	66 (69.4)	67 (70.2)	64 (66. 7)	64 (66. 2)	64 (66. 7)	92								
С	74 (76.4)	71 (73.9)	73 (76. 4)	71 (72.9)	69 (71.2)	70 (72.9)									

注)1:昼間は6~22時、夜間は22時~翌日6時をいう。

注)2:各調査地点における上段は、昼間、夜間及び全日のG特性の音圧レベル (90%レンジの上端値)、下段 ()内は、1時間毎の最大値を示す。

3:参照値は、G 特性の低周波音による心身に係る苦情に関する参照値である。(「低周波音問題対応の 手引書」(平成 16 年))

イ 1/3 オクターブバンド音圧レベル

低周波音の1/3オクターブバンドの音圧レベル(L_{50})の調査結果は、表 2-4-3 及び図 2-4-2 に示すとおりである。各オクターブバンドの音圧レベルは、25Hz~40Hz で 45~60dB をピークとする概ね平坦な周波数のパターンであり、いずれの周波数とも表 2-4-4 に示す参照値「物的苦情に関する参照値」を下回る数値であった。また、表 2-4-4 に示す参照値「心身に係る苦情に関する参照値」では、40Hz~80Hz の範囲で参照値と比較し、最大で 12dB 程度超えているが、それ以外の周波数では参照値を下回る数値であった。

表 2-4-3 1/3 オクターブバンド音圧レベル調査結果

(単位:dB)

																					(T 1/2	. 0.2/
測定	測定			1/3 オクターブバンド中心周波数(Hz)																		
地点	区分	A.P.	1	1. 25	1.6	2	2. 5	3. 15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
A地点	平日	66.8	51.3	51.0	51.1	52.7	53. 1	52.6	51.6	50.2	49. 1	49. 1	50. 2	52.0	52.6	53. 5	54. 7	54.6	54. 7	54.1	54.0	50.8
A地点	休日	63.8	48.5	48.6	48.7	50.5	50.8	49.3	47.9	45.9	45. 7	46.3	47. 1	48.6	49.6	50.9	52.0	52.0	51.5	51.7	50.9	48.5
B地点	平日	64. 1	50.9	50.0	49.7	50.8	51.7	51.9	51.3	49.9	48. 2	47.0	47.8	48.5	49.4	50.1	49.4	48.9	49.6	48.3	47.1	45.9
D地点	休日	61.8	50.7	49.8	49.0	49.8	50.0	48.8	47.5	45.8	44.6	43.8	44. 2	44.5	45.6	46.7	46.4	46.1	46.1	45.8	45. 1	43.5
C地点	平日	69.1	52.9	51.3	50.7	51.8	52.8	53. 3	52.5	51.8	50.8	50.6	52. 1	54.6	56.0	57. 1	58. 5	57.8	57.4	57.4	56. 2	52.7
し地点	休日	71.1	59.5	58. 9	58.0	57.5	56.5	55. 2	53. 3	50.9	49.2	48.5	49. 2	51.0	52.5	54.0	55.6	57.4	59.2	57.5	53. 5	53.3

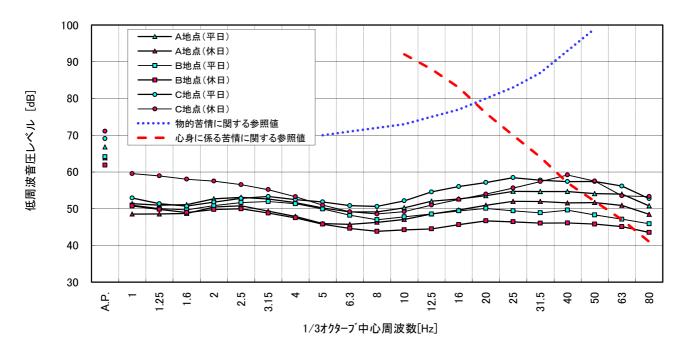


図 2-4-2 1/3 オクターブバンド音圧レベル調査結果

表 2-4-4 参照値(物的苦情及び心身に係る苦情に関する参照値)

(単位·dB)

																		(-	<u> 早1火</u>	: aB)
	1/3 オクターブバンド中心周波数(Hz)																			
	1	1. 3	1.6	2	2. 5	3. 2	4	5	6.3	8	10	13	16	20	25	32	40	50	63	80
物的苦情に関する 参照値								70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99		
心身に係る苦情に 関する参照値											92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

注)参照値は、「低周波音問題対応の手引書」(環境省,平成16年)に示されている。苦情等に対して低 周波音によるものかを判断するための目安である。

出典)「低周波音問題対応のための手引書」(環境省環境管理局大気生活環境室、平成 16 年)

4-3 予 測

(1) 予測事項

熱源施設の稼働による低周波音圧レベル

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事のそれぞれが完了した時点

(3) 予測場所

事業予定地南側の熱源施設周辺とし、10mメッシュの格子点で予測を行った。受音点は 地上 1.2m とした。

(4) 予測方法

① 予測手法

熱源施設の稼働による低周波音の予測は、図 2-4-3 に示す手順で行った。 予測式は、半自由空間の音源の伝搬理論式^{注)}を用いた。

$$L_i = L_w - 20\log_{10} r - 8$$

L_i : 受音点での低周波音圧レベル (dB)

L_w : 低周波音圧レベル (dB)

r : 音源から受音点までの距離 (m)

また、施設の配置機器は複数稼働しているため、予測地点の低周波音圧レベルは次式により合成した。

$$L_G = 10\log_{10} \sum_{i=1}^{n} 10^{-(L_{LLi} - \Delta G)/10}$$

L_G: 予測地点でのG特性の低周波音圧レベル (dB)

Δ G : G 特性補正値 (dB)

Lui(i=1~n) : 予測地点での各施設機器の低周波音圧レベル (dB)

注)「環境アセスメントの技術」(社団法人環境情報科学センター,1999年)を参考に、低周波音についても騒音と同様に、伝搬理論式を用いて予測した。

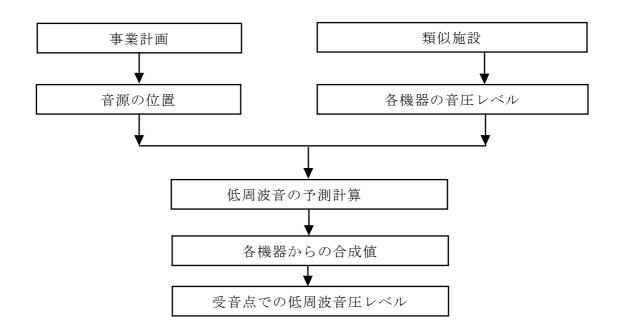


図 2-4-3 熱源施設の稼働による低周波音の予測手順

② 予測条件

ア 音源条件*

屋内設置が可能な機器については屋内に設置し、頑強な建物壁面の施工、機械室内の吸音材の施工などにより、施設壁面の透過する低周波音を周辺環境に影響を及ぼすおそれがないように低減させることから、低周波音の音源については屋上に設置するクーリングタワー及び屋内設置機器の発生音が外に伝播する排気口を対象とした。稼働時間は、24時間稼働と設定した。

音源高さは、前掲図 2-2-9 (p. 302) に示すとおり、クーリングタワーを地上 <u>23.2m (エネルギー施設 A:1 期工事完了後)</u> 及び地上 <u>25.5m (エネルギー施設 B:2 期工事完了後)</u> に、排気口を地上 31m に設定した。

イ 施設機器の位置*

施設の機器配置のうち、屋上に設置するクーリングタワー及び屋内設置機器の発生音が 外に伝播する排気口の位置について、後述する予測結果の図(図 2-4-4)の上段に示した。

^{*:}事業計画の進捗に伴い、エネルギー施設 A の設置機器及びその配置を見直した。

ウ 施設機器の音圧レベル

施設機器の低周波音圧レベルは、表 2-4-5 に示すとおり、類似施設の測定事例に基づき 設定した。

表 2-4-5(1) 施設機器の音圧レベル及び稼働台数 (A区域:1期工事完了後)

注)	予測対象										低周波	音圧し	/ベル	(dB)	1								計測距離	音
番		全音域 A. P.							1	/3 オ	クター	ブバン	/ド中	心周波	数(Hz)							DI DO PERME	源
号	機器名称	А. Г.	1	1. 25	1.6	2	2.5	3. 15	4	5	6. 3	8	10	12. 5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	(m)	数
1	クーリングタワー (小型パイナリー発電機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	1
2	クーリングタワー (排熱利用冷温水機、 ガス吸収冷温水機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	3
3	クーリングタワー (蒸気吸収式冷凍機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	1
4	クーリングタワー (ヒートポンプ用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	1
(5)	クーリングタワー (ターボ冷凍機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	1
6	ラジエーター (ガスエンジン発電機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	2
7	熱源用排気口	95	82	82	82	82	80	84	83	89	90	82	72	73	70	74	73	80	72	78	76	70	1.0	1
8	ガスエンジン発電機用排気口	95	82	82	82	82	80	84	83	89	90	82	72	73	70	74	73	80	72	78	76	70	1.0	1

- 注) 図番号は、図 2-4-4(1)と対応する。
- 出典)1:クーリングタワー、ラジエーター (番号①~⑥)「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境省大気保全局,平成12年)を基に設定した。
 - 2:熱源用排気口及びガスエンジン発電機用排気口(番号⑦~⑧)「低周波対応事例集」(環境省水・大気環境局大気生活環境室,平成20年)
 - 3:①~⑥は屋外設置機器。⑦⑧は屋内設置機器の発生低周波音レベルを排出口位置に設定した。

表 2-4-5(2) 施設機器の音圧レベル及び稼働台数 (A・B区域:2期工事完了後)

注)	予測対象	全音域									1047. 4 104	pri 7		(dB)	************	`							計測距離	音
番号	機器名称	A. P.	1	1. 25	1.6	2	2. 5	3. 15	4	/3 xF	クター 6.3	8	10	心周波 12.5	数 (Hz	20	25	31. 5	40	50	63	80	(m)	源数
1	クーリングタワー (小型パイナリー発電機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	1
2	クーリングタワー (排熱利用冷温水機、 ガス吸収冷温水機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	3
3	クーリングタワー (蒸気吸収式冷凍機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	1
4	クーリングタワー (ヒートポンプ用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	1
(5)	クーリングタワー (ターボ冷凍機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	1
6	ラジエーター (ガスエンジン発電機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	2
7	熱源用排気口	95	82	82	82	82	80	84	83	89	90	82	72	73	70	74	73	80	72	78	76	70	1.0	2
8	ガスエンジン発電機用排気口	95	82	82	82	82	80	84	83	89	90	82	72	73	70	74	73	80	72	78	76	70	1.0	2
9	クーリングタワー (排熱利用冷温水機、 ガス吸収冷温水機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	4
(10)	クーリングタワー (ターボ冷凍機、 ヒートポンプ用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	2
(1)	クーリングタワー (ガスエンジン発電機用)	101	88	88	88	88	88	88	90	92	90	86	84	82	85	91	88	83	92	82	82	81	1.0	1

- 注) 図番号は、図 2-4-4(2)と対応する。
- 出典)1:クーリングタワー、ラジエーター(番号①~⑥、⑨~⑪)「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境省大気保全局、平成12年)を基に設定した。
 - 2:熱源用排気口及びガスエンジン発電機用排気口(番号⑦⑧)「低周波対応事例集」(環境省水・大気環境局大気生活環境室,平成20年)
 - 3:①~⑥、⑨~⑪は屋外設置機器。⑦⑧は屋内設置機器の発生低周波音レベルを排出口位置に設定した。

(5) 予測結果

施設機器の稼働による低周波音圧レベル (G特性) の予測結果は、表 2-4-6 及び図 2-4-4 に示すとおり、1 期工事完了後は敷地境界で最大 64dB、2 期工事完了後は 65dB (参照値 92dB 以下) と予測される。

また、1/3 オクターブバンド音圧レベルの予測値(平坦特性)は、表 2-4-7 及び図 2-4-5 に示すとおり、「物的苦情に関する参照値」以下の数値となると予測される。また、「心身に係る苦情に関する参照値」については、敷地境界の 80Hz の周波数で最大 2dB 程度超えているが、現況において計測した数値($44\sim53$ dB)未満となっている。

表 2-4-6 施設機器の稼働による低周波音圧レベルの予測値

単位:dB

予測対象時期	予測地点	予測結果 (L _G)	参照值
1期工事完了後	敷地境界	64	92
2期工事完了後	敷地境界	<u>65</u>	92

注)1:予測値は、G特性で示す。

^{2:}参照値は、「低周波音問題対応の手引書」(環境省,平成16年)に示されている苦情等に対して低周波音によるものかを判断するための目安である。



図 2-4-4(1) 熱源施設の稼働による低周波音圧レベルの予測結果 (1 期工事完了後)



図 2-4-4(2) 熱源施設の稼働による低周波音圧レベルの予測結果(2 期工事完了後)

表 2-4-7 1/3 オクターブバンド音圧レベル予測結果

(単位:dB)

																					(平)上	. ub/
	予測								1,	/3 才:	クター	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	ンド中	心周波	b数(H:	z)						
	時期	A. P.	1	1. 25	1.6	2	2. 5	3. 15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
	1 期工事完成後	67.8	56.4	56. 4	56.4	56. 4	56.3	56.6	58.3	60.8	58.1	53.0	48.3	44.8	46.3	52. 2	51.2	46. 1	50.2	45.0	44.1	41.8
	2期工事完成後	69.0	57.6	57.6	57.6	57.6	57.4	57.8	59.5	62.0	59.3	54. 2	49.4	46.0	47.4	53.4	52.4	47.3	51.4	46. 2	45.3	43.0
評価	物的苦情に関する	参照値								70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99		
	心身に係る苦情に 参照値	関する											92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

注)参照値は、「低周波音問題対応の手引書」(環境省,平成16年)に示されている苦情等に対して低周波音によるものかを判断するための目安である。

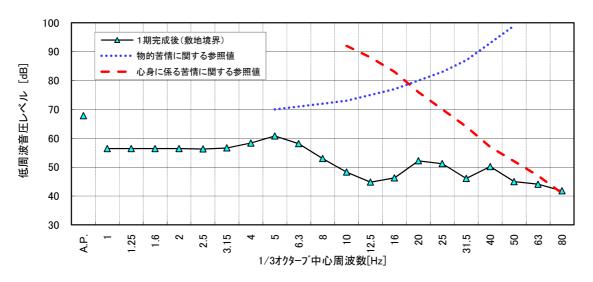


図 2-4-5(1) 1/3 オクターブバンド音圧レベル予測結果(1 期工事完了後)

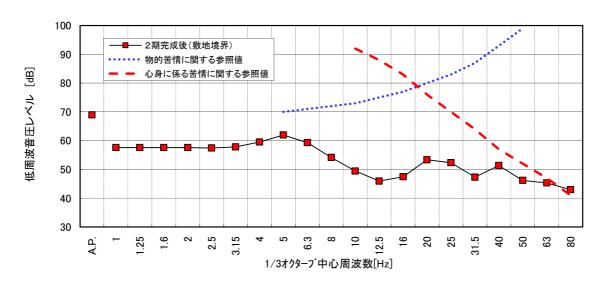


図 2-4-5(2) 1/3 オクターブバンド音圧レベル予測結果(2 期工事完了後)

4-4 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

- ・屋内設置が可能な機器については屋内に設置する。
- ・施設内の機器に対しては、頑強な建物壁面の施工、機械室内の吸音材の施工により、施設壁面の透過する低周波音を周辺環境に影響を及ぼすおそれがないように低減させる。(資料 6-3 (資料編 p. 681) 参照)

(2) その他の措置

- ・可能な範囲で、設備本体へのサイレンサ等の設置を行う。
- ・施設機器の運転管理において低周波音の発生の低減に努めるとともに、十分な点検・ 機能検査・整備により、性能の維持に努める。

4-5 評 価

予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることで、施設機器の稼働による低周波音圧レベル(G特性)の予測結果は、1 期工事完了後で最大 64dB、2 期工事完了後で最大 65dBと予測され、低周波音の苦情に対して低周波音によるものかを判断する目安である参照値(92dB)以下、並びに「物的苦情に関する参照値」、「心身に係る苦情に関する参照値」と比較すると、80Hz の周波数で最大 2dB 程度超えているが、現況において計測した数値未満であり、周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、頑強な建物壁面の施工、機械室内の吸音材の施工により、施設壁面の透過する低周波音を周辺環境に影響を及ぼすおそれがないように低減させることで、周辺環境に及ぼす影響は低減するとともに、施設機器の運転管理において低周波音の発生の低減に努めるとともに、十分な点検等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

第5章 水質 • 底質

5-1	工事中	379
5-2	熱源施設の運河水循環による	
	温度差利用に伴う運河水への影響 ・・・・・・・・・	390
5-3	運河水取水・放水口付近における	
	底泥の舞い上がりの影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	404

第5章 水質・底質

5-1 工事中

5-1-1 概 要

工事中に発生する水質汚濁物質の排出量及び濃度について検討を行った。

5-1-2 調 査

既存資料により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

水質(水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質量 (SS)、カドミウム、鉛、砒素、総水銀、ベンゼン)の状況

(2) 調査方法

以下に示す既存資料の収集によった。

・「平成 24 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」 (名古屋市ホームページ)

(3) 調査結果

事業予定地周辺河川における水質は、表 2-5-1 に示すとおりである。(調査地点は図 1-4-22 (p. 95) 参照)

水域名	調査地点	類型	区分	Нq	SS (mg/ℓ)	カト゛ミウム (mg/0)	鉛 (mg/l)	砒素 (mg/l)	総水銀 (mg/Q)	ベンゼン (mg/ℓ)
中川運河	東海橋	Е	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	8.3	11	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.001
堀 川	港新橋	D	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	7. 3	6	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.001

表 2-5-1 水質の状況

注)調査結果は、年平均値である。

基準値区分	類型	区分	рH	SS (mg/l)	カドミウム (mg/l)	鉛 (mg/l)	砒素 (mg/l)	総水銀 (mg/Q)	ベンゼン (mg/ℓ)
環境基準	D類型	-	6.0以上 8.5以下	100mg/l 以下					
垛况 安宁	E類型	ı	6.0以上 8.5以下		0.003mg/ll 以下	0.01mg/l 以下	0.01mg/l 以下	0.0005mg/ll 以下	0.01mg/0 以下
環境目標値		☆	6.5以上 8.5以下	20mg/l 以下					

※調査結果に適用される名古屋市環境基本条例に基づく水質環境目標値は、平成25年度 に見直された。なお、上記平成24年度の調査結果には適用されない。

【見直しの概要】

区分:両調査地点ともに、「☆」 \rightarrow 「☆☆」。 環境目標値 SS:「 $20mg/\ell$ 」 \rightarrow 「 $15mg/\ell$ 」

5-1-3 予 測

(1) 予測事項

工事中に発生する水質汚濁物質(pH、SS、カドミウム、鉛、砒素、総水銀、ベンゼン)の排出量及び濃度

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事それぞれにおける工事期間中とした。

なお、SS については、工事による水の濁りが最大となる時期とし、工事区域面積が全て裸地になった場合を想定した。

(3) 予測場所

排水を行う港北運河

(4) 予測方法

① 予測手法

工事計画、類似事例等に基づく予測を行った。

なお、SS については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(監修 建設省都市 局都市計画課,平成11年)による発生源単位を用いて、事業予定地からの濁水の発生量 と排出口での浮遊物質量を計算する方法とした。

② 予測条件

ア 掘削・山留計画

(7) 掘削・盛土条件

工事計画では、場内の掘削土を有効利用し、A及びB区域のうち住宅区域は約2m、商業や複合業務施設の区域は約0.5mの盛土を行い、現地盤面からの掘削深さを最小限とする計画である。

主な掘削範囲は、図 2-5-1 及び図 2-5-2 に示す新施設等建物及び地区内幹線道路のアンダーパスの位置である。

A及びB区域の掘削深さは、盛土後の地盤面から大部分が 2~2.5m程度、アンダーパス部で最大 6m程度であり、住宅区域は現地盤面から-0.5m程度まで、商業や複合業務施設の区域は現地盤面から-1.5m程度まで掘削する計画である。C区域の掘削深さは、現地盤面から-3m程度までの計画である(図 2-5-2 参照)。

(化) 山留条件

事業予定地の地下水位は、現地盤面から-1.8~-1.0m(図 2-5-2、資料 7 - 1 (資料編p.682) 参照) である。

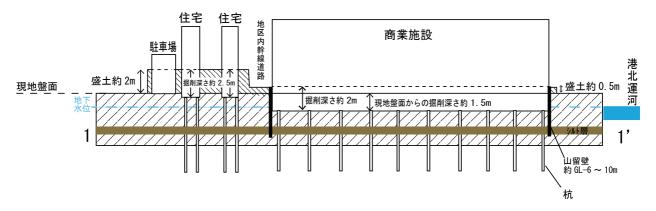
A及びB区域の掘削範囲においては、現地盤面から $-10\sim-6$ mのシルト層(透水係数: 3.0×10^{-6} cm/s: 資料 7-1 (資料編 p. 682) 参照) まで止水性の高い山留壁を構築して、湧出水の発生を抑制する。C区域においては、現地盤面から-12m程度の粘土層(図 2-5-2、資料 7-1 (資料編 p. 682) 参照) まで止水性の高い山留壁を構築して、湧出水の発生を抑制する。

なお、インフラ工事における掘削もあるが、掘削深さはA及びB区域の盛土後の地盤面及びC区域の現地盤面から $-3\sim -2$ m程度で各区域の掘削深さと同じである。

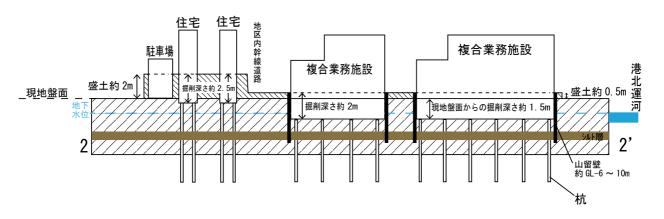


図 2-5-1 主な掘削範囲及び断面位置図

【A区域】



【B区域】



【C区域】

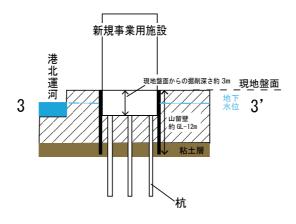


図 2-5-2(1) 掘削深さイメージ図 (模式断面図)

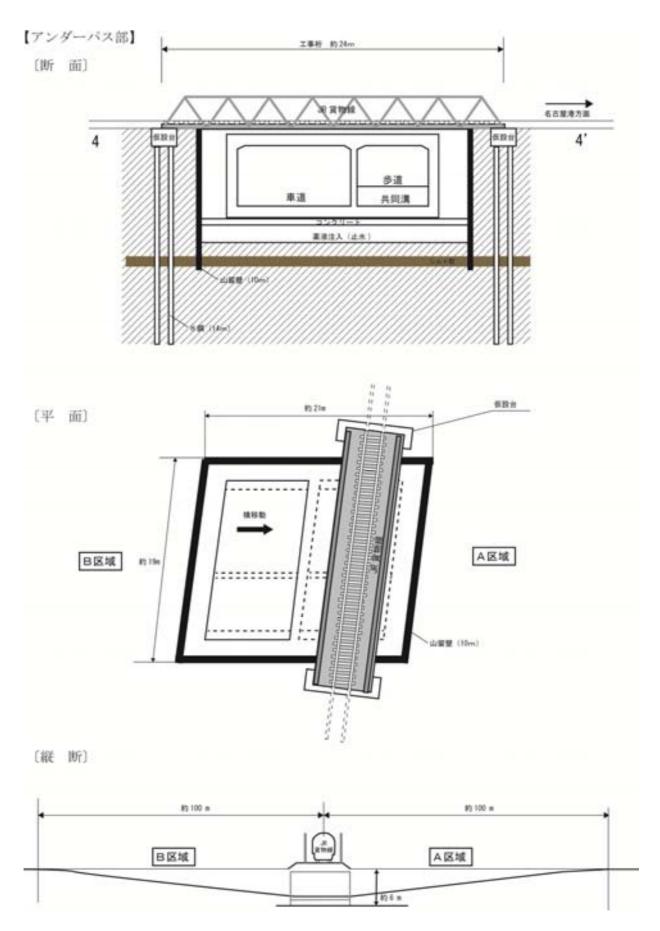


図 2-5-2(2) 掘削深さイメージ図 (模式断面図)

イ 排水計画

1期工事及び2期工事ともに、事前配慮に基づき、工事中に発生する濁水は、事業予定地内に沈砂設備を設置し、既設の雨水排水管を経て港北運河へ放流する計画である。 (図 2-5-3 参照)

沈砂設備は、洪水調整容量の算定に基づき必要容量(後掲表 2-5-3 参照)を設け、位置、設置数は、施工計画にあわせて、工事施工の障害とならない場所、維持管理が容易な場所などを検討して選定する。

また、工事排水の濁度及び pH については、定期的に簡易測定により監視する。

さらに、過去の調査において基準不適合土壌として確認され、一部区域に残置しているカドミウム、鉛、砒素、総水銀、ベンゼンに起因する排水の基準不適合の有無については、定期的に監視することにより基準不適合の有無を確認する。基準不適合が確認された場合は、基準不適合物質の種類、濃度等の状況に応じた水処理装置を設置し、適切に処理した後、放流する計画であり、表 2-5-2 に示す濃度で管理して放流する。

水質汚濁物質 管理濃度 $5.8 \sim 8.6$ рΗ SS 200mg/Q カドミウム $0.1 \text{mg}/\ell$ 鉛 $0.1 \text{mg}/\varrho$ 砒素 $0.1 \text{mg}/\ell$ 総水銀 $0.005 \,\mathrm{mg}/\ell$ ベンゼン $0.1 \text{mg}/\varrho$

表 2-5-2 管理濃度

- 注)1:pH 及び SS の管理濃度は、「水質汚濁関係ハンドブック」 (名古屋市, 2012 年) に示す建設工事における排水対策 の目安値を用いた。
 - 2:カドミウム、鉛、砒素、総水銀及びベンゼンの管理濃度は、「水質汚濁防止法」の特定施設に係る排水基準値を参考として用いた。

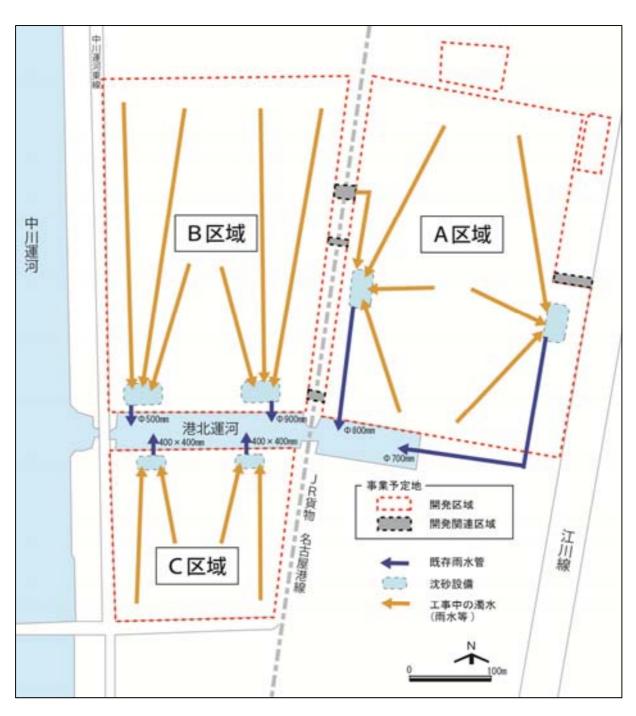


図 2-5-3 工事中の排水計画 (イメージ図)

ウ SS の予測手法

SS の予測手法は、図 2-5-4 の予測手順に示すとおりである。

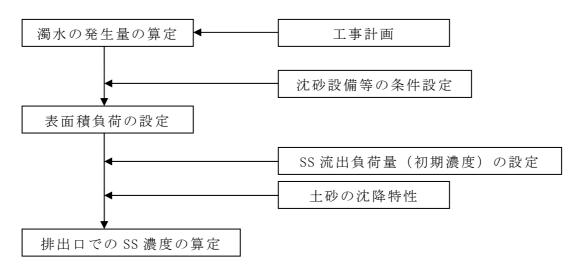


図 2-5-4 沈砂設備の排出口での SS 濃度算定の予測手順

(7) 濁水の発生量の算定

濁水の発生量の算定は、以下に示す式によった。

 $Q = f \times I \times A \div 1000$

ここで、Q:雨水流出量(濁水発生量)(m³/h)

f: 工事区域の雨水流出係数(0.5)

I: 平均降雨強度 (mm/h) (3.0)

A: 工事区域の面積 (m²)

A区域	B区域	C区域
約 137,350	約 124,600	約 48,770

(イ) 沈砂設備の表面積負荷※の算定

表面積負荷の算定は、以下に示す式によった。

 $V_0 = Q / A_0$

ここで、V₀:表面積負荷 (m/h)

Q:沈砂設備への濁水流入量 (m³/h)

A₀: 沈砂設備の床面積 (m²)

※土質粒子が沈砂設備に沈降する限界速度。限界速度とは除去可能な濁質分のうち粒径が 最も小さい粒径の速度。

(ウ) 沈砂設備の計画

沈砂設備は、「防災調整池等の技術基準(案) 第2編 大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)」による洪水調整容量の算定に基づき設定した。(資料7-2(資料編 p. 689) 参照)

沈砂設備の計画は、表 2-5-3 に示すとおりである。

 区域
 計画貯留容量
 床面積

 A
 約 2, 140 m³
 約 2, 140 m²

 B
 約 1, 940 m³
 約 1, 940 m²

 C
 約 760 m³
 約 760 m²

表 2-5-3 沈砂設備の計画

(I) SSの流出負荷量(初期濃度)の設定

SS の流出負荷量(初期濃度)の設定は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(監修 建設省都市局都市計画課,平成11年)に示された濁水中のSS 濃度の調査事例の最大値である、2,000mg/0と設定した。

(オ) 土砂の沈降特性

ストークスの式(粒子の沈降速度:資料7-3(資料編p.690)参照)より、粒径と 沈降速度の関係を算定すると、表 2-5-4 に示すとおりである。

粒子径	沈降速度	粒子径	沈降速度	粒子径	沈降速度
mm	mm/s	mm	mm/s	mm	mm/s
0.001	0.0009	0.01	0.0899	0.1	8.990
0.0015	0.0020	0.015	0.2023	0.15	20.23
0.002	0.0036	0.02	0.3596	0.2	35.96
0.003	0.0081	0.03	0.8091	0.3	80.91
0.004	0.0144	0.04	1.438	0.4	143.8
0.005	0.0225	0.05	2.247	0.5	224.7
0.006	0.0324	0.06	3.236	0.6	323.6
0.007	0.0440	0.07	4.405	0.7	440.5
0.008	0.0575	0.08	5.753	0.8	575.3
0.009	0.0728	0.09	7.282	0.9	728. 2

表 2-5-4 粒径と沈降速度の関係

(5) 予測結果

雨水及び湧水による排水は、管理濃度を遵守し排出することで、1 期工事及び 2 期工事ともに、工事期間中の排水濃度は、pH5.8~8.6 程度、カドミウム濃度 0.1mg/0、鉛濃度 0.1mg/0、砒素濃度 0.1mg/0、総水銀 0.005mg/0及びベンゼン濃度 0.1mg/0以下となる。

また、沈砂設備出口における SS 濃度の予測結果は、表 2-5-5 に示すとおりである。

計画する沈砂設備の表面積負荷(限界の沈降速度)は 0.027mm/s であり、表 2-5-4 の 粒径と沈降速度の関係から沈降速度 0.027mm/s は粒径 0.005~0.006mm に対応する。この ことから、計画する沈砂設備では、粒径 0.006mm 以上の土砂が除去可能である。

事業予定地のボーリング調査地点における表土付近の土質試験の粒径加積曲線から、 事業予定地の土質は粒径 0.075mm以上が 92.3%を占める(資料 7 - 4 (資料編 p.691) 参照) 0.006~0.075mm の粒径も存在すると考えられるが、ここでは安全側の予測で除去 率約 92.3%とし、沈砂設備を通過する割合は約 7.7%と予測される。

したがって、SSの流出負荷量(初期濃度)2,000mg/ℓに対し、沈砂設備出口では SS 濃度は 154mg/ℓ (建設工事における排水対策の目安値 200mg/ℓ以下)、汚濁負荷量は各区域で 11.3~31.7kg/h となる。

以上から、沈砂設備から港北運河へ排水される pH 及び SS 濃度は、「水質汚濁関係ハンドブック」(名古屋市, 2012 年) に示す建設工事における排水対策の目安値以下、また、カドミウム、鉛、砒素、総水銀及びベンゼンは、「水質汚濁防止法」の特定施設に係る排水基準値以下であると予測される。

区域	表面積 負荷 (m/h)	表面積負荷 (沈降速度) (mm/s)	濁水 流入量 (m³/h)	除去可能 な粒径 (mm)	除去率 (%)	出口における SS 濃度 (mg/l)	汚濁 負荷量 (kg/h)
A区域	0.09627	0.027	206.0				31. 7
B区域	0.09634	0.027	186. 9	0.006 以上	92.3	154	28.8
C区域	0.09626	0.027	73. 2				11. 3

表 2-5-5 各区域の沈砂設備出口における SS 濃度と汚濁負荷量の予測結果

また、現地盤面からの掘削深さをできる限り少なくすること、止水性の高い山留め壁を不透水層(透水係数: 3.0×10^{-6} cm/s 程度)まで構築することなどにより、湧水量を極力減らすことで、港北運河への排水量は低減されると予測される。

5-1-4 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

- ・工事中に発生する濁水は、事業予定地内に沈砂設備を設置し、適切に処理した後、 既設の雨水排水管を経て港北運河へ放流する。
- ・沈砂設備は、洪水調整容量の算定に基づき必要容量を設け、位置、設置数は、施工 計画にあわせて、工事施工の障害とならない場所、維持管理が容易な場所などを検 討して選定する。
- ・事業予定地内で発生する掘削土は、盛土として極力再利用することにより、現地盤 面からの掘削深さを最小限とする。
- ・掘削範囲は必要に応じて山留壁で止水し、湧水量を低減する。
- ・工事排水の濁度及び pH について、定期的に簡易測定により監視する。
- ・基準不適合土壌に起因する排水の基準不適合について、定期的に監視することにより基準不適合の有無を確認する。基準不適合が確認された場合は基準不適合の状況 に応じた水処理装置を設置し、適切に処理した後、放流する。

(2) その他の措置

- ・沈砂設備に堆積する土砂を定期的に除去するなど、濁りの除去効果が低下しないよ う維持管理を行う。
- ・土工箇所は、速やかに転圧等を行うことにより、降雨による土砂等の流出を防止する。
- ・集中的な降雨時には、大量の土砂を移動させない。
- ・土工事が終了した地表面は、裸地のまま放置する期間を短くするよう配慮する。
- ・コンクリートミキサー車の洗浄水は、場外運搬処分する。

5-1-5 評 価

予測結果によると、適切な沈砂設備の設置、排水の適切な管理を行うことで、pH及びSS濃度は、「水質汚濁関係ハンドブック」(名古屋市,2012年)に示す建設工事における排水対策の目安値以下、また、カドミウム、鉛、砒素、総水銀及びベンゼンは、「水質汚濁防止法」の特定施設に係る排水基準値以下となることから、港北運河の水質・底質に及ぼす影響はほとんどないものと判断する。

また、現地盤面からの掘削深さをできる限り少なくすること、止水性の高い山留め壁を不透水層(透水係数: 3.0×10^{-6} cm/s 程度)まで構築することなどにより湧水量を極力減らすことにより、港北運河への排水量は低減されるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、沈砂設備に堆積する土砂を定期的に除去するなど、濁りの除去効果が低下しないよう維持管理を行う等の環境の保全のための措置を講ずることにより、港北運河の水質・底質に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

5-2 熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響

5-2-1 概 要

熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響について検討を行った。

5-2-2 調 査

既存資料及び現地調査により、現況の把握を行った。

(1) 既存資料による調査

① 調査事項

・中川運河における水温の状況

② 調查方法

以下に示す既存資料の収集によった。

・「20~24年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

③ 調査結果

事業予定地近傍の調査地点(中川運河:東海橋)における水温の調査結果は、表 2-5-6 及び図 2-5-5 に示すとおりである。近年 5 年間の平均値を見ると、水温は夏の時期に 30° 程度まで上昇し、冬の時期は 7° 程度まで低下する。各月の変動幅をみると、最大と最小値の差は 2° 2 である。また、水温は気温と同期して変化している。

表 2-5-6 事業予定地近傍の調査地点 (中川運河:東海橋)における水温の経時変化

【平成 20~24 年度平均值】

単位:℃

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
気温	19.2	24. 2	25.9	31.6	31.9	30.3	25. 1	16. 2	13.9	7. 7	7.4	12.0	20.5
水温	16.8	22.2	24.4	28.8	30.3	28.6	23. 1	17. 1	12.0	7. 3	7. 2	10.7	19.0

出典)「平成 20~24 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)を 基に作成

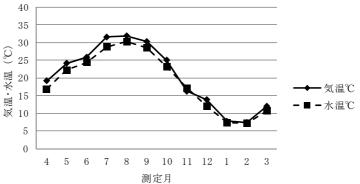


図 2-5-5(1) 中川運河 (東海橋) における水温と気温の変化 「近年 5 年間 (平成 20~24 年度) の平均〕

出典)「平成 20~24 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ) を基に作成。各年のグラフは、資料 7-5 (資料編 p. 692) 参照。

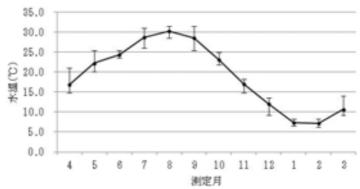


図 2-5-5(2) 中川運河 (東海橋) における各月の平均水温の変動幅 [近年 5 年間 (平成 20~24 年度)]

出典)「平成 20~24 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ) を基に作成。各年のグラフは、資料 7-5 (資料編 p. 692) 参照。

(2) 現地調査による調査

① 調査事項

ア 中川運河と港北運河の水温の相関性

イ 港北運河の水深

② 調査方法

調査は、図 2-5-6 に示す中川運河(東海橋)の1地点と港北運河の8地点において水温 を測定し、両運河の水温の相関性を確認した。また、港北運河の水深について実測調査を 行った。調査方法の概要は、表 2-5-7 に示すとおりである。

表 2-5-7(1) 調査方法の概要 (水温)

調査日	①第1回調査:平成25年7月22日 ②第2回調査:平成25年8月9日
朔 且 日	
	(両日とも、調査日及び前日の天候は晴れ)
調査時間帯	朝:6~7時台、昼間:13~14時台、夕:17~18時台、夜間:23時台
	図 2-5-6 に示すとおりである。
調査地点	中川運河(東海橋)1 地点
	港北運河 4 地点 (No.1~4) 各護岸側及び中央地点
調査方法	橋上またはボート上から水温計を用いて、各調査日の各時間帯・各地
前 宜刀伍	点で 2 分間に 120 データをサンプリングした。
	「河川砂防技術基準 調査編」(国土交通省)に示された水質調査方
┃ 水温の測定深さ	法「原則水深の2割を標準とし、水深が浅い場合には河床の泥土を乱
小価の側と休さ	さない深度で行う」を参考に、港北運河の水深概ね1~3mを考慮し、
	水面から 0.5m とした。

表 2-5-7(2) 調査方法の概要 (港北運河の水深)

調査日	上記、水温調査と合わせて実施した。		
調査地点	図 2-5-8 に示す 9 断面において、各断面 5 地点の水深を調査した。		
水深の測定方法	橋上またはボート上からロープやスタッフ(ものさし)等を用いて測		
	定した。		

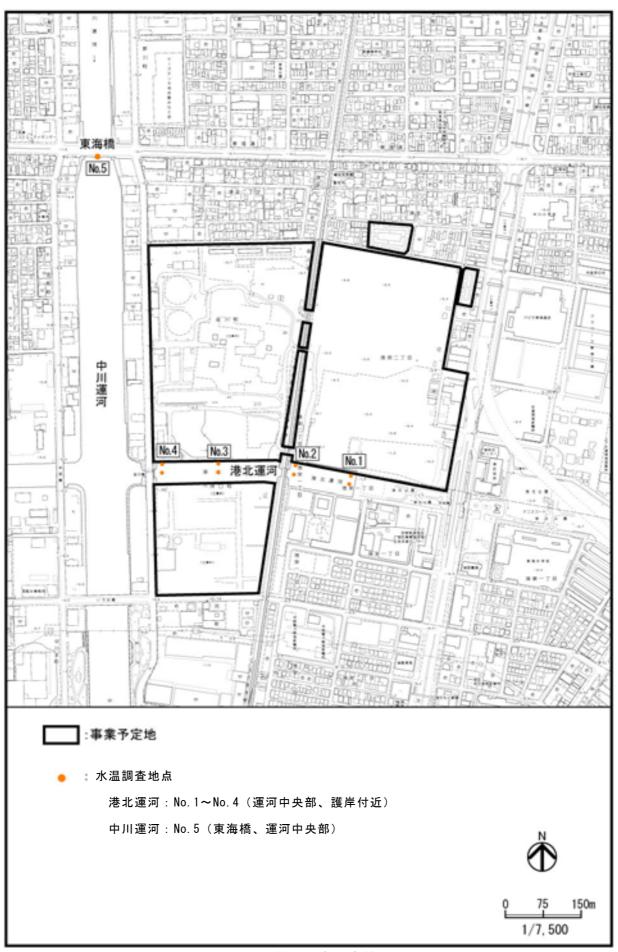


図 2-5-6 水温調査地点位置図

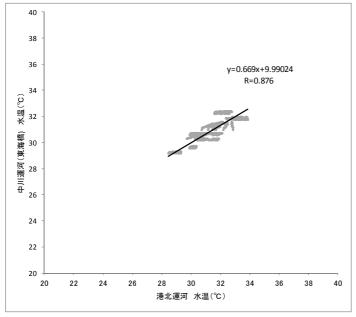
③ 調査結果

ア 中川運河と港北運河の水温の相関性

中川運河及び港北運河における水温の調査結果の相関を見るために、縦軸に中川運河(東海橋)の調査結果、横軸に港北運河の調査結果をとり、回帰式、相関係数(R)を算出した。(図 2-5-7 参照)

相関係数を求めた結果、0.876 と "強い相関関係がある^{注)}" といえ、中川運河の既存調査結果は、港北運河の水温にも当てはまると考えられる。

なお、中川運河(東海橋)及び港北運河における水温調査結果は、資料7-6 (資料編p.693) に示すとおりである。



注) 一般的に用いられている相関係数の指標は、以下に示すとおりである。 $0.0\sim0.2$: ほとんど相関関係がない。 $0.2\sim0.4$: やや相関関係がある。 $0.4\sim0.7$: かなり相関関係がある。 $0.7\sim1.0$: 強い相関関係がある

図 2-5-7 中川運河 (東海橋) と港北運河調査地点の水温の相関

イ 港北運河の水深

港北運河の水深は、図 2-5-8 に示すとおりである。運河中央部では、概ね $2\sim3$ mの水深があり、護岸近くになると 1 m以下のところも見られた。平均的な水深は 2 m程度である。

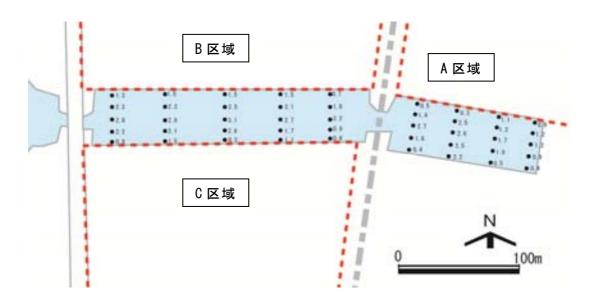


図 2-5-8 港北運河の水深調査結果(単位:m)

5-2-3 予 測

(1) 予測事項

熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響

(2) 予測時期

1 期工事及び 2 期工事それぞれが完了した時点において、熱源施設の稼働が定常状態になった時期とする。

なお、1 期工事完了時と 2 期工事完了時における運河水利用計画は同じであり、1 期工事 完了時と 2 期工事完了時の予測結果は同じとなる。

(3) 予測場所

港北運河

(4) 予測方法

① 予測手法

水理解析はコントロールボリューム法による三次元モデル、水面における熱収支などは MITモデルに従った。(資料 7-7 (資料編 p. 694) 参照)

② 予測条件*

運河水利用の概念図は、図 2-5-9 に示すとおり、運河水を取水し、熱交換器を介して温度差利用を図り、ヒートポンプの熱源水として利用する。

取水口と放水口は、図 2-5-10 に示すとおり、港北運河の運河水をできる限り効率的に利用できるように取水口と放水口をできる限り離して配置した。

なお、予測モデルは、図 2-5-11 に示すとおり現地調査から得られた平均的な水深 2mが一様に広がっているものと想定し、中川運河との水の出入りはないものとした。また、港北運河の運河水は初期条件では流れはないものとした。

予測条件の概要は、表 2-5-8 に示すとおりである。

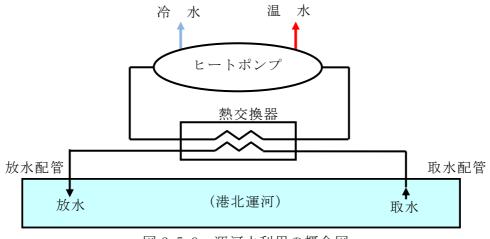


図 2-5-9 運河水利用の概念図

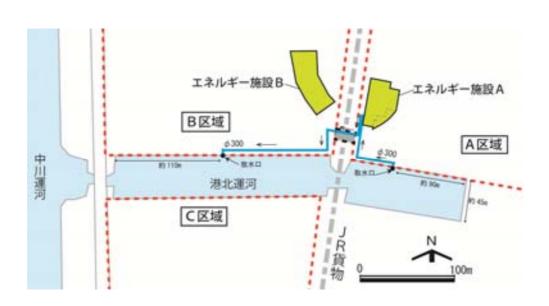
^{*:}事業計画の進捗に伴い、運河水利用量、放水及び取水速度、取水口及び放水口位置を見直した。

表 2-5-8 予測条件

取水及び放水口の位置等	図 2-5-10 参照		
予測範囲	港北運河(図2-5-11参照)		
運河水利用量	放熱時 <u>10,000 L/min(600 m³/h)</u>		
	採熱時 <u>10,000 L/min(600 m³/h)</u>		
運河水利用時間	放熱時午前9時~午後10時		
	採熱時午前9時~午後8時		
放水及び取水速度	放熱時 <u>0.20m/s</u> 採熱時 <u>0.20m/s</u>		
	(放水・取水口にボックスを設置することにより、		
	取水及び放水速度を3割程度低減させた速度)		
運河水利用開始時の取水温設定	放熱時 30℃、採熱時 7℃		
運河水利用に係る運転条件	放熱時:最高放水温度(37℃)、最高取水温度(34℃)。		
	取水温度 32℃までは取水温度+5℃で放水。		
	取水温度 33℃では取水温度+4℃で放水。		
	取水温度 34℃では取水温度+3℃で放水。		
	採熱時:最低放水温度(3℃)、最低取水温度(6℃)。		
	取水温度 6℃まで取水温度-3℃で放水。		

注) 放熱時=冷房時、 採熱時=暖房時

〈平面〉



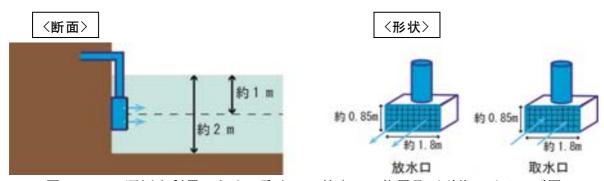
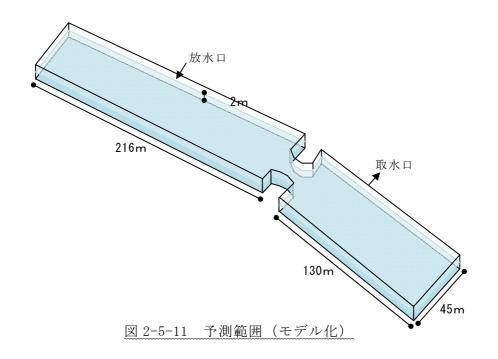


図 2-5-10 運河水利用のための取水口・放水口の位置及び形状のイメージ図



(5) 予測結果

熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響の予測結果について、放熱時は図 2-5-12 に、採熱時は図 2-5-13 示すとおりである。なお、図 2-5-12 及び 13 には、シミュレーション開始時点、温度変化最大時点、シミュレーション開始から 24 時間の時点の 3 つの時点の水深 1 m(水深の中央、取水・排水口の設置水深の中央)の平面図と温度変化最大時、シミュレーション開始から 24 時間の時点の 2 つの時点の放水口における断面図を示した。なお、その他の時点(概ね 4 時間おき)の水深 1 mにおける平面図は、資料 7 - 8 (資料編 p. 701) に示すとおりである。

① 放熱時

利用開始時間である午前9時より運河水(水温30℃)を利用開始した場合、運河水利用の影響による温度変化は、運河水利用の終了時間の午後10時頃に最大となり、水深1m付近における温度分布の面積割合は表2-5-9に示すとおりである。

水温(℃) $31 \sim 32$ $32 \sim 33$ $33 \sim 34$ $29 \sim 30$ $30 \sim 31$ $34 \sim 35$ $35 \sim 36$ 割合(%) 27.8 55.8 13.9 2.4 0.03 0.01 0.01

表 2-5-9 港北運河の水温の面積割合(水深 1m)

 $35\sim36$ ℃の範囲、 $34\sim35$ ℃の範囲は放流口直近あたりに分布し、その周囲に $33\sim34$ ℃の 範囲が分布する。 $32\sim33$ ℃の範囲は放水口から対岸に向かって分布するとともに対岸に達 した後、対岸沿いに左右に分かれてС区域の護岸沿いに分布する。 $31\sim32$ ℃の範囲は、主 にB及びC区域側水域の護岸側にリング状に分布し、A区域の護岸沿いにも一部分布する。 $30\sim31^{\circ}$ Cの範囲は、B及びC区域側水域では $31\sim32^{\circ}$ Cの範囲の内側に、A区域側水域では 護岸に沿って分布する。 $29\sim30^{\circ}$ Cの範囲は、B及びC区域側水域では $30\sim31^{\circ}$ Cの範囲の内側に、A区域側水域では主として $30\sim31^{\circ}$ Cの範囲の内側に分布する。

また、放水口における断面図を見ると、放水口から対岸に向かうにしたがって水温は下がっている。

午後10時以降運河水利用を停止すると、翌日の午前9時までには概ね前日の開始時の水温に戻ると予測される。

② 採熱時

採熱時は利用開始時点の水温が 7℃以上であることを前提とする。利用開始時間である午前 9 時より運河水(水温 7℃)を利用開始した場合、運河水利用の影響による温度変化は、運河水利用の終了時間の午後 8 時頃に最大となり、水深 1m付近における温度分布の面積割合は表 2-5-10 に示すとおりである。

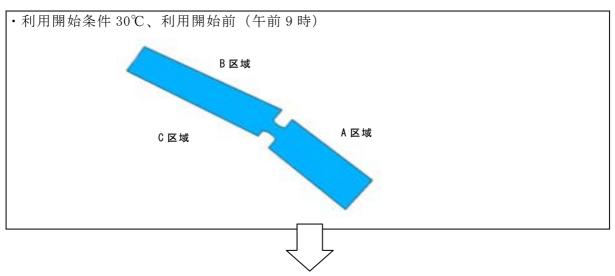
表 2-5-10 港北運河の水温の面積割合(水深 1m)

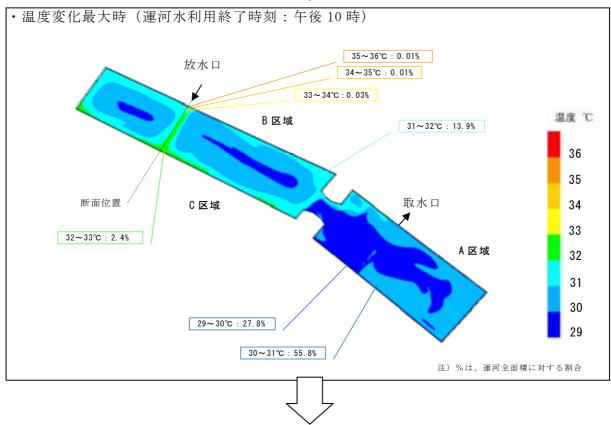
水温(℃)	3~4	4~5	5~6	6~7
割合(%)	0.1	10.4	<u>89. 5</u>	0.01

 $6\sim7$ の範囲は取水口付近にわずかに分布し、取水口が位置するA区域側の大部分は $5\sim6$ の範囲が分布する。B及びC区域側水域では、 $3\sim4$ の範囲が放水口直近に僅かに分布する。 $4\sim5$ の範囲が放水口から対岸へ向かって分布するとともに対岸に達した後、対岸沿いに左右に分かれて護岸沿いに分布し、その内側に $5\sim6$ の範囲が分布する。

また、放水口における断面図を見ると、放水口から対岸に向かうにしたがって水温の 上昇が見られる。

午後8時以降運河水利用を停止した場合、翌日の午前9時時点では運河水は $4\sim5$ 程度であり、開始時点の7 でまで水温は回復しないと予測されるが、翌日の運転開始は水温が7 で以上となった時点から開始するものとする。





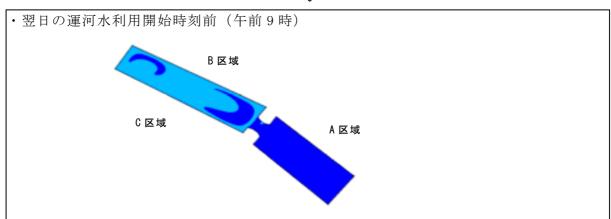
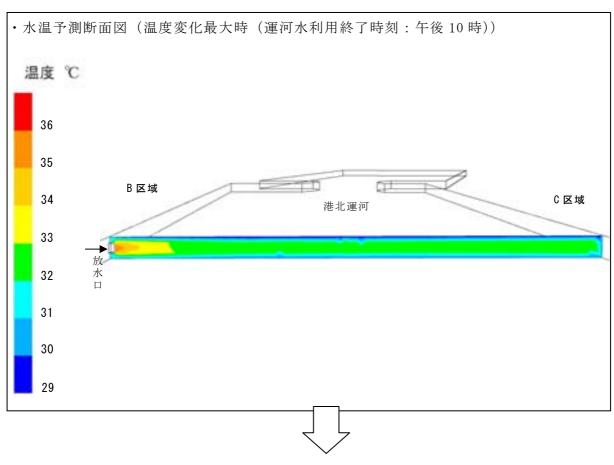


図 2-5-12(1) 温度差利用に伴う運河水への影響(放熱時:水深 1m水温予測平面図)



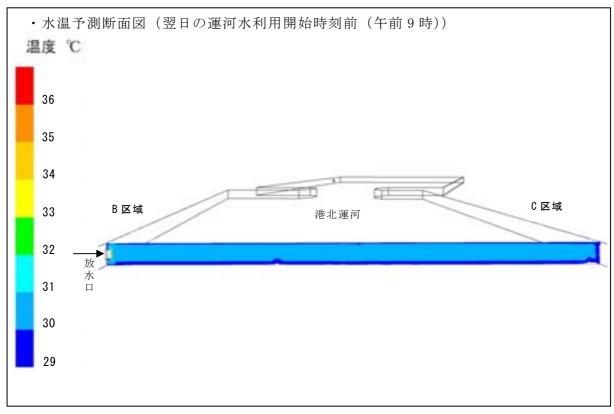
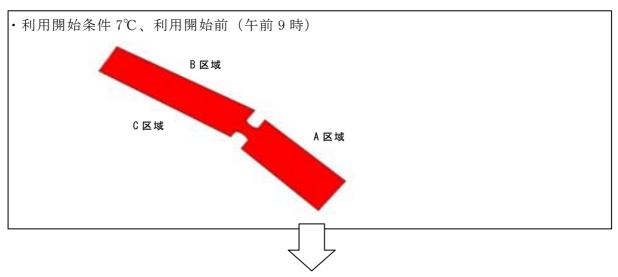
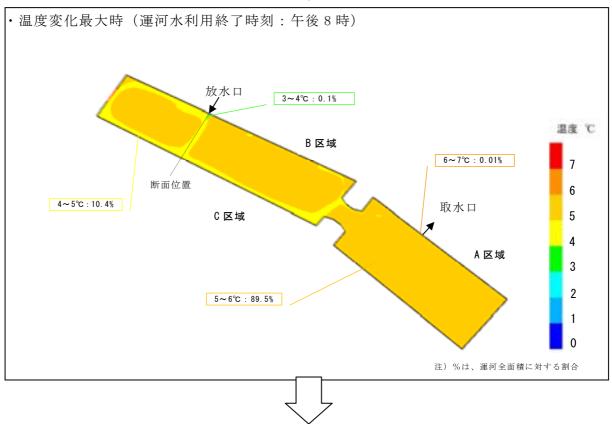


図 2-5-12(2) 温度差利用に伴う運河水への影響(放熱時:放水口における断面)





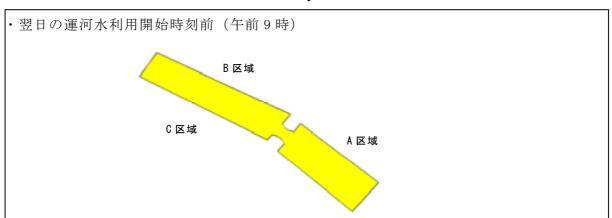
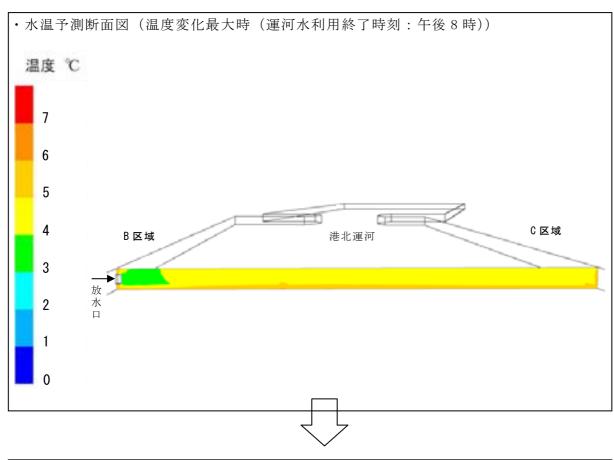


図 2-5-13(1) 温度差利用に伴う運河水への影響(採熱時:水深 1m水温予測平面図)



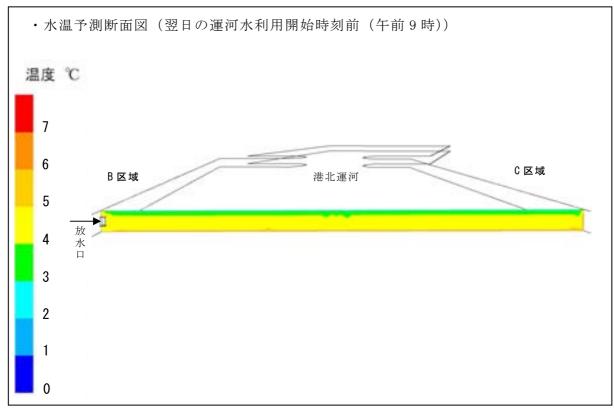


図 2-5-13(2) 温度差利用に伴う運河水への影響(採熱時:放水口における断面)

5-2-4 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

- ・取水口と放水口は、港北運河の運河水をできる限り効率的に利用できるように配置する。
- ・取水口と放水口の水深は、運河深さの中央部とする。
- ・放水口からは、取水口温度に対して、放熱時+3~5℃、採熱時-3℃で放出するように、 適正に運転管理を行う。

(2) その他の措置

- ・運河水を間接的に利用することから、汚濁物質は排出せず、熱のみを利用する。
- ・運河に著しい影響を与えるおそれがある場合は、運河水利用の運転・制御の見直しを行 うなどの適切な措置を講じる。
- ・運河水利用にあたっては、採熱を行う冬季においては、気温が低い場合、翌日の利用 開始時間に運河水利用開始温度まで運河水の水温は戻りきれないことも考えられ、翌 日の利用開始にあたっては、取水温度の状況を踏まえ、適正な運転制御・管理を行う。

5-2-5 評 価

予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることにより、放熱時に放水口から水温 $35\sim36$ $\mathbb C$ で放水された場合、 $33\sim36$ $\mathbb C$ の範囲は運河全体の 0.05%程度で、取水温 $30\sim31$ $\mathbb C$ に対して、大部分(99%程度)は $29\sim33$ $\mathbb C$ の水温であり、また採熱時に放水口から水温 $3\sim4$ $\mathbb C$ で放水された場合、 $3\sim4$ $\mathbb C$ の範囲は運河全体の 0.1 %程度で、取水温 $6\sim7$ $\mathbb C$ に対して、大部分(99 %程度)は $4\sim6$ $\mathbb C$ の水温であることから、港北運河の水温変化に対する影響は低減されていると判断する。

また、利用開始時の取水温度の状況を踏まえ、運河水利用の運転条件で適正な運転制御・ 管理を行うことで、運河水循環による温度差利用に伴う運河水の水温への影響はほとんど ないと判断する。

5-3 運河水取水・放水口付近における底泥の舞い上がりの影響

5-3-1 概 要

熱源施設の運河水循環による運河水取水・放水口付近における底泥の舞い上がりの影響 について検討を行った。

5-3-2 予 測

(1) 予測事項

運河水取水・放水口付近における底泥の舞い上がりの影響

(2) 予測時期

1 期工事及び 2 期工事それぞれが完了した時点において、熱源施設の稼働が定常状態になった時期とする。

なお、1 期工事完了時と 2 期工事完了時における運河水利用計画は同じである。したがって、予測結果は1 期工事完了時の予測結果と 2 期工事完了時の予測結果は同じとなる。

(3) 予測場所

港北運河の運河水取水・放水口付近

(4) 予測方法

① 予測手法

取水・放水条件に基づき、定性的に予測した。

また、取水・放水に伴う運河水の流れについては、第5章 5-2「水質・底質 熱源施設の 運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響」で実施したシミュレーション結果を 用いて、ベクトル図を作成した。

② 予測条件*

- ・取水・放水口の位置、形状のイメージ図は、第5章 5-2「水質・底質 熱源施設の運河 水循環による温度差利用に伴う運河水への影響」(5-2-3(4)② 図 2-5-10(p.396) 参照)に示すとおりである。
- ・取水・放水口にはボックスを設置して流速を3割程度低減し、放水・取水は0.20m/s とゆっくりとした速度で取水・放水する。
- ・取水・放水口の中央部から運河底面までは1m程度水深差を確保し、運河底面に直接 流れがあたらないよう計画する。

^{*:}事業計画の進捗に伴い、運河水利用量、放水及び取水速度、取水口及び放水口位置を見直した。

(5) 予測結果

放熱時の放水口及び取水口の断面ベクトル図は図 2-5-14 に、水深 1mにおける平面ベクトル図は図 2-5-15 に示すとおりである。また、採熱時の放水口及び取水口の断面ベクトル図は図 2-5-16 に、水深 1mにおける平面図は図 2-5-17 に示すとおりである。

放熱時及び採熱時ともに、放水口の断面ベクトル図においては 0.20m/s の流速は放水口付近に限られ、運河底面付近ではさらに小さくなると予測される。

取水口の断面ベクトル図においては、取水口に入った後の水流速は 0.20 m/s であるが、運河内では 0.1 m/s 以下と予測される。

平面ベクトル図においても、0.20 m/s の流速は放水口付近に限られ、港北運河内で水流速は概ね 0.1 m/s 以下である。

また、参考として、舞い上がりが発生する速度について、霞ヶ浦の底泥の実験的研究に おいて、流速と底泥の含水比の関係(資料 7 - 9 (資料編 p. 702) 参照)から、底泥の洗掘 (舞い上がり)の有無の検討がなされている。名古屋市の公共用水域重金属等調査における中川運河(東海橋)での底質の含水比 30.2~446.4%を上記研究結果に照らした場合、本 事業の取水・放水流速 0.20m/s は、洗掘 (舞い上がり)は生じない流速に分類される。

以上のことから、運河水取水・放水口付近における底泥の舞い上がりはほとんどないと 予測される。

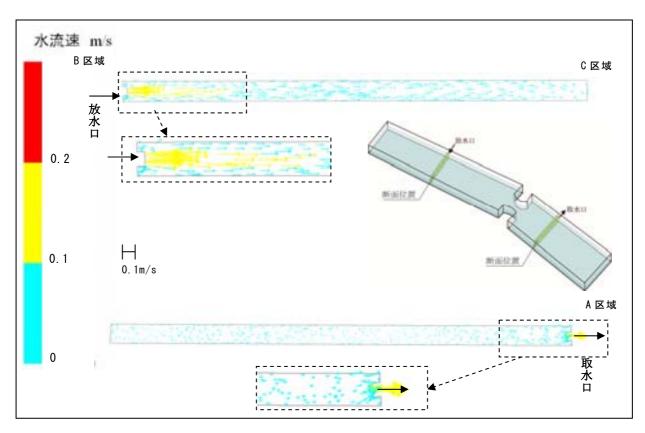


図 2-5-14 放熱時の放水口及び取水口における水流速の断面ベクトル図

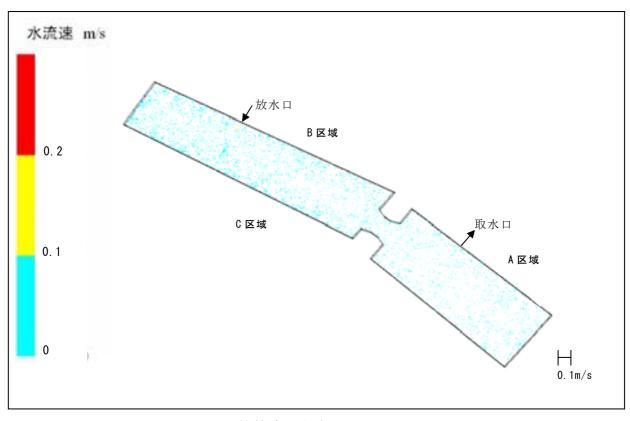


図 2-5-15 放熱時の水流側の平面ベクトル図

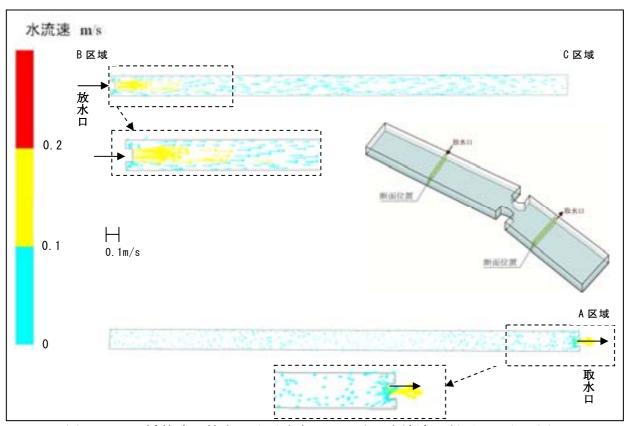


図 2-5-16 採熱時の放水口及び取水口における水流速の断面ベクトル図

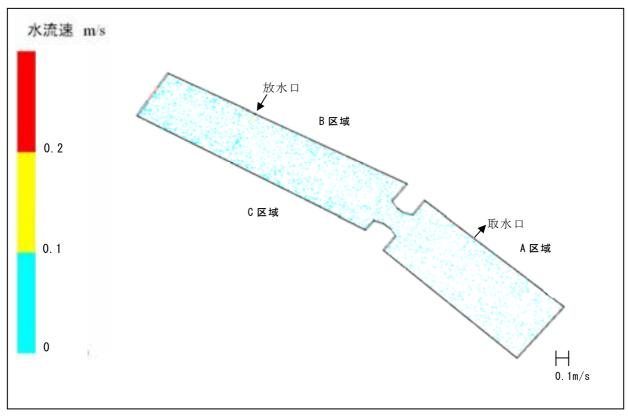


図 2-5-17 採熱時の水流側の平面ベクトル図

5-3-3 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

- ・取水・放水口にはボックスを設置し、流速を3割程度低減する。
- ・取水・放水口の中央部から運河底面までは1m程度水深差を確保し、運河底面に直接 流れがあたらないよう計画する。

(2) その他の措置

- ・運河水利用にあたっては、設計と整合した運河水循環水量とするために、適正な運転 制御・管理を行う。
- ・底泥の堆積物などについては、必要に応じて、運河管理者と協議を行う。
- ・運河管理者等の関係機関と十分協議を行い、適切な工法等を検討することにより港北 運河の水質に与える影響の低減に努める。

5-3-4 評 価

予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることにより、放熱時及び採熱時ともに 0.20m/s の流速は放水口付近に限られ、運河底面付近ではさらに小さくなると予測され、また取水・放水口の構造は、運河底面に直接流れがあたらないよう計画する。

また、流速と底泥の含水比の関係から、本事業の取水・放水流速 0.20m/s は、洗掘(舞い上がり) は生じない流速に分類される。

以上のことから、底泥の舞い上がりに及ぼす影響はほとんどないと判断する。

本事業の実施にあたっては、適正な運転制御・管理を行い、底泥の舞い上がりに及ぼす 影響のさらなる低減に努めるとともに、万一舞い上がりが生じるような場合には、因果関 係の調査を行い、運転制御方法等の検討や必要に応じて運河管理者との協議などを行う。

第6章 地 下 水

第6章 地下水

6-1 概 要

工事中の掘削等の土工による地下水への影響について検討を行った。

6-2 調 査

既存資料により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

事業予定地内及び周辺の地下水の状況

(2) 調査方法

以下に示す既存資料の収集によった。

- ・「東邦ガス(株)旧港明工場跡地の土壌・地下水汚染に係る周辺井戸水等の調査結果について」(名古屋市ホームページ)
- ・土壌・地下水浄化対策地下水モニタリング結果

(東邦ガス, 平成24年1月~平成25年10月)

・事業予定地内ボーリング調査結果 (東邦ガス, 昭和51年、平成23年)

(3) 調査結果

① 事業予定地周辺の地下水の状況

事業予定地周辺の地下水(周辺の井戸)の調査結果は、表 2-6-1 に示すとおりである。

調査個所		熱田区 八番二丁目	港区 いろは町	港区 七番町	
事業予定地からの距離		北 800m 西 450m 北東 450m			
調査日		<u>1</u>	地下水環境基準値		
地下水の使用用途		工業用	工業用	工業用	
ストレーナの位置		不明	136~155m	不明	
調	全シアン	ND	ND	ND	検出されないこと
查	鉛	ND	ND	ND	0.01mg/0以下
項	砒素	ND	ND	ND	0.01mg/0以下
目	ベンゼン	ND	ND	ND	0.01mg/0以下

表 2-6-1 地下水調査結果 (周辺の井戸)

出典:「東邦ガス(株)旧港明工場跡地の土壌・地下水汚染に係る周辺井戸水等の調査結果について」 (名古屋市ホームページ)

注) ND は検出限界未満であることを示す。

② 事業予定地内の地下水の状況

東邦ガス港明工場の操業停止後、事業予定地内において、地下水調査を行った結果、A及びB区域ではベンゼン、シアン、鉛及び砒素の4物質、C区域ではベンゼンの1物質が基準不適合で確認された。その後、地下水対策工事を実施し、平成24年1月から平成25年10月までの約2年間、図2-6-1に示す19地点(基準不適合が確認された区域の代表地点)において、土壌・地下水浄化対策の地下水モニタリング調査を実施した。

その結果は、表 2-6-2 に示すとおりであり、全地点で基準適合が確認されている。

また、各調査地点は基準不適合が確認された帯水層(第1帯水層:GL-6~-1m程度、 第2帯水層:GL-11.5~-8m程度)を対象に調査を行った。

表 2-6-2 事業予定地における地下水モニタリング結果

単位: mg/1

回 数	1	2	3	4	5	6	7	8	環境基準
年 月	H24.1	H24.4	H24.7	H24.10	H25.1	H25.4	Н25.7	H25.10	界
ベンゼン		0.001 未満							0.01mg/1 以下
シアン		0.1 未満							検出され ないこと
鉛	0.001 未満							0.01mg/1 以下	
砒素	0.001 未満							0.01mg/1 以下	

③ 事業予定地内の地下水位

事業予定地内の地下水位は表 2-6-3 に示すとおり、 $GL-1.8\sim-1.0$ m程度である。調査地点、ボーリング結果などは、資料 7-1(資料編 p. 682)に示すとおりである。

表 2-6-3 事業予定地の地下水位

調査地点	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
孔内水位	GL-1.4m	GL-1.8m	GL-1.0m	GL-1.5m



図 2-6-1 地下水モニタリング調査地点、ボーリング調査地点位置図

6-3 予 測

(1) 予測事項

掘削等の土工による地下水への影響(基準不適合土壌による地下水への影響)

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事それぞれにおける工事期間

(3) 予測場所

事業予定地周辺

(4) 予測方法

① 予測手法

工事計画、類似事例等に基づき、定性的に予測を行った。

② 予測条件

ア 掘削・山留計画

掘削・山留計画は、第5章 5-1「水質・底質 工事中」(5-1-3(4)② ア「掘削・山留計画」(p.380)参照)に示したとおりである。

イ 基準不適合土壌の状況

東邦ガス港明工場の操業停止後、設備撤去にあわせて順次土壌調査を行い、平成 24 年 2 月までに計画した対策工事を終了しているが、A及びB区域の一部には、図 2-6-2 に示すとおり、鋼矢板で囲い込んだ範囲にはベンゼン及び砒素が一部残置している。また、その他の範囲には、自然由来と考えられる鉛、砒素の基準不適合土壌などがまだら状に残置している。ただし、地下水については、対策工事後のモニタリング調査で基準適合が確認されている。

C区域については、対策工事(資料8−1 (資料編 p.703) 参照)により基準不適合 土壌の残置はなく、地下水も基準適合が確認されている。

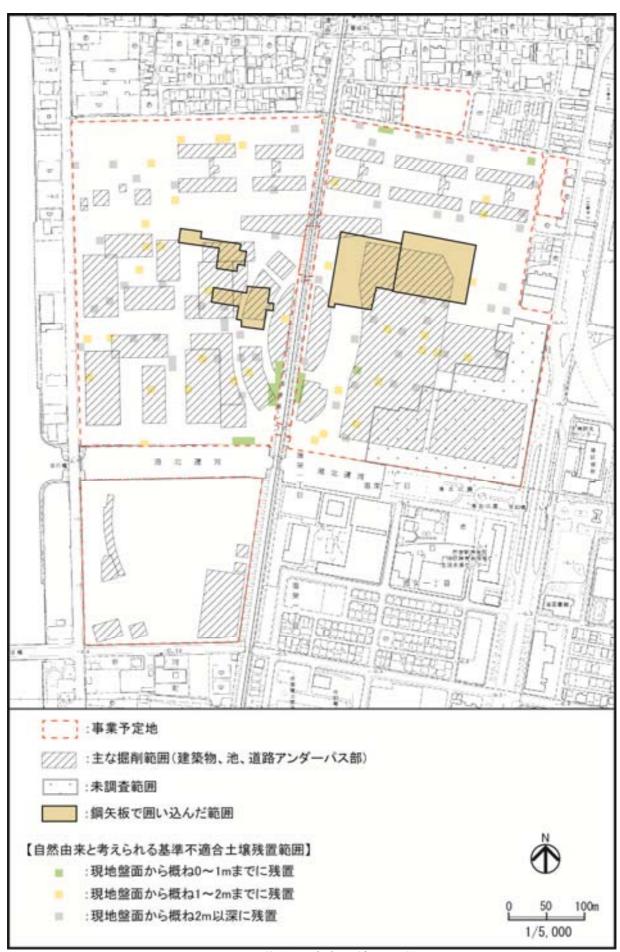


図 2-6-2 基準不適合土壌残置範囲

(7) 鋼矢板で囲い込んだ範囲

固結シルト層(透水係数: 3.0×10^{-6} cm/s)のある GL 約-12mまで根入れした鋼矢板で囲い込んだ範囲には、GL 約-6m付近に対策工事を行ったが、基準不適合のベンゼン及び自然由来と考えられる砒素が一部残置している。(図 2-6-3 参照)

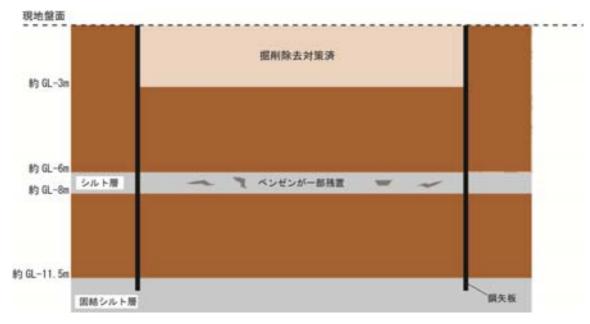


図 2-6-3 鋼矢板で囲い込んだ範囲における現在のベンゼン残置の断面イメージ図

(イ) 自然由来と考えられる基準不適合土壌

A及びB区域の一部には、自然由来と考えられる鉛、砒素等の基準不適合土壌がまだら状に確認されており、その多くは現地盤面から2m以深で残置している。

確認されている濃度は、鉛 $0.011\sim0.070$ mg/1(環境基準値 0.01mg/1)、砒素 $0.011\sim0.12$ mg/1(環境基準値 0.01mg/1)、カドミウム $0.0101\sim0.0296$ mg/1(環境基準値 0.01mg/1)及び総水銀 0.0006mg/1(環境基準値 0.0005mg/1)である。

なお、A区域には、現在、営業中の施設等の立地により未調査エリアがあるが、今後、 現況施設の解体に合わせて、「土壌汚染対策法」等に基づき、適切な調査を行う。

ウ 杭条件

杭についてはA及びB区域は現地盤からGL約-40mまで、C区域はGL約-25mまで打設する計画である。

鋼矢板で囲い込んだ範囲においては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(環境省水・大気環境局土壌環境課,平成24年)に準じた汚染を拡散させない工法で施工を行う。

(5) 予測結果

図 2-6-4 に示すとおり、基準不適合土壌の残置が確認されているA及びB区域掘削工事において、現地盤面からの掘削深さは、アンダーパス部を除いて 1.5m程度であり、基準不適合土壌が残置する範囲の掘削は限られ、またアンダーパス部の掘削範囲においては、基準不適合土壌の残置はほとんどない。一方、地下水位は現地盤面から-1.8~-1.0 m程度であるが、現地盤面から-1.0m以上掘削する範囲では、透水係数が 3.0×10-6 cm/sのシルト層まで山留壁を根入れするなど、湧出水の発生を抑制する工法を採用することから、掘削に伴う基準不適合土壌による地下水への影響はほとんどないと予測される。

また、杭工事においては、基準不適合土壌が残置する範囲は、関係機関と協議し、適正な工法を採用するとともに、鋼矢板で囲い込んだ範囲は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(環境省水・大気環境局土壌環境課、平成24年)に準じた汚染を拡散させない工法を採用することから、掘削に伴う基準不適合土壌による地下水への影響はほとんどないと予測される。

なお、A区域の南東側に一部未調査範囲が存在するが、当該範囲は貯炭場として利用されていた場所であり、既存調査における同様の地歴での調査結果を参考にすると、仮に基準不適合土壌が確認された場合においても、確認される物質は自然由来と考えられる物質と想定され、調査済範囲と同様の対応を行うことで掘削等の土工による地下水汚染はほとんどないと予測される。

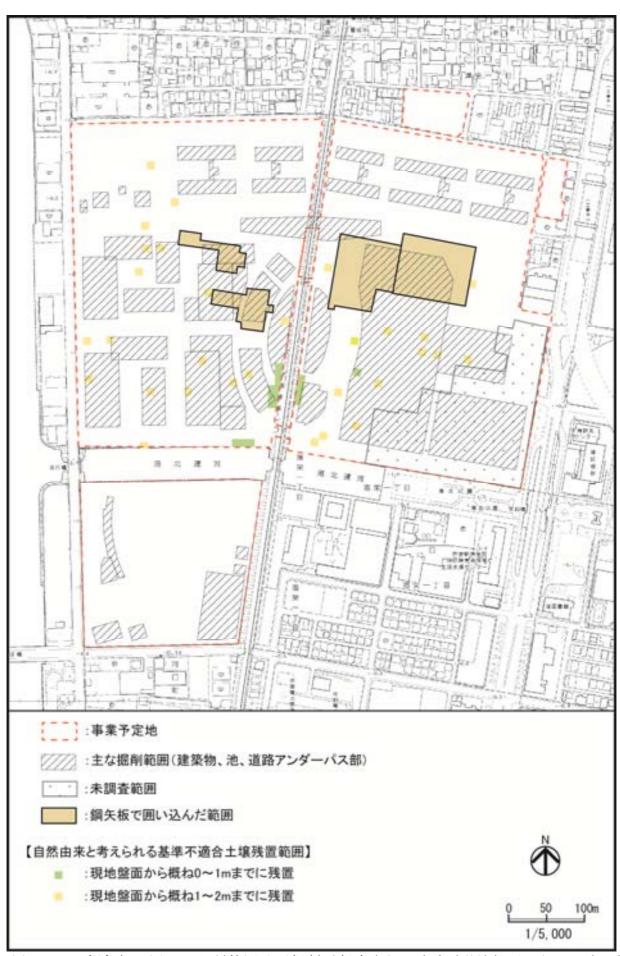


図 2-6-4 鋼矢板で囲い込んだ範囲及び掘削が想定される土中(現地盤面から-2mまで) に存在する自然由来と考えられる基準不適合土壌の範囲

6-4 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

- 事業予定地内の地下水は、対策工事終了後、基準適合を確認している。
- ・事業予定地内で発生する掘削土は、盛土として極力再利用することにより、現地盤 面からの掘削深さ、基準不適合土壌の残置する範囲の掘削を最小限とする。
- ・掘削範囲は必要に応じて山留壁で止水してから掘削する。
- ・鋼矢板で囲い込んだ範囲内及び鋼矢板周辺における施工にあたっては、汚染土壌の 拡散や汚染物質の地下水への溶出がないよう「土壌汚染対策法に基づく調査及び措 置に関するガイドライン(改訂第2版)」(環境省水・大気環境局土壌環境課,平成 24年)に準じた工法を採用する。

(2) その他の措置

- ・基準不適合範囲の掘削土は、原則、同基準不適合土壌が確認されている範囲に盛土 し、基準不適合土壌の分布範囲を最小限とする。
- ・基準不適合土壌を仮置きする際は、状況に応じて敷きシートや飛散防止シートの敷 設等を行う。
- ・掘削土等の再利用にあたっては土壌汚染対策を考慮した適切な計画となるよう関係 機関と十分に協議、調整を行う。
- ・「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78cm²を超える設備を 用いて、湧出水を伴う掘削工事を施工しようとする場合、名古屋市長に関係事項を 届け出るとともに、同条例を遵守する。

6-5 評 価

予測結果によると、本事業の工事にあたっては現地盤面からの掘削深さを最小限とし、 基準不適合土壌の残置する範囲の掘削を極力減らすこと、必要に応じて山留壁で止水し てから掘削することなどの予測の前提とした措置を講ずることにより、基準不適合土壌 による地下水への影響はほとんどないと判断する。

本事業の実施にあたっては、基準不適合土壌を仮置きする際は、状況に応じて敷きシートや飛散防止シートの敷設等を行うことで、周辺の環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

第7章 土 壌

第7章 土 壌

7-1 概 要

工事中の土工による基準不適合土壌の飛散の影響について検討を行った。

7-2 調 査

(1) 調査事項

事業予定地内の基準不適合土壌の状況とした。

(2) 調査方法

事業予定地における土壌調査及び浄化対策結果(東邦ガス株式会社が過去に実施した調査結果(平成13年3月)等)により、現況の把握を行った。

(3) 調査結果

① 事業予定地の土地利用の経緯

事業予定地及び周辺は、1600年以降に干拓・埋立が行われた地域の一部であり、事業予定地は昭和初期に造成された。

A区域は、昭和12年の名古屋汎太平洋平和博覧会の会場用地の一部として使用され、博覧会後の昭和13年、東邦化学工業(昭和26年に東邦理化工業と社名変更)が人造石油製造を目的に取得し、昭和15年に第一工場として操業を開始した。戦時中は軍需工場に指定され、その後海軍(終戦後大蔵省に移管)に譲渡された時期もあった。戦後の復興に伴いガス需要の増加が見込まれる中、東邦ガス株式会社が昭和28年から29年にかけて当該用地を東邦理化工業から譲り受け、コークス炉等のガス製造装置を建設し、昭和33年に港明製造所として操業を開始した。

B区域は、昭和13年に東邦ガス株式会社が土地を取得してコークス炉等を建設し、昭和15年に金川製造所として操業を開始した。金川製造所は戦時中は軍需工場の指定を受け、さらに、空襲により一時期は全休を余儀なくされたが、昭和22年には操業を開始した。

A区域(港明製造所)及びB区域(金川製造所)は、昭和40年に全社の合理化の一環として、港明工場に統合、改称され、コークス炉を中心とする都市ガス製造工場として、都市ガス、コークス、化成品の製造を継続してきたが、平成10年3月に操業を停止し、同年6月に廃止した。

なお、A区域の南東部の一部区域は、昭和57年には園芸センターや事務所などが、昭和63年には喫茶・パン屋、平成5年にはゴルフ練習場が立地し、現在も営業している。B区域には、昭和30年代に区域北側に東邦ガス金川社宅、西側には研究棟が建設され、現在も寮・管理棟などとして利用されている。

C区域は、昭和17年から昭和20年の終戦までは航空揮発油を生産していた。その後、

昭和 26 年に返還を受けて以降、東邦不動産株式会社河口用地(旧東邦理化港工場)として 操業をはじめ、平成 18 年 3 月まで主に石油化学製品の製造を行っていた。現在は、大部分 が更地であり、建物としては西側に利用されていない管理室が残るのみで、更地の一部は 駐車場として利用されている。

② 土壌調査結果及び土壌対策の経緯

操業停止後、設備撤去にあわせて順次土壌調査を行った結果、A及びB区域では操業由来と考えられるベンゼン、シアン及び自然由来と考えられる鉛、砒素、カドミウム、総水銀の6物質が、C区域では操業由来と考えられるベンゼン、六価クロム、総水銀の3物質が基準不適合で検出された。

基準不適合物質の検出を受け、平成 13 年に名古屋市により事業予定地周辺井戸の調査が 実施され、全ての井戸水で環境基準値以下であることが確認された。(前掲表 2-6-1 (p. 409) 参照)

また、事業者は、「名古屋市土壌及び地下水汚染対策検討委員会」の助言を受け、A区域及びB区域は平成15年から、C区域は平成20年から土壌・地下水浄化対策工事を実施し、平成24年2月までに計画した対策工事を終了した。(資料8-1 (資料編p.703)参照)

対策工事終了以降、概ね2年間の地下水モニタリング調査を平成25年10月まで実施し、 基準適合を確認して調査を終了している。(第6章6-2(3)②「事業予定地内の地下水の 状況」(p.410)参照))

③ 現在の状況(対策後の状況)

対策工事後の現在の状況については、第6章「地下水」に示したとおりである(図2-6-2~4参照)。A及びB区域には、鋼矢板で囲い込んだ区域にベンゼン及び砒素が一部残置しているほか、その他の範囲には、自然由来と考えられる鉛、砒素の基準不適合土壌などがまだら状に残置している。

C区域については、基準不適合土壌の残置はない。

また、A区域には、現在、営業中の施設等の立地により未調査エリアがあるが、今後、現況施設の解体に合わせて、「土壌汚染対策法」等に基づき、適切な調査を行う。

7-3 予 測

(1) 予測事項

掘削等の土工による基準不適合土壌の飛散の影響

(2) 予測項目

A及びB区域における操業由来と考えられる物質 (ベンゼン)、自然由来と考えられる物質 (鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物)

(3) 予測時期

1期工事及び2期工事のそれぞれ掘削等の土工の行われる工事期間中

(4) 予測方法

① 予測手法

工事計画に基づき、予測を行った。

② 予測条件

ア 掘削・山留計画

掘削・山留計画は、第5章 5-1「水質・底質 工事中」(5-1-3(4)② ア「掘削・山留計画」(p.380)参照)に示したとおりである。

イ 基準不適合土壌の状況

基準不適合土壌の状況は、第6章「地下水」(6-3(4)② イ「基準不適合土壌の状況」 (p. 412)参照)に示すとおりである。

ウ 杭条件

杭条件は、第6章「地下水」(6-3(4)② ウ「杭条件」(p.414)参照)に示すとおりである。

エ 土壌の取り扱い

- ・鋼矢板で囲込んだ範囲の掘削土・杭汚泥は、土壌汚染対策法に従い、適正に処理・処分 する。
- ・その他の範囲の掘削土については、事業予定地内の盛土材として、できる限り事業予 定地内で利用し、A及びB区域のうち住宅区域は約 2mの盛土、商業や複合業務施設 の区域は約 0.5mの盛土を行う計画である。
- ・杭汚泥については、関係機関と協議を行い、適正に場外処分を行う。
- ・工事中の表層土壌については、基準不適合土壌が表面に出ないように、鉄板などで被 覆するなどの対応を行う。
- ・土壌を仮置きする場合には、飛散防止シート等により飛散を防止する。
- ・事業予定地内の土壌を場外搬出する場合は、関係法令に基づき適切な対応を図る。

才 処理方法等

(7) 鋼矢板で囲い込んだ範囲

掘削土・杭汚泥については、基準不適合土壌として適正に場外処理を行う。工法については、基準不適合のベンゼンが含まれる可能性があるので、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(環境省水・大気環境局土壌環境課,平成24年)に準じた汚染を拡散させない工法で施工を行う。

(イ) 自然由来と考えられる基準不適合土壌

掘削土については、盛土材としてできる限り事業予定地内で利用する。杭汚泥については、関係機関と協議を行い、適正に場外処分を行う。

カ 未調査範囲の調査、対策

A区域には、現況施設の立地により未調査範囲が一部存在する(前掲図 2-6-2 (p. 413) 参照)。今後、現況施設の解体と合わせて調査を行い、「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市の指導を受けながら、適切な調査を行う。

(5) 予測結果

前掲図 2-6-4 (p. 416) に示すとおり、基準不適合土壌の残置が確認されているA及びB 区域掘削工事において、現地盤面からの掘削深さは、アンダーパス部を除いて 1.5m程度であり、基準不適合土壌が残置する範囲の掘削は限られ、またアンダーパス部の掘削範囲においては、基準不適合土壌の残置はほとんどないことから、基準不適合土壌の飛散はほとんどないと予測される。

また、自然由来と考えられる基準不適合土壌が含まれる可能性がある土壌を仮置きする際には、飛散防止シートの敷設等を行って周辺地域への飛散を防止し、工事中の表層土壌については、基準不適合土壌が表面に出ないように、鉄板などで被覆するなどの対応を行う。

なお、未調査範囲は土壌汚染対策法などに基づき適正な調査を行い、基準不適合土壌が確認された場合は、調査済範囲と同様の対応を行う。未調査範囲は、貯炭場として利用されていた場所であり、既存調査における同様の地歴での調査結果を参考にすると、仮に基準不適合土壌が確認された場合においても、確認される物質は自然由来と考えられる物質と想定される。

7-4 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

- ・鋼矢板で囲い込んだ範囲以外の掘削土はできる限り盛土材として再利用するなど、場外へ搬出する土量を極力少なくする。杭汚泥については、今後関係機関と協議を行い、 適正に場外処分を行う。
- ・鋼矢板で囲い込んだ範囲内及び鋼矢板周辺における施工にあたっては、汚染土壌の拡 散や汚染物質の地下水への溶出がないよう適切な工法を採用する。
- ・自然由来と考えられる基準不適合土壌が含まれる可能性がある土壌を仮置きする際に は、飛散防止シートの敷設等を行い飛散を防止する。
- ・基準不適合土壌を場外処分を行うにあたっては、関係機関と協議し、適正に処分を行う。
- ・未調査範囲においては、現況施設の解体と合わせて「土壌汚染対策法」等に基づき適 切な調査を行う。
- ・工事中の表層土壌については、基準不適合土壌が表面に出ないように、鉄板などで被 覆するなどの対応を速やかに行う。

(2) その他の措置

- ・沈砂槽に堆積する汚泥は基準不適合の有無を確認し、場外で適切に処理・処分するに あたっては、運搬時等に周辺に飛散しないように適切に管理を行う。
- ・タイヤ洗浄装置を設け、基準不適合土壌が事業予定地外へ飛散することを防止する。
- ・工事に際しては、必要に応じて散水を行い、土壌の飛散を防止する。
- ・掘削土等の再利用にあたっては土壌汚染対策を考慮した適切な計画となるよう関係機 関と十分に協議、調整を行う。
- ・供用時の仕上げ表層については、基準不適合土壌の直接摂取のリスクの観点から、舗装(厚さ 10cm 以上のコンクリート、もしくは厚さ 3cm 以上のアスファルト等により覆うなど)や盛土(先ず砂利その他の土壌以外のもので覆い、厚さ 50cm 以上の基準不適合土壌以外の土壌により覆うなど)の措置を行う。

7-5 評 価

予測結果によると、基準不適合土壌が残置する範囲の掘削は限られることから、周辺環境への掘削等の土工による基準不適合土壌の飛散はほとんどないと判断する。

なお、掘削土は、関係機関と協議を行い極力事業予定地内で利用していくことにより、 事業予定地外への搬出土壌量を極力低減する。また、タイヤ洗浄装置の設置や必要に応じ た散水を行うなど土壌の管理を適切に行うことで、基準不適合土壌の飛散の影響は低減に 努める。 第8章 景 観

第8章 景 観

8-1 概 要

熱源施設・新施設等の存在が、地域景観に及ぼす影響について検討を行った。

8-2 調 査

現地調査により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

- ① 地域景観の特性
- ② 主要眺望地点からの景観
- (2) 調査方法
- ① 地域景観の特性

現地踏査により行った。

② 主要眺望地点からの景観

住民や不特定多数の人が眺望できる場所を選定し、そこから事業予定地の方向を眺望した景観写真を撮影した。

- (3) 調査場所
- ① 地域景観の特性

事業予定地及びその周辺

② 主要眺望地点からの景観

図 2-8-1 に示す 5 地点とした。

(4) 調査期間

現地踏査及び景観写真の撮影は、平成25年7月10日に実施した。



図 2-8-1 景観調査地点図

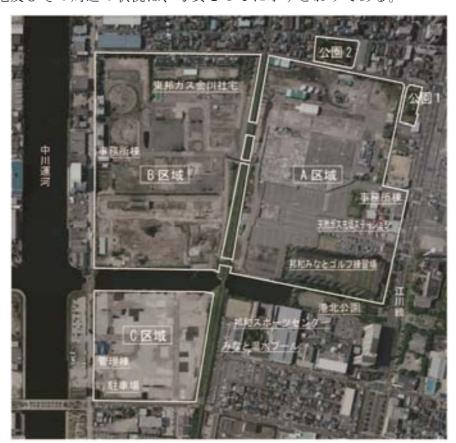
(5) 調査結果

① 地域景観の特性

事業予定地は、A~C区域のいずれも工場跡地として現在は大部分が空地となっており、 A区域の南側には、邦和みなとゴルフ練習場、天然ガス充填ステーションのほか、事務所 棟等が立地している。また、B区域では、西側に事務所棟が、北側に東邦ガス金川社宅が 立地している。C区域は、ほとんどが空地となっており、一部が管理棟及び駐車場として 使用されている。

事業予定地周辺は、東側の江川線沿いに中高層のマンション等が立地しており、西側は中川運河に沿って工場や運輸会社の駐車場が立地している。南側は、港北公園、邦和スポーツセンター、みなと温水プール等の施設のほか、小規模の工場等の事業場が比較的多く立地している。北側は、道路を挟んで低層の住宅地が立地している。また、B区域とC区域の間に港北運河が位置する。

事業予定地及びその周辺の状況は、写真 2-8-1 に示すとおりである。



資料)「国土地理院撮影写真の空中写真 (2007年撮影)」(1:10,000, 写真番号 CCB20072-C9-31) 写真 2-8-1 事業予定地及びその周辺の状況 (平成 19年 5月 22日[国土地理院撮影])

② 主要眺望地点からの景観

主要眺望点からの景観の状況は、後述する予測結果の現況の写真(写真 2-8-2~9)に示すとおりである。

8-3 予 測

(1) 予測事項

熱源施設·新施設等による景観の変化とし、主要な眺望地点から事業予定地を眺望した 景観について検討を行った。

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事のそれぞれが完了した時点

(3) 予測場所

現地調査を行った5地点とした。

(4) 予測方法

① 予測手法

主要眺望点における現況写真に、熱源施設・新施設等のイメージ図を描画したフォトモンタージュを作成して予測を行った。

② 予測条件

熱源施設・新施設等の配置、形状*は、事前配慮に基づき、以下のとおりに設定した。

- ・事業予定地は、「名古屋市景観計画」(平成23年9月)で位置づけられた都市景観形成地区の1つである「築地都市景観形成地区」に一部含まれること(図1-4-29(p.108)参照)から、"活気とにぎわいにあふれた港まちらしい個性豊かな都市空間"を考慮しつつ、既存の周辺建物イメージと調和を感じさせる施設とする。
- ・敷地内の建物は高さ 31m以下の建物を基本造立とすることにより、周辺施設と調和し、 圧迫感を緩和するように配慮する。
- ・敷地内及び敷地境界には、中高木を含む緑地を整備することにより、安らぎと潤いを 感じさせる施設とする。
- ・「中川運河再生計画」(平成24年10月)に示されている中川運河沿岸整備との連続性、 事業予定地が港北運河に面することを考慮して、港北運河沿いには植栽を施し、運河 沿いの親水空間や散策路を整備する。

注 1) ゴルフ場練習場のネットを支持するポールは工作物であり約 50mである。

^{*:}事業計画の進捗に伴い、エネルギー施設 A の建物形状を見直した。

(5) 予測結果

1 期工事及び 2 期工事完了後のそれぞれの各眺望点におけるフォトモンタージュは、写真 2-8-2~9 に示すとおりである。これによると、景観の変化は次のとおり予測される。

なお、予測地点のうち No. 1 地点及び No. 2 地点では、1 期工事完了後には 2 期工事の施設は見通せないため、2 期工事完了後の景観の予測結果は 1 期工事完了後と同じ結果になる。

① No.1 地点 (港北公園・事業予定地東南東約 100m)

ア 1期工事及び2期工事完了後(写真2-8-2)

既存のゴルフ練習場のネットに代わり、将来は商業施設と駐車場の上部が公園の樹木の間に眺望できる程度である。建物高さを抑え周辺と調和を図ることにより、周辺の公園からの景観イメージを損ねることはないと予測される。

② No. 2 地点 (地下鉄名港線東海通駅出口·事業予定地北東約 200 m)

ア 1期工事及び2期工事完了後(写真2-8-3)

名古屋高速の橋梁等の構造物が大部分を占めており、将来、事業予定地内の建築物は、 沿線に立地する中層の建築物の隙間から住居施設の上部が一部眺望できる程度で、現在の 景観の中に溶け込んでおり、これまでの都市空間に大きな変化はないと予測される。

③ No. 3 地点 (東海橋·事業予定地北西約 250m)

ア 1 期工事完了後 (写真 2-8-4)

中川運河沿いにある既存の倉庫等の建築物の上部に、商業施設及びエネルギー施設の上部が一部眺望できる程度である。現況の中川運河からの景観イメージに大きな変化は与えないと予測される。

イ 2 期工事完了後 (写真 2-8-5)

2 期工事完了時には、1 期工事完了時に出現した施設に代わり、B区域の北側に位置する住宅施設及び複合業務施設の上部が眺望できる。新たに洗練されたイメージの都市空間が出現し、これまでの運河沿線の景観イメージに加え、明るい都市空間を感じさせる景観を形成すると予測される。

④ No. 4 地点 (いろは橋・事業予定地南西約 70m)

ア 1期工事完了後(写真 2-8-6)

既存の空地と手前にある看板、及び遠方に見える中高層マンション、ゴルフ練習場のネットなどに代わり、将来は正面に喫茶店や事務所、その後方にゴルフ練習場のネットと新事業用施設が眺望できる。これまでの空地の殺伐とした景観イメージに代わり、煉瓦作りの壁やシンボル的な意匠と前面には樹木を配することにより、圧迫感を抑えた安らぎのある落ち着いた景観を形成すると予測される。

イ 2 期工事完了後 (写真 2-8-7)

2 期工事完了時には、1 期工事に加えて、ゴルフ練習用のネットの背後にある複合業務施設が一部加わる程度で大きな変化はない。1 期工事完了時と同様に、煉瓦作りの壁やシンボル的な意匠と前面には樹木を配することにより、圧迫感を抑えた安らぎのある落ち着いた景観を形成すると予測される。

⑤ No.5 地点(本宮橋・事業予定地西約 200m)

ア 1期工事完了後(写真 2-8-8)

中川運河沿いにある既存の倉庫等の建築物に加えて、A区域のエネルギー施設及び商業施設の一部、C区域のゴルフ練習場のネットなどが港北運河の両側に眺望できる。現在の水辺に樹木を配した水辺景観のイメージを損なうこと無く、新たに遠方に洗練された近代的なイメージの都市空間が出現し、これまでの運河沿線の景観イメージに加え、明るく調和を基本とした景観が形成されると予測される。

イ 2 期工事完了後 (写真 2-8-9)

1 期工事完了時に加えて、A区域のエネルギー施設及び商業施設などの手前に、B区域の複合業務施設が出現するものの、1 期工事完了時と同様に、水辺に樹木を配した水辺景観のイメージを損なうこと無く、新たに遠方に洗練された近代的なイメージの都市空間が出現し、これまでの運河沿線の景観イメージに加え、明るく調和を基本とした景観が形成されると予測される。







写真 2-8-2 No. 1 地点 (1 期·2 期工事完了後) [港北公園、撮影日: 平成 25 年 7 月 10 日]



[存在時]





写真 2-8-3 No. 2 地点 (1 期·2 期工事完了後)

[地下鉄名港線東海通駅出口、撮影日:平成25年7月10日]







写真 2-8-4 No. 3 地点 (1 期工事完了後) [東海橋、撮影日:平成 25 年 7 月 10 日]



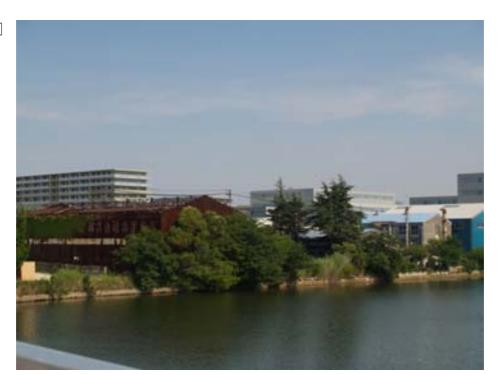




写真 2-8-5 No. 3 地点 (2 期工事完了後) [東海橋、撮影日:平成 25 年 7 月 10 日]



[存在時]



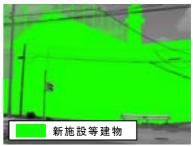


写真 2-8-6 No. 4 地点 (1 期工事完了後) [いろは橋、撮影日: 平成 25 年 7 月 10 日]





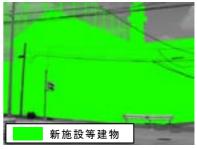
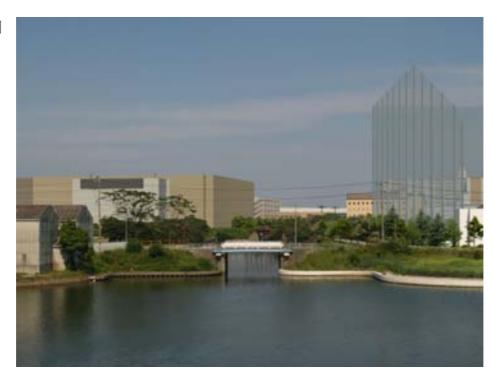


写真 2-8-7 No. 4 地点 (2 期工事完了後) [いろは橋、撮影日: 平成 25 年 7 月 10 日]





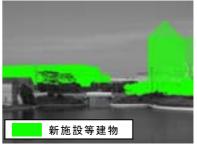
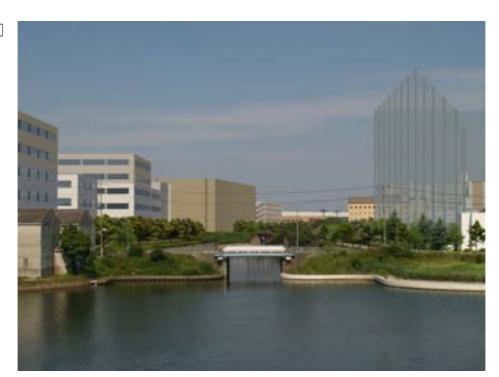


写真 2-8-8 No. 5 地点 (1 期工事完了後) [本宮橋、撮影日: 平成 25 年 7 月 10 日]





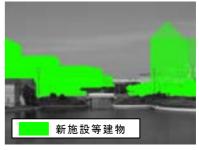


写真 2-8-9 No. 5 地点 (2 期工事完了後) [本宮橋、撮影日: 平成 25 年 7 月 10 日]

8-4 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

- ・事業予定地は、「名古屋市景観計画」(平成23年9月)で位置づけられた都市景観形成地区の1つである「築地都市景観形成地区」に一部含まれることから、"活気とにぎわいにあふれた港まちらしい個性豊かな都市空間"を考慮しつつ、既存の周辺建物イメージと調和を感じさせる施設とする。
- ・敷地内の建物は高さ 31m以下の建物を基本とすることにより、周辺施設と調和し、圧 迫感を緩和するように配慮する。
- ・敷地内及び敷地境界には、中高木を含む緑地を整備することにより、安らぎと潤いを 感じさせる施設とする。
- ・「中川運河再生計画」(平成24年10月)に示されている中川運河沿岸整備との連続性、 事業予定地が港北運河に面することを考慮して、港北運河沿いには植栽を施し、運河 沿いの親水空間や散策路を整備する。

(2) その他の措置

- ・新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う。
- ・屋外広告物等については、関係機関と十分に協議、調整する。

8-5 評 価

予測結果によると、現在の工場跡地などの事業予定地に新たな熱源施設・新施設等が出現するものの、予測の前提とした措置を講ずることで、新たに整備した緑地が既存の景観に調和し溶け込むことにより景観に及ぼす影響は低減され、これまでの都市空間や水辺景観に著しい変化はみられない。

また、周辺施設と調和した安らぎと潤いのある、賑わい創出の新たな施設として、魅力 ある景観が創出されるものと判断する。

第9章 廃 棄 物 等

9-1	工事中	 441
9-2	供用時	 448

第9章 廃棄物等

9-1 工事中

9-1-1 概 要

工事中に発生する廃棄物等について検討を行った。

9-1-2 予 測

(1) 予測事項

工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量とし、具体的には、建設系廃棄物(建設廃 材、建設残土等)の種類及び発生量について検討を行った。

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事それぞれの工事中

(3) 予測場所

事業予定地内

(4) 予測方法

① 予測手法

工事中に発生する廃棄物等の種類、発生量及び再資源化量は、現況施設の解体工事、地 表面舗装部除去工事、熱源施設・新施設等の建設工事に分けて推定した。

予測手法は、原則として、工事計画や既存資料により定めた発生原単位に延べ面積を乗じて推定する方法により行った。また、地表面舗装部除去工事に伴い発生するコンクリート塊及びアスファルトは、除去する面積と想定舗装厚等に基づき発生量を推定した。建設工事に伴い発生する汚泥は、工事計画に基づき発生量を推定した。(資料9-1(資料編p.705)参照)

② 予測条件

予測に用いた諸条件は表 2-9-1 に、再資源化率は表 2-9-2 に示すとおりである。

なお、廃棄物等の発生量及び再資源化率は、以下に示す事前配慮に基づき設定した。

- ・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとと もに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。
- ・現況施設の解体に伴い発生するコンクリート塊、鉄筋、鉄骨について、再生資源としてリサイクルに努める。
- ・C区域の一部を除き、基本的に<u>掘削</u>土の搬出は行わず、事業予定地内でバランスを図り、建設残土は極力発生させない計画とする。なお、A区域及びB区域内で、基準不適合土壌を鋼矢板で囲い込んだ範囲など、今後、土壌汚染対策法の指定区域に指定された範囲については、法令に従い適正に対応する。

- ・杭汚泥については、今後関係機関と協議を行い、盛土材として場内で利用できるもの は利用していく。
- ・A区域とB区域を繋ぐアンダーパス部の掘削土は、事業予定地内で盛土材として再利 用する。

表 2-9-1(1) 予測条件一覧表 (延べ面積)

単位: m²

項目		1 期工事					
	C区域	A区域	B区域	B区域			
現況施設	約 500	約 63,500	約 5,300	約 11,100			
地表面舗装部	約 29,800	約 103,600	約 1,900	約 96,700			
熱源施設・新施設等	約 32,600	約 270,000	約 1,000	約 220, 200			

表 2-9-1(2) 予測条件一覧表 (現況施設解体工事の原単位)

廃棄物の種類	1期	2 期工事	
	C区域	A区域	B区域
コンクリート塊 (m³/m²)	0.1	0.25~ 0.5	0.3~ 0.5
木くず (kg/m²)	10	5	7 ~10
金属くず (kg/m²)	100	15 ~200	150
ガラス・陶磁器くず (kg/m²)	45	30 ~ 55	30
廃プラスチック (kg/m²)	10	10	5 ~10
その他 (kg/m²)	3	3 ~ 5	5

注) 原単位は工事計画により設定した。

表 2-9-1(3) 予測条件一覧表 (熱源施設・新施設等建設工事の床面積及び原単位)

工事	区域	廃棄物等	熱源施設・業	「施設等の	原単	位(kg/m²)
		の種類	床面積((m²)			
1期工事	C区域	建設廃材	ゴルフ練習所	約 1,620	その他	(S 造)	40.0
			クラフ゛ハウス	約 800	その他	(S 造)	32. 9
			喫茶店	約 730	店舗	(S 造)	31.8
			事務所	約 520	事務所	(S 造)	41.6
			倉 庫	約 420	倉 庫	(S 造)	16. 3
			スポーツ施設	約 14,700	その他	(S 造)	23. 5
			駐車場	約 9,800	工場	(S 造)	17.4
	A区域	建設廃材	商業施設	約 110,000	店舗	(S 造)	25.3
			駐車場	約 93,100	工場	(S 造)	13. 5
			集合住宅	約 65,200	集合住宅	(RC 造)	31. 5
			エネルキ゛ー施設	約 4,400	その他	(RC 造)	40.1
	B区域	建設廃材	エコステーション	約 1,000	工場	(S 造)	29. 9
2期工事	B区域	建設廃材	複合業務施設	約 154,400	事務所	(S 造)	31. 2
			集合住宅	約 52,000	集合住宅	(RC 造)	31. 5
			エネルキ゛ー施設	約 8,000	その他	(RC 造)	41.8

注)「建設廃材」とは、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、木くず等を示す。(以下、 同様である)

出典)「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(社団法人 日本建設業連合会, 平成24年)

表 2-9-2 再資源化率

工事	廃棄物等の種類	再資源化率(%)
	コンクリート塊	約 100
	木くず	約 100
明 17 扩 凯 <i>极</i> 7 大 丁 声	金属くず	約 100
現況施設解体工事	ガラス・陶磁器くず	約 50
	廃プラスチック	約 30
	その他	約 30
地丰五雄壮如除土工市	コンクリート塊	約 100
地表面舗装部除去工事	アスファルト	約 100
裁) 百 + 左 = 11. 女 C + 左 = 11. 女 C	汚 泥*1	約 50
熱源施設・新施設等建設工事	掘削 <u>土</u> *2	約 100
建	建設廃材	約 80

注)※1:汚泥の再資源化率は約50%とし、土壌汚染対策法に基づき指定区域の指定を受けた範囲の汚泥は、基準不適合土壌として処理する必要があることから、再資源化率は0%とする。

※2:掘削土の再資源化率は約 100%とし、土壌汚染対策法に基づき指定区域の 指定を受けた範囲の掘削土で場外処理する場合は、基準不適合土壌として 処理する必要があることから、再資源化率は 0%とする。

(5) 予測結果

工事中に発生する廃棄物等の種類、発生量及び再資源化量等は、表 2-9-3 に示すとおりである。

廃棄物の処理にあたっては、収集・運搬後、中間処理場へ搬入しリサイクルを行う。リ サイクル等が行えない廃棄物については、最終処分場へ搬入し、埋立処分する。

なお、A及びB区域は、建設残土は極力発生させない計画であるが、万一、発生した場合には、埋立、盛土、土地造成工事に活用するよう努める。

なお、アスベストについては、全ての建物で解体作業に先立ちアスベストの有無を確認 し、アスベストが使用されている現況施設の解体作業は、関係法令に従って適切に除去・ 運搬及び廃棄を行う。

表2-9-3(1) 廃棄物等の種類、発生量、再資源化量等(工事中)

【1期工事: C区域】

工事	廃棄物等の種類	Į			発	生 量注)		再資源化率
					廃	棄物量	再	資源化量	(%)
	コンクリート塊	(t)	約	125	約	0	約	125	約 100
	木くず	(t)	約	5	約	0	約	5	約 100
現況施設	金属くず	(t)	約	50	約	0	約	50	約 100
解体工事	ガラス・陶磁器くず	(t)	約	23	約	12	約	12	約 50
	廃プラスチック	(t)	約	5	約	3	約	2	約 30
	その他	(t)	約	2	約	1	約	1	約 30
地表面	コンクリート塊	(t)	約	37, 250	約	0	約	37, 250	約 100
舗 装 部除去工事	アスファルト	(t)	約	1, 788	約	0	約	1, 788	約 100
熱源施設・	汚 泥	(m^3)	約	8, 708	約	4, 354	約	4, 354	約 50
新施設等	掘削土	(m^3)	約	3, 804	約	0	約	3,804	約 100
建設工事	建設廃材	(t)	約	659	約	132	約	527	約 80

注) 発生量は、再資源化前の量を示す。

表2-9-3(2) 廃棄物等の種類、発生量、再資源化量等(工事中)

【1期工事: A区域】

工事	廃棄物等の種類				発	生 量注	1		再資源化率
					廃	棄物量	再資	源化量	(%)
	コンクリート塊	(t)	約	45, 400	約	0	約	45, 400	約 100
	木くず	(t)	約	17	約	0	約	17	約 100
現況施設	金属くず	(t)	約	1, 121	約	0	約	1, 121	約 100
解体工事	ガラス・陶磁器くず	(t)	約	154	約	77	約	77	約 50
	廃プラスチック	(t)	約	33	約	23	約	10	約 30
	その他	(t)	約	94	約	66	約	28	約 30
地 表 面 舗 装 部	コンクリート塊	(t)	約	13, 250	約	0	約	13, 250	約 100
除去工事	アスファルト	(t)	約	11, 796	約	0	約	11, 796	約 100
熱源施設・	汚 泥*1	(m^3)	約	38,300				_	_
新施設等	掘削土*2	(m³)	約	71,950		_			_
建設工事	建設廃材	(t)	約	6,377	約	1,254	約	5, 123	約 80 約 100 ^{注) 2}

- 注)1:発生量は、再資源化前の量を示す。
 - 2:新施設建設工事の再資源化率のうち、上段は地区内幹線道路以外、下段は地区内幹線道路の数値を示す。
 - ※1:汚泥発生量は杭の掘削量とした。再資源化量は、今後関係機関と協議を行い、場内で利用できる ものは利用していくものとし、できる限り再資源化に努めるものとする。
 - ※2:掘削土はできる限り事業予定地内で再利用する計画である。なお、鋼矢板で囲い込んだ範囲の掘削量は約12,000m³である。

【1期工事: B区域】

工事	廃棄物等の種類	į				生 量 ^{注)}		W	再資源化率	玆
					廃棄	延物量 二二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲	冉貿	源化量	(%)	
	コンクリート塊	(t)	約	4,625	約	0	約	4,625	約 100	
	木くず	(t)	約	24	約	0	約	24	約 100	
現況施設	金属くず	(t)	約	420	約	0	約	420	約 100	
解体工事	ガラス・陶磁器くず	(t)	約	84	約	42	約	42	約 50	
	廃プラスチック	(t)	約	22	約	15	約	7	約 30	
	その他	(t)	約	14	約	10	約	4	約 30	
地表面舗装部除去工	アスファルト	(t)	約	228	約	0	約	228	約 100	
新施設等建設工事	建設廃材	(t)	約	30	約	6	約	24	約 80	

注) 発生量は、再資源化前の量を示す。

表2-9-3(3) 廃棄物等の種類、発生量、再資源化量等(工事中)

【2期工事: B区域】

工事	廃棄物等の種類				発	生 量注)		再資源	化率
					廃	棄物量	再	資源化量	(%)
	コンクリート塊 (・	t)	約	9,725	約	0	約	9, 725	約 10	00
	木くず (・	t)	約	50	約	0	約	50	約 10	00
現況施設	金属くず (・	t)	約	870	約	0	約	870	約 10	00
解体工事	ガラス・陶磁器くず	(t)	約	174	約	87	約	87	約 5	0
	廃プラスチック (・	t)	約	44	約	31	約	13	約 3	0
	その他 (・	t)	約	29	約	20	約	9	約 3	0
地表面舗装部	コンクリート塊 (・	t)	約	26, 750	約	0	約	26, 750	約 10	00
除去工事	アスファルト(・	t)	約	10, 320	約	0	約	10, 320	約 10	00
熱源施設・	汚 泥 ^{※1} (r	m³)	約	44, 200		_		_	_	
新施設等	<u>掘削</u> 土**2 (r	m³)	約	55, 675		_		_	_	·
建設工事	建設廃材 (t)	約	6,789	約	1, 358	約	5, 431	約 8	30

注) 発生量は、再資源化前の量を示す。

※1:汚泥発生量は杭の掘削量とした。再資源化量は、今後関係機関と協議を行い、場内で利用できる ものは利用していくものとし、できる限り再資源化に努めるものとする。

%2:掘削土はできる限り事業予定地内で再利用する計画である。なお、鋼矢板で囲い込んだ範囲の掘削量は約 $5,100\,\mathrm{m}^3$ である。

9-1-3 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

- ・工事の実施により発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を 図るとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。
- ・現況施設の解体に伴い発生するコンクリート塊、鉄筋、鉄骨について、再生資源としてリサイクルに努める。
- ・C 区域の一部を除き、基本的に掘削土の搬出は行わず、事業予定地内でバランスを図り、建設残土は発生させない計画とする。

(2) その他の措置

- ・建設工事に使用する型枠材の転用に努める。また、建設時の梱包材料についても簡素 化や再利用できるものを用い、廃棄物発生量の抑制に努める。
- ・A及びB区域における掘削土等の再利用にあたっては、土壌汚染対策を考慮した適切 な計画となるよう関係機関と十分に協議、調整を行う。
- ・事業予定地内の建物は、社宅等の昭和 35~47 年頃に建設された建物とゴルフ練習場等の平成に入って建設された建物に大別され、特に昭和 35~47 年頃に建設された建物にはアスベストが使用されている可能性があり、全ての建物で解体作業に先立ちアスベストの有無を確認する。
- ・アスベストが使用されている現況施設の解体作業は、「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」(環境省,平成 19年)に従って除去し、この運搬及び廃棄にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)」(環境省,平成23年)に従い、適切に行う。
- ・発生したアスベストを含む廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき特別管理型産業廃棄物として適正に処理する。

9-1-4 評 価

予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることにより、工事中に発生する廃棄物等は、1期工事及び2期工事ともに、種類ごとに約30~100%の再資源化(基準不適合土壌は除く)が図られるため、廃棄物等による環境負荷は低減されるものと判断する。また、アスベストは、関係法令に基づき適切に対応を行うことから、周辺の環境に及ぼす影響はないものと判断する。

本事業の実施にあたっては、建設工事に使用する型枠材の転用に努め、また、建設時の梱包材料についても簡素化や再利用できるものを用い、廃棄物発生量の抑制に努める等の環境の保全のための措置を講ずることにより、廃棄物等による環境負荷のさらなる低減に努める。

9-2 供用時

9-2-1 概 要

供用時に発生する廃棄物等について検討を行った。

9-2-2 予 測

(1) 予測事項

供用時に発生する廃棄物等の種類及び発生量とし、具体的には、事業系及び家庭系廃棄 物の種類並びに発生量について検討を行った。

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事のそれぞれが完了した時点

(3) 予測場所

事業予定地内

(4) 予測方法

① 予測手法

供用時に発生する廃棄物等の種類及び発生量は、用途別発生原単位からの推計による方法により、予測を行った。(資料 9 - 2 (資料編 p. 716) 参照)

② 予測条件

予測に用いた原単位等の諸条件は、表 2-9-4 に示すとおりである。なお、集合住宅について、1 戸は 1 世帯とした。

また、再資源化率は、以下に示す事前配慮に基づき設定した。

・供用により発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図ると ともに、減量化及び再利用・再資源化に努める。

表 2-9-4(1) 予測条件一覧表 (供用時:集合住宅以外)

< C 区域>

	専有面積	原単位	廃棄物	再利用対象物
用 途 区 分		の用途	発生原単位	発生原単位
	(m^2)		$(m^3/1000m^2 \cdot \exists)$	$(m^3/1000m^2 \cdot 目)$
ゴルフ練習場	約 1,620	文化施設	1.0	1. 5
クラブハウス	約 800	文化施設	1.0	1. 5
喫茶店	約 730	飲食店	1.5	2. 0
事務所	約 520	事務所ビル	1.0	1. 5
倉 庫	約 420	共用施設	0.1	1. 0
スポーツ施設	約 14,700	文化施設	1.0	1. 5
駐車場	約 17,900	共用施設	0.1	1.0

<A区域>

用途区分	専有面積	原単位 の用途	廃 棄 物 発生原単位	再利用対象物 発 生 原 単 位
7.17	(m^2)	7,11	$(m^3/1000 m^2 \cdot 目)$	$(m^3/1000 m^2 \cdot 目)$
商業施設(小売店舗)	約 45,500	小売店舗	本表脚	注参照
リ (飲食店)	約 4,300	飲食店	1.5	2. 0
エネルギー施設	約 4,400	共用施設	0.1	1.0
駐車場	約 93,100	共用施設	0.1	1.0

< B 区域>

	専有面積	原単位	廃棄物	再利用対象物
用途区分		の用途	発生原単位	発 生 原 単 位
	(m^2)		$(m^3/1000m^2 \cdot \exists)$	$(m^3/1000m^2 \cdot 目)$
エコステーション	約 7,000	共用施設	0.1	1.0
複合業務施設	約 154,400	事務所ビル	1.0	1.5
エネルギー施設	約 8,000	共用施設	0.1	1.0
駐車場	約 15,000	共用施設	0.1	1.0

注) 商業施設(小売店舗) については、以下のように種類別発生原単位を設定した。

種類	廃棄物等発生原単位 (kg/㎡・日)	見かけ比重 (kg/m³)	廃棄物及び 再利用対象物別
紙製廃棄物等	0. 208	100	再利用対象物
金属製廃棄物	0.007	100	再利用対象物
ガラス製廃棄物	0.006	100	再利用対象物
プラスチック製廃棄物等	0.020	10	再利用対象物
生ごみ等	0. 169	550	廃 棄 物
その他可燃性廃棄物等	0.054	380	廃 棄 物

出典)「事業用建築物における廃棄物保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準」 (名古屋市, 平成21年)

「事業用建築物における廃棄物保管場所設置のあらまし」(名古屋市,平成21年)

表 2-9-4(2) 予測条件一覧表 (供用時:集合住宅)

<A及びB区域>

	O D E-W		
	括	廃棄物等発生原単位	見かけ比重
種 類		(kg/世帯・日)	(kg/m^3)
ごみ	可燃ごみ	1. 705	103
	不燃ごみ	0.101	142
資源	空きびん	0.068	100
	空き缶	0.017	100
	プラスチック製容器包装	0.135	10
	紙製容器包装	0.051	100
	ペットボトル	0.034	10

- 注)1:廃棄物等発生原単位は、「事業概要(平成24年度資料編)」(名古屋市ホームページ)より設定した。
 - 2:見かけ比重について、可燃ごみ及び不燃ごみは、「事業概要(平成24年度資料編)」(名古屋市ホームページ)、それら以外は、「事業用建築物における廃棄物保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準」(名古屋市,平成21年)に記載の数値を用いた。

表 2-9-4(3) 予測条件一覧表 (芝草刈・剪定枝)

44	類	廃棄物等発生原単位
種		(m³/m²·目)
芝草刈・剪定枝		0. 000011

注)廃棄物等発生原単位は、現況の公園の維持管理の実態を基に設定した。

(5) 予測結果

供用時における廃棄物等の発生量及び再資源化率は、表 2-9-5 に示すとおりである。

表2-9-5(1) 廃棄物等の発生量及び再資源化率(1期工事完了後)

区域	用途区分	発生量 ^{注)} (1	m ³ /日)	再資源化率
		廃棄物	7量 再資源化量	(%)
C区域	ゴルフ練習場	約 4.0 約	1.6 約 2.4	約 60
	クラブハウス	約 2.0 約	0.8 約 1.2	約 60
	喫茶店	約 2.6 約	1.1 約 1.5	約 58
	事務所	約 1.3 約	0.5 約 0.8	約 62
	倉 庫	約 0.4 約	0 約 0.4	約 100
	スポーツ施設	約 36.7 約 1	4.7 約 22.0	約 60
	駐車場	約 19.7 約	1.8 約 17.9	約 91
	緑地等	約 0.1 約	0 約 0.1	約 100
A区域	商業施設 (小売店舗)	約 53.2 約	9.7 約 43.5	約 81
	" (飲食店)	約 15.1 約	6.5 約 8.6	約 57
	集合住宅	約 17.9 約	8.7 約 9.2	約 51
	エネルギー施設	約 4.8 約	0.4 約 4.4	約 92
	駐車場	約 102.4 約	9.3 約 93.1	約 91
	緑地等	約 0.3 約	0 約 0.3	約 100
B区域	エコステーション	約 7.7 約	0.7 約 7.0	約 91
合 計		約 268.2 約 5	5.8 約_212.4	約 79

注)発生量は、再資源化前の量を示す。

表2-9-5(2) 廃棄物等の発生量及び再資源化率 (2期工事完了後)

区域	用途区分	発	生量 ^{注)} (m³/F	目)	再資源化率
			廃棄物量	再資源化量	(%)
C区域	ゴルフ練習場	約 4.0	約 1.6	約 2.4	約 60
	クラブハウス	約 2.0	約 0.8	約 1.2	約 60
	喫茶店	約 2.6	約 1.1	約 1.5	約 58
	事務所	約 1.3	約 0.5	約 0.8	約 62
	倉 庫	約 0.4	約 0	約 0.4	約 100
	スポーツ施設	約 36.7	約 14.7	約 22.0	約 60
	駐車場	約 19.7	約 1.8	約 17.9	約 91
	緑地等	約 0.1	約 0	約 0.1	約 100
A区域	商業施設(小売店舗)	約 53.2	約 9.7	約 43.5	約 81
	" (飲食店)	約 15.1	約 6.5	約 8.6	約 57
	集合住宅	約 17.9	約 8.7	約 9.2	約 51
	エネルギー施設	約 4.8	約 0.4	約 4.4	約 92
	駐車場	約 102.4	約 9.3	約 93.1	約 91
	緑地等	約 0.3	約 0	約 0.3	約 100
B区域	エコステーション	約 7.7	約 0.7	約 7.0	約 91
	複合業務施設	約 386.0	約 154.4	約 231.6	約 60
	集合住宅	約 14.3	約 6.9	約 7.4	約 52
	エネルギー施設	約 8.8	約 0.8	約 8.0	約 91
	駐車場	約 16.5	約 1.5	約 15.0	約 91
	緑地等	約 0.3	約 0	約 0.3	約 100
合 計		約 694.1	約 219.4	約 474.7	約 68

注)発生量は、再資源化前の量を示す。

9-2-3 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

・事業の実施により発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を 図るとともに、減量化及び再利用・再資源化に努める。

(2) その他の措置

- ・資源化利用が容易になるよう分別回収場所を設け、分別回収を徹底する。
- ・施設利用者に対して、分別排出によるごみの減量化及び再資源化を働きかける。
- ・従業員など施設関係者に対して、分別排出によるごみの減量化及び再資源化に努める よう指導する。
- ・減量化及び再資源化に関する知見の収集に努める。

9-2-4 評 価

予測結果によると、1 期工事完了後には約 270 m³/日、2 期工事完了後には約 690 m³/日の廃棄物等が生じる。このうち、予測の前提とした措置を講ずることにより、1 期工事完了後には約 79%、2 期工事完了後には約 68%の再資源化が図られるため、廃棄物等による環境負荷は低減されるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、資源化利用が容易になるよう分別回収場所を設け、分別回収を徹底する等の環境の保全のための措置を講ずることにより、廃棄物等による環境負荷のさらなる低減に努める。

第10章 温室効果ガス等

10-1	工事中の温室効果ガス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	455
10-2	存在・供用時の温室効果ガス	460
10-3	オゾン層破壊物質	469

第10章 温室効果ガス等

10-1 工事中の温室効果ガス

10-1-1 概 要

工事に伴い温室効果ガスを排出するため、この排出量について検討を行った。

10-1-2 予 測

(1) 予測事項

工事に伴い発生する温室効果ガスの排出量

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事それぞれの工事中

(3) 予測方法

① 予測手法

工事中における温室効果ガスの排出は、主として「建設機械の稼働」、「建設資材の使用」、「建設資材等の運搬^{注)}」及び「廃棄物の発生」に起因することから、各行為における温室 効果ガスの排出量を算出し、積算した。

温室効果ガス排出量は、「名古屋市環境影響評価技術指針マニュアル (温室効果ガス等)」 (名古屋市,平成19年)を用いて算出した。(工事中における温室効果ガス排出量の算出 根拠は、資料10-1 (資料編p.726)参照)

② 予測条件

ア 建設機械の稼働

(7) 燃料消費による二酸化炭素排出量の算出

燃料消費量の算出には、「平成25年度版 建設機械等損料表」(一般社団法人 日本建設機械施工協会,平成25年)に掲げる運転1時間当たり燃料消費率等を用いた。

軽油の燃料原単位は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(平成 11 年政令第 143 号) 別表第1より算出した 2.58kgCO₂/0を用いた。

注)「建設資材等の運搬」とは、「工事関係車両の走行」を意味する。「名古屋市環境影響評価技術指針マニュアル (温室効果ガス等)」(名古屋市,平成19年)においては、「工事関係車両の走行」のことを「建設資材等の運搬」と記載されているため、温室効果ガス等(資料編も含む)では、このような表記とした。

(イ) 電力消費による二酸化炭素排出量の算出

電力消費量の算出には、電力使用の建設機械、工事期間中に使用する照明機器等の定格 出力や稼働時間等を用いた。

電力原単位は、「電気事業者別の CO_2 排出係数(2011年度実績)」(環境省,平成24年)に示されている中部電力株式会社の電力原単位を用いた。なお、排出係数は、実排出係数 $(0.518 kgCO_2/kWh)$ と CDM システム $^{注)}$ を活用した調整後排出係数($0.469 kgCO_2/kWh$)の2 種類があるため、その両方を用いてそれぞれ算出した。(存在・供用時の温室効果ガスの電力源単位も同様とした。)

イ 建設資材の使用

(ア) 建設資材の使用に伴う二酸化炭素排出量の算出

建設資材の使用量は、事業計画に基づき設定した。資材の排出原単位は、土木学会公表値または資材の単位量あたりの製造、運搬、廃棄時の二酸化炭素排出量を積上げ、これを資材の使用回数で除することにより求めた。

(イ) 建築用断熱材の建設現場における現地発泡時の温室効果ガス排出量

1・1・1・2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)の使用量(kg)は、事業計画に基づき設定した。発泡時漏洩率は、「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 HFC 等 3 ガス分科会報告書」(環境省、平成 18 年)により、10%とした。

ウ 建設資材等の運搬

燃料使用量の算定に用いる工事関係車両台数、走行量等の諸元は、資料<u>10</u>-1(資料編 p. 726)に示すとおりとした。

燃費については、「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法」(平成18年経済産業省告示第66号)によった。

温室効果ガスの種類別、車種別の排出係数については、「平成 16 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法」(経済産業省・環境省,平成 18 年)によった。

エ 廃棄物の発生

工事中における廃棄物等の種類別発生量は、第9章「廃棄物等」表 2-9-3 (p. 444~446) より、資料 10-1 (資料編 p. 726) に示すとおり設定した。

廃棄物の発生に伴う温室効果ガス排出係数は、廃棄物の種類別・処分方法別に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」により設定した。

注)京都議定書に盛り込まれた温室効果ガスの削減目標を達成するために導入された京都メカニズムの 一つ。先進国の資金・技術支援により、発展途上国において、温室効果ガスの排出削減等につなが る事業を実施する制度のことをいう。

(4) 予測結果

工事中における温室効果ガス排出量は、表 2-10-1 に示すとおりである。

表 2-10-1 工事中の温室効果ガス排出量 (CO₂換算)

【1期工事】

単位: tCO₂

						平压.1002
		区 分-		温室効果ガス	ス排出量(CO ₂ 換算)	
)J	小 計	行為	為別合計
ア	建設機械	燃料消費	(CO_2)	4, 011	約	0.200
	の稼働	電力消費	(CO_2)	5, 262	ポソ	9, 300
				[4, 764]	[約	8,800]
イ	建設資材	建設資材の	の使用(CO ₂)	372, 825	約	389, 800
	の使用	建築用断熱	熟材の現場発泡(HFC−134a)	16, 926	ポソ	
ウ	建設資材	CO_2		14, 407		
	等の運搬	CH ₄		7	約	14,600
		N ₂ O		170		
エ	廃棄物の	焼 却	CO ₂	663		
	発生		N_2O	14	約	1,500
		埋立	CH ₄	805		
	合		+		約	415, 100
					[約	414,600]

【2期工事】

単位: tCO₂

	区分		温室効果ガス	排出量	(CO ₂ 換算)	
			<i>)</i> ,	小 計	行為	别合計
ア	建設機械	燃料消費	(CO ₂)	2, 218	約	6, 500
	の稼働	電力消費	(CO_2)	4, 294	<u> </u>	0, 500
				[3, 888]	[約	6, 100]
イ	建設資材	建設資材の	の使用 (CO ₂)	64, 975	約	81, 300
	の使用 建築用断熱材の現場発泡(HFC-			16, 319	ボソ	61, 300
ウ	建設資材	CO_2		7, 994		
	等の運搬	CH ₄		4	約	8, 100
		$N_{2}O$		94		
エ	廃棄物の	焼 却	CO ₂	691		
	発生	光 4	N_2O	15	約	1,500
		埋立	CH ₄	773		
	合	言	†		約	97, 400
					[約	97,000]

注)電力消費及び合計の欄に示す上段の数値は実排出係数、下段は調整後排出係数を用いて算出した温室効果ガス量である。

10-1-3 環境の保全のための措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

(1) 建設機械の稼働

- ・工事中に際しては、建設機械の不要なアイドリングを中止するとともに、作業効率や 機械の燃料消費率の向上に努める。
- ・建設機械の使用に際しては、負荷を小さくするよう心がけるとともに、十分な点検・ 整備により、性能の維持に努める。
- ・建設機械の機種の選定に際しては、実行可能な範囲で低燃費型建設機械を採用する。

(2) 建設資材の使用

- ・工事中の型枠材等の使用に際しては、熱帯雨林の伐採を伴わない鋼製型枠、特殊型枠、 樹脂製型枠等の使用に努める。
- ・<u>熱源施設、</u>新施設等の建設材料を製造する際、二酸化炭素の発生量が少ないものを使用するよう努める。

(3) 建設資材等の運搬

- ・燃費の良い車種、低公害車の導入に努める。
- ・アイドリングストップや経済走行など、エコドライブの実践を励行するとともに、省 エネ対応車両の導入に努める。
- ・工事関係車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、 適正な走行に努める。
- ・土砂、資材等の搬出入については、積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに工事関係車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り公共交通機関の利用や自動車の相乗りを指導し、 通勤車両台数を減らすように努める。
- ・合理的な運搬計画の策定により、運搬距離の最適化を図る。
- ・一括運搬等を実践し、延べ輸送距離の縮減に努める。

(4) 廃棄物の発生

- ・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとと もに、分別回収の上、減量化並びに再利用・再資源化に努める。
- ・建設廃材の分別回収に努める。
- ・仮設材分類による資材の再利用を図る。
- ・型枠木材は、転用計画を立てるとともに、代替材の使用に努め、木材使用量の低減を 図る。
- ・仕上げ材、設備機器等の搬入は、ユニット化等の工夫により、梱包材の発生の削減に 努める。

10-1-4 評 価

予測結果によると、工事中に発生する温室効果ガス排出量は、1期工事で約 415, $100tCO_2$ 、2期工事で約 97, $400tCO_2$ である。(電力消費による排出量の算出において、調整後排出係数を用いた場合でも、1期工事で約 414, $600tCO_2$ 、2期工事で約 97, $000tCO_2$ である。)

本事業の実施にあたっては、工事中に際しては、建設機械の不要なアイドリングを中止するとともに、作業効率や機械の燃料消費率の向上に努める等の環境の保全のための措置を講ずることにより、温室効果ガス排出量の低減に努める。

10-2 存在・供用時の温室効果ガス

10-2-1 概 要

供用に伴い温室効果ガスを排出等するため、この排出量及び吸収量について検討を行った。

10-2-2 調 査

現地調査により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

緑地の状況

(2) 調査方法

現地踏査により、緑地の状況を確認した。

(3) 調査場所

事業予定地内

(4) 調査期間

平成 25 年 7 月 2、10、18、22 日

(5) 調査結果

事業予定地内における緑地の状況は、写真 2-10-1 及び図 2-10-1 に示すとおりである。 事業予定地の敷地境界付近や現況施設の周囲には、常緑樹の中高木、常緑樹及び落葉樹 の低木等の緑地がみられる。また、A区域の北側及び北東側の公園(公園 1,2)には、常 緑樹及び落葉樹が混在して、中高木、低木及び地被類が全面に植栽された緑地がみられる。

現況における植栽による CO_2 の吸収・固定量は、A 区域約 $220tCO_2$ /年、B 区域約 $27tCO_2$ /年、C 区域約 $7tCO_2$ /年であり、事業予定地全体では約 $254tCO_2$ /年、公園 1,2 を除くと 約 $104tCO_2$ /年である。(資料 10-2 (資料編 p.741) 参照)



写真 2-10-1 事業予定地内の状況 (平成 19年5月22日[国土地理院撮影])



図 2-10-1 事業予定地内における既存植栽の状況

10-2-3 予 測

- (1) 供用に伴い発生する温室効果ガス排出量
- ① 予測事項

供用に伴い発生する温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)

② 予測対象時期

1期工事及び2期工事それぞれが完了した時点(1年間)

③ 予測方法

ア 予測手法

供用時(1年間)における温室効果ガスの排出は、主として「新施設の存在・供用(=熱源施設の稼働、熱源施設・新施設等の存在、新施設等の供用)」、「新施設等関連車両の走行」、「廃棄物の発生」に起因することから、各行為における温室効果ガスの排出量を算出し、積算した。また、本事業においては、事業予定地内に緑化・植栽を施すことから、植物による二酸化炭素の吸収、固定量を算出し、前述の排出量から差し引いた。

温室効果ガス排出量は、「名古屋市環境影響評価技術指針マニュアル (温室効果ガス等)」 (名古屋市,平成19年)等を用いて算出した。(存在・供用時における温室効果ガス排出 量及び吸収、固定量の算出根拠は、資料10-3(資料編p.744)参照)

イ 予測条件

(7) 新施設の存在・供用

7) エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量の算出

エネルギー種類別年間消費量は、事業計画より設定した。

二酸化炭素排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」によるエネルギー 種類別の二酸化炭素排出係数より設定した。

なお、本事業においては、事前配慮に基づきエネルギー施設 (コージェネレーション・ システム等の導入及び電気供給)を導入する計画である。

(1) 熱源施設・新施設等の存在に伴い発生する温室効果ガスの排出量の算出

熱源施設・新施設等に使用される現場発泡ウレタンフォームの量は、事業計画より設定した。排出割合は、「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 HFC 等 3 ガス分科会報告書」(環境省,平成 18 年) より、製造後 2~20 年の排出割合 4.5%を設定した。

(イ) 新施設等関連車両の走行

燃料使用量の算定に用いる供用時における新施設等関連車両台数、走行量等の諸元は、 資料10-2(資料編 p. 741)に示すとおりとした。

燃費については、「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算 定の方法」によった。

温室効果ガスの種類別、車種別の排出係数については、「平成 16 年度 PRTR 届出外排出量の推計方法」によった。

(ウ) 廃棄物の発生

供用に伴い発生する廃棄物等の種類別発生量は、第9章「廃棄物等」表 2-9-5 (p. 451, 452) より、資料10-3 (資料編 p. 744) に示すとおり設定した。

廃棄物の発生に伴う温室効果ガス排出係数は、廃棄物の種類別・処分方法別に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」により設定した。

(エ) 緑化・植栽による二酸化炭素の吸収・固定量

事業予定地内の緑化・植栽内容は、第1部 第2章 2-4 (5)「緑化計画」(p.20) に示す とおりである。

高木・中低木単木の年間総二酸化炭素吸収量及び単位面積あたりの吸収量は、資料 1 0 - 3 (資料編 p. 744) に示すとおりとした。

④ 予測結果

供用時における温室効果ガス排出量は、表 2-10-2 に示すとおりである。

表 2-10-2(1) 供用時における温室効果ガス排出量(CO₂換算)

【1期工事完了後】

単位: tCO₂/年

_					平位: 1002/ 平
	区	分			ガス排出量 ₂ 換算)
				小 計	行為別合計
ア	新施設の存在・供用		電 気	4,906	
		エネルギーの		[3,163]	0.4.00.5
		使用 (CO ₂)	都市ガス	12, 365	24, 887 [23, 144]
			(うちエネルギー施設)	(6, 608)	
		新施設の存在 (H	FC-134a)	7,616	
イ	新施設等関連車両の走行	CO ₂		15, 337	
		CH ₄		9	15, 655
		N_2O		309	
ウ	廃棄物の発生	一般廃棄物	CH ₄	0	
			$N_{2}O$	114	170
		廃プラスチック	CO ₂	54	170
		焼ノノヘノツク	$N_{2}O$	2	
エ	緑化・植栽によるCO2の吸収	・固定量	_	672	▲ 672
			計		40,040
			ΞI		[_38,297]

- 注)1:電気及び合計の欄に示す上段の数値は実排出係数、下段は調整後排出係数を用いて算出した温室 効果ガス量である。
 - 2:▲はマイナス(削減)を示す。
 - 3:新施設の存在・供用の電気エネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量には、グリーン電力の受電を見込んでいる。
 - 4:緑化・植栽による CO_2 の吸収・固定量の示す数値は、既存の公園 1,2 における CO_2 の吸収・固定量と新たに創出される緑地における CO_2 の吸収・固定量の合計である。
 - 5:新施設の存在・供用に係る温室効果ガス排出量は、事業計画の進捗に伴い、エネルギー施設の 設置機器を見直したため減少した。

表 2-10-2(2) 供用時における温室効果ガス排出量(CO₂換算)

【2期工事完了後】

単位: tCO₂/年

	区	分			:ガス排出量 ₂ 換算)
				小 計	行為別合計
ア	新施設の存在・供用	エネルギーの	電気	9,778 [6,081]	
		使用 (CO ₂)	都市ガス	28, 875	53,613 [49,916]
			(うちエネルギー施設)	(19,667)	
		新施設の存在(HI	FC-134a)	14, 960	
イ	新施設等関連車両の走行	CO_2		31, 940	
		CH ₄		19	32, 659
		N_2O		700	
ウ	廃棄物の発生	一般廃棄物	CH ₄	0	
		一 放	N_2O	397	640
		廃プラスチック	CO_2	237	040
		焼ノノヘナツク	N_2O	6	
工	緑化・植栽によるCO2の吸収	• 固定量		994	▲ 994
		合	部 十		85, 918 [82, 221]

- 注)1:電気及び合計の欄に示す上段の数値は実排出係数、下段は調整後排出係数を用いて算出した温 室効果ガス量である。
 - 2:▲はマイナス(削減)を示す。
 - 3:新施設の存在・供用の電気エネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量には、グリーン電力の受電を見込んでいる。
 - 4:緑化・植栽による CO_2 の吸収・固定量の示す数値は、既存の公園 1,2 における CO_2 の吸収・固定量と新たに創出される緑地における CO_2 の吸収・固定量の合計である。
 - 5:新施設の存在・供用に係る温室効果ガス排出量は、事業計画の進捗に伴い、エネルギー施設の 設置機器を見直したため減少した。

10-2-4 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

- ・A区域及びB区域内にエネルギー施設をそれぞれ設置し、地区内へ電気供給を行うことで、二酸化炭素の排出量の削減を図る。
- ・グリーン電力の活用を図る。
- ・運河水の熱利用を図る。

ここで、予測の前提とした措置を講じることによる低減効果として、以下の4ケースについて、二酸化炭素の排出量を算出することにより、エネルギー施設の導入により低減効果の把握を行った。

- ① 個別熱源
- ② 地域冷暖房 (コージェネレーション (CGS) なし)
- ③ 地域冷暖房(コージェネレーション(CGS)(CGS の発電は地冷プラント内のみに使用))
- ④ 地域冷暖房 (コージェネレーション (CGS) (CGS の発電は地冷プラント外部への電気 供給にも使用)) +運河水利用 +グリーン電力

→【本事業のエネルギー施設】

各ケースにおける二酸化炭素の排出量は、表 2-10-3 に示すとおりである。

エネルギー施設を導入することにより、中部電力からの買電量を減らすことができる、

- 一方、エネルギー施設における発電に使用する都市ガス量が増加する。
 - 二酸化炭素の排出量の算定に当たっては、次式で行う。

[エネルギー施設を導入しない場合の中部電力からの買電量に伴う CO_2 排出量: (i)]

- [削減した買電量に伴う CO₂排出量の削減量 [グリーン電力に伴う削減量含]: (ii)]
- +〔エネルギー施設における発電に使用する都市ガス使用量に伴う CO_2 排出量: (iv)〕
- 注)(i)、(ii)、(iv)は表 2-10-3 に対応する。
- 1 期工事完了後において、ケース①と比較して、ケース②では約 $900 t CO_2$ /年、ケース③ で約 $2,600 t CO_2$ /年、ケース④で約 $11,000 t CO_2$ /年少なく、ケース④ではケース①に対して約 49%削減される。
- 2 期工事完了後において、ケース①と比較して、ケース②では約 1,800tCO $_2$ /年、ケース③で約 5,400tCO $_2$ /年、ケース④で約 17,700tCO $_2$ /年少なく、ケース④ではケース①に対して約 38%削減される。

表 2-10-3(1) ケース別 CO2排出量の比較【1期工事完了後】

ケース	1)	2	3	4
買電量(MWh/年)	約 35,600	約 34,100	約 28,700	約 16,000
(i) CO ₂ 排出量(tCO ₂ /年)	約 18,400	ı	-	_
削減した買電量 (MWh/年)	0	約 1,470	約 6,840	約 19,600
(ii) CO ₂ 排出量の削減量(tCO ₂ /年)	0	約 1,010	約 4,720	約 13,500
(iii) 電力の CO ₂ 排出量(tCO ₂ /年) (i)①-(ii)	約 18,400	約 17,400	約 13,700	約 4,900
都市ガス使用量(千 Nm³/年)	約 1,700	約 1,800	約 2,600	約 2,800
(iv) CO ₂ 排出量(tCO ₂ /年)	約 4,120	約 4, 180	約 6,170	約 6,600
トータル CO ₂ 排出量(tCO ₂ /年) (iii)+(iv)	約 22,500	約 21,600	約 19,900	約 11,500
CO ₂ 年間削減率(%)	_	▲約 4	▲約 12	▲約 49

- 注)1:▲はマイナス(削減)を示す。
 - 2:端数処理を行っているため、合計値が一致しない場合がある。
 - 3:ケース①と④を比較して、予測の前提とした措置による二酸化炭素排出量の削減割合は、CGSで49.8%、運河水利用で0.2%、グリーン電力の活用で50.0%である。

表 2-10-3(2) ケース別 CO₂排出量の比較【2期工事完了後】

ケース	1	2	3	4
買電量(MWh/年)	約 75,500	約 72,500	約 61,700	約 33,000
(i) CO ₂ 排出量(tCO ₂ /年)	約 39,100	_	_	_
削減した買電量 (MWh/年)	0	約 2,940	約 13,700	約 42,400
(ii) CO ₂ 排出量の削減量(tCO ₂ /年)	0	約 2,000	約 9,400	約 29, 200
(iii) 電力の CO ₂ 排出量(tCO ₂ /年) (i)①ー(ii)	約 39,100	約 37,100	約 29,700	約 9,900
都市ガス使用量(千 Nm³/年)	約 3,400	約 3,500	約 <u>5,100</u>	約 <u>8, 300</u>
(iv) CO ₂ 排出量(tCO ₂ /年)	約 8,120	約 8,200	約 12,000	約 19,500
トータル CO ₂ 排出量(tCO ₂ /年) (iii)+(iv)	約 47,100	約 45,300	約 41,700	約 29,400
CO ₂ 年間削減率(%)	_	▲約 4	▲約 11	▲約 38

- 注)1: ▲はマイナス(削減)を示す。
 - 2:端数処理を行っているため、合計値が一致しない場合がある。
 - 3:ケース①と④を比較して、予測の前提とした措置による二酸化炭素排出量の削減割合は、CGS で 68.8%、運河水利用で 0.1%、グリーン電力の活用で 31.1%である。

排出係数: (i)のCO,排出係数は、中部電力(2011年実績)の実排出係数: 0.518kgCO,/kWh

- (ii)の CO_2 排出係数は、マージナル係数(火力電源係数): $0.69 kg CO_2/kWh$
- (iv)の CO₂排出係数は、東邦ガス供給ガス標準値の排出係数: 2.36kgCO₂/Nm³

マージナル係数: CO₂削減対策の効果を算定するためには、CO₂削減対策の影響を受ける電源(マージナル電源)の係数を用いて計算する。原子力や水力は短期的にも長期的にも需要の増減に応じる電源とはいえないため、マージナル電源とは「火力電源」と考えられる。

(2) その他の措置

① 新施設の存在・供用

- ・太陽光発電設備を設置し、自然エネルギーの利用促進に努める。
- ・自然採光の利用促進に努める。
- ・LED照明、高効率ガスエンジンヒートポンプを採用する。
- ・高効率ガス熱源厨房器具を導入する。
- ・節水器具を採用する。
- ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。
- ・温水等の低位熱利用を図る。

② 新施設等関連車両の走行

・本施設の利用者にはできる限り公共交通機関の利用を働きかけ、特に商業施設の来場 者にはホームページ等における公共交通での来場促進や駐車場有料化等の公共交通利 用促進策を検討する。また、電気充電スタンドの設置について検討する。

③ 廃棄物の発生

- ・商業施設、複合業務施設、エネルギー施設、スポーツ施設などにおいては、資源化利 用が容易になるよう分別回収場所を設け、分別回収を徹底する。
- ・居住者や施設利用者に対して、分別排出によるごみの減量化及び再資源化を働きかける。
- ・商業施設、複合業務施設、エネルギー施設、スポーツ施設などの施設関係者に対して、 分別排出によるごみの減量化及び再資源化に努めるよう指導する。
- ・減量化及び再資源化に関する知見の収集に努め、商業施設、複合業務施設、エネルギー施設、スポーツ施設などの施設関係者に周知に努める。

④ 緑化・植栽による二酸化炭素の吸収・固定量

- ・新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う。
- ・緑地の維持・管理に関する年間スケジュールを立て、清掃、灌水、病害虫の駆除等を計画的に行う。

10-2-5 評 価

本事業の実施により、1 期工事完了後で約 40,000tCO₂/年、2 期工事完了後で約 86,000tCO₂/年の温室効果ガスの発生が予測されるが、予測の前提とした措置を講ずることにより、1 期工事完了後で約 11,000tCO₂/年、2 期工事完了後で約 17,700tCO₂/年の温室効果ガスを削減することから、温室効果ガスの排出による環境負荷は対策が未実施の場合と比較して低減されるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、太陽光発電設備を設置し、自然エネルギーの利用促進、断熱性の高い外壁材等の使用に努める等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

10-3 オゾン層破壊物質

10-3-1 概 要

現況施設においては、空調機等の冷媒としてオゾン層破壊物質が使用されているため、 解体工事による処理について検討を行った。

10-3-2 調 査

(1) 調査事項

オゾン層破壊物質の使用状況及び量

(2) 調査方法

聞き取り調査による確認

(3) 調査場所

事業予定地内

(4) 調査結果

現況施設に設置されている空調機や冷凍機器、冷蔵機器等の冷媒として、クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) 及び代替フロンであるハイドロフルオロカーボン (HFC) が、約 460kg (C区域:約 110kg、A区域:約 210kg、B区域:約 140kg) 使用されていることを確認した。

10-3-3 予 測

(1) 予測事項

オゾン層破壊物質の処理

(2) 予測対象時期

現況施設の解体工事時

(3) 予測場所

事業予定地内

(4) 予測方法

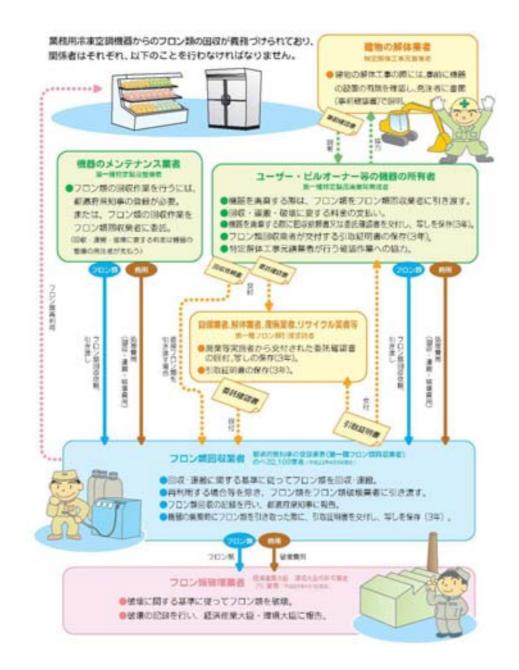
① 予測手法

工事計画からの推定によった。

② 予測条件

オゾン層破壊物質(フロン類)の処理については、廃棄する際に、フロン類の回収を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(平成13年法律第64号)(以下、「フロン回収・破壊法」という。)を遵守して、適切に処理・処分する。

なお、フロン類の処理フローは、図 2-10-2 に示すとおりである。



出典)「フロン回収・破壊法」(経済産業省、国土交通省、環境省,平成24年) 図 2-10-2 フロン回収・破壊法によるフロン類の処理フロー

(5) 予測結果

予測条件に示した措置を確実に実行することにより、フロン類の大気への放出はないと 考えられる。

10-3-4 評 価

予測結果によると、フロン類の大気への放出はないと考えられることから、フロン類の 影響は回避されるものと判断する。

第 11 章 日 照 阻 害

第11章 日照阻害

11-1 概 要

熱源施設・新施設等の存在が、周辺の日照環境に及ぼす影響について検討を行った。

11-2 調 査

既存資料及び現地調査により、周辺の建物用途及び階数の状況の把握を行った。また、 事業予定地内の既存の建物による日影時間を把握した。

(1) 調査事項

- ・事業予定地及びその周辺の土地建物の状況
- ・既存建物による日影時間(等時間日影、時刻別日影)

(2) 調査方法

① 事業予定地及びその周辺の土地建物の状況

以下の既存資料で得た情報を現地踏査により確認した。

- ・「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市, 平成20年)
- ・「ゼンリン住宅地図(名古屋市港区)」(株式会社ゼンリン,2012年)

② 既存建物による日影時間

ア 計算手法

各時刻(真太陽時)における既存建物等の日影と日影時間は、理論式^{注)}を用いて求めた。 (理論式の詳細は、資料 1 1 - 1 (資料編 p. 763) 参照)

イ 計算条件

(7) 計算対象及び緯度

計算対象は、事業予定地内における既存建物とした。

また、「日影規制の手引」(社団法人 愛知県建築士事務所協会,昭和63年)より、計算に用いた緯度は北緯35度15分とし、冬至日における太陽の赤緯は-23度27分とした。

(イ) 計算面高さ

事業予定地周辺の用途地域は、工業専用地域、工業地域、準工業地域、商業地域及び第1種住居地域となっている。このうち、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」での規制対象区域は、第1種住居地域及び準工業地域である(前掲図1-4-6(p.62)参照、資料2-11(資料編 p.89)参照)。計算面高さは、第1種住居地域及び準工業地域の評価基準となる平均地盤面より+4.0mを計算高さとして評価した。

注) 「日影規制の手引き」(社団法人 愛知県建築士事務所協会, 昭和63年)

(ウ) 計算時間帯

「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関す る条例」より、冬至日の8~16時とした。

(3) 調査結果

① 事業予定地及びその周辺の土地建物の状況

事業予定地の北側は、住居施設がほとんどを占めており、商業施設・一般店舗・商業的 サービス施設、工業施設・工業的サービス施設が点在している。一方、西側は中川運河に 沿って工業施設・工業的サービス施設や供給・処理・運輸施設が多くなっている。南側及 び東側は娯楽施設や工業施設・工業的サービス施設となり、周縁部より距離を置いて住居 施設がまとまった区画に立地している。(図 2-11-1(1)参照)

建物階数別にみると、事業予定地近くでは 1~2 階または 3~5 階の低層及び中層の建築 物が大部分であり、10階以上の高層の建築物がわずかに点在するのみである。(図 2-11-1(2)参照)

② 既存建物による日影時間

第1種住居地域

える建築物

既存建物による時刻別日影図及び等時間日影図は、図 2-11-2 に示すとおりである。時刻 別日影図は、8時及び16時における日影の東側及び西側で長さは、約30~60mになってい る。また、等時間日影図では、1時間以上の日影を生じる範囲は、敷地境界より最長で約 20m程度までの範囲となる。

日影の生ずる北側の住居地域(第1種住居地域)での等時間日影の計算結果は、表 2-11-1 に示すとおりである。日影時間毎に、規制を受ける範囲を比較すると、現況の建物によっ て生ずる4時間の等時間日影は境界線から1.0mまでの距離となり、4時間以上の等時間日 影を生じてはならない規制を受ける境界線から 5mを超える範囲には、4 時間以上の等時間 日影は生じていない。また、現況の建物によって生ずる2.5時間の等時間日影は境界線か ら 2.7mまでの距離となり、2.5時間以上の等時間日影を生じてはならない規制を受ける境 界線から 10mを超える範囲に 2.5 時間の等時間日影は生じていない。

規制を受ける	規制を受ける建築物高さ	平均地盤	規制を受ける日影時間 (8 時~16 時[冬至日])		
地域		面からの 高さ	境界線から 5mを超え、 10m以内の範囲における 日影時間	境界線から 10mを超える 範囲における日影時間	
第 1 稀 4 日 地 4	高さ10mを超	4 0 200	4 吐胃	9 5 時間	

4 時間

2.5 時間

表 2-11-1(1) 日影規制

表 2-11-1(2) 現況の日影計算結果

4.0m

現況建物による4時間の日影が及ぶ境界線 からの距離	1.0m
現況建物による2.5時間の日影が及ぶ境界線からの距離	2.7 m



図 2-11-1(1) 建物用途の状況

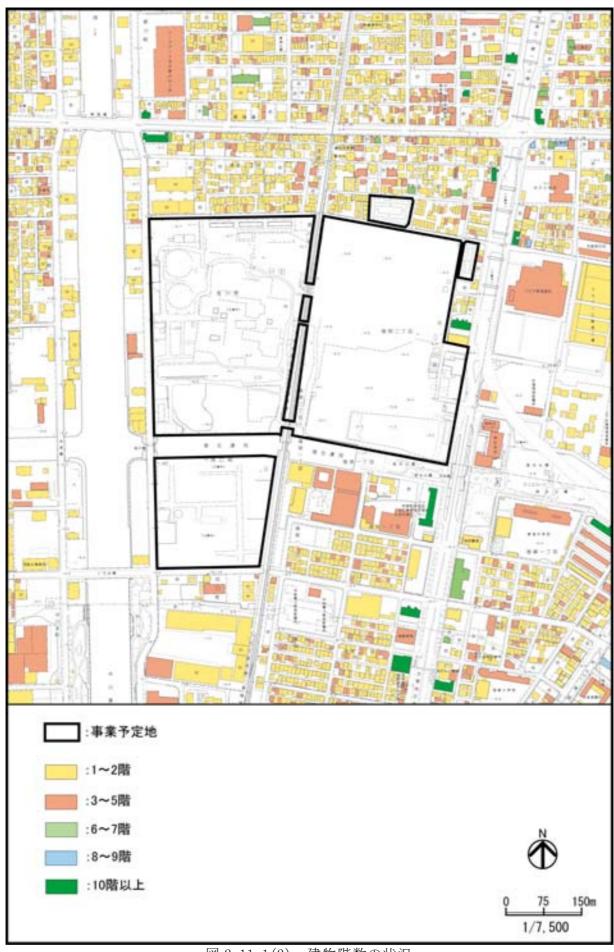


図 2-11-1(2) 建物階数の状況

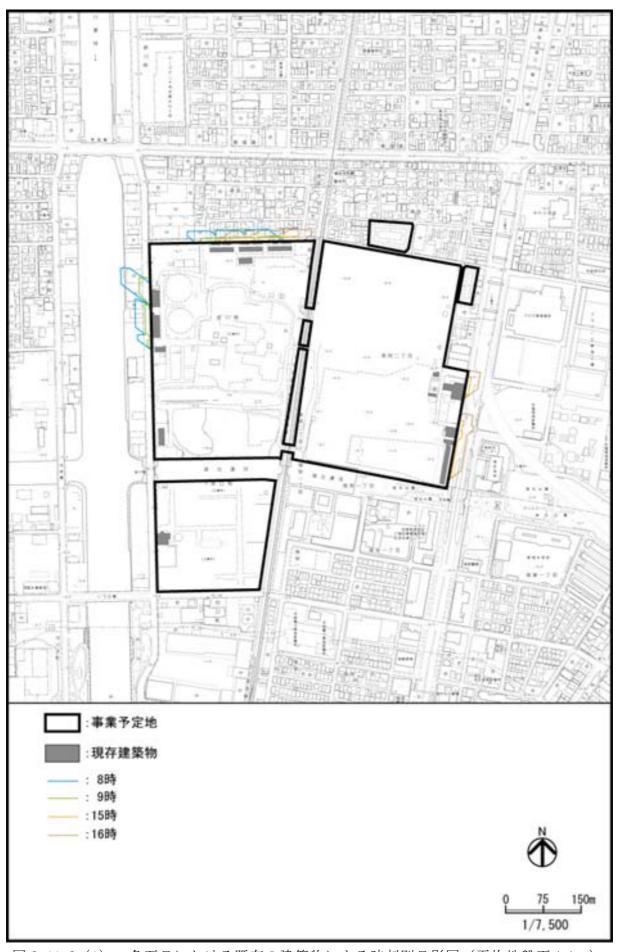


図 2-11-2 (1) 冬至日における既存の建築物による時刻別日影図 (平均地盤面+4m)



図 2-11-2 (2) 冬至日における既存の建築物による等時間日影図 (平均地盤面+4m)

11-3 予 測

(1) 予測事項

熱源施設・新施設等による日影の影響とし、新施設等全体による日影の範囲、時刻及び 時間数について検討を行った。

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事のそれぞれが完了した時点

(3) 予測場所

日影の影響が及ぶ敷地周辺範囲を予測場所とした。

(4) 予測方法

① 計算手法

予測手法は、11-2(2)②「既存建物による日影時間」における計算手法と同じ手法で実施した。

② 予測条件

熱源施設・新施設等の配置計画は、前掲図 1-2-7(p.11) に示すとおりである。

(5) 予測結果

① 1期工事完了後

1期工事完了後の時刻別日影図は図 2-11-3 に、等時間日影図は図 2-11-4 に示すとおりである。時刻別日影図によると、8時及び 16 時における熱源施設・新施設等の日影の北側及び西側で長さは、約 40~120mになると予測される。また、等時間日影図によると、1時間以上の日影を生じる範囲は、事業予定地より約 20~50m程度までの範囲(A区域の北側の住宅地では最大約 40m、C区域の東側の邦和スポーツランド周辺では最大約 40mの範囲)と予測される。

1期工事完了後で規制を受ける日影が生じるA及びB区域の北側の住宅地(第1種住居地域)、ならびにC区域の東側の邦和スポーツランド周辺(準工業地域及び第1種住居地域)における等時間日影は、表 2-11-2 に示すとおりである。

A及びB区域の北側の住宅地(第1種住居地域)において、熱源施設・新施設等によって生じる4時間の等時間日影は境界線から4.5mまでの距離となり、4時間以上の等時間日影を生じてはならない規制を受ける境界線から5mを超える範囲には、4時間以上の等時間日影は生じない。また、熱源施設・新施設等によって生じる2.5時間の等時間日影は境界線から10.0mまでの距離となり、2.5時間以上の等時間日影を生じてはならない規制を受ける境界線から10mを超える範囲には、2.5時間以上の等時間日影は生じない。

C区域東側の第1種住居区域及び準工業地域は、いずれも境界線から10mを超える範囲となるが2.5時間以上の等時間日影は生じない。2.5時間の等時間日影は敷地境界から6.0mまでの距離である。

なお、熱源施設・新施設等により日影が生じる範囲内には、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設が存在する。

表 2-11-2(1) 日影規制

規制を受ける地域	規制を受ける建築物高さ	平均地盤面からの高さ	規制を受け (8 時~16 B 境界線から 5 m を超 え、10 m 以内の範囲に おける日影時間	る日影時間 寿[冬至日]) 境界線から 10mを超 える範囲における日 影時間
第1種住居地域	高さ10mを超 える建築物	4.0 m	4 時間	2.5 時間
準工業地域	高さ10mを超 える建築物	4.0 m	5 時間	3 時間

表 2-11-2(2) 日影予測結果(1期工事完了後)

	熱源施設・新施設等による 4 時間の日影が及ぶ境界線から の距離	4. 5 m
A及びB区域の北側	熱源施設・新施設等による 2.5 時間の日影が及ぶ境界線から の距離	10.0 m
C区域の東側	熱源施設・新施設等による 2.5 時間の日影が及ぶ境界線から の距離	6.0 m

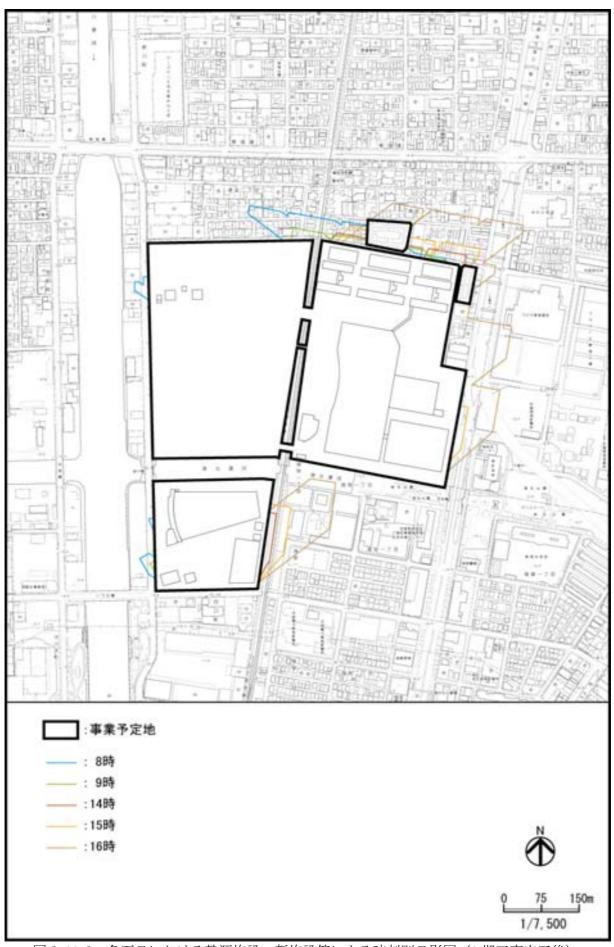


図 2-11-3 冬至日における熱源施設・新施設等による時刻別日影図 (1 期工事完了後) [平均地盤面+4m]

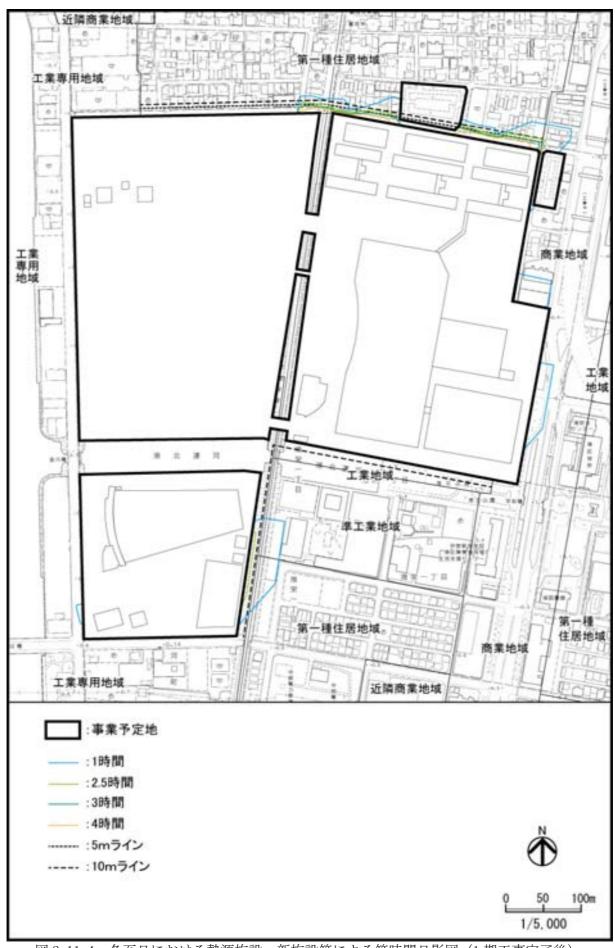


図 2-11-4 冬至日における熱源施設・新施設等による等時間日影図 (1 期工事完了後) 「平均地盤面+4m」

② 2期工事完了後

2期工事完了後の時刻別日影図は図 2-11-5 に、等時間日影図は図 2-11-6 に示すとおりである。時刻別日影図によると、8時及び 16 時における熱源施設・新施設等の日影の東側及び西側で長さは、約 30~130mになると予測される。また、等時間日影図によると、1時間以上の日影を生じる範囲は、事業予定地より約 30~50m程度までの範囲(A及びB区域の北側の住宅地では最大約 40m、C区域の東側の邦和スポーツランド周辺では最大約 40mの範囲)と予測される。

2期工事完了後で規制を受ける日影が生じるA及びB区域の北側の住宅地(第1種住居地域)、ならびにC区域の東側の邦和スポーツランド周辺(準工業地域及び第1種住居地域)における等時間日影は、表 2-11-3 に示すとおりである。

A及びB区域の北側の住宅地(第1種住居地域)において、熱源施設・新施設等によって生じる4時間の等時間日影は境界線から4.5mまでの距離となり、4時間以上の等時間日影を生じてはならない規制を受ける境界線から5mを超える範囲には、4時間以上の等時間日影は生じない。また、熱源施設・新施設等によって生じる2.5時間の等時間日影は境界線から10.0mまでの距離となり、2.5時間以上の等時間日影を生じてはならない規制を受ける境界線から10mを超える範囲には、2.5時間以上の等時間日影は生じない。

C区域東側の第1種住居区域及び準工業地域は、いずれも境界線から10mを超える範囲となるが2.5時間以上の等時間日影は生じない。2.5時間の等時間日影は敷地境界から6.0mまでの距離である。

なお、熱源施設・新施設等により日影が生じる範囲内には、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設が存在する。

表 2-11-3(1) 日影規制

	担制ナ亜はフ	平均地盤面からの高さ	規制を受ける日影時間 (8 時~16 時[冬至日])		
規制を受ける地域	規制を受ける建築物高さ		境界線から 5mを超え、10m以内の範囲に おける日影時間	境界線から 10mを超 える範囲における日 影時間	
第1種住居地域	高さ10mを超 える建築物	4.0 m	4 時間	2.5 時間	
準工業地域	高さ10mを超 える建築物	4.0 m	5 時間	3 時間	

表 2-11-3(2) 日影予測結果(2期工事完了後)

	熱源施設・新施設等による 4 時間の日影が及ぶ境界線から の距離	4. 5 m
A及びB区域の北側	熱源施設・新施設等による 2.5 時間の日影が及ぶ境界線から の距離	10.0 m
C区域の東側	熱源施設・新施設等による 2.5 時間の日影が及ぶ境界線から の距離	6. 0 m



図 2-11-5 冬至日における熱源施設・新施設等による時刻別日影図 (2 期工事完了後) [平均地盤面+4m]

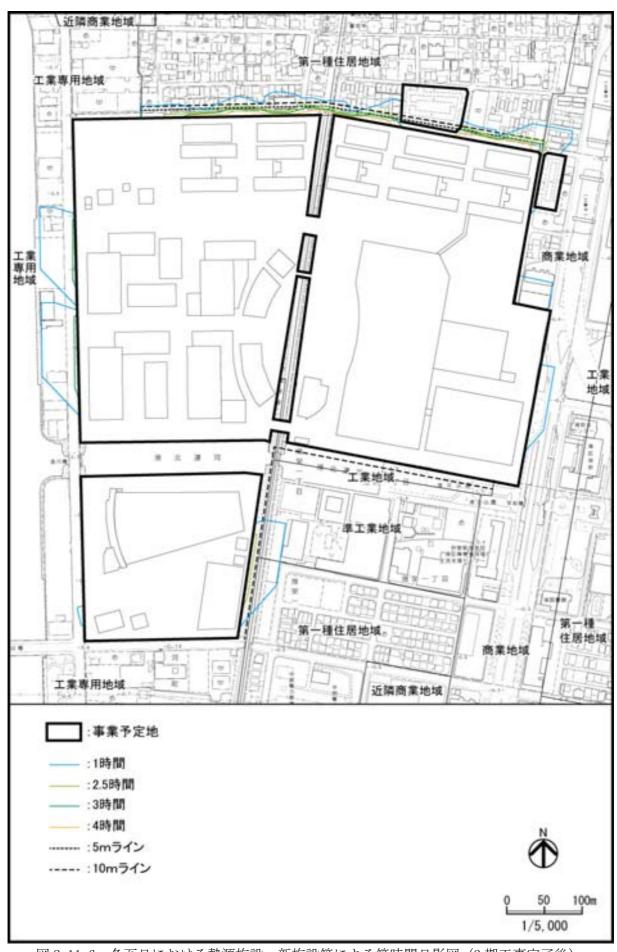


図 2-11-6 冬至日における熱源施設・新施設等による等時間日影図 (2 期工事完了後) 「平均地盤面+4m」

11-4 環境の保全のための措置

・配置計画にあたり、事業予定地北側の既存住宅地への日影に配慮して、住宅棟と北側 既存住宅地の間に極力距離を設けた。

11-5 評 価

予測結果によると、日影となる範囲を低減できるように、北側住宅地との間に距離をとるように住宅棟を配置することなどにより、新たに生じる日影は敷地境界周辺の限られた範囲に留まり、熱源施設・新施設等が建設されることによる周辺の日照環境に及ぼす影響は低減されていると判断する。

熱源施設・新施設等により日影の影響を受ける区域のうち、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」で規制を受ける第1種住居地域及び準工業地域は、1期工事完了後及び2期工事完了後ともに、いずれの規制時間についても満足する。

なお、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定 される教育施設については、当該条例に基づき適切な対応を行う。

第 12 章 電 波 障 害

第12章 電波障害

12-1 概 要

熱源施設・新施設等の存在が、テレビジョン放送電波(地上デジタル波)(以下、「地上 デジタル放送電波」という。)の受信等に及ぼす影響について検討を行った。

12-2 調 査

既存資料及び現地調査により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

- ① 事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況
- ② マイクロウェーブの送信経路の状況

(2) 調査方法

① 事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況

名古屋の地上デジタル放送電波について調査を行った。その概要は、表 2-12-1 に示すと おりである。

調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領:地上デジタル放送」(社団法人 日本 CATV 技術協会,平成23年)に基づき、電界強度測定車(図2-12-1参照)による路上調査とし、表2-12-2に示す項目について調査を行った。

区分	UHF						
区 分			広地	成局			県域局
	N H K	中部日本	中京テレビ	N H K	東海テレビ	名 古 屋	テレビ
放 送 局 名	教 育	放 送	放 送	総合	放 送	テレビ放送	愛知
	(NHK-E)	(CBC)	(CTV)	(NHK-G)	(THK)	(NBN)	(TVA)
受信チャンネル	13	18	19	20	21	22	23
周波数(MHz)	470~476 500~506		506~512	512~518	518~524	524~530	530~536
送信アンテナ高	345.6m	330) m	345.6m	330) m	318 m
送 信 出 力			31	ςW			1kW
送 信 場 所	デジタルタワー (瀬戸市幡中町)						
新建築物までの	∜h 90 1 l						
距離	約 20.1 km						

表 2-12-1 地上デジタル放送電波の概要

注)1:送信アンテナ高は、標高で表示。

^{2:}送信アンテナ高及び送信出力については、「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」(株式会社 NHK アイテック、2007年)によった。



図 2-12-1 電界強度測定車

表 2-12-2 受信状況の調査内容

調査項目	調査内容
端子電圧の測定	該当地域で受信している全ての地上デジタル放送チャンネルについ
	て、端子電圧の測定を行った。
受信画質品位の	画質劣化までの許容される余裕量を考慮した品質評価を行った。
評価	品質評価は、次の基準により評価した。
(品質評価)	<総合品質評価>
	A:きわめて良好/画像評価○で、BER≦1E-8
	B:良好/画像評価○で、1E-8 <ber<1e-5< td=""></ber<1e-5<>
	C:おおむね良好/画像評価○で、1E-5≦BER≦2E-4
	D:不良/画像評価△、または画像評価○ではあるが BER>2E-4
	E:受信不能/画像評価×
	<画像評価>
	〇:良好に受信
	△:ブロックノイズや画面フリーズが認められる
	×:受信不能
等価 CN 比の測定	該当地域で受信している全ての地上デジタル放送チャンネルについ
	て、CN 比の測定を行った。

② マイクロウェーブの送信経路の状況

総務省東海総合通信局への聞き取りにより調査を行った。

(3) 調査場所

① 事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況

地上デジタル放送電波の到来方向及び熱源施設·新施設等の位置から障害範囲を予想し、 図 2-12-2 に示す 20 地点を対象とした。

② マイクロウェーブの送信経路の状況

事業予定地上空を通過するマイクロウェーブ通信回線を対象とした。

(4) 調査期間

平成 25 年 7 月 25、30 日、8 月 1 日

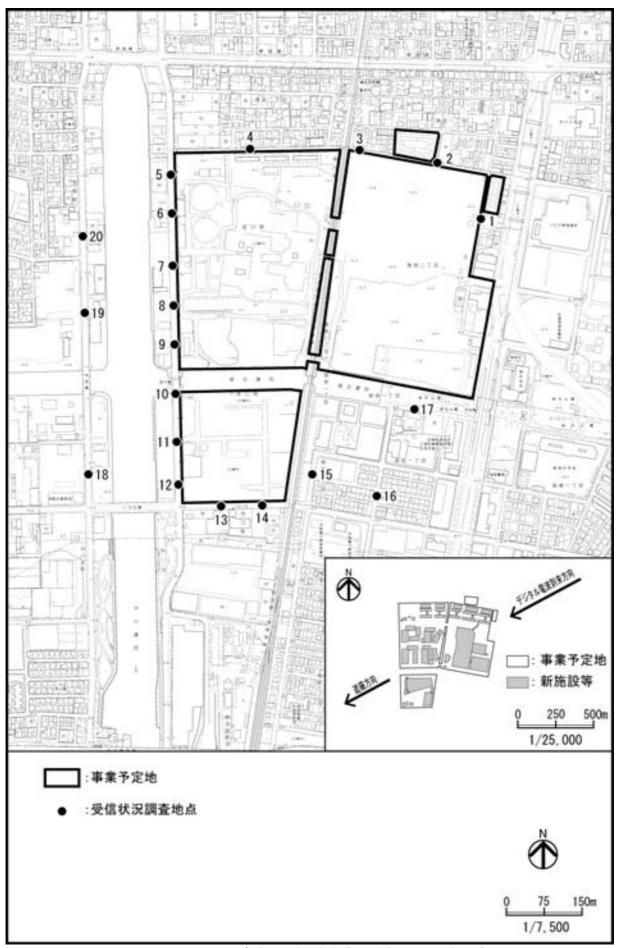


図 2-12-2 地上デジタル放送電波の受信状況調査地点

(5) 調査結果

① 事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況

広域局及び県域局別に整理した各調査地点における地上デジタル放送電波の受信品質評価の結果は、表 2-12-3 及び図 2-12-3 に示すとおりである。(受信状況の詳細は、資料 1 2 - 1 (資料編 p. 764) 参照)

表 2-12-3 によると、総合品質評価が「A (きわめて良好)」~「C (おおむね良好)」と された地点は、広域局が 100%、県域局が 95%であった。

表 2-12-3 受信状况

単位:上段;地点数、下段;%

総合品質評価	広域局	県域局
A	14	15
	(70)	(75)
В	10	3
Б	(3)	(15)
С	4	1
	(20)	(5)
D	0	1
D	(0)	(5)
E	0	0
E	(0)	(0)
Δ ∌l.	20	20
合 計	(100)	(100)

- 注)1:総合品質評価のうち、
 - 「A」はきわめて良好
 - 「B」は良好
 - 「C」はおおむね良好
 - 「D」は不良
 - 「E」は受信不能

をいう。

- 2:各調査地点における広域局、県域局別の総合品質評価において、例えば、一つでも「E」がある場合には「E」、「E」はなく、一つでも「D」がある場合には「D」として整理した。
- 3:表中の下段() 内の数値は、地点数に対 する割合(%)を示す。

② マイクロウェーブの送信経路の状況

事業予定地上空において、マイクロウェーブ通信回線は通過していない。

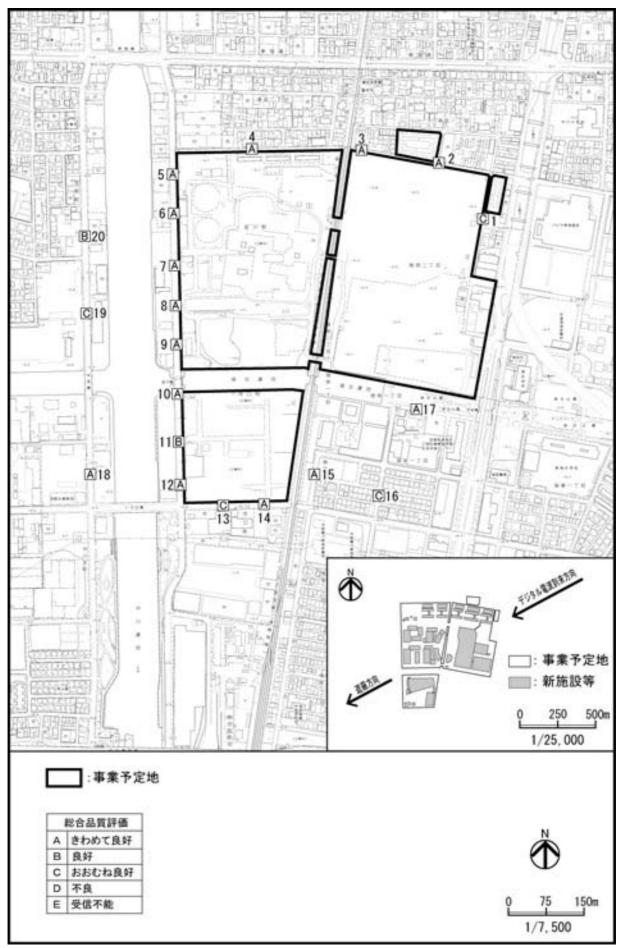


図 2-12-3(1) 広域局における地上デジタル放送電波の受信品質評価

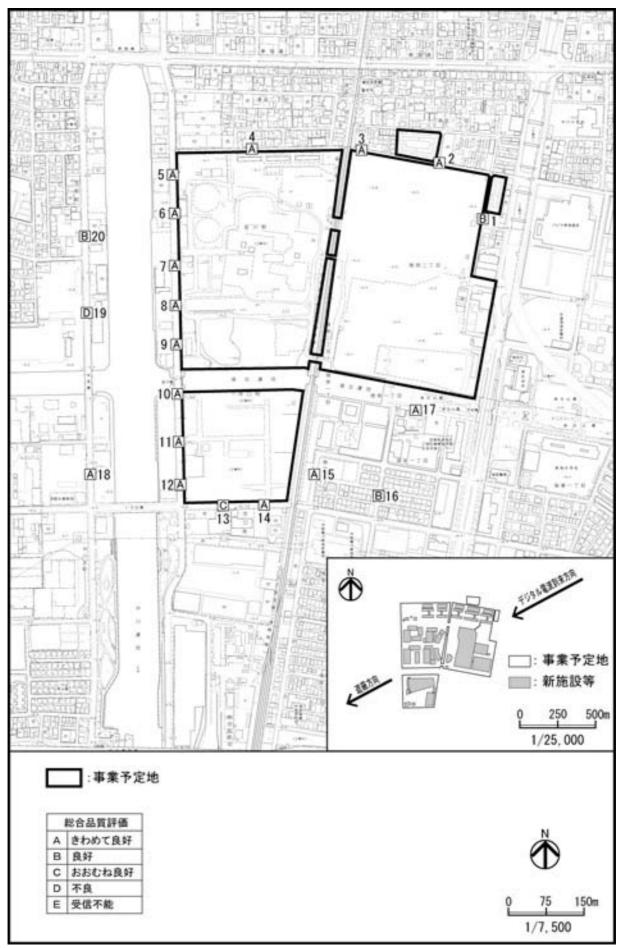


図 2-12-3(2) 県域局における地上デジタル放送電波の受信品質評価

12-3 予 測

(1) 予測事項

熱源施設・新施設等*の存在による地上デジタル放送電波障害(遮蔽障害及び反射障害) 並びに熱源施設・新施設等の存在によるマイクロウェーブの送信経路への影響とし、具体 的には、以下に示す項目について検討を行った。

- ・電波障害の程度及び範囲
- ・マイクロウェーブの送信経路への影響

(2) 予測対象時期

1期工事及び2期工事のそれぞれが完了した時点

(3) 予測場所

障害が予想される範囲

- (4) 予測方法
- ① 電波障害の程度及び範囲

ア 予測手法

障害範囲の予測計算は、電波障害予測理論式^{注)}で行った。予測式の概要は、資料12-2(資料編p.767)に示すとおりである。

イ 予測条件

予測対象とした地上デジタル放送電波は、前掲表 2-12-1 に示した広域局 6 波及び県域局 1 波の計 7 波であり、障害範囲の表示は、総合品質評価でいう「D」もしくは「E」となる障害を発生させる範囲とした。

② マイクロウェーブの送信経路への影響

事業計画及び総務省東海総合通信局への聞き取りにより、マイクロウェーブの送信経路の状況を把握し、予測を行った。

注)「建造物障害予測技術(地上デジタル放送)」(NHK 受信技術センター, 2003年)

^{*:}事業計画の進捗に伴い、エネルギー施設 A の建物形状を見直した。

(5) 予測結果

① 電波障害の程度及び範囲

熱源施設・新施設等に起因して生じる地上デジタル放送電波の障害範囲は、表 2-12-4 及び図 2-12-4 に示すとおりである。

ア 遮蔽障害

1 期工事完了後及び 2 期工事完了後ともに、遮蔽障害は、熱源施設・新施設等から南西方向へ発生し、この障害面積は、1 期工事完了後では、広域局で約 0.002km²、県域局で約 0.024km²、2 期工事完了後では、広域局で約 0.004km²、県域局で約 0.035km²と予測される。

イ 反射障害

1 期工事完了後及び 2 期工事完了後ともに、広域局並びに県域局における熱源施設・新施設等単体による障害は発生しないと予測される。

表 2-12-4(1) 障害発生範囲の予測結果(1期工事完了後)

障害種別	局 別	障害方向	障害面積 (km²)
遮蔽障害	広域局	南西	約 0.002
	県域局		約 0.024

- 注)1:障害面積は、図面より計測した。
 - 2:障害方向とは、熱源施設・新施設等からの方向をいう。
 - 3:反射障害は発生しないと予測される。

表 2-12-4(2) 障害発生範囲の予測結果(2 期工事完了後)

障害種別	局 別	障害方向	障害面積 (km²)
遮蔽障害	広域局 南西		約 0.004
	県域局		約 0.035

- 注)1:障害面積は、図面より計測した。
 - 2:障害方向とは、熱源施設・新施設等からの方向をいう。
 - 3:反射障害は発生しないと予測される。

② マイクロウェーブの送信経路への影響

事業予定地上空において、マイクロウェーブ通信回線は通過していないことから、影響はないと予測される。

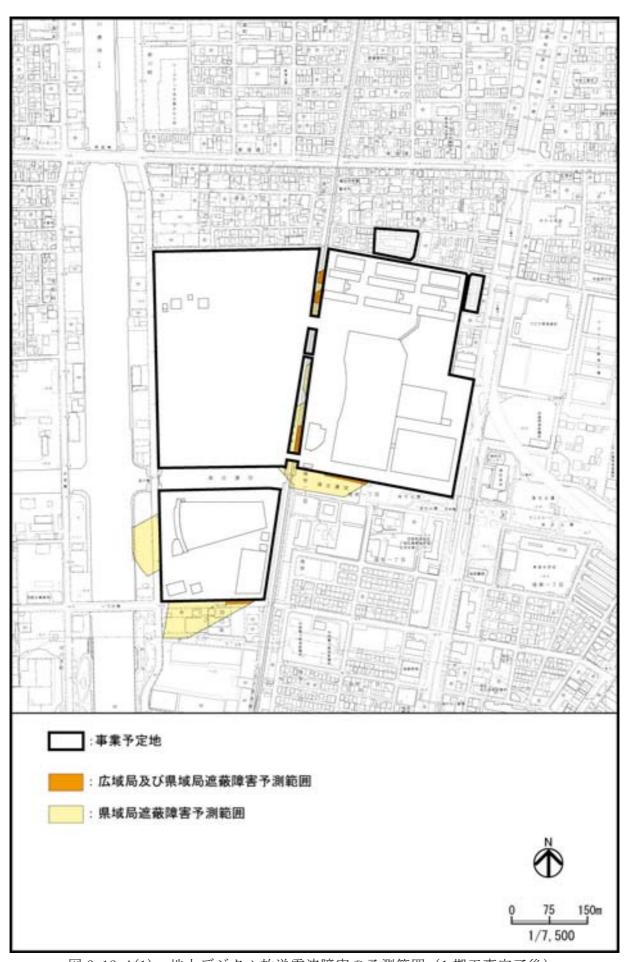


図 2-12-4(1) 地上デジタル放送電波障害の予測範囲(1期工事完了後)

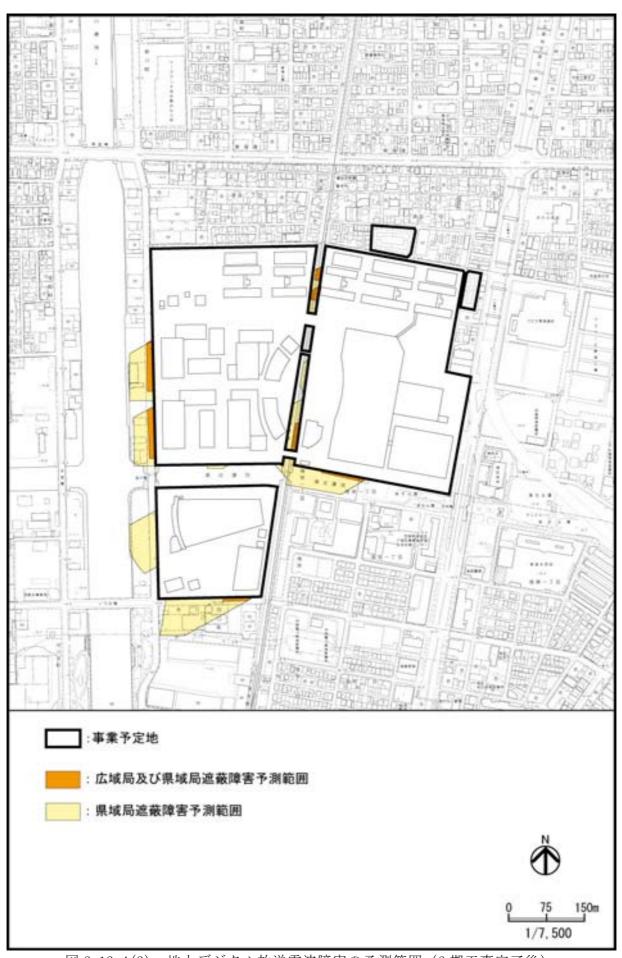


図 2-12-4(2) 地上デジタル放送電波障害の予測範囲(2期工事完了後)

12-4 環境の保全のための措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生した受信 障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV へ の加入など適切な措置を実施する。
- ・予測範囲以外において受信障害が発生し、調査を行った結果、本事業による影響と判断された場合については、適切な措置を実施する。
- ・周辺の住民等からの問い合わせに対する連絡の窓口を設ける。

12-5 評 価

予測結果によると、熱源施設・新施設等の存在による地上デジタル放送の遮蔽障害範囲は、1期工事完了後における広域局で約 0.002km²、県域局で約 0.024km²、2 期工事完了後における広域局で約 0.004km²、県域局で約 0.035km²である。

本事業の実施にあたっては、地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される 地域において発生した受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATVへの加入など適切な措置を実施することにより、熱源施設・新施設等 が地上デジタル放送電波の受信に及ぼす影響の回避に努める。

マイクロウェーブの送信経路への影響については、事業予定地上空において、マイクロウェーブ通信回線は通過していないことから、回避されるものと判断する。

第 13 章 安 全 性

13-1	工事中 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 499
13-2	供用時	• 550
13-3	危険物等	• 585

第13章 安全性

13-1 工事中

13-1-1 概 要

工事関係車両の走行に伴う道路交通状況の変化が、周辺の交通安全に及ぼす影響について検討を行った。

13-1-2 調 査

既存資料及び現地調査により、現況の把握を行った。

- (1) 既存資料による調査
- ① 調査事項
- ア 交通量の状況
- イ 交通事故の発生状況
- ② 調査方法

ア 交通量の状況

交通量の状況については、本事業を計画する上で、交通検討のための基礎資料を得ることを目的とした交通実態調査資料及び以下に示す既存資料の収集整理によった。

·「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市,平成 24 年)

イ 交通事故の発生状況

交通事故の発生状況については、以下に示す既存資料の収集整理によった。

- ・「愛知の交通事故 平成24年版」(愛知県警察本部交通部,平成25年)
- ・「名古屋市内の交通事故 平成20~24年中」(名古屋市、平成21~25年)

③ 調査結果

ア 交通量の状況

平成22年度に名古屋市が行った事業予定地周辺における交通量の状況は、第1部第4章4-1(4)②「道路交通の状況」(p.71)に示すとおりである。

交通実態調査における調査結果は、表 2-13-1 及び図 2-13-1 に示すとおりである。(調査の概要は資料 1 3-1 (資料編 p. 773)、区間断面交通量の時間変動は資料 1 3-2 (資料編 p. 774) 参照)

表 2-13-1 事業予定地周辺の交通実態調査結果 3

単位:台/15時間

			Ŧ E			木 F		交通	
区間	車種		5年5月22日			5年5月19日		(休日/	平日)
記号	区分	車種別 交通量	合計	大型車 混入率	車種別 交通量	合計	大型車 混入率	車種別	合計
А	大型車 小型車	4,908 23,013	27,921	17.6%	1,192 25,716	26,908	4.4%	0.24	0.96
В	大型車 小型車	2,239 9,601	11,840	18.9%	452 9,645	10,096	4.5%	0.20 1.00	0.85
С	大型車 小型車	1,723 14,860	16,583	10.4%	549 16,158	16,707	3.3%	0.32 1.09	1.01
D	大型車	2,946 25,693	28,639	10.3%	743 23,278	24,021	3.1%	0.25	0.84
Е	大型車 小型車	3,249 24,213	27,462	11.8%	934 21,515	22,449	4.2%	0.29 0.89	0.82
F	大型車	3,194 22,874	26,068	12.3%	945 19,746	20,690	4.6%	0.30	0.79
G	大型車 小型車	2,620 19,374	21,994	11.9%	573 16,498	17,071	3.4%	0.22	0.78
Н	大型車 小型車	5,038 21,978	27,016	18.6%	1,081 26,075	27,156	4.0%	0.21	1.01
I	大型車	1,807 6,311	8,118	22.3%	299 5,904	6,203	4.8%	0.17	0.76
J	大型車	1,848 14,926	16,774	11.0%	737 16,605	17,342	4.2%	0.40	1.03
K	大型車 小型車	1,706 5,895	7,600	22.4%	289 5,635	5,924	4.9%	0.17 0.96	0.78
L	大型車 小型車	1,816 13,254	15,069	12.0%	724 13,871	14,594	5.0%	0.40 1.05	0.97
M	大型車 小型車	1,639 12,174	13,813	11.9%	618	13,682	4.5%	0.38 1.07	0.99
N	大型車 小型車	1,594 12,557	14,151	11.3%	528 12,860	13,388	3.9%	0.33 1.02	0.95
О	大型車 小型車	780 8,524	9,304	8.4%	199 10,436	10,635	1.9%	0.26 1.22	1.14
Р	大型車	774 8,778	9,552	8.1%	165 8,859	9,024	1.8%	0.21	0.94
Q	大型車	224 10,091	10,315	2.2%	45 9,224	9,269	0.5%	0.20	0.90
R	大型車 小型車	386 6,817	7,203	5.4%	64 5,877	5,941	1.1%	0.17 0.86	0.82
S	大型車 小型車	5,221 18,292	23,513	22.2%	992 22,379	23,371	4.2%	0.19	0.99
Т	大型車 小型車	1,386 2,535	3,921	35.3%	233 2,253	2,486	9.4%	0.17	0.63
U	大型車 小型車	1,734 10,465	12,199	14.2%	576 10,818	11,394	5.1%	0.33	0.93
V	大型車 小型車	3,539 26,853	30,392	11.6%	1,033 22,986	24,019	4.3%	0.29	0.79
W	大型車 小型車	695 10,783	11,478	6.1%	119 10,728	10,847	1.1%	0.17	0.95
Х	大型車 小型車	405	2,478	16.3%	270 1,953	2,223	12.1%	0.67 0.94	0.90
Y	大型車 小型車	1,946 7,434	9,380	20.7%	498 6,368	6,866	7.3%	0.26	0.73
Z	大型車 小型車	1,954 7,358	9,312	21.0%	555 6,433	6,988	7.9%	0.28	0.75
30.14.1	問記見け		-1 の区間	/上田 →	1-				

注)1:区間記号は、図 2-13-1 の区間位置を示す。

^{2:}交通量は、隣接する両側の交差点位置にて測定した断面交通量の平均を示す。ただし、区間 $A\sim E$ 、G、 $I\sim L$ 、O、P、R、 $S\sim U$ 、V 及び W については、一つの交差点位置にて測定した断面交通量を示す。

^{3:15} 時間は、8~23 時を示す。(以下、同様である。)



図 2-13-1 事業予定地周辺の交通実態調査結果

イ 交通事故の発生状況

事業予定地周辺の路線別事故発生件数は図 2-13-2 に、名古屋市、港区、熱田区及び学区 別の交通事故発生件数の推移は、図 2-13-3 に示すとおりである。

事業予定地周辺における路線別の事故発生件数(平成24年)は、一般国道1号が1,436件、一般国道23号が727件、主要市道名古屋環状線が567件、主要市道東海橋線が239件、主要市道江川線が231件となっている。

交通事故の発生件数は、名古屋市全体及び港区では、それぞれ減少傾向にあるものの、 熱田区では大きな変動はみられない。学区別では、千年学区では大きな変動はみられない。 中川学区及び港楽学区では、減少傾向にある。成章学区は平成22年から減少に転じている。 東海学区は年による変動はあるものの、明確な増減の傾向はみられない。大手学区では、 平成23年まで減少傾向にあるものの、平成24年に増加に転じている。

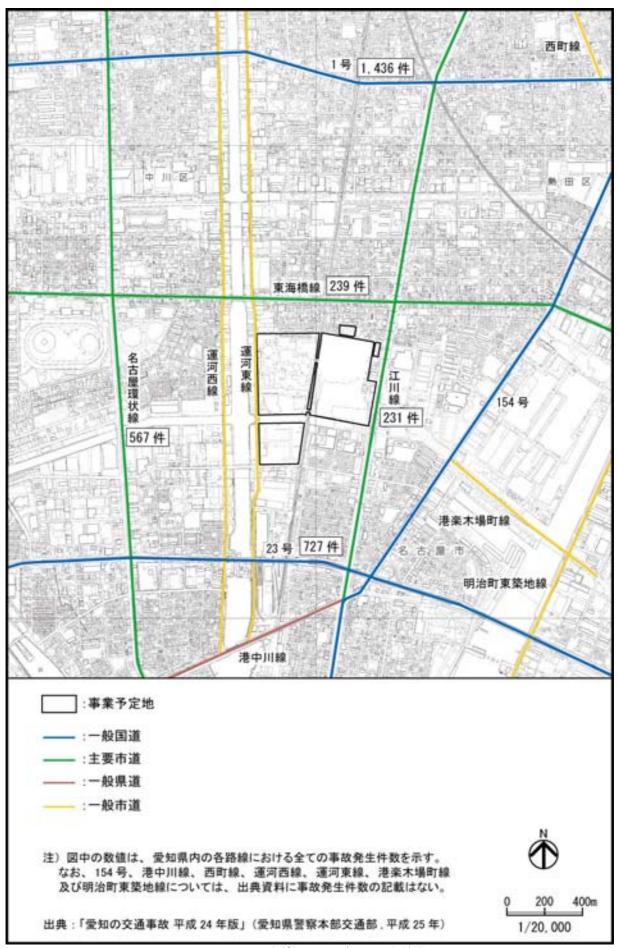
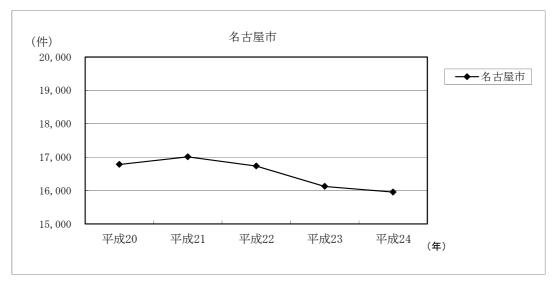
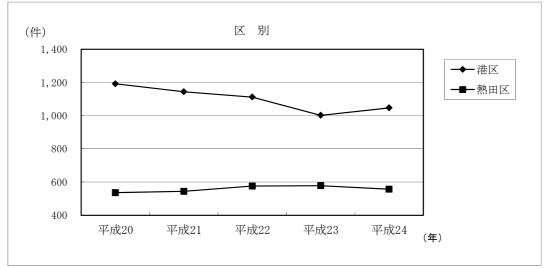
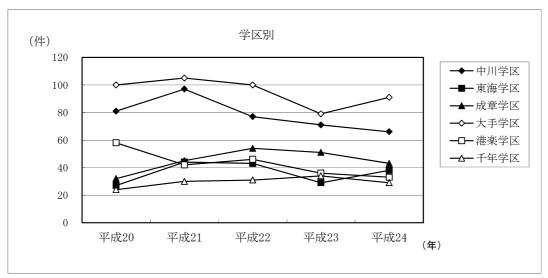


図 2-13-2 路線別交通事故発生件数







注) 人身事故のみ

出典)「平成 20~24 年中 名古屋市内の交通事故」(名古屋市, 平成 21~25 年)

図 2-13-3 交通事故発生件数の推移

(2) 現地調査

① 調査事項

- ア 通学路の指定状況
- イ 自動車、歩行者及び自転車交通量
- ウ 交通安全施設、交通規制の状況

② 調査方法

調査方法は、表 2-13-2 に示すとおりである。なお、自動車交通量における車種分類は、表 2-13-3 に基づいた。

表 2-13-2 調査方法

調査事項	調 査 方 法
通学路の指定状況	関係する小中学校への聞き取りによった。
自動車、歩行者及び 自 転 車 交 通 量	各調査地点における方向別の自動車、歩行者及び自転車について、 24時間の交通量を1時間間隔で測定した。自動車は、表 2-13-3 に 示す大型車類及び小型車類の2車種に分類した。
交通安全施設 交通規制の状況	市販の道路地図等により得た情報に加え、現地踏査による確認を行った。

表 2-13-3 自動車の車種分類

車種分類	ナンバープレートの頭一文字
大型車類	1, 2, 9, 0
小型車類	3, 4, 5, 6, 7

注)分類番号の頭一文字 8 の特殊用途自動車は、実態によって区分した。

③ 調査場所

通学路の指定状況及び交通安全施設、交通規制の状況については、事業予定地周辺とし、調査結果を図示した範囲とした。(後掲図 2-13-5 及び図 2-13-8 参照)

自動車、歩行者及び自転車交通量の調査場所は、図 2-13-4 に示すとおりである。

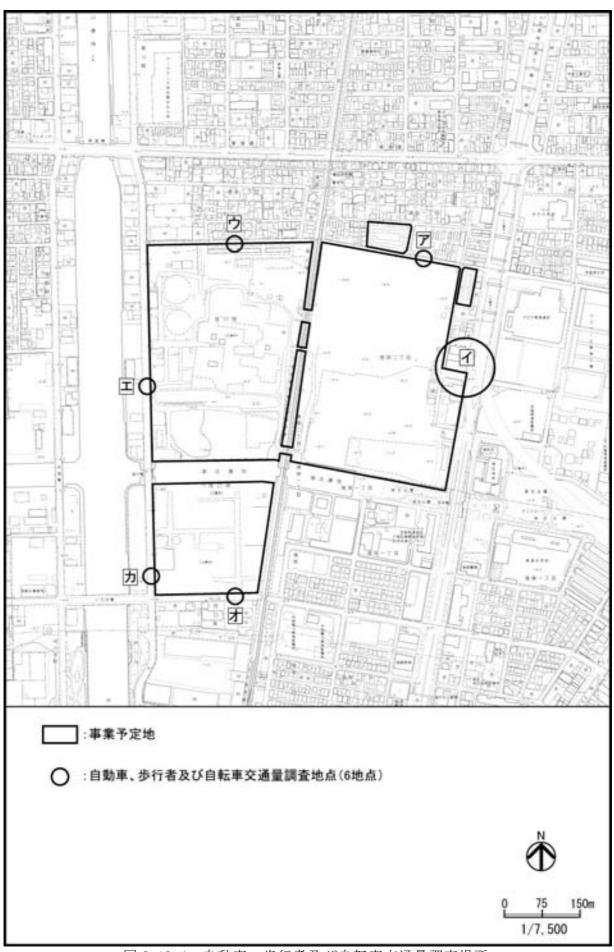


図 2-13-4 自動車、歩行者及び自転車交通量調査場所

④ 調査期間

調査期間は、表 2-13-4 に示すとおりである。

表 2-13-4 調査期間

調査事項		調査時期			
通学路の指定状況		平成 25 年 7 月 16、19 日 (聞き取り実施日)			
自動車、歩行者及び自転	平日	平成 25 年 7 月 2 日 (火)	6 時から翌日 6 時		
車交通量	休日	平成 25 年 6 月 30 日 (日)	のまで 24 時間		
交通安全施設、交通規制の状況		平成 25 年 7 月 11~13 日			

⑤ 調査結果

ア 通学路の指定状況

事業予定地周辺には、平成25年度において、小学校6校、中学校4校の通学路が指定されており、この状況は図2-13-5に示すとおりである。

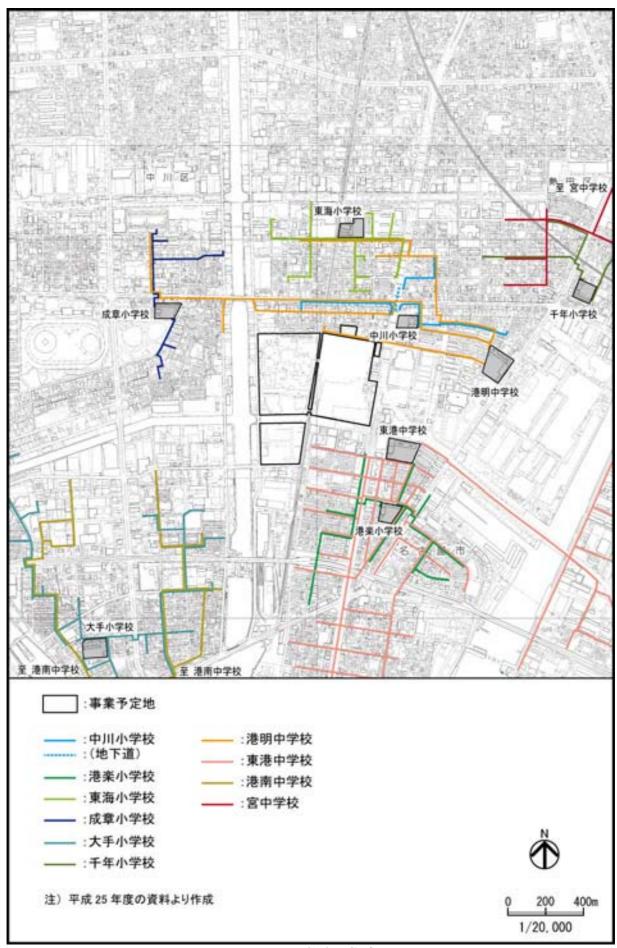


図 2-13-5 通学路の指定状況

イ 自動車、歩行者及び自転車交通量

事業予定地周辺の主な区間における自動車の区間断面交通量は、表 2-13-5 及び図 2-13-6 に示すとおりである。(区間断面交通量の時間変動は、資料 13-2 (資料編 p. 774) 及び資料 13-4 (資料編 p. 781) 参照)

表 2-13-5 自動車交通量調査結果

単位:台/日

	車種	平 日 (平成25年7月2日(火))			休 日 (平成25年6月30日(日))			交通量比 (休日/平日)	
	区分	車種別 交通量	合計	大型車 混入率	車種別 交通量	合計	大型車 混入率	車種別	合計
ア	大型車類	18	424	4. 2%	5	384	1.3%	0. 28	0. 91
,	小型車類	406			379			0.93	
√ -1	大型車類	20	338	5. 9%	2	277	0.7%	0. 10	0.82
	小型車類	318			275	211		0.86	
イ-2	大型車類	2, 224	17, 033	13. 1%	1, 171	17, 503	6. 7%	0. 53	1. 03
	小型車類	14, 809			16, 332	17, 505	0. 7/0	1.10	
イ-3	大型車類	1, 993	17, 259	11.5%	1,030	17, 378	5.9%	0. 52	1. 01
/ -3	小型車類	15, 266			16, 348	11, 516		1.07	
ウ	大型車類	39	330	330 11.8%	7	263	2. 7%	0. 18	0.80
ン	小型車類	291			256			0.88	
工	大型車類	2,050	9, 656	, 656 21. 2%	463	7, 609	6. 1%	0. 23	0. 79
	小型車類	7,606			7, 146	1,009	0.1/0	0. 94	0. 79
オ	大型車類	82	14, 598	0.6%	25	10, 796	0. 2%	0.30	0.74
4	小型車類	14, 516			10, 771			0.74	
カ	大型車類	2,007	9, 530	21.1%	466	7, 577	6.2%	0. 23	0.80
	小型車類	7, 523			7, 111			0.95	

注)1:区間記号は、図 2-13-6 の区間位置を示す。

^{2:}各区間における断面交通量は現地調査地点での実測値である。



図 2-13-6 自動車の区間断面交通量

事業予定地周辺の主な区間における歩行者及び自転車の区間断面交通量の調査結果は、表 2-13-6 及び図 2-13-7 に示すとおりである。(区間断面交通量の時間変動は、資料 1 3 - 3 (資料編 p. 780) 及び資料 1 3 - 5 (資料編 p. 783) 参照)

表 2-13-6 歩行者及び自転車交通量調査結果

単位:人/日(歩行者) 台/日(自転車)

区間記号	区分	区間断:	交通量比	
		平日	休日	(休日/平日)
記 夕		(平成25年7月2日(火))	(平成25年6月30日(日))	(水口/千口)
ア	歩行者	197	196	0.99
	自転車	823	607	0.73
√ -1	歩行者	36	35	0.97
	自転車	194	119	0.61
イ-2	歩行者	379	415	1.09
	自転車	909	946	1.04
√ -3	歩行者	528	382	0.72
	自転車	1, 144	802	0.70
√ -4	歩行者	410	296	0.72
	自転車	995	799	0.80
ウ	歩行者	87	40	0.46
	自転車	76	63	0.83
Н	歩行者	72	86	1. 19
	自転車	473	318	0.67
オ	歩行者	542	287	0. 53
	自転車	2, 723	1, 695	0.62
カ	歩行者	138	86	0.62
	自転車	478	324	0.68

注)1:区間記号は、図 2-13-7 の区間位置を示す。

^{2:}各区間における断面交通量は現地調査地点での実測値である。



図 2-13-7 歩行者及び自転車の区間断面交通量

ウ 交通安全施設、交通規制の状況

事業予定地周辺における交通安全施設等の状況は、図 2-13-8 に示すとおりである。 主要交差点には、信号機や横断歩道等の安全施設が整備されており、主要道路において は、ガードレール、生け垣またはマウントアップにより歩車道分離がなされていた。



図 2-13-8(1) 交通安全施設等の状況(広域)



図 2-13-8(2) 交通安全施設等の状況 (周辺)

(3) まとめ

交通実態調査結果によると、平日では区間 V (主要市道東海橋線) が約 30,000 台/15 時間、休日では区間 H (主要市道名古屋環状線) が約 27,000 台/15 時間と最も多くなっている。大型車混入率は、平日が約 2~35%、休日が約 1~12%である。

事業予定地周辺における自動車区間断面交通量調査結果によると、平日では区間イ-3(主要市道江川線)が約17,000台/日、休日では区間イ-2(主要市道江川線)が約18,000台/日と最も多くなっていた。大型車混入率は、平日が約1~21%、休日が約0~7%であった。

また、事業予定地周辺における歩行者区間断面交通量調査結果によると、平日では区間オ (C区域南側)が約500人/日と最も多く、休日では区間イ-2(主要市道江川線沿い)が約400人/日と最も多かった。自転車区間断面交通量調査結果によると、平日及び休日ともに区間オ (C区域南側)がそれぞれ約2,700台/日並びに約1,700台/日と最も多かった。

事業予定地周辺は、主要交差点に信号機や横断歩道等の安全施設が整備されており、主要道路においては歩車道分離がなされていた。

13-1-3 予 測

(1) 予測事項

工事関係車両の走行による交通安全への影響とし、具体的には、以下に示す項目について検討を行った。

- 事業予定地周辺の発生集中交通量
- ・工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯

(2) 予測対象時期

予測対象時期は、表 2-13-7 に示すとおり、工事関係車両の走行台数が最大となる時期として、1 期工事における C 区域のピーク時期については 10 ヶ月目、A 及び B 区域のピーク時期については工事着工後 17 ヶ月目、2 期工事における B 区域のピーク時期については 80 ヶ月目とした。(資料 1-3 (資料編 p.52)参照)

工事	区域・時期	工事期間
1期工事	C区域のピーク時期	工事着工後 10ヶ月目
	A及びB区域のピーク時期	工事着工後 17ヶ月目
2期工事	B区域のピーク時期	工事着工後 80ヶ月目

表 2-13-7 予測対象時期

(3) 予測場所

① 事業予定地周辺の発生集中交通量

事業予定地周辺の発生集中交通量の予測場所は、工事関係車両が走行する事業予定地周辺道路として、1期工事におけるC区域のピーク時期については27区間、A及びB区域のピーク時期については25区間、2期工事におけるB区域ピーク時期については22区間において予測を行った。(後掲図2-13-10参照)

② 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯

工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯の予測場所は、工事関係車両の 出入口として、1 期工事におけるC区域のピーク時期については8箇所、A及びB区域の ピーク時期については6箇所、2期工事におけるピーク時期については1箇所において予 測を行った。(後掲図2-13-11参照)

(4) 予測方法

① 予測手法

工事計画に基づき、以下の手順で予測を行った。

ア 事業予定地周辺の発生集中交通量

事業予定地周辺道路における工事関係車両の発生集中交通量については、工事計画より、 予測対象時期における工事関係車両の発生集中交通量を設定した後、これを走行ルートと 走行割合によって配分することにより求めるとともに、背景交通量からの交通量の変化を 求めた。

イ 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯

工事関係車両出入口における工事関係車両と歩行者及び自転車との交錯については、12時間 (7~19時) における工事関係車両台数と歩行者及び自転車交通量の交錯及びそれぞれの値が最大となる1時間 (ピーク時) に、同時に交錯すると仮定した場合の交錯を予測した。

② 予測条件

ア 背景交通量

(7) 1期工事

予測対象時期である工事着工後10ヶ月目及び17ヶ月目における自動車の背景交通量は、 以下に示す検討を加えた結果、交通実態調査結果と、事業予定地北側は現地調査により得 られた交通量を現況交通量として用いることとした。

- ・事業予定地周辺の主要道路の交通量(道路交通センサスによる)は、平成9年度以降大きな変動はなく、概ね横ばい傾向が認められること。(資料3-13(資料編p.136)参照)
- ・本事業における工事関係車両の走行は、平日及び休日を計画している。

・交通量実態調査の時点では都市高速が開通していなかった港明出入口の開通の影響(資料3-23 (資料編 p. 209) 参照)

自動車の背景交通量は、表 2-13-8 に示すとおりである。

なお、歩行者及び自転車の背景交通量は、1 期工事中は現地調査により得られた交通量 とした。

表 2-13-8 自動車の背景交通量(1期工事)

単位:台/12時間

			中世: 百/12 时间
区間記号		背景交通量 (平日)	背景交通量 (休日)
	В	10, 648	8, 869
	С	15, 113	14, 675
	D	25, 947	21, 361
	Е	25, 103	19, 743
	F	24, 006	18, 223
	G	20, 316	15, 066
	Н	23, 606	23, 549
	Ι	7, 459	5, 520
	J	15, 404	15, 649
	K-1	6, 957	5, 282
K	K-2	6, 957	5, 282
	K-3	6, 957	5, 282
	L	17, 633	17, 009
	M	15, 877	15, 643
	N	16,001	15, 136
	0	8,018	9, 190
	Р	8, 370	7, 814
Q	Q-1	9, 422	8, 206
- Q	Q-2	9, 950	8,727
	S	20, 438	20, 276
	T	3, 732	2, 248
	U	13, 420	12, 529
	V	27, 863	21, 151
	W	10, 613	9, 609
	AB-1	324	302
AB	AB-2	324	302
	AB-3	324	302

注) 区間記号は、図 2-13-10 の区間位置を示す。

(1) 2期工事

予測対象時期である工事着工後 80 ヶ月目における自動車の背景交通量は、以下に示す検討を加えた結果、交通実態調査結果と、事業予定地北側は現地調査により得られた交通量を現況交通量とし、これにA及びC区域供用に伴う新施設等関連車両、歩行者及び自転車交通量を加算したものを用いることとした。

- ・事業予定地周辺の主要道路の交通量(道路交通センサスによる)は、平成9年度以降大きな変動はなく、概ね横ばい傾向が認められること。(資料3-13(資料編p.136)参照)
- ・A及びC区域が供用されていること。(A及びC区域における新施設等関連車両の走行ルート、台数等は、資料 1-1 (資料編 p.1 参照)、表 2-13-9)
- ・本事業における工事関係車両の走行は、平日及び休日を計画している。
- ・交通量実態調査の時点では都市高速が開通していなかった港明出入口の開通の影響(資料3-23 (資料編 p. 209) 参照)

自動車の背景交通量は、表 2-13-9 に示すとおりである。

なお、歩行者及び自転車の背景交通量は、現地調査により得られた交通量とした。

表 2-13-9(1) 自動車の背景交通量(2期工事)[平日]

単位:台/12時間

		ı	T		平匹:口/12时间
	区間记号	現況交通量	A区域供用 新施設等関連車両	C 区域供用 新施設等関連車両	背景交通量
	В	10,648	472	444	11,564
	С	15, 113	2, 284	8	17, 405
	D	25, 947	546	72	26, 565
	Е	25, 103	546	72	25, 721
	F	24, 006	1,830	218	26, 054
	G	20, 316	1, 364	218	21, 898
	Ι	7, 459	1,673	734	9, 866
	J	15, 404	3, 076	8	18, 488
	K-1	6, 957	1,673	734	9, 364
IZ	K-2	6, 957	783	746	8, 486
K	K-3	6, 957	783	380	8, 120
	K-4	6, 957	783	0	7, 740
	L	17, 633	2, 846	8	20, 487
	M	15, 877	1, 465	8	17, 350
	N	16, 001	2,660	4	18, 665
	0	8,018	198	48	8, 264
	P	8, 370	776	98	9, 244
	S	20, 438	8	48	20, 494
	T	3, 732	244	40	4,016
	U	13, 420	1,748	114	15, 282
	V	27, 863	630	72	28, 565
	W	10,613	924	98	11,635

注)区間記号は、後掲図2-13-10の区間位置を示す。

表 2-13-9(2) 自動車の背景交通量(2期工事)[休日]

単位:台/12時間

現況交通量	A区域供用 新施設等関連車両	C 区域供用 新施設等関連車両	背景交通量
8, 869	1,258	368	10, 495
14, 675	5, 914	10	20, 599
21, 361	1, 288	60	22, 709
19, 743	1, 288	60	21, 091
18, 223	4, 707	182	23, 112
15, 066	3, 405	182	18, 653
5, 520	4, 451	610	10, 581
15, 649	7, 641	10	23, 300
5, 282	4, 451	610	10, 343
5, 282	2,057	624	7, 963
5, 282	2, 057	318	7, 957
5, 282	2,057	0	7, 339
17, 009	7, 199	10	24, 218
15, 643	3, 197	9	18, 849
15, 136	6, 079	4	21, 219
9, 190	520	40	9, 750
7,814	2,051	82	9, 947
20, 276	12	40	20, 328
2, 248	620	34	2, 902
12, 529	3, 834	96	16, 459
21, 151	1,514	60	22, 725
9, 609	2, 445	82	12, 136
	8, 869 14, 675 21, 361 19, 743 18, 223 15, 066 5, 520 15, 649 5, 282 5, 282 5, 282 5, 282 17, 009 15, 643 15, 136 9, 190 7, 814 20, 276 2, 248 12, 529 21, 151	8,869 1,258 14,675 5,914 21,361 1,288 19,743 1,288 18,223 4,707 15,066 3,405 5,520 4,451 15,649 7,641 5,282 4,451 5,282 2,057 5,282 2,057 5,282 2,057 17,009 7,199 15,643 3,197 15,136 6,079 9,190 520 7,814 2,051 20,276 12 2,248 620 12,529 3,834 21,151 1,514	初胞故寺関連車両 初胞故寺関連車両 初胞故寺関連車両 1,258 368 14,675 5,914 10 21,361 1,288 60 19,743 1,288 60 18,223 4,707 182 15,066 3,405 182 5,520 4,451 610 15,649 7,641 10 5,282 4,451 610 5,282 2,057 624 5,282 2,057 318 5,282 2,057 318 5,282 2,057 0 17,009 7,199 10 15,643 3,197 9 15,136 6,079 4 9,190 520 40 7,814 2,051 82 20,276 12 40 2,248 620 34 12,529 3,834 96 21,151 1,514 60

注) 区間記号は、後掲図 2-13-10 の区間位置を示す。

イ 工事関係車両の交通量

工事関係車両は、資材等の運搬を行う大型車類 (ダンプ車両、生コン車両等)及び小型 車類 (乗用車)に区別し、以下に示すとおり、予測時期毎に工事関係車両の交通量を設定 した。

(7) 1期工事

【C区域のピーク時期:工事着工後 10 ヶ月目】

工事計画より、工事関係車両台数は 489 台/12 時間、発生集中交通量としては 978 台 TE $^{(\pm)}$ /12 時間となる。(前掲図 1-2-17 (p. 42) 参照)

工事関係車両の走行は、短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を 立てることにより、表 2-13-10 に示すとおりに設定した。

表 2-13-10 工事関係車両の交通量 (1期工事のC区域ピーク時期)

		大型車類	小型車類	
区分		8~17 時 (12~13 時を除く)	7~8 時 17~19 時	合 計
	日交通量(台/12時間)	387	43	430
C区域	ピーク時間交通量(台/時)	48	0	48
A 17 14	日交通量(台/12時間)	378	60	438
A区域	ピーク時間交通量(台/時)	47	0	47
D 57 44	日交通量(台/12 時間)	48	64	112
B区域	ピーク時間交通量(台/時)	0	32	32

注)TEとは、トリップエンド(発生集中交通量)をいう。

【A及びB区域のピーク時期:工事着工後 17 ヶ月目】

工事計画より、工事関係車両台数は 935 台/12 時間、発生集中交通量としては 1,870 台 TE/12 時間となる。(前掲図 1-2-17 (p. 42) 参照)

工事関係車両の走行は、短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を 立てることにより、表 2-13-11 に示すとおりに設定した。

大型車類 小型車類 区 分 合 計 8~17 時 7~8 時

表 2-13-11 工事関係車両の交通量 (1 期工事のA及びB区域ピーク時期)

(12~13 時を除く) 17~19 時 日交通量(台/12時間) 1,710 126 1,836 A区域 ピーク時間交通量(台/時) 214 0 214 日交通量(台/12時間) 32 2 34 B区域 ピーク時間交通量(台/時) 4 0 4

(7) 2期工事

【B区域のピーク時期:工事着工後80ヶ月目】

工事計画より、工事関係車両台数は475台/12時間、発生集中交通量としては950台TE/12 時間となる。(前掲図 1-2-17 (p. 43) 参照)

工事関係車両の走行は、短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を 立てることにより、表 2-13-12 に示すとおりに設定した

		大型車類	小型車類	
	区 分	8~17 時	7~8 時	合 計
		(12~13 時を除く)	17~19 時	
D 57 44	日交通量(台/12時間)	850	100	950
B区域	ピーク時間交通量(台/時)	106	0	106

表 2-13-12 工事関係車両の交通量(2期工事のB区域ピーク時期)

ウ 工事関係車両の走行ルートと走行割合

工事関係車両の走行ルート及び走行割合は、図 2-13-9 に示すとおり設定した。

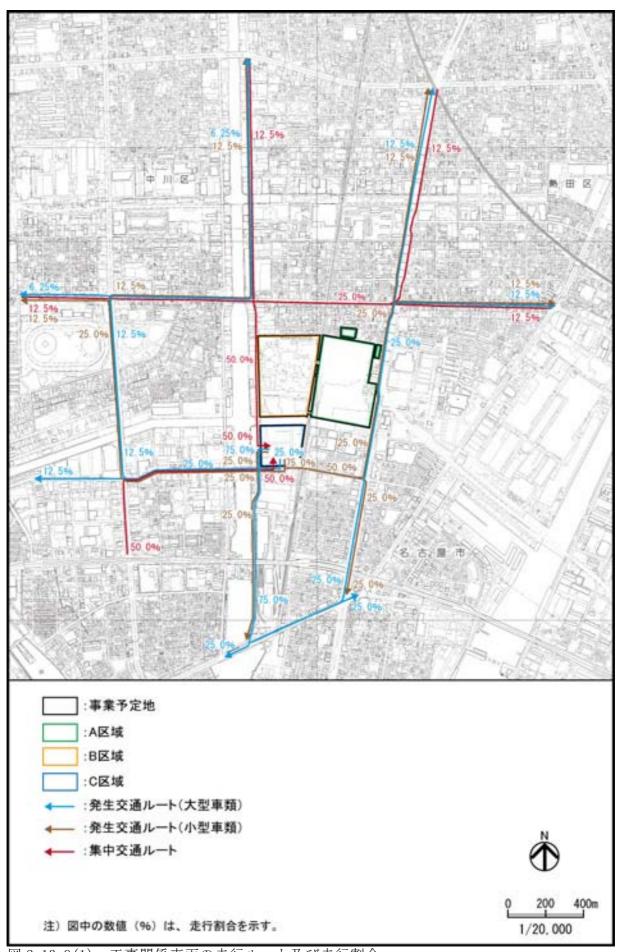


図 2-13-9(1) 工事関係車両の走行ルート及び走行割合 (C区域: C区域のピーク時期、工事着工後 10 ヶ月目) 「1 期工事」

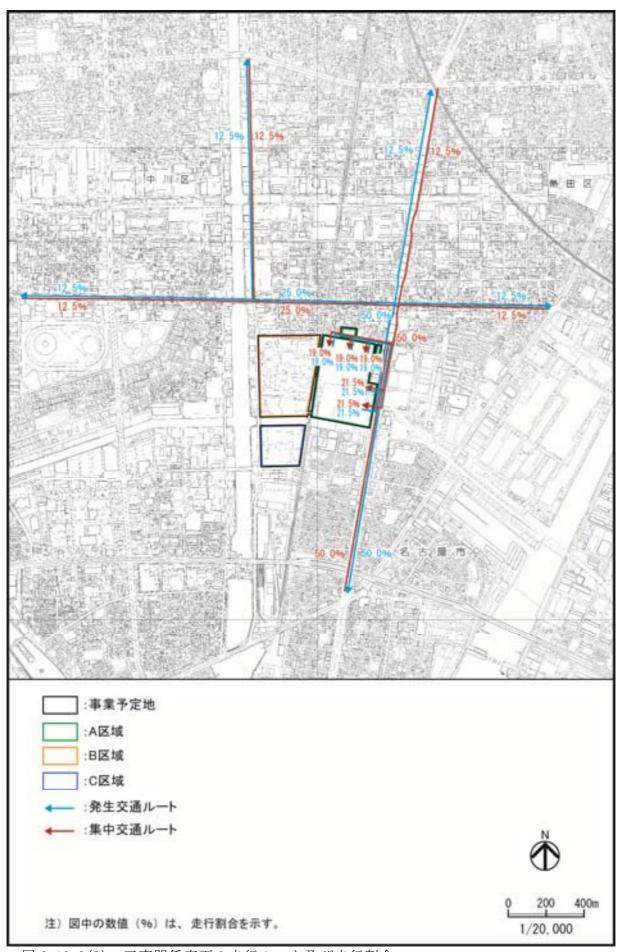


図 2-13-9(2) 工事関係車両の走行ルート及び走行割合 (A区域: C区域のピーク時期、工事着工後 10 ヶ月目) [1 期工事]

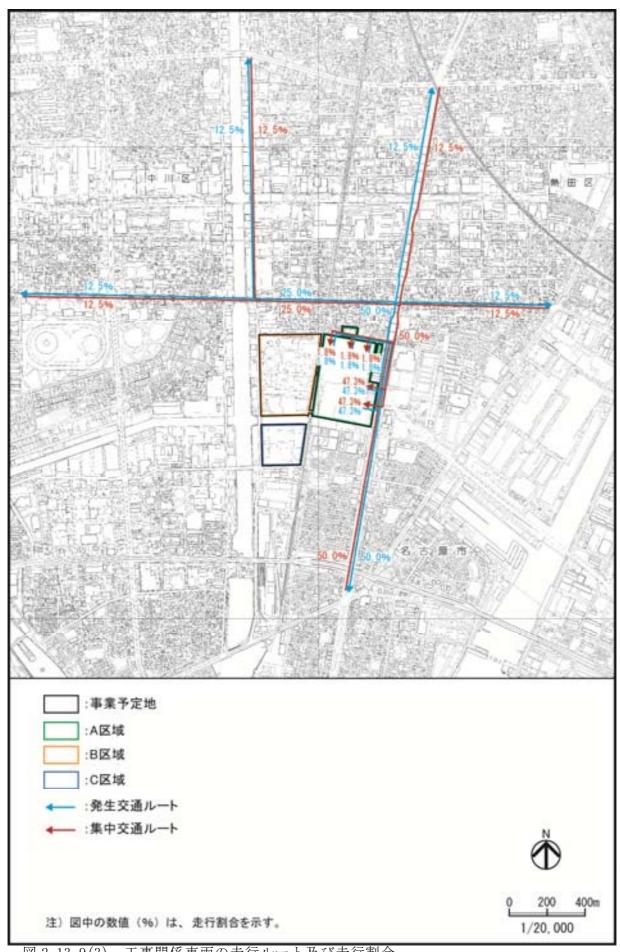


図 2-13-9(3) 工事関係車両の走行ルート及び走行割合 (A区域:A及びB区域のピーク時期、工事着工後17ヶ月目)[1期工事]

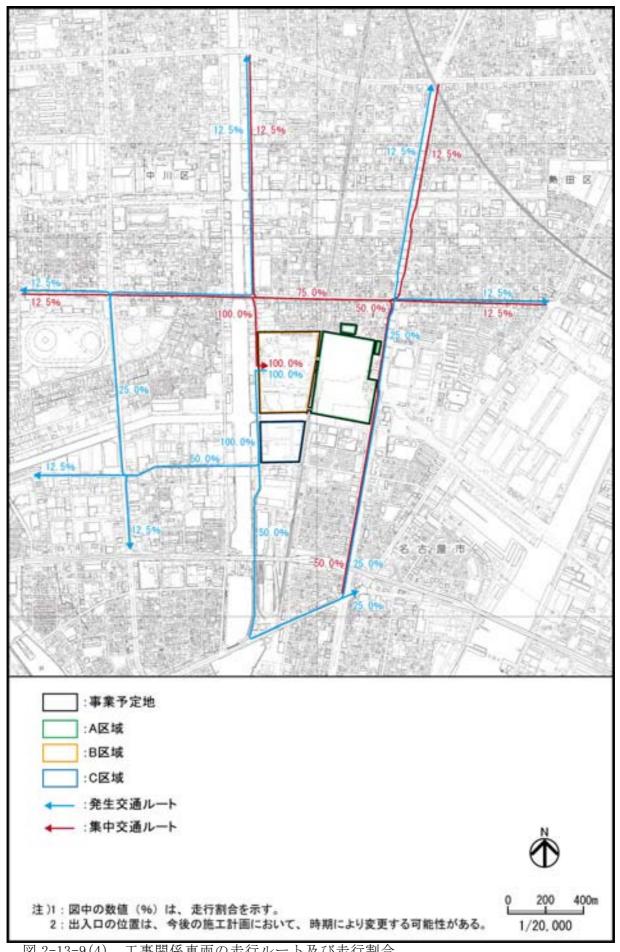


図 2-13-9(4) 工事関係車両の走行ルート及び走行割合

(B区域: C区域のピーク時期: 工事着工後 10 ヶ月目, A及びB区域のピーク時期: 工事着工後 17 ヶ月目) [1期工事]

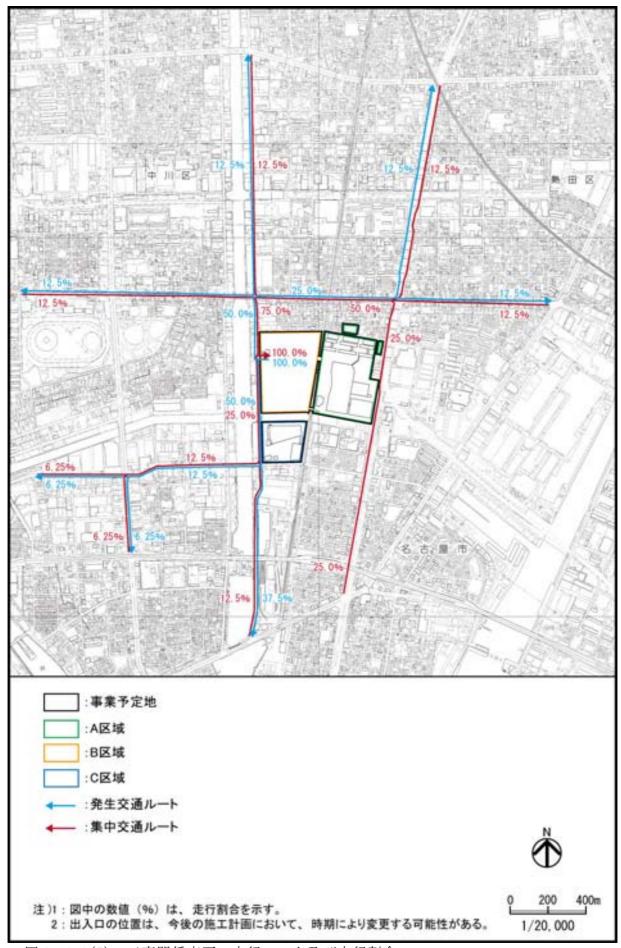


図 2-13-9(5) 工事関係車両の走行ルート及び走行割合 (B区域: B区域のピーク時期、工事着工後 80 ヶ月目) [2 期工事]

(5) 予測結果

① 事業予定地周辺の発生集中交通量

工事関係車両の発生集中による自動車交通量及び増加率は、表 2-13-13 及び図 2-13-10 に示すとおりである。

表 2-13-13(1) 区間別の自動車交通量及び増加率 (1 期工事) [平日]

単位:台/12時間

【C区域のピーク時期:工事着工後10ヶ月目】

区	間記号	背景交通量	工事関係車両 (増加交通量)	増加率(%)
В		10,648	112	1.1
	С	15, 113	124	0.8
	D	25, 947	112	0.4
	Е	25, 103	112	0.5
	F	24, 006	200	0.8
	G	20, 316	124	0.6
	Н	23,606	48	0.2
	Ι	7, 459	153	2.1
	J	15, 404	320	2.1
	K-1	6, 957	153	2.2
K	K-2	6, 957	153	2.2
	K-3	6, 957	211	3.0
	L	17,633	320	1.8
	M	15,877	320	2.0
	N	16,001	320	2.0
	0	8,018	31	0.4
	Р	8, 370	183	2.2
0	Q-1	9, 422	155	1.7
Q	Q-2	9, 950	22	0.2
	S	20, 438	104	0.5
	T	3,732	183	4.9
	U	13, 420	320	2.4
	V	27, 863	112	0.4
	W	10,613	183	1.7
	AB-1	324	84	25.9
AB	AB-2	324	166	51. 2
	AB-3	324	250	77.2

注) 区間記号は、図 2-13-10(1)の区間位置を示す。

表 2-13-13(2) 区間別の自動車交通量及び増加率(1期工事)[休日]

【C区域のピーク時期:工事着工後10ヶ月目】

単位	•	台	$^{\prime}12$	時	뺩
	•	-	14	וייי	$_{\rm IHJ}$

区	間記号	背景交通量	工事関係車両 (増加交通量)	増加率(%)
В		8, 869	112	1.3
	С	14, 675	124	0.8
	D	21, 361	112	0.5
	Е	19, 743	112	0.6
	F	18, 223	200	1.1
	G	15,066	124	0.8
	Н	23, 549	48	0.2
	Ι	5, 520	153	2.8
	J	15, 649	320	2.0
	K-1	5, 282	153	2.9
K	K-2	5, 282	153	2.9
	K-3	5, 282	211	4.0
	L	17,009	320	1.9
	M	15, 643	320	2.1
	N	15, 136	320	2.1
	0	9, 190	31	0.3
	Р	7,814	183	2.3
Q	Q-1	8, 206	155	1. 9
W	Q-2	8,727	22	0.3
	S	20, 276	104	0.5
	T	2, 248	183	8.1
	U	12, 529	320	2.6
	V	21, 151	112	0.5
	W	9, 609	183	1.9
	AB-1	302	84	27.8
AB	AB-2	302	166	55.0
	AB-3	302	250	82.8

注) 区間記号は、図 2-13-10(2)の区間位置を示す。

表 2-13-13(3) 区間別の自動車交通量及び増加率 (1 期工事) [平日]

【A及びB区域のピーク時期:工事着工後17ヶ月目】 単位:台/12時間

区間	引記号	背景交通量	工事関係車両 (増加交通量)	増加率(%)
	В	10, 648	234	2.2
	С	15, 113	234	1.6
	D	25, 947	234	0.9
	Е	25, 103	234	0.9
	F	24,006	473	2.0
	G	20, 316	234	1.2
	Н	23, 606	4	0.0
	Ι	7, 459	17	0.2
	J	15, 404	933	6. 1
	K-1	6, 957	17	0.2
K	K-2	6, 957	17	0.2
	K-3	6, 957	17	0.2
	L	17,633	933	5.3
	M	15,877	933	5.9
	N	16,001	933	5.8
	0	8,018	2	0.0
	P	8, 370	9	0.1
	S	20, 438	2	0.0
	T	3,732	9	0.2
	U	13, 420	933	7.0
	V	27, 863	234	0.8
	W	10,613	9	0.1
	AB-1	324	32	9.9
AB	AB-2	324	66	20.4
	AB-3	324	98	30. 2

注) 区間記号は、図 2-13-10(3)の区間位置を示す。

表 2-13-13(4) 区間別の自動車交通量及び増加率(1期工事)[休日]

【A及びB区域のピーク時期:工事着工後17ヶ月目】 単位:台/12時間

区間		背景交通量	工事関係車両 (増加交通量)	増加率(%)
	В	8, 869	234	2.6
	С	14, 675	234	1.6
	D	21, 361	234	1.1
	Е	19,743	234	1.2
	F	18, 223	473	2.6
	G	15,066	234	1.6
	Н	23, 549	4	0.0
	Ι	5, 520	17	0.3
	J	15,649	933	6.0
	K-1	5, 282	17	0.3
K	K-2	5, 282	17	0.3
	K-3	5, 282	17	0.3
	L	17,009	933	5.5
	M	15,643	933	6.0
	N	15, 136	933	6.2
	0	9, 190	2	0.0
	P	7,814	9	0.1
	S	20, 276	2	0.0
	T	2, 248	9	0.4
	U	12, 529	933	7.5
	V	21, 151	234	1.1
	W	9,609	9	0.1
	AB-1	302	32	10.6
AB	AB-2	302	66	21.9
	AB-3	302	98	32.5

注) 区間記号は、図 2-13-10(4)の区間位置を示す。

表 2-13-13(5) 区間別の自動車交通量及び増加率(2期工事)[平日]

[B	B区域のピーク時期:工事着工後 80 ヶ月目】 単位:台/12 時間						
	区間記号	将来交通量 (1 期工事完了後)	工事関係車両 (増加交通量)	増加率(%)			
	В	11, 564	118	1.0			
	С	17, 405	118	0.7			
	D	26, 565	118	0.4			
	Е	25, 721	118	0.5			
	F	26, 054	357	1.4			
	G	21, 898	118	0.5			
	Ι	9, 866	595	6.0			
	J	18, 488	119	0.6			
	K-1	9, 364	595	6. 4			
17	K-2	8, 486	357	4.2			
K	K-3	8, 120	357	4.4			
	K-4	7,740	357	4.6			
	L	20, 487	119	0.6			
	M	17, 350	119	0.7			
	N	18, 665	119	0.6			
	0	8, 264	60	0.7			
	P	9, 244	118	1.3			
	S	20, 494	60	0.3			
	T	4,016	237	5. 9			
	U	15, 282	119	0.8			
	V	28, 565	118	0.4			
	W	11, 635	118	1.0			

注)区間記号は、図 2-13-10(5)の区間位置を示す。

表 2-13-13(6) 区間別の自動車交通量及び増加率(2期工事)[休日]

単位:台/12時間

【B区域のピーク時期:工事着工後 80 ヶ月目】

LD		的别,工事有工及 00 7	/; H]	平位,口/12的间
	区間記号	将来交通量 (1 期工事完了後)	工事関係車両 (増加交通量)	増加率(%)
В		10, 495	118	1. 1
	С	20, 599	118	0.6
	D	22, 709	118	0.5
	Е	21, 091	118	0.6
	F	23, 112	357	1.5
	G	18, 653	118	0.6
	Ι	10, 581	595	5. 6
	J	23, 300	119	0.5
	K-1	10, 343	595	5.8
17	K-2	7, 963	357	4. 5
K	K-3	7,657	357	4. 7
	K-4	7, 339	357	4. 9
	L	24, 218	119	0. 5
	M	18, 849	119	0.6
	N 21, 219		119	0.6
	0	9, 750	60	0.6
	Р	9, 947	118	1. 2
S		20, 328	60	0.3
T		2, 902	237	8. 2
U		16, 459	119	0.7
	V	22, 725	118	0.5
W		12, 136	118	1.0

注)区間記号は、図 2-13-10(6)の区間位置を示す。

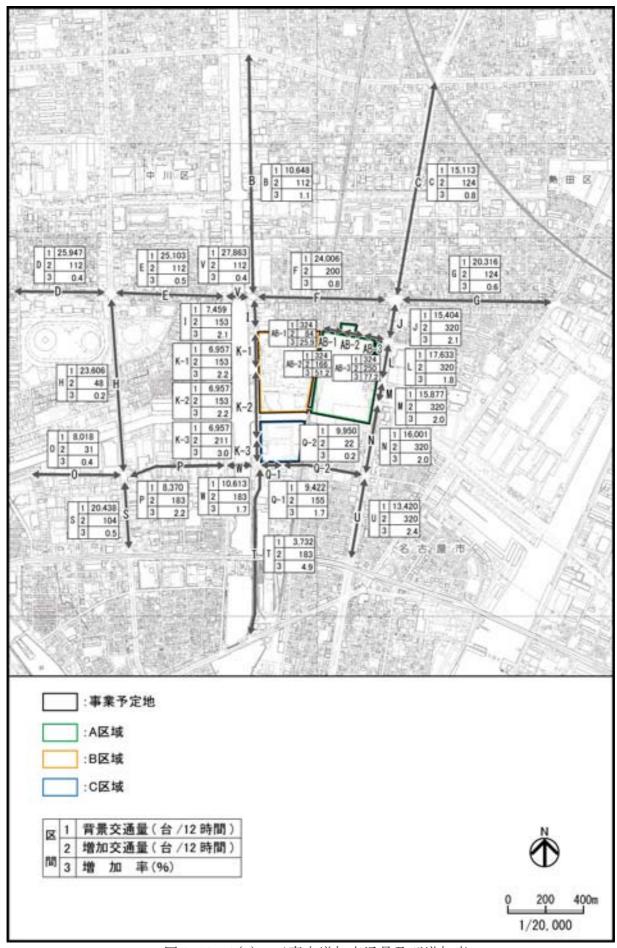


図 2-13-10(1) 工事中増加交通量及び増加率 (1 期工事: C区域ピーク時期: 工事着工後 10 ヶ月目)「平日]

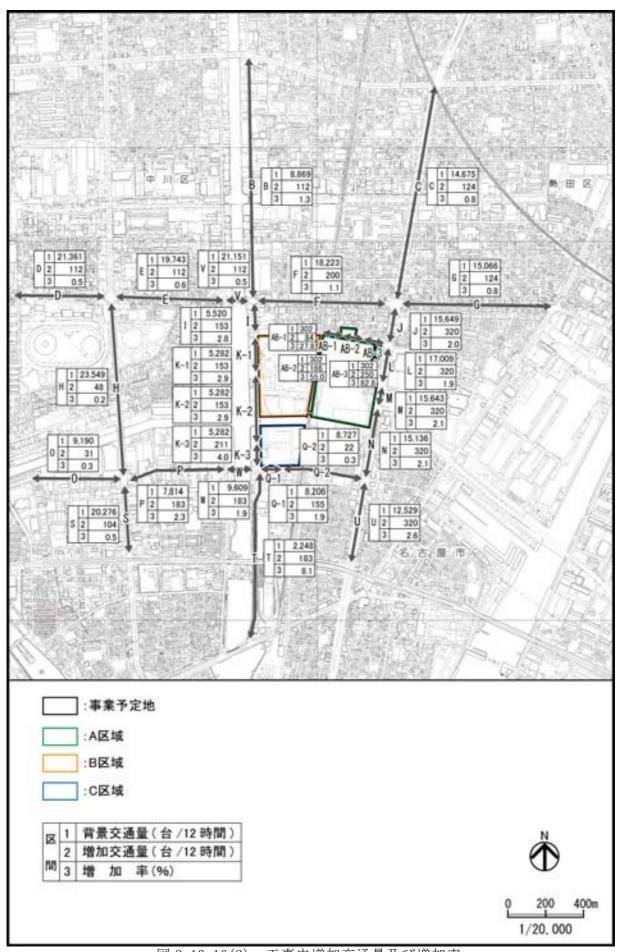


図 2-13-10(2) 工事中増加交通量及び増加率 (1 期工事: C 区域ピーク時期: 工事着工後 10 ヶ月目)「休日]

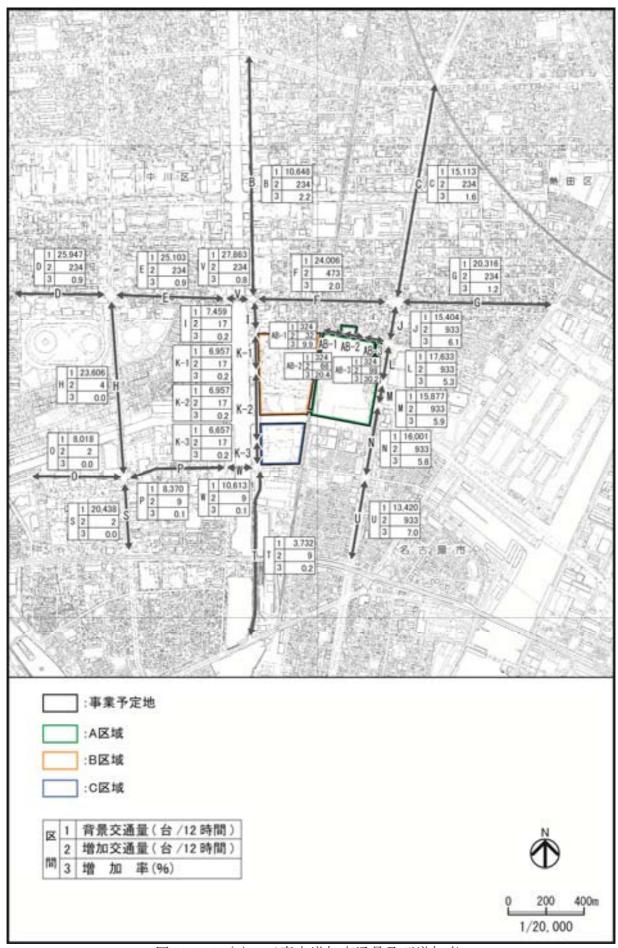


図 2-13-10(3) 工事中増加交通量及び増加率 (1 期工事: A及びB区域ピーク時期:工事着工後17ヶ月目)「平日]

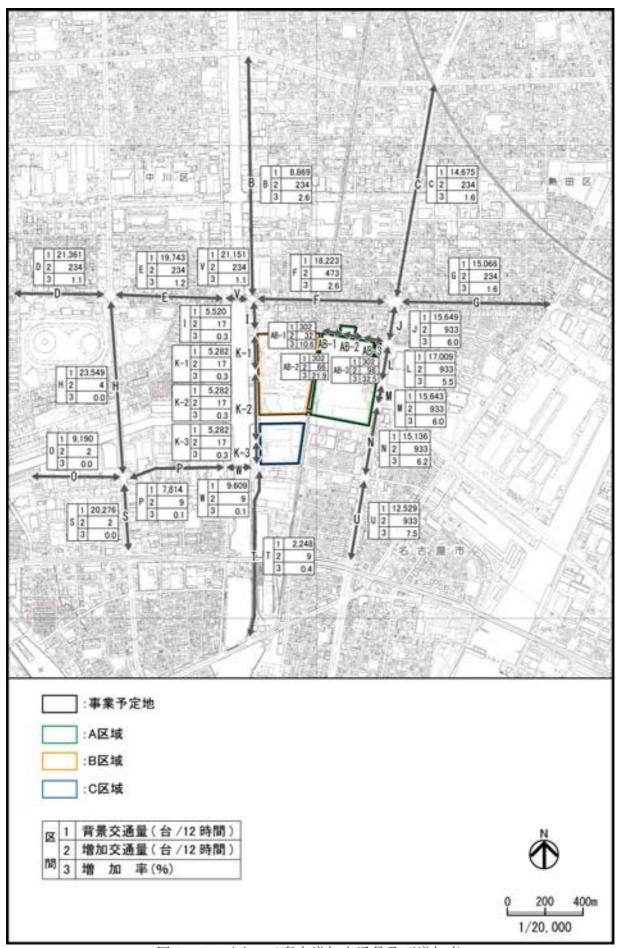


図 2-13-10(4) 工事中増加交通量及び増加率 (1 期工事: A及びB区域ピーク時期:工事着工後17ヶ月目) [休日]

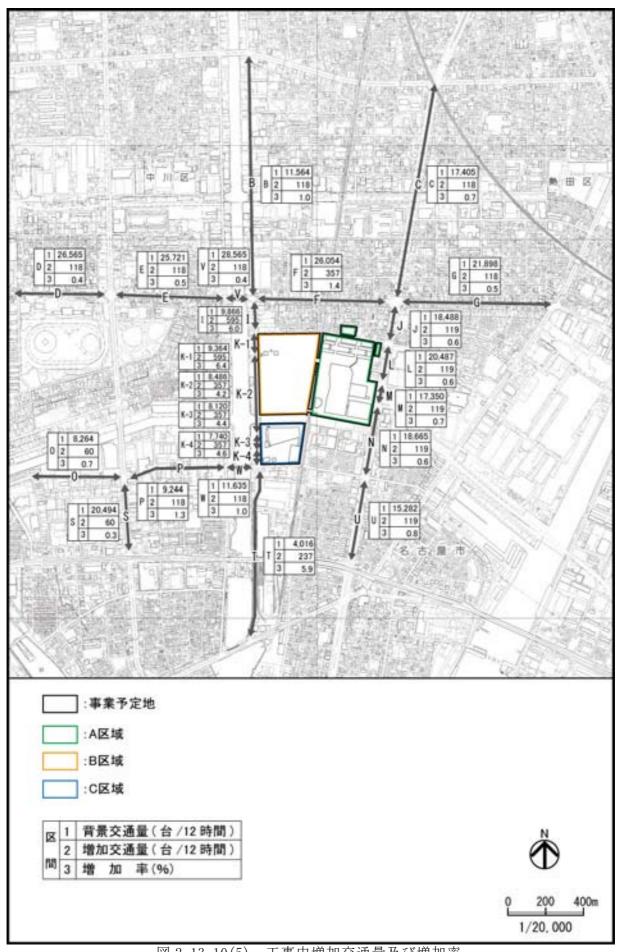


図 2-13-10(5) 工事中増加交通量及び増加率 (2 期工事: B 区域ピーク時期: 工事着工後 80 ヶ月目)「平日]

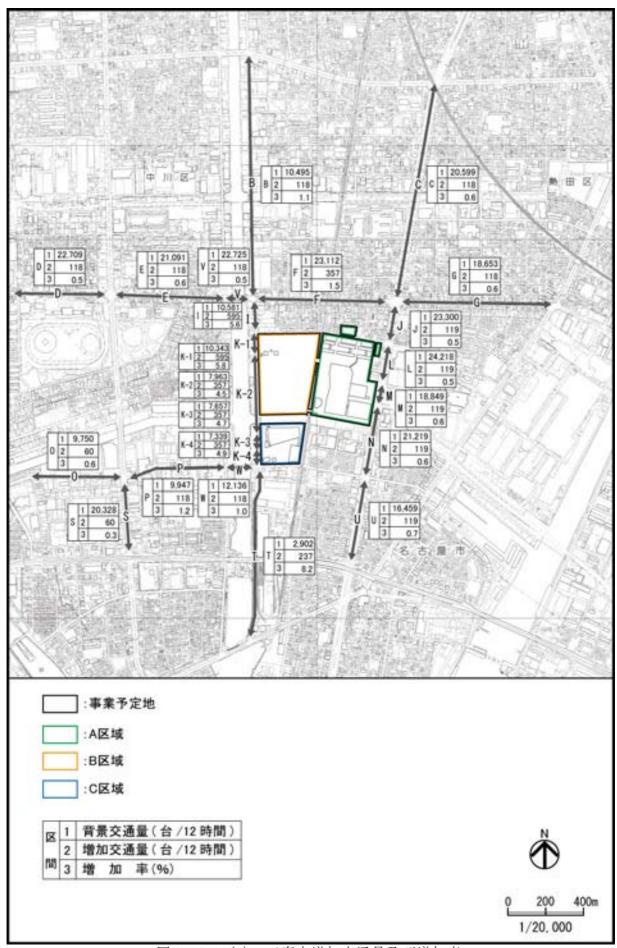


図 2-13-10(6) 工事中増加交通量及び増加率 (2 期工事: B 区域ピーク時期: 工事着工後 80 ヶ月目) 「休日]

② 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯

工事関係車両出入口における工事関係車両と歩行者及び自転車との交錯状況は、表 2-13-14~16 及び図 2-13-11 に示すとおりである。2 期工事完了後においては、工事用車両に、1 期工事で供用されるA区域の関連出入自動車等及びB区域のエコステーションの関連出入自動車を加えている。エコステーションの関連交通量は、資料1-1 表-14(資料編 p. 13)に示す既存施設自動車交通量を日交通量を 12 時間交通量と読み替えて加算した。

表 2-13-14 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯(1期工事)

【C区域のピーク時期】

[12時間]

単位:台/12時間(自動車、自転車) 人/12時間(歩行者)

	A区域			B区域	C区域	
出入口	北側①~③	東側①	東側②	西側	南側	西側
自動車	83 (83)	171 (171)	171 (171)	112 (112)	171 (171)	257 (257)
歩行者	156 (147)	312 (238)	293 (303)	36 (59)	404 (205)	93 (57)
自転車	717 (525)	774 (648)	697 (640)	384 (266)	2, 194 (1, 352)	382 (269)

注)()は休日の交通量を示す。

[ピーク時]

単位:台/時(自動車、自転車)

人/時(歩行者)

.II. ₹ ↦	A区域			B区域	C区域	
出入口	北側①~③	東側①	東側②	西側	南側	西側
自動車	9 (9)	18 (18)	18 (18)	32 (32)	18 (18)	30 (30)
歩行者	34 (22)	37 (27)	33 (35)	5 (12)	79 (31)	25 (12)
自転車	83 (68)	80 (78)	76 (77)	64 (32)	357 (154)	62 (30)

注) () は休日の交通量を示す。

表 2-13-15 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯(1期工事)

【A及びB区域のピーク時期】

「12 時間]

単位:台/12時間(自動車、自転車)

人/12 時間(歩行者)

			/ (/ 12	1 (1) (3,11,11)
шлп		B区域		
出入口	北側①~③	東側①	東側②	西側
自動車	33 (33)	868 (868)	868 (868)	34 (34)
歩行者	156 (147)	312 (238)	293 (303)	36 (59)
自転車	717 (525)	774 (648)	697 (640)	384 (266)

注) ()は休日の交通量を示す。

[ピーク時]

単位:台/時(自動車、自転車)

人/時(歩行者)

				75/19 (29:11:11)
		B区域		
出入口	北側①~③	東側①	東側②	西側
自動車	4 (4)	101 (101)	101 (101)	4 (4)
歩行者	34 (22)	37 (27)	33 (35)	5 (12)
自転車	83 (68)	80 (78)	76 (77)	64 (32)

注) () は休日の交通量を示す。

表 2-13-16 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯(2期工事)

【B区域のピーク時期】

[12 時間] 単位:台/12 時間(自動車、自転車)

人/12 時間 (歩行者)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
出入口	B区域
ШЛП	西側
自動車	1,314 (1,086)
二輪車	66 (234)
歩行者	4,018 (9,363)
自転車	4, 318 (5, 956)

注)()は休日の交通量を示す。

[ピーク時] 単位:台/時(自動車、自転車) 人/時(歩行者)

出入口	B区域
ШЛП	西側
自動車	188 (138)
二輪車	8 (31)
歩行者	541 (1, 154)
自転車	592 (1, 342)

注) ()は休日の交通量を示す。

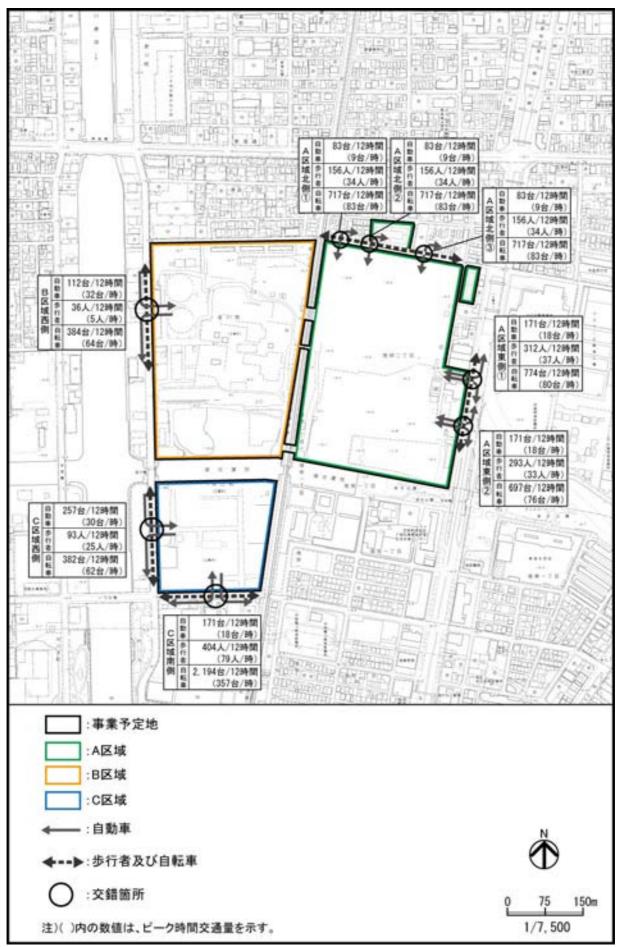


図 2-13-11(1) 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯 (1 期工事: C区域ピーク時期: 工事着工後 10 ヶ月目)「平日]

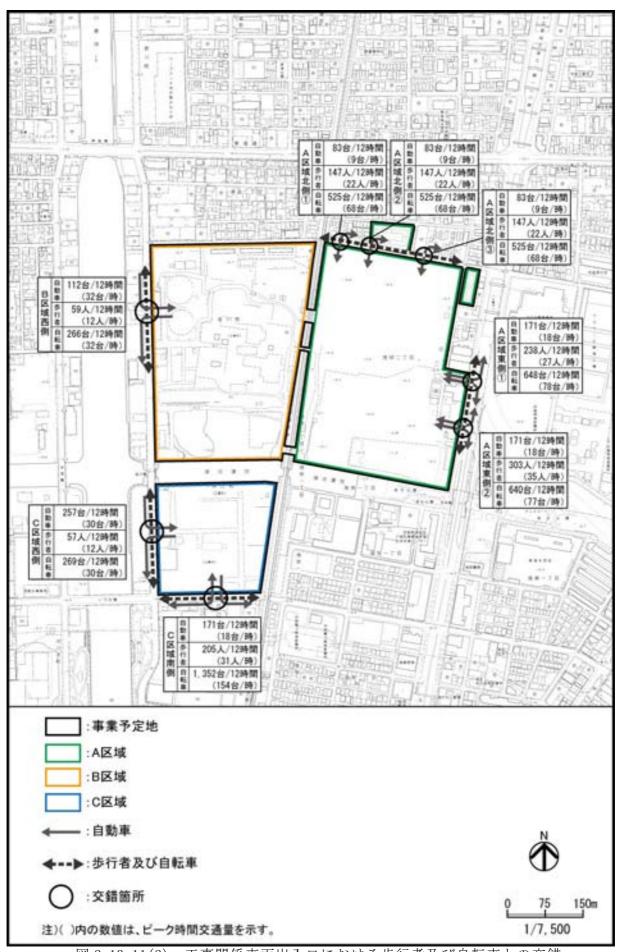


図 2-13-11(2) 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯 (1 期工事: C区域ピーク時期: 工事着工後 10 ヶ月目)「休日]

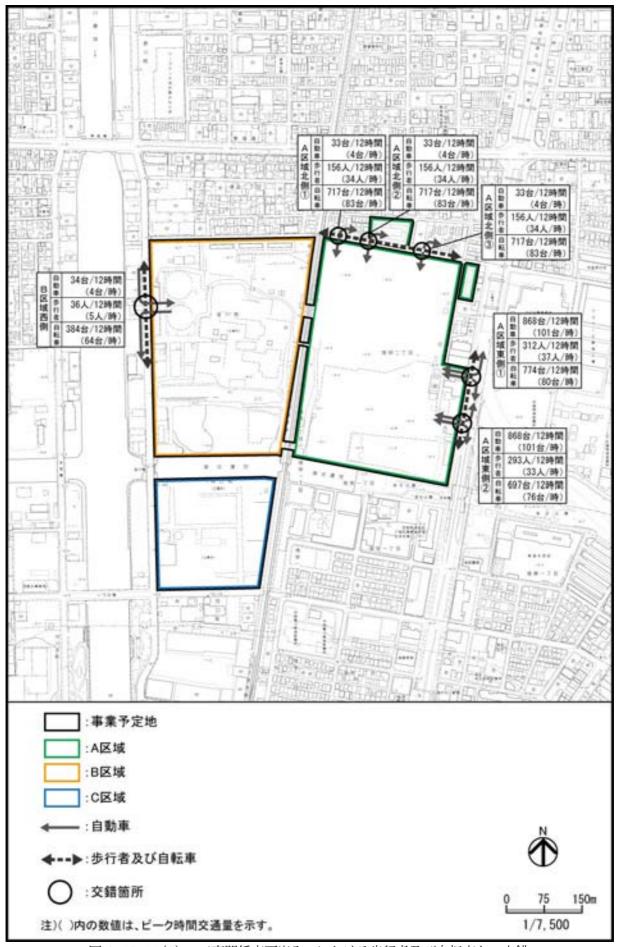


図 2-13-11(3) 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯 (1 期工事: A及びB区域ピーク時期: 工事着工後17ヶ月目)[平日]

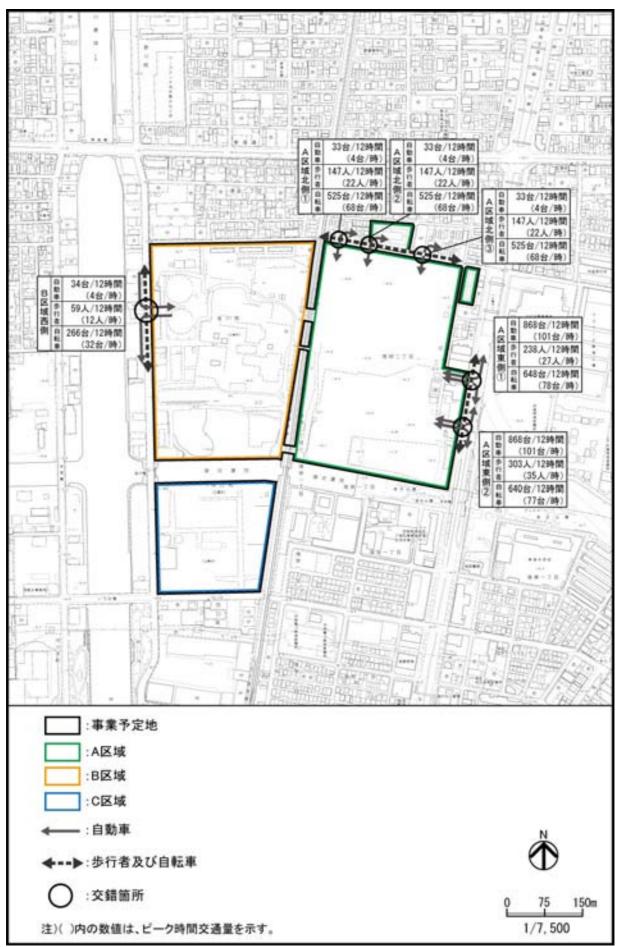


図 2-13-11(4) 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯 (1 期工事: A及びB区域ピーク時期: 工事着工後 17 ヶ月目)「休日]

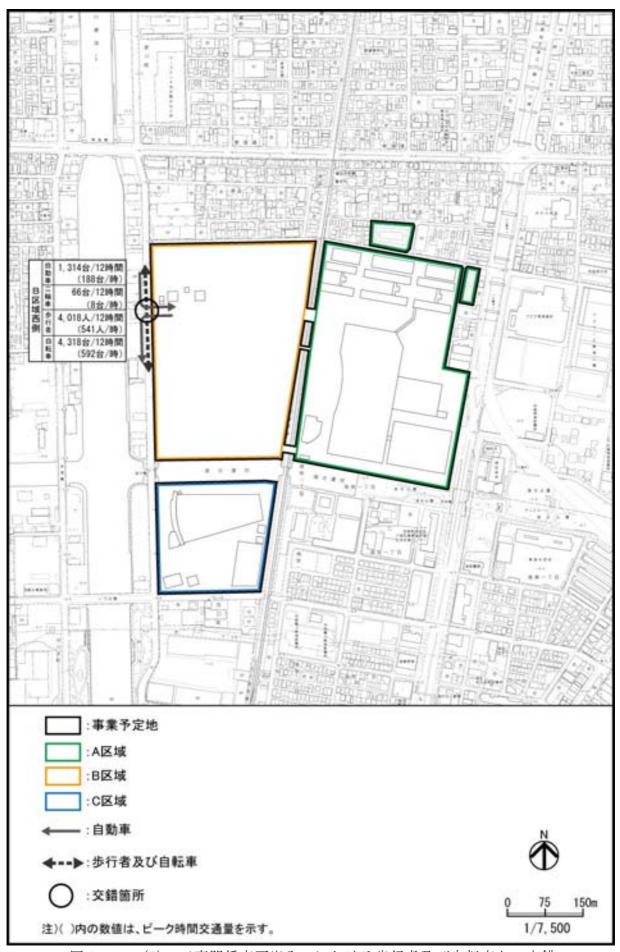


図 2-13-11(5) 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯 (2 期工事: ピーク時期: 工事着工後80ヶ月目)「平日]

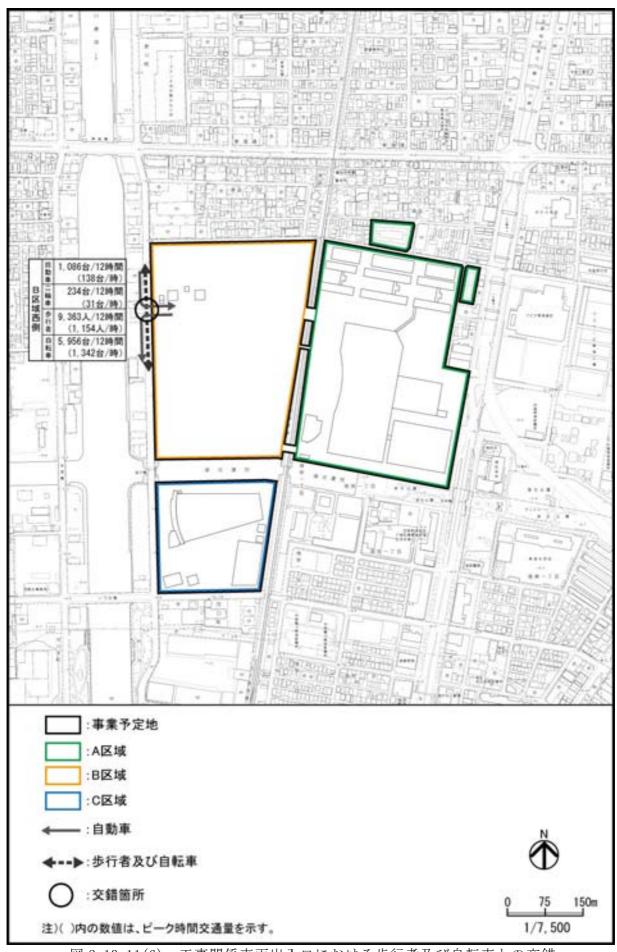


図 2-13-11(6) 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯 (2 期工事: ピーク時期: 工事着工後80ヶ月目) 「休日」

13-1-4 環境の保全のための措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・工事関係車両出入口及びその付近においては、視認性を向上させるとともに、工事関係 車両が出入りする際には交通整理員の配置を徹底する。なお、A区域北側道路におい ては特に配慮する。
- ・工事関係車両の運転者には、走行ルートの遵守、適正な走行の遵守を指導し、徹底させる。
- ・工事関係車両の走行については、交通法規を遵守し、安全運転を徹底させる。
- ・土砂、資材等の搬出入について、積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率 化を推進することにより、さらに工事関係車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り公共交通機関の利用や自動車の相乗りを指導し、 通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・A区域の工事において、事業予定地北側道路から出入りする工事関係車両については、 今後工事施行者決定後、詳細な工事計画を立案し、事業予定地東側からの出入りも視 野に入れ、北側道路を走行する工事関係車両台数を減らすよう努める。また、工事の 詳細が決まり次第、周辺の方々へは工事計画の内容を説明する。さらに、工事中には、 現地に問い合わせの窓口を設け、周辺住民の皆様からの問い合わせ、意見に対して、 適切かつ迅速に対応する。
- ・事業予定地近隣に通学路が指定されている各小・中学校の登校時間帯においては、工 事関係車両をできる限り走行させないように配慮する。
- ・関係機関との連絡・調整を適切に行う。

13-1-5 評 価

予測結果によると、工事関係車両の走行ルート上の各区間における工事関係車両による交通量の増加率は、1 期工事におけるC区域のピーク時期で 0.2~82.8%、A及びB区域のピーク時期で 0.0~32.5%、2 期工事におけるB区域のピーク時期で 0.3~8.2%となるが、これらのルートは、ガードレール及びマウントアップ等により歩車道分離がなされているとともに、主要道路と交差する位置には信号機や横断歩道が整備されている。また、事業予定地近隣に通学路が指定されている各小・中学校の登校時間帯においては、工事関係車両をできる限り走行させないなどの処置を講ずるとともに、その他各小・中学校が指定している通学路と接する箇所は、マウントアップや信号機等が整備されていることから、工事関係車両の走行による安全性への影響は小さいと判断する。

なお、工事関係車両出入口における工事関係車両と歩行者及び自転車との交錯状況については、前掲表 2-13-14~16 及び図 2-13-11 に示すとおりである。本事業の実施にあたっては、工事関係車両が出入りする際には、工事関係車両出入口付近に、交通整理員を配置する等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の交通安全に及ぼす影響の低減に努める。

13-2 供用時

13-2-1 概 要

新施設等の供用に伴う道路交通状況の変化が、周辺の交通安全に及ぼす影響について検 討を行った。

13-2-2 調 査

既存資料調査及び現地調査については、13-1「工事中」に示すとおりである。(13-1-2 「調査」(p. 499) 参照)

13-2-3 予 測

(1) 予測事項

新施設等関連車両の走行による交通安全への影響とし、具体的には、以下に示す項目について検討を行った。

- 事業予定地周辺の発生集中交通量
- ・事業予定地車両出入口における歩行者及び自転車との交錯

(2) 予測対象時期

新施設等の1期工事完了後及び2期工事完了後

(3) 予測場所

① 事業予定地周辺の発生集中交通量

事業予定地周辺の発生集中交通量の予測場所は、1 期工事完了後については 36 区間、2 期工事完了後については 38 区間において予測を行った。(後掲図 2-13-13 及び図 2-13-16 参照)

② 事業予定地車両出入口における歩行者及び自転車との交錯

1 期工事完了後及び 2 期工事完了後ともに、新施設等の車両出入口において予測を行った。(後掲図 2-13-15 及び図 2-13-18 参照)

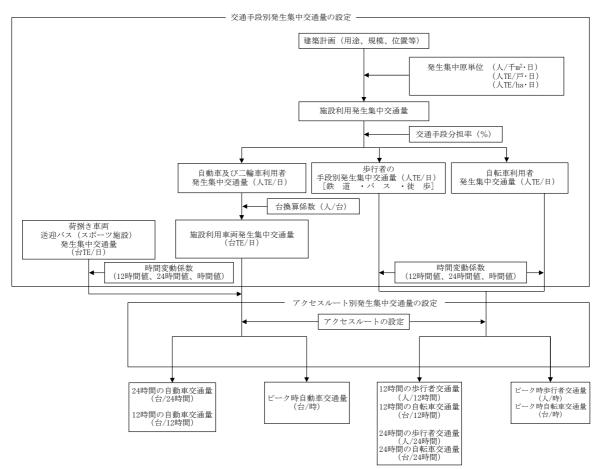
(4) 予測方法

① 予測手法

事業計画に基づき、以下の手順で予測を行った。

ア 事業予定地周辺の発生集中交通量

図 2-13-12 に示す手順で、供用時の新施設等関連発生集中交通量(自動車、歩行者及び自転車)を算出した後、これをアクセスルート別に配分することにより、予測場所における発生集中交通量の変化を求めた。(発生集中交通量の算出手法の詳細は、資料1-1(資料編 p.1)参照)



注) 図中の歩行者は、施設利用者をいう。

図2-13-12 安全性(供用時)の予測手順

イ 事業予定地車両出入口における歩行者及び自転車との交錯

事業予定地車両出入口における新施設等関連車両(自動車及び二輪車)と歩行者及び自転車との交錯については、歩行者及び自転車交通量の現地調査を行った「24 時間(7~翌日7時)における新施設等関連車両台数と歩行者及び自転車交通量の交錯」及び「それぞれの値が最大となる1時間(ピーク時)に、同時に交錯すると仮定した場合」について予測した。

② 予測条件

ア 背景交通量

予測対象時期における自動車の背景交通量は、以下に示す検討を加えた結果、自動車交差点交通量調査結果と、事業予定地北側は現地調査により得られた交通量を現況交通量として用いることとした。

- ・事業予定地周辺の主要道路の交通量(道路交通センサスによる)は、平成9年度以降大きな変動はなく、概ね横ばい傾向が認められること。(資料3-13(資料編p.136)参照)
- ・交通量実態調査の時点では都市高速が開通していなかった港明出入口の開通の影響(資料3-23 (資料編 p. 209) 参照)

ここで、背景交通量に用いる自動車交差点交通量は8~23 時の15 時間、現地調査により得られた交通量は24 時間であり、時間帯が一致していない。このため、自動車交差点交通量調査結果は、表2-13-17 に示す方法により、24 時間の交通量を設定した。

表 2-13-17 24 時間交通量の設定方法(自動車交差点交通量調査結果)

区間記号	8 時~23 時	23 時~翌日 8 時
B,C,E~G, J,P~R,T, U	自動車交差点交通量調査結果を用いた。	自動車断面交通量を用いた。(第1章 1-3-2 (2)⑤「調査結果」(p.149)参照)
A, H, I, K, S,Y,Z	自動車交差点交通量調査結果を用いた。	自動車断面交通量のうち、No. 2 における「(23 時~翌日 8 時の交通量) / (8 時~23 時の交通量)」比を用いて設定した。
D, V	自動車交差点交通量調査結果を用いた。	自動車断面交通量のうち、No.1における「(23 時〜翌日8時の交通量)/(8時〜23時の交 通量)」比を用いて設定した。
L, M, N	自動車交差点交通量調査結果を用いた。	自動車断面交通量のうち、No.6における「(23 時〜翌日8時の交通量)/(8時〜23時の交 通量)」比を用いて設定した。
O, W	自動車交差点交通量調査結果を用いた。	自動車断面交通量のうち、No. 10 における「(23 時~翌日 8 時の交通量) / (8 時~23 時の交通量)」比を用いて設定した。
X	自動車交差点交通量調査結果を用いた。	自動車断面交通量のうち、No.7における「(23 時〜翌日8時の交通量)/(8時〜23時の交 通量)」比を用いて設定した。

自動車の背景交通量は表 2-13-18 に示すとおりである。

なお、歩行者及び自転車の背景交通量は、現地調査により得られた交通量とした。

表 2-13-18 自動車の背景交通量

単位:台/24時間

			単位:台/24 時間
区	間記号	平日	休 日
	A	33, 784	30, 675
	В	14, 132	11, 461
	С	19, 873	18, 815
	D	35, 226	27, 624
	Е	33, 574	25, 832
	F	31, 833	23, 757
	G	27, 301	19, 774
	Н	32, 689	30, 958
	I	9, 823	7,071
	J	19, 697	19, 414
	K-1	9, 196	6, 754
	K-2	9, 196	6, 754
	K-3	9, 196	6, 754
K	K-4	9, 196	6, 754
	K-5	9, 196	6, 754
	K-6	9, 196	6, 754
	K-7	9, 196	6, 754
	L	22, 527	21, 096
	M	20, 371	19, 442
	N	20, 440	18, 822
	O	10, 699	11, 592
	Р	11, 014	9,859
	Q-1	11, 566	9, 900
Q	Q-2	12, 236	10, 560
	R	8, 686	6,771
	S	28, 451	26, 643
	Т	4, 892	3, 039
	U	17, 315	16, 016
	V	37, 382	27, 622
	W	13, 200	11,823
	X	2,899	2, 468
	Y	11, 350	7,827
	Z	11, 268	7, 967
ΔΛ	A A -1	330	263
AA	A A -2	330	263
	A B -1	424	384
ΑВ	A B -2	424	384
	A B -3	424	384

注) 区間記号は、図 2-13-13 及び図 2-13-15 の区間位置を示す。

イ 自動車、歩行者及び自転車の発生集中交通量の設定

新施設等の主な利用施設は、商業施設、住宅、複合業務施設及びスポーツ施設である。 また、新施設等においては、送迎バス (スポーツ施設)及び荷捌き車両の発生集中交通量 がある。

施設利用における自動車、二輪車、歩行者及び自転車の発生集中交通量は、表 2-13-19 に示すとおりである。

発生集中交通量の算出の詳細は、資料1-1 (資料編 p.1) に示すとおりである。

表 2-13-19(1) 自動車·二輪車発生集中交通量

単位:台TE/24時間

区域	用途区分	自重		二事	 章車
区域	用迷色分	平日	休日	平日	休日
A区域	住 宅	863	1, 105	28	39
	商 業 施 設	9, 391	21,840	250	801
B区域	住 宅	690	884	22	31
	複合業務施設	9, 088	669	1, 398	623
C区域	スポーツ施設	1, 279	1,076	15	30

表2-13-19(2) 歩行者及び自転車発生集中交通量

単位:人 TE/24 時間(歩行者)

台 TE/24 時間 (自転車)

×	区域	区	分	>	鉄 道	バス	徒歩	自転車	合 計
A	区域	住 宅	平	日	837	63	756	609	2, 265
			休	日	504	63	319	368	1, 254
		商業施設	平	日	517	1,628	6,636	6, 621	15, 402
			休	日	3, 713	2, 439	13, 614	15, 834	35, 600
В	区域	住 宅	平	日	669	50	605	487	1,811
			休	日	403	50	255	294	1,002
		複合業務	平	日	5, 359	652	1, 421	2,656	10, 088
		施 設	休	日	428	0	0	272	700
С	区域	スポーツ	平	日	0	173	286	185	644
		施 設	休	日	0	424	369	120	913

注)1:自転車は、1人=1台と設定した。

^{2:}C 区域は送迎バスがあるが、歩行者の算定では、バス利用者の全てが公共交通バスを利用した場合を想定する。

ウ 自動車出入口の位置

新施設等への自動車の出入りについては、以下に示す事前配慮に基づき設定した(出入口の位置は、第1部 第2章 2-4 (9) ②「動線計画」(p.26) 参照)。なお、二輪車の出入についても自動車と同様とした。

- ・事業予定地内への新施設等関連車両の出入りについて、周辺の交通事情に配慮する。
- エ アクセスルート別発生集中交通量の設定
- (7) 自動車増加交通量の設定
- ア) 自動車のアクセスルートの設定

新施設等への主要アクセスルート及びその割合は、資料1-1 図-2(p. $14\sim25$ 参照) に示すとおりである。

(1) 自動車のピーク時間交通量

自動車発生集中交通量の1時間あたりのピーク交通量は、資料1-1 表-11(資料編p. 10)に示すとおりである。

- (イ) 歩行者及び自転車増加交通量の設定
- ア) 歩行者及び自転車のアクセスルートの設定

新施設等を利用する歩行者及び自転車については、資料 1-1 図-3 及び図-4 (資料編 $p.26\sim36$) に示すアクセスルートを設定した。

イ) 歩行者及び自転車のピーク時間交通量

歩行者及び自転車発生集中交通量の1時間あたりのピーク交通量は、資料1-1 表-11(資料編 p. 10)に示すとおりである。

(5) 予測結果

- ① 1期工事完了後
- ア 事業予定地周辺の発生集中交通量
- (7) 事業予定地周辺道路における自動車交通量

1 期工事完了後における増加交通量及び増加率は、表 2-13-20 並びに図 2-13-13 に示すとおりである。

増加交通量については、全ての区間で、休日の台数が平日の台数と同一またはそれ以上であり、平日が58~3,802台/24時間に対して、休日が64~8,869台/24時間と予測される。

また、増加率については、平日よりも休日の方が高く、平日が $0.2\sim203.3\%$ に対して、休日が $0.2\sim287.5\%$ と予測される。

表 2-13-20(1) 区間別の自動車増加交通量及び増加率 (1 期工事完了後) [平日] 単位:台/24 時間

×	工間記号	背景交通量	将来交通量 (A区域)	将来交通量 (C区域)	第1期工事 完了後 増加交通量 (A+C区域)	増加率 (%)
	A	33, 784	708	0	708	2. 1
	В	14, 132	586	444	1,030	7.3
	С	19, 873	2,820	8	2,828	14. 2
	D	35, 226	670	72	742	2.1
	Е	33, 574	670	72	742	2.2
	F	31,833	2, 260	218	2, 478	7.8
	G	27, 301	1,683	218	1,901	7.0
	Н	32, 689	708	0	708	2.2
	Ι	9, 823	2,070	734	2,804	28.6
	J	19, 697	3, 794	8	3,802	19. 3
	K-1	9, 196	2,070	734	2,804	30.5
	K-2	9, 196	970	746	1,716	18.7
	K-3	9, 196	970	746	1,716	18. 7
K	K-4	9, 196	970	746	1,716	18. 7
	K-5	9, 196	970	746	1,716	18.7
	K-6	9, 196	970	380	1, 350	14. 7
	K-7	9, 196	970	0	970	10.6
	L	22, 527	3, 516	8	3, 524	15.6
	M	20, 371	1, 794	8	1,802	8. 9
	N	20, 440	3, 259	4	3, 263	16.0
	О	10, 699	246	48	294	2.8
	Р	11,014	962	98	1,060	9.6
	Q-1	11, 566	477	138	615	5. 3
Q	Q-2	12, 236	477	124	601	4.9
	R	8, 686	648	14	662	7.6
	S	28, 451	10	48	58	0.2
	Т	4, 892	301	40	341	7. 0
	U	17, 315	2, 133	114	2, 247	13.0
	V	37, 382	774	72	846	2.3
	W	13, 200	1, 145	98	1, 243	9.4
	X	2,899	1, 258	4	1, 262	43.5
<u> </u>	Y	11, 350	104	0	104	0.9
\vdash	Z A B -1	11, 268 424	184 258	0	184 258	1.6
Α	A B -2	424	604	0	604	142. 5
В	A B -3	424	862	0	862	203. 3

注)1:区間記号は、図 2-13-13 の区間記号及びその位置を示す。

^{2:}端数処理により、上記表中の増加交通量と各ルート配分を行った増加交通量の合計は一致しない。

表 2-13-20(2) 区間別の自動車増加交通量及び増加率 (1 期工事完了後) [休日] 単位:台/24 時間

×	工間記号	背景交通量	将来交通量 (A区域)	将来交通量 (C区域)	第1期工事 完了後 増加交通量 (A+C区域)	増加率 (%)
	A	30, 675	1,769	0	1, 769	5.8
	В	11, 461	1, 464	478	1, 942	16. 9
	С	18, 815	6, 865	10	6,875	36. 5
	D	27, 624	1, 492	78	1,570	5. 7
	E	25, 832	1, 492	78	1,570	6. 1
	F	23, 757	5, 468	236	5, 704	24.0
	G	19,774	3, 952	236	4, 188	21. 2
	Н	30, 958	1, 769	0	1, 769	5. 7
	Ι	7,071	5, 176	790	5, 966	84.4
	J	19, 414	8, 859	10	8, 869	45. 7
	K-1	6, 754	5, 176	790	5, 966	88.3
	K-2	6, 754	2, 392	804	3, 196	47.3
	K-3	6, 754	2, 392	804	3, 196	47.3
K	K-4	6,754	2, 392	804	3, 196	47.3
	K-5	6,754	2, 392	804	3, 196	47.3
	K-6	6,754	2, 392	410	2,802	41.5
	K-7	6,754	2, 392	0	2, 392	35. 4
	L	21,096	8, 363	10	8, 373	39. 7
	M	19, 442	3, 696	9	3, 705	19. 1
	N	18,822	7,033	4	7,037	37.4
	О	11,592	602	52	654	5.6
	Р	9,859	2, 385	106	2, 491	25. 3
	Q-1	9,900	1, 173	150	1, 323	13. 4
Q	Q-2	10,560	1, 173	134	1, 307	12.4
	R	6,771	1, 438	16	1, 454	21.5
	S	26, 643	12	52	64	0.2
	Т	3,039	721	44	765	25. 2
	U	16,016	4, 423	124	4, 547	28. 4
	V	27, 622	1,754	78	1,832	6.6
	W	11,823	2,843	106	2, 949	24.9
	X	2, 468	3, 145	5	3, 150	127.7
	Y	7,827	262	0	262	3.4
	Z	7, 967	458	0	458	5.8
Α	A B -1	384	332	0	332	86. 5
В	A B -2	384	772 1 104	0	1 104	201. 0
	A B -3	384	1, 104	U	1, 104	287.5

注)1:区間記号は、図 2-13-13 の区間記号及びその位置を示す。

^{2:}端数処理により、上記表中の増加交通量と各ルート配分を行った増加交通量の合計は一致しない。

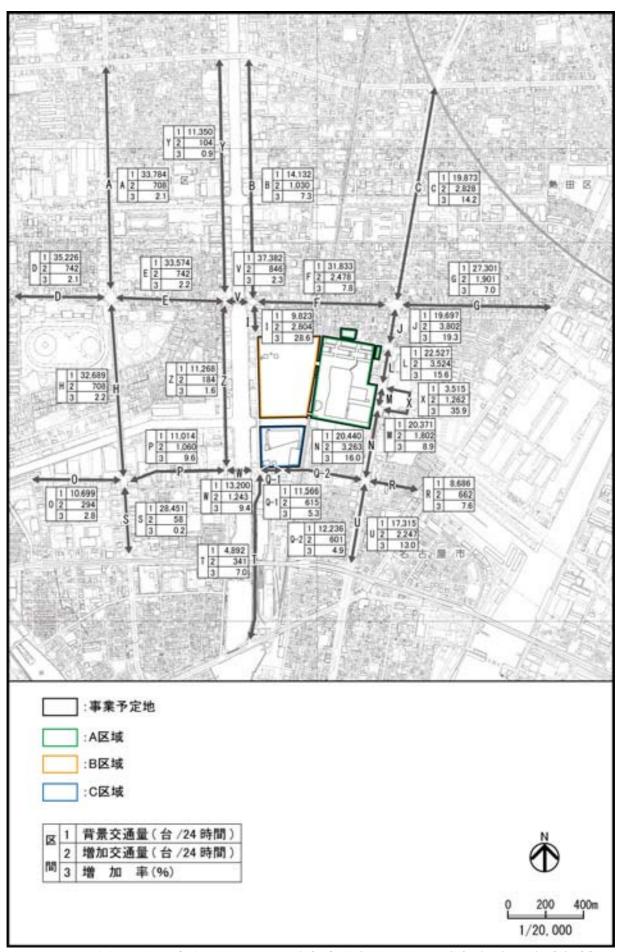


図 2-13-13(1) 1期工事完了後における増加自動車交通量及び増加率(平日)[広域]

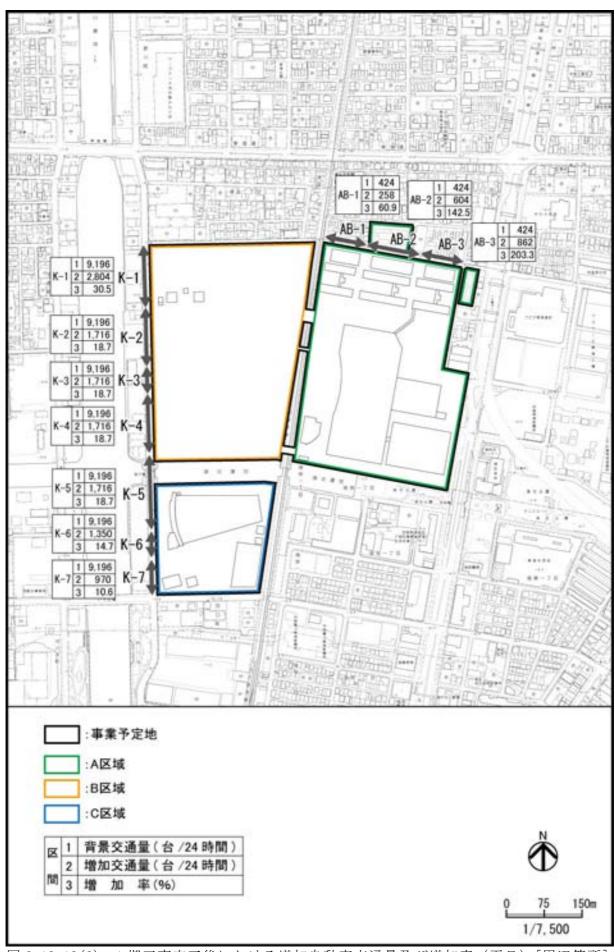


図 2-13-13(2) 1期工事完了後における増加自動車交通量及び増加率(平日)[周辺箇所]

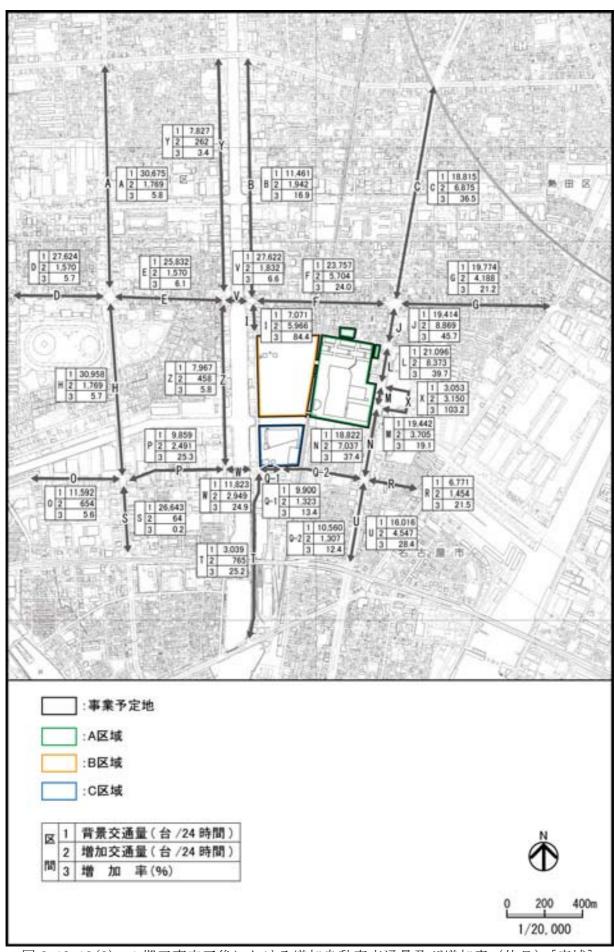


図 2-13-13(3) 1 期工事完了後における増加自動車交通量及び増加率(休日)[広域]

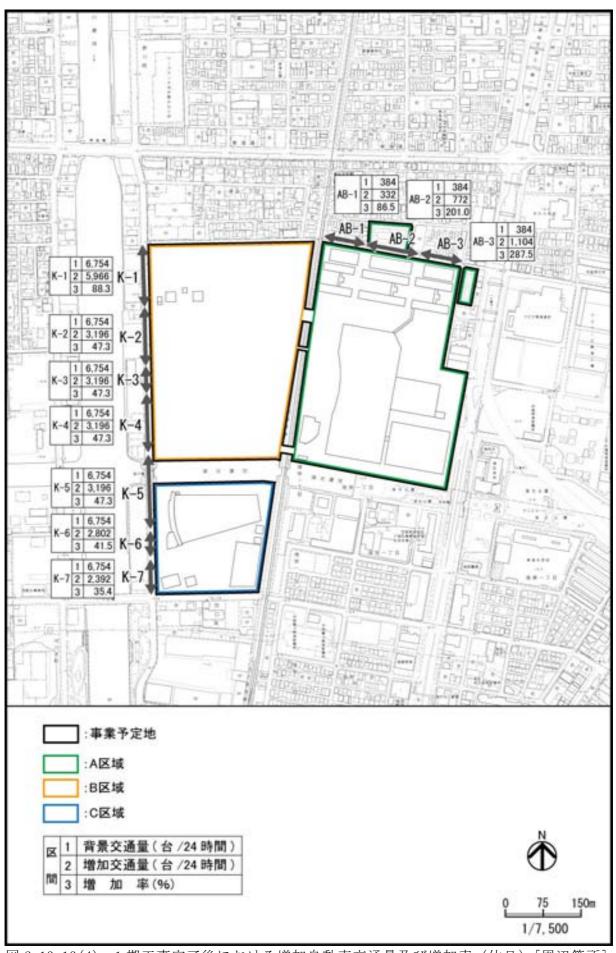


図 2-13-13(4) 1期工事完了後における増加自動車交通量及び増加率(休日)[周辺箇所]

(イ) 事業予定地周辺における歩行者及び自転車交通量

交通手段別発生集中交通量を配分して求めた供用時の歩行者及び自転車の増加交通量は、表 2-13-21 及び図 2-13-14 に示すとおりである。

新施設等の供用に伴う事業予定地周辺の歩行者の増加交通量は、平日が 66~6,458 人/24 時間、休日が 86~15,580 人/24 時間と予測され、休日が平日を上回っている。

自転車の増加交通量は、平日が $100\sim6$, 084 台/24 時間、休日が $46\sim13$, 602 台/24 時間と予測され、休日が平日を上回っている。

また、歩行者のピーク増加交通量は、平日が $12\sim712$ 人/時、休日が $10\sim1,776$ 人/時と 予測される。自転車のピーク増加交通量は、平日が $16\sim670$ 台/時、休日が $6\sim1,548$ 台/時と予測される。

表 2-13-21 歩行者及び自転車増加交通量及びピーク増加交通量 [1期工事完了後]

				断面交通量【平日】		1	新面交通量【休日】	
	区間記-	号	背景交通量 (人/24時間) (台/24時間)	増加交通量 (人/24時間) (台/24時間)	増加交通量 (人/時) (台/時)	背景交通量 (人/24時間) (台/24時間)	増加交通量 (人/24時間) (台/24時間)	増加交通量 (人/時) (台/時)
	P	歩行者	197	3, 312	452	196	1,772	182
	,	自転車	823	1, 218	166	607	736	76
	イ-2	歩行者	528	6, 458	712	415	15,580	1,776
	7 4	自転車	1, 144	6, 084	670	946	13,602	1, 548
1	イ-3	歩行者	379	2, 918	334	382	6,088	694
1	71 3	自転車	909	1,846	218	802	3, 468	394
	√ -4	歩行者	410	2,918	334	296	6,088	694
	71 4	自転車	995	1,846	218	799	3, 468	394
	エ-1	歩行者	72	3, 392	372	86	6,850	782
		自転車	473	3, 334	362	318	7,816	890
		歩行者	72	1,680	188	86	3, 338	382
エ	- 2	自転車	473	1,626	180	318	3,732	424
_	エ-3	歩行者	72	1,680	188	86	3, 338	382
	- 0	自転車	473	1,626	180	318	3,732	424
	エ-4	歩行者	72	1,680	188	86	3, 338	382
	- 4	自転車	473	1,626	180	318	3,732	424
	才-1	歩行者	542	66	12	287	86	10
オ	A 1	自転車	2, 723	100	16	1,695	46	6
~	才-2	歩行者	542	366	64	287	472	56
	₹ 7	自転車	2, 723	294	48	1,695	172	20
	<i>₹1</i> −1	歩行者	138	1,680	188	86	3, 338	382
	カ-1 カ カ-2	自転車	478	1,626	180	324	3,732	424
カ		歩行者	138	1,680	188	86	3, 338	382
_~	?	自転車	478	1,626	180	324	3,732	424
	カ-3	歩行者	138	1,540	164	86	3, 158	360
	/\ J	自転車	478	1, 536	164	324	3,674	418

注)1:区間記号は、図 2-13-14 の区間記号及びその位置を示す。

^{2:}単位のうち、上段は歩行者、下段は自転車の単位である。

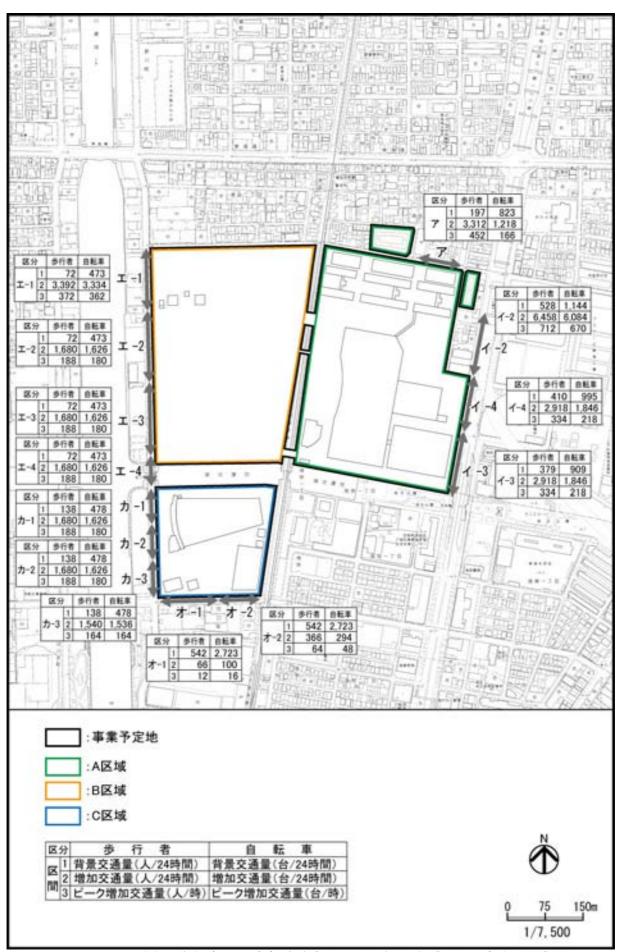


図 2-13-14(1) 歩行者及び自転車増加交通量(平日) [1期工事完了後]

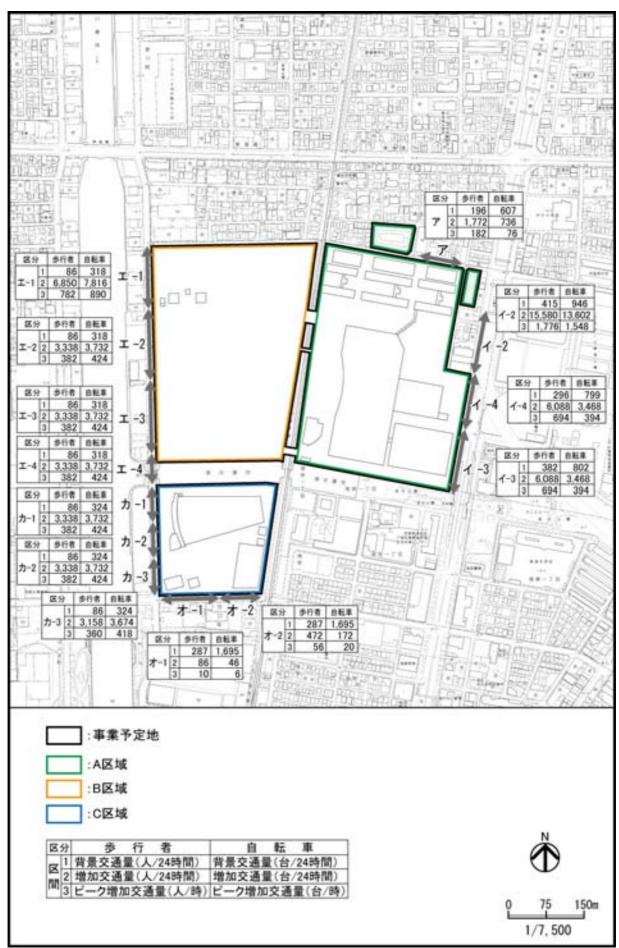


図 2-13-14(2) 歩行者及び自転車増加交通量(休日) 「1 期工事完了後」

イ 新施設等関連車両出入口における歩行者及び自転車との交錯

事業予定地車両出入口における歩行者及び自転車との交錯は、表 2-13-22 及び図 2-13-15 に示すとおりである。B区域及びC区域に出入する自動車の交通量は、資料1-1 表-14(資料編 p. 13)に示す既存施設自動車交通量を加算した。各交錯箇所での出入の割合は、 資料1-1 図-2 (資料編 p. $14\sim25$) に示す割合とした。

また、B区域西側①'については、エコステーションの出入口があることから、エコス テーション関連車両との交錯を予測する。なお、エコステーションはB区域西側①からも 出入できることから、B区域西側①にも同台数を加算した。

表 2-13-22(1) 新施設等関連車両出入口における

歩行者及び自転車との交錯(1期工事完了後:平日)

単位:台/24時間(自動車)

台/24 時間 (二輪車)

人/24 時間(歩行者)

台/24 時間(自転車)

【平日-24 時間】

			A区域			B区域		C区域		
出入口		北側		東	側	西	側	南側	西側	
	1	2	3	1	2	1	①'		1	2
自動車	258	344	258	3,479	2,725	3,416	364	471	657	681
二輪車	8	12	8	85	66	81	81	4	6	6
歩行者	197	197	3,509	11,046	3,297	5,004	5,004	974	1,818	1,678
自転車	823	823	2,041	9,987	1,439	5,343	5,343	3,061	2,104	2,014

表 2-13-22(2) 新施設等関連車両出入口における

歩行者及び自転車との交錯(1期工事完了後:平日[ピーク時])

単位:台/時(自動車)

台/時(二輪車)

人/時(歩行者)

台/時(自転車)

【平日-ピーク時】

			A区域			B区域		C区域		
出入口	北側			東	東側		西側		西側	
	1	2	3	1	2	1	①'	南側	1	2
自動車	36	48	36	396	315	409	82	81	113	131
二輪車	2	2	2	9	7	8	8	0	0	0
歩行者	34	34	486	1,195	367	546	546	155	213	189
自転車	83	83	249	1,060	152	592	592	413	242	226

表 2-13-22(3) 新施設等関連車両出入口における

歩行者及び自転車との交錯(1期工事完了後:休日)

単位:台/24時間(自動車)

台/24 時間 (二輪車)

人/24 時間 (歩行者)

台/24 時間(自転車)

【休日-24 時間】

			A区域			B区域		C区域			
出入口	北側			東	側	西	側	南側	西側		
	1	2	3	1	2	1)	①'	用侧	1	2	
自動車	332	442	332	8,320	6,482	7,718	136	551	768	796	
二輪車	12	16	12	295	233	272	272	14	8	8	
歩行者	196	196	1,968	23,972	6,470	10,096	10,096	845	3,424	3,244	
自転車	607	607	1,343	21,337	1,104	11,808	11,808	1,895	4,056	3,998	

表 2-13-22(4) 新施設等関連車両出入口における

歩行者及び自転車との交錯(1期工事完了後:休日[ピーク時])

単位:台/時(自動車)

台/時(二輪車)

人/時(歩行者)

台/時(自転車)

【休日-ピーク時】

			A区域			B区域		C区域		
出入口	北側			東	側	西	側	南側	西側	
	1	2	3	1	2	1	①'	用侧	1	2
自動車	34	46	34	970	758	898	32	75	104	129
二輪車	2	2	2	34	27	31	31	2	2	2
歩行者	26	26	208	2,723	729	1,154	1,154	97	394	372
自転車	68	68	144	2,416	109	1,342	1,342	178	454	448

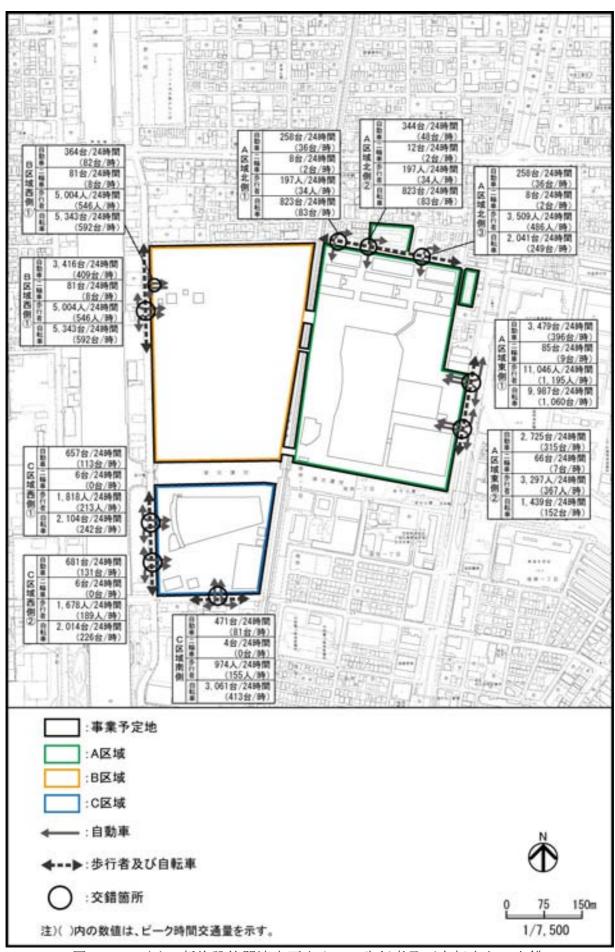


図 2-13-15(1) 新施設等関連車両出入口の歩行者及び自転車との交錯 (1 期区域供用時:平日)

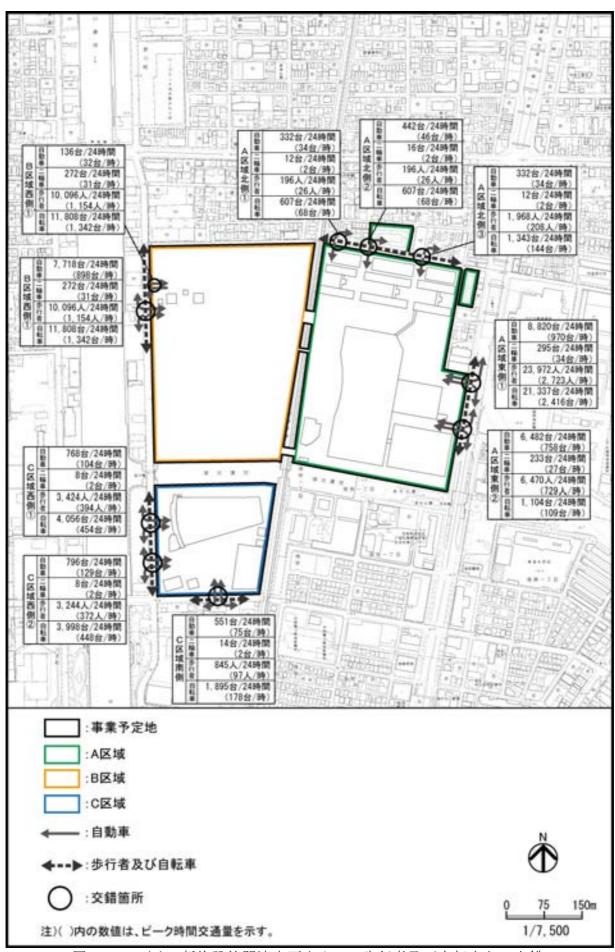


図 2-13-15(2) 新施設等関連車両出入口の歩行者及び自転車との交錯 (1 期工事完了後:休日)

② 2期工事完了後

ア 事業予定地周辺の発生集中交通量

(7) 事業予定地周辺道路における自動車交通量

2 期工事完了後における増加交通量及び増加率は、表 2-13-23 及び図 2-13-16 に示すとおりである。

増加交通量については、全ての区間で、休日の台数が平日の台数以上であり、平日が 104 ~7,896 台/24 時間に対して、休日が 62~9,010 台/24 時間と予測される。

また、増加率については、平日よりも休日の方が高く、平日が 0.9~209.1%に対して、 休日が 0.2~336.1%と予測される。

表 2-13-23(1) 区間別の自動車増加交通量及び増加率(2期工事完了後)[平日]

単位:台/24時間

						単位: 台/24	T 11/1 [H]
区	間記号	背景交通量	1 期工事 完了後 将来交通量 (A区域)	1 期工事 完了後 将来交通量 (C区域)	2 期工事 完了後 将来交通量 (B区域)	2 期工事完了後 増加交通量 (A+B+C区域)	増加率 (%)
	A	33, 784	708	0	595	1, 303	3.9
	В	14, 132	586	568	320	1,474	10.4
	С	19,873	2,820	8	1,694	4, 522	22.8
	D	35, 226	670	92	882	1,644	4. 7
	Е	33, 574	670	92	882	1,644	4.9
	F	31, 833	2, 260	280	648	3, 188	10.0
	G	27, 301	1,683	280	2, 285	4, 248	15.6
	Н	32, 689	708	0	595	1, 303	4.0
	Ι	9, 823	2,070	940	1, 083	4, 093	41.7
	J	19, 697	3, 794	8	4, 094	7, 896	40.1
	K-1	9, 196	2,070	940	861	3, 871	42.1
	K-2	9, 196	970	952	1,025	2, 947	32. 1
	K-3	9, 196	970	952	1,025	2, 947	32. 1
K	K-4	9, 196	970	952	2, 438	4, 360	47.4
	K-5	9, 196	970	952	3, 847	5, 769	62.7
	K-6	9, 196	970	482	3, 847	5, 299	57.6
	K-7	9, 196	970	0	3, 847	4, 817	52.4
	L	22, 527	3, 516	8	4, 094	7, 618	33.8
	M	20, 371	1, 794	8	2, 717	4, 519	22.2
	N	20, 440	3, 259	4	754	4, 017	19.7
	O	10, 699	246	62	726	1,034	9.7
	P	11,014	962	126	1,745	2, 833	25.7
	Q-1	11,566	477	178	144	799	6.9
Q	Q-2	12, 236	477	160	144	781	6.4
	R	8,686	648	18	832	1, 498	17.3
	S	28, 451	10	62	426	498	1.8
	Τ	4,892	301	52	1, 958	2, 311	47.2
	U	17, 315	2, 133	146	66	2, 345	13.5
	V	37, 382	774	92	882	1,748	4.7
	W	13, 200	1, 145	126	1, 745	3,016	22.9
	X	2,899	1, 258	4	1, 963	3, 225	111.3
Y		11, 350	104	0	0	104	0.9
	Z	11, 268	184	0	0	184	1.6
АА	A A -1	330	0	0	690	690	209. 1
1111	A A -2	330	0	0	346	346	104.9
	A B -1	424	258	0	0	258	60.9
ΑВ	A B -2	424	604	0	0	604	142.5
	A B -3	424	862	0	0	862	203.3

注) 区間記号は、図 2-13-16 の区間及びその位置を示す。

表 2-13-23(2) 区間別の自動車増加交通量及び増加率 (2 期工事完了後) [休日] 単位:台/24 時間

		T.		r	ı	+ 1 4 1 1 / 4	
区	間記号	背 景 交通量	1 期工事 完了後 将来交通量 (A区域)	1 期工事 完了後 将来交通量 (C区域)	2 期工事 完了後 将来交通量 (B区域)	2 期工事完了後 増加交通量 (A+B+C区域)	増加率 (%)
	A	30, 675	1, 769	0	0	1,769	5.8
	В	11, 461	1, 464	368	80	1,912	16.7
	С	18, 815	6, 865	10	222	7, 097	37. 7
	D	27, 624	1, 492	60	146	1,698	6.2
	Е	25, 832	1, 492	60	146	1,698	6.6
	F	23, 757	5, 468	182	414	6,064	25. 5
	G	19, 774	3, 952	182	333	4, 467	22.6
	Н	30, 958	1, 769	0	0	1,769	5. 7
	Ι	7,071	5, 176	610	640	6, 426	90.9
	J	19, 414	8, 859	10	141	9,010	46. 4
	K-1	6, 754	5, 176	610	244	6,030	89.3
	K-2	6, 754	2, 392	624	376	3, 392	50.2
	K-3	6, 754	2, 392	624	376	3, 392	50.2
K	K-4	6, 754	2, 392	624	510	3, 526	52.2
	K-5	6, 754	2, 392	624	644	3,660	54. 2
	K-6	6, 754	2, 392	318	644	3, 354	49. 7
	K-7	6, 754	2, 392	0	644	3, 036	45.0
	L	21, 096	8, 363	10	141	8, 514	40.4
	M	19, 442	3, 696	9	220	3, 925	20.2
	N	18, 822	7, 033	4	129	7, 166	38. 1
	О	11, 592	602	40	10	652	5.6
	Р	9, 859	2, 385	82	20	2, 487	25. 2
	Q-1	9, 900	1, 173	116	98	1, 387	14.0
Q	Q-2	10, 560	1, 173	104	98	1, 375	13.0
	R	6, 771	1, 438	12	179	1,629	24. 1
	S	26, 643	12	40	10	62	0.2
	Т	3, 039	721	34	524	1, 279	42.1
	U	16, 016	4, 423	96	48	4, 567	28. 5
	V	27, 622	1,754	60	146	1,960	7. 1
	W	11, 823	2, 843	82	20	2, 945	24. 9
	X	2, 468	3, 145	5	92	3, 242	131.4
	Y	7,827	262	0	0	262	3.4
	Z	7, 967	458	0	0	458	5.8
АА	A A -1	263	0	0	884	884	336. 1
A A	A A -2	263	0	0	442	442	168. 1
	A B -1	384	332	0	0	332	86.5
ΑВ	A B -2	384	772	0	0	772	201.0
	A B -3	384	1, 104	0	0	1, 104	287.5

注) 区間記号は、図 2-13-16 の区間及びその位置を示す。

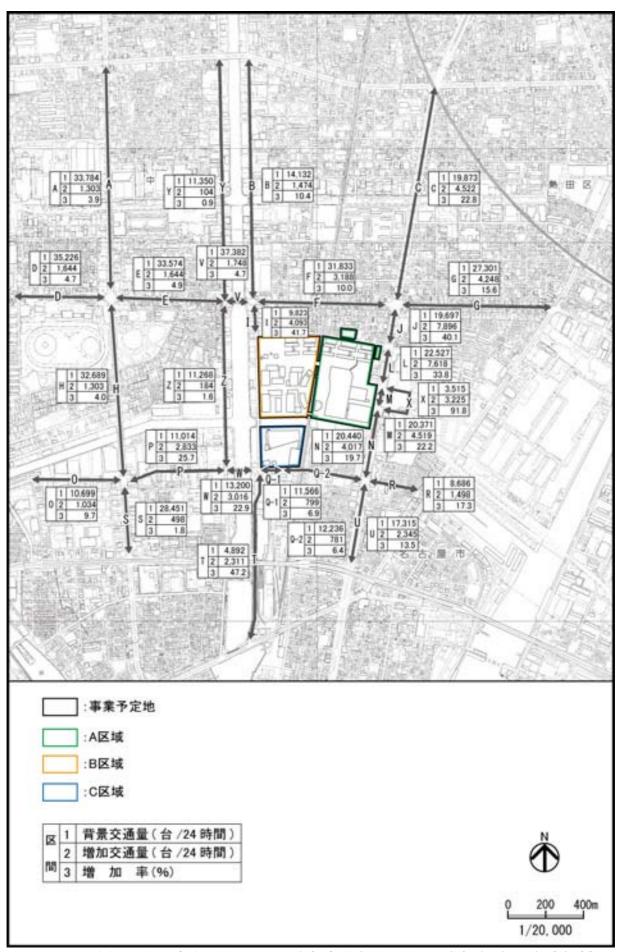


図 2-13-16(1) 2 期工事完了後における増加自動車交通量及び増加率 (平日) [広域]

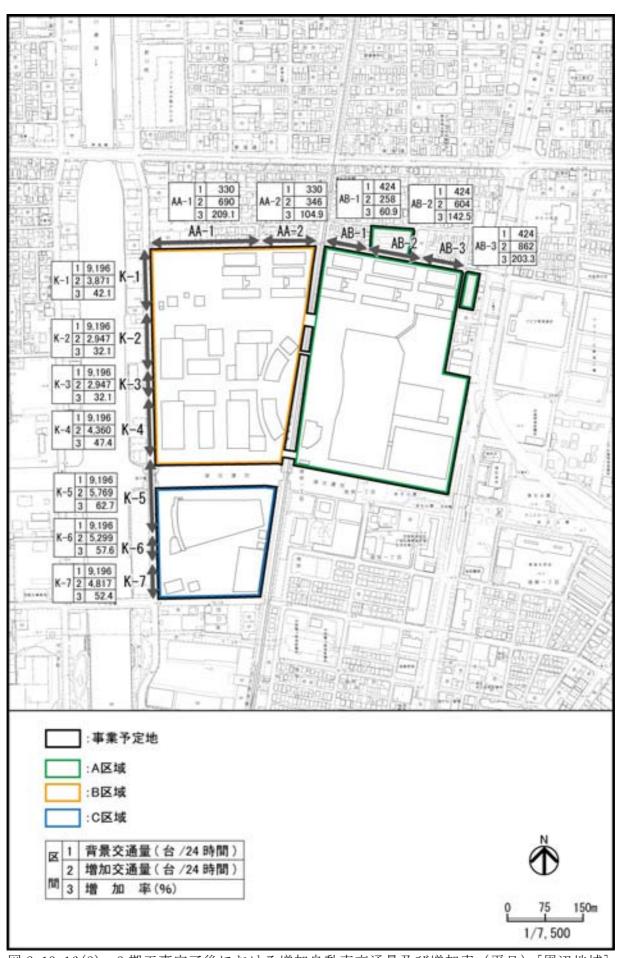


図 2-13-16(2) 2 期工事完了後における増加自動車交通量及び増加率(平日) [周辺地域]

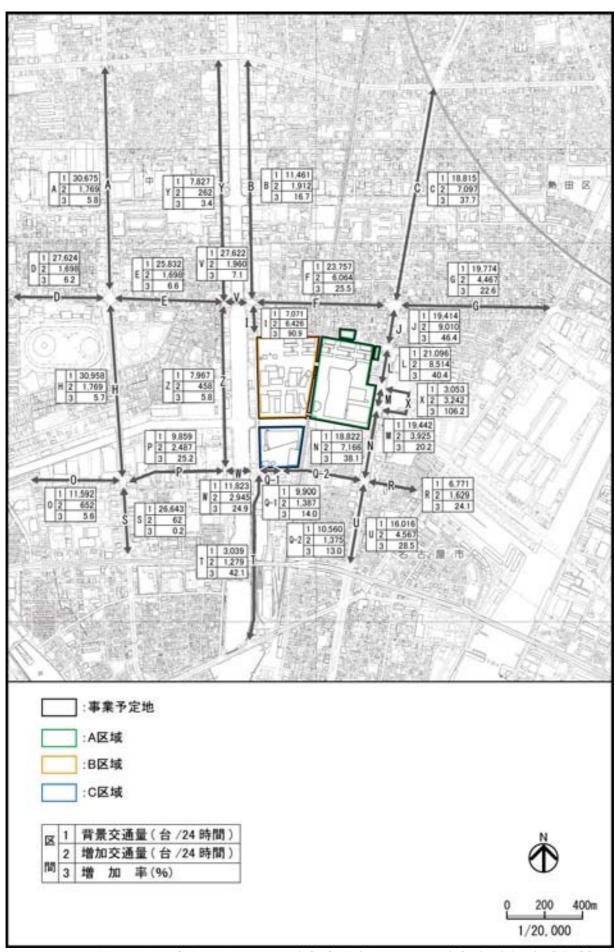


図 2-13-16(3) 2 期工事完了後における増加自動車交通量及び増加率(休日)[広域]

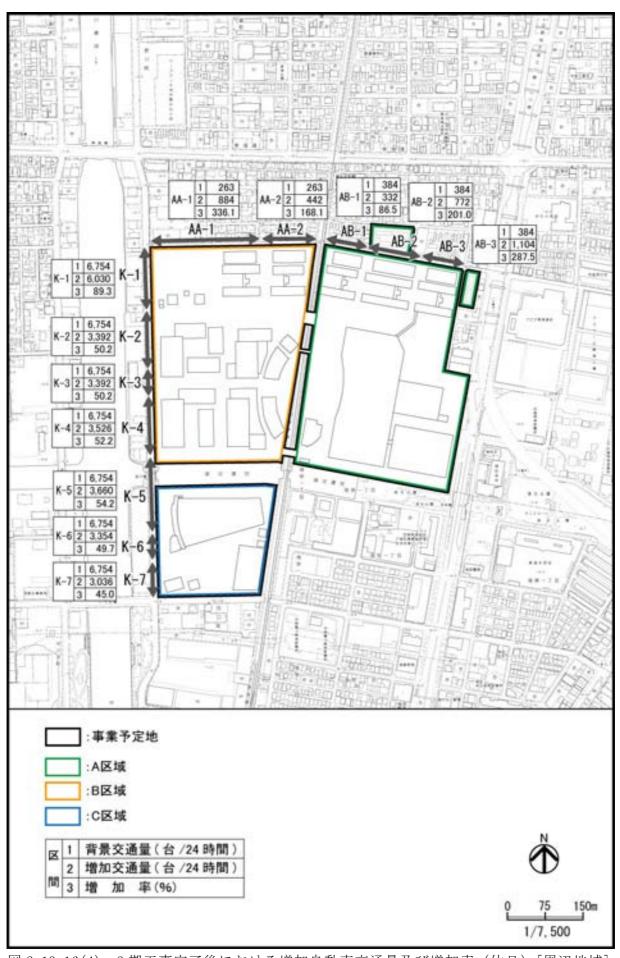


図 2-13-16(4) 2 期工事完了後における増加自動車交通量及び増加率(休日) [周辺地域]

(イ) 事業予定地周辺における歩行者及び自転車交通量

交通手段別発生集中交通量を配分して求めた供用時の歩行者及び自転車の増加交通量は、表 2-13-24 及び図 2-13-17 に示すとおりである。

新施設等の供用に伴う事業予定地周辺の歩行者の増加交通量は、平日が 626~6,908 人/24 時間、休日が 214~1,772 人/24 時間と予測され、平日が休日を上回っている。

自転車の増加交通量は、平日が 292~3,606 台/24 時間、休日が 0~736 台/24 時間と予測 され、平日が休日を上回っている。

また、歩行者のピーク増加交通量は、平日が84~1,022 人/時、休日が22~182 人/時と 予測される。自転車のピーク増加交通量は、平日が44~534 台/時、休日が0~76 台/時と 予測される。

表 2-13-24 歩行者及び自転車増加交通量及びピーク増加交通量[2期工事完了後]

				断面交通量【平日】		þ	新面交通量【休日】	
	区間記	号	背景交通量 (人/24時間) (台/24時間)	増加交通量 (人/24時間) (台/24時間)	増加交通量 (人/時) (台/時)	背景交通量 (人/24時間) (台/24時間)	増加交通量 (人/24時間) (台/24時間)	増加交通量 (人/時) (台/時)
	ア	歩行者	197	3, 312	452	196	1,772	182
	自転車		823	1, 218	166	607	736	76
	イ-2	歩行者	6, 986	6, 908	1,022	15, 995	428	82
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	自転車	7, 228	3,606	534	14, 548	268	52
1	イ-3	歩行者	3, 297	6, 136	908	6, 470	428	82
-1	7 3	自転車	2, 755	292	44	4, 270	0	0
	1-4	歩行者	3, 328	6, 136	908	6, 384	428	82
	1 1	自転車	2, 841	292	44	4, 267	0	0
	ウ	歩行者	87	2, 648	360	40	1,416	146
		自転車	76	974	132	63	588	60
	エ-1	歩行者	3, 464	1, 950	280	6, 936	226	24
		自転車	3, 807	1,018	144	8, 134	260	26
	エ-2	歩行者	1, 752	1, 950	280	3, 424	226	24
エ		自転車	2, 099	1, 018	144	4, 050	260	26
	エ-3	歩行者	1, 752	646	88	3, 424	226	24
		自転車	2, 099	450	60	4, 050	260	26
	エ-4	歩行者	1, 752	646	88	3, 424	226	24
		自転車	2, 099	450	60	4, 050	260	26
	才-1	歩行者	608	626	84	373	214	22
オ		自転車	2, 823	328	44	1,741	158	16
	才-2	歩行者	908	626	84	759	214	22
		自転車	3, 017	328	44	1, 867	158	16
	カ-1	歩行者	1, 818	646 450	88 60	3, 424 4, 056	226 260	24 26
		自転車 歩行者	2, 104 1, 818	450 646	60 88	4, 056 3, 424	260 226	26
力	カ-2	少 行 有 転車	2, 104	450	60	3, 424 4, 056	226	24
		日 転 年 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	2, 104 1, 678	646	88	3, 244	260	24
	カ-3	少11 在 自転車	2, 014	450	60	3, 244	260	26
lder		日転甲	2, 014	450	60	3, 998	260	26

注)1:区間記号は、図 2-13-17 の区間記号及びその位置を示す。

^{2:}単位のうち、上段は歩行者、下段は自転車の単位である。

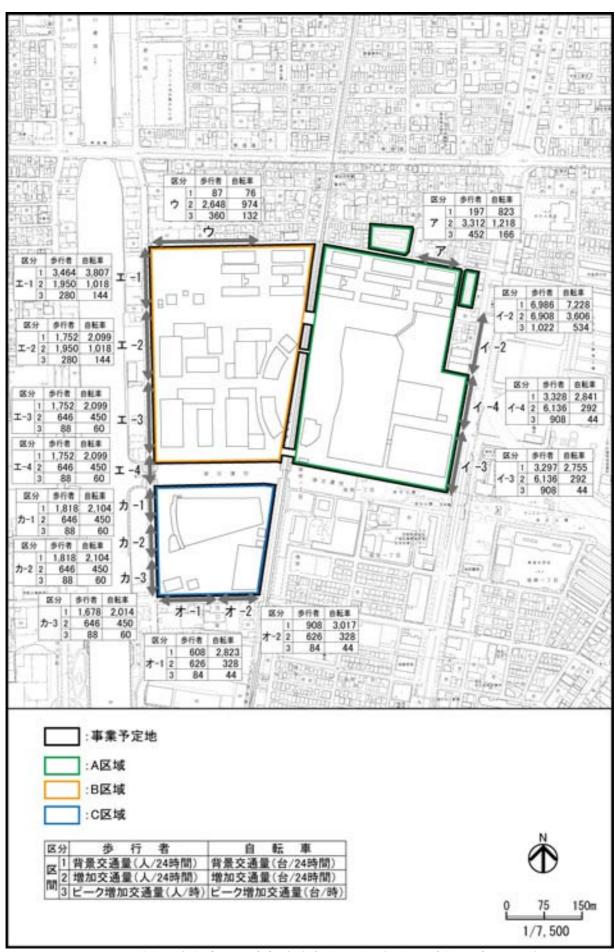


図 2-13-17(1) 歩行者及び自転車増加交通量(2期区域供用時:平日)

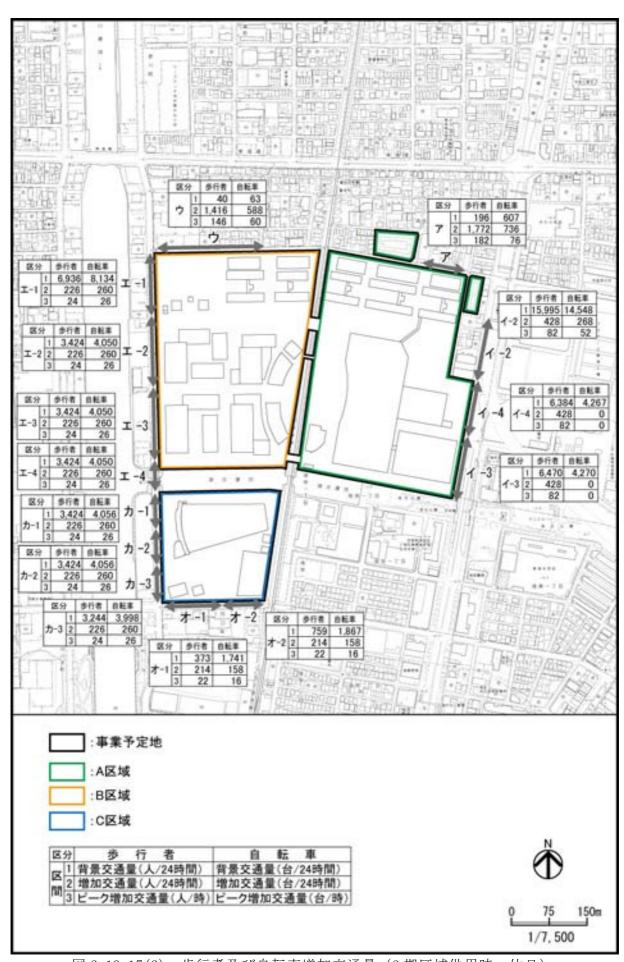


図 2-13-17(2) 歩行者及び自転車増加交通量(2期区域供用時:休日)

イ 事業予定地車両出入口における歩行者及び自転車との交錯

事業予定地車両出入口における歩行者及び自転車との交錯は、表 2-13-25 及び図 2-13-18 に示すとおりである。 B 区域及び C 区域に出入する自動車の交通量は、資料 1-1 表 -14 (資料編 p. 13) に示す既存施設自動車交通量を加算した。各交錯箇所での出入の割合は、資料 1-1 図 -2 (資料編 p. $14\sim25$) に示す割合とした。

また、B区域西側①'については、エコステーションの出入口があることから、エコステーション関連車両との交錯を予測する。なお、エコステーションはB区域西側①からも出入できることから、B区域西側①にも同台数を加算した。

表 2-13-25(1) 新施設等関連車両出入口における

歩行者及び自転車との交錯(2期工事完了後:平日)

単位:台/24時間(自動車)

台/24 時間 (二輪車)

人/24 時間(歩行者)

【平日-24 時間】 台/24 時間(自転車)

			A区域					B⊠	C区域					
出入口		北側		東側		北側		西側			南側	西側		
	1	2	3	1	2	1	2	1	①'	2	3	刊侧	1	2
自動車	258	344	258	8,327	2,725	346	346	4,906	440	1,414	1,414	471	657	681
二輪車	8	12	8	830	66	12	12	298	298	217	217	4	6	6
歩行者	197	197	3,509	24,606	9,433	2,735	87	6,954	6,954	2,398	2,398	1,600	2,464	2,324
自転車	823	823	2,041	14,731	1,731	1,050	76	6,361	6,361	2,549	2,549	3,389	2,554	2,464

表 2-13-25(2) 新施設等関連車両出入口における

歩行者及び自転車との交錯(2期工事完了後:平日[ピーク時])

単位:台/時(自動車)

台/時(二輪車)

人/時(歩行者)

【平日-ピーク時】 台/時(自転車)

			A区域					ВБ	C区域					
出入口	北側			東側		北側		西側			南側	西側		
	1	2	3	1	2	1	2	1	①'	2	3	刊侧	1	2
自動車	36	48	36	1,114	315	48	48	641	104	210	210	81	113	131
二輪車	2	2	2	119	7	2	2	40	40	32	32	0	0	0
歩行者	34	34	486	3,201	1,275	372	12	826	826	286	286	239	301	277
自転車	83	83	249	1,762	196	141	9	736	736	304	304	457	302	286

表 2-13-25(3) 新施設等関連車両出入口における

歩行者及び自転車との交錯(2期工事完了後:休日)

単位:台/24時間(自動車)

台/24 時間 (二輪車)

人/24 時間 (歩行者)

【休日-24 時間】

台/24 時間(自転車)

			A区域					В⊵		C区域				
出入口	北側			東側		北側		西側				南側	西側	
	1	2	3	1	2	1	2	1	①'	2	3	角側	1	2
自動車	332	442	332	8,588	6,482	442	442	7,888	174	132	132	551	768	796
二輪車	12	16	12	545	233	16	16	396	396	124	124	14	8	8
歩行者	196	196	1,968	24,828	6,898	1,456	40	10,322	10,322	3,650	3,650	1,059	3,650	3,470
自転車	607	607	1,343	21,881	1,104	651	63	12,068	12,068	4,310	4,310	2,053	4,316	4,258

表 2-13-25(4) 新施設等関連車両出入口における

歩行者及び自転車との交錯(2期工事完了後:休日[ピーク時])

単位:台/時(自動車)

台/時(二輪車)

人/時(歩行者)

台/時(自転車)

【休日-ピーク時】

			A区域					B⊠	C区域					
出入口	北側			東側		北側		西側				南側	西側	
	1	2	3	1	2	1	2	1	①'	2	3	用侧	1	2
自動車	34	46	34	1,022	758	46	46	935	42	26	26	75	104	129
二輪車	2	2	2	82	27	2	2	55	55	24	24	2	2	2
歩行者	26	26	208	2,887	811	154	8	1,178	1,178	418	418	119	418	396
自転車	68	68	144	2,520	109	68	8	1,368	1,368	482	482	194	480	474

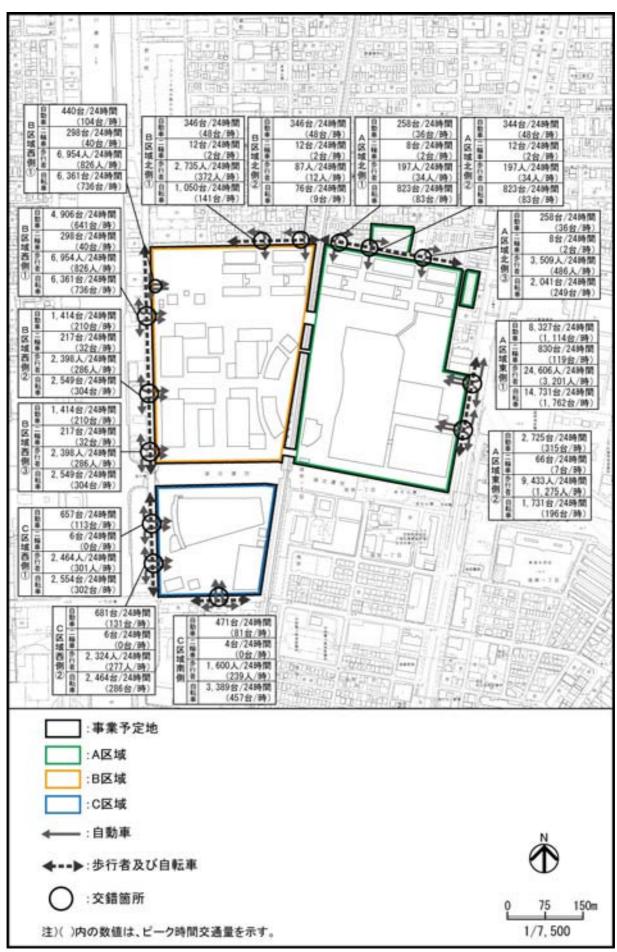


図 2-13-18(1) 新施設等関連車両出入口の歩行者及び自転車との交錯 (2 期区域供用時:平日)

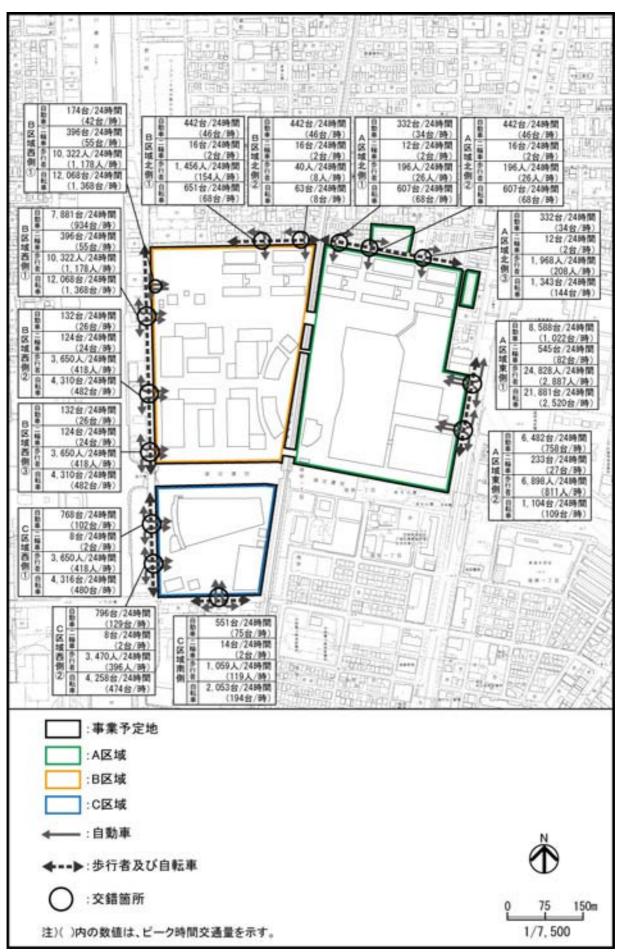


図 2-13-18(2) 新施設等関連車両出入口の歩行者及び自転車との交錯 (2 期区域供用時:休日)

13-2-4 環境の保全のための措置

(1) 予測の前提とした措置

・事業予定地北側では、事業予定地側に歩行者通路を設ける。

(2) その他の措置

- ・事業予定地車両出入口付近の視認性を良好に保つため、カーブミラー、誘導サイン、 回転灯等を設置し、車両の一時停止を徹底させる。
- ・本施設の利用者にはできる限り公共交通機関の利用を働きかけ、特に商業施設の来場者にはホームページ等における公共交通での来場促進や駐車場有料化等の公共交通利用促進策を検討する。
- ・必要に応じて、商業施設出入口などの要所に交通整理員の配置を徹底させる。

13-2-5 評 価

予測結果によると、新施設等関連車両の走行ルート上の各区間の新施設等関連車両による交通量の増加率は、1 期工事完了後で平日 0.2~203.3%、休日 0.2~287.5%、2 期工事完了後で平日 0.9~209.1%、休日 0.2~336.1%となるが、これらのルートのうち、主要道路についてはマウントアップ等により歩車道分離がなされていること、事業予定地北側には事業予定地側に歩行者通路を設けることから、新施設等関連車両の走行による交通安全への影響は低減されると判断する。

また、事業予定地車両出入口における新施設等関連車両と歩行者及び自転車との交錯による影響は、地区内幹線道路の出入口においては、信号交差点や歩道を確保した出入口として整備されること、商業施設出入口などの要所には必要に応じて交通整理員を配置することから影響は低減されると判断する。

本事業の実施にあたっては、事業予定地車両出入口付近の視認性を良好に保つ等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の交通安全に及ぼす影響の低減に努める。

13-3 危険物等

13-3-1 概 要

現在、事業予定地内に立地しているエコステーション(天然ガス (CNG)、ブタン・プロパンガス (LPG))機能の移設と新たに水素ステーションを設置するため、危険物等に該当するCNG、LPG及び水素の使用があることから、安全性の検討を行った。

13-3-2 調 査

(1) 調査事項

危険物取扱施設の分布

(2) 調査方法

聞き取り調査による確認

(3) 調査場所

事業予定地内

(4) 調査結果

現在、事業予定地内に設置されているエコステーション (CNG、LPG) の概要は、表 2-13-26 及び写真 2-13-1、2 に示すとおりである。

主な機器	施設	備 考
圧縮機	250 m³/h×25MPa×1基 250 m³/h×25MPa×1基	ガス導管から受け入れたガスを昇圧する設備
蓄 圧 器	0.45m ³ × 6本×25Mpa 0.25m ³ ×20本×25MPa	圧縮されたガスを貯蔵する設備
ディスペンサー	充填口 2口×1基 充填口 1口×1基	蓄圧器から自動車へ充填・計量する設備

表2-13-26(1) 施設の概要 (CNG)



写真2-13-1 事業予定地内に設置されているCNGステーション

表2-13-26(2) 施設の概要(LPG)

主な機器 施設		備 考		
貯 槽 30 t ×1基		LPGを貯蔵する設備		
ポンプ 12 m³/h×2基		貯槽内のLPGを送出する設備		
ディスペンサー 充填口 2口×2基		LPG貯槽から自動車へ充填・計量する設備		



写真2-13-2 事業予定地内に設置されているLPGステーション

13-3-3 予 測

(1) 予測事項

天然ガス(LPG)、ブタン・プロパンガス(LPG)及び水素ガスの漏洩等に係る安全性の確保

(2) 予測対象時期

エコステーション供用時点

(3) 予測場所

事業予定地内

(4) 予測方法

① 予測手法

施設計画に基づく推計によった。

② 予測条件

ア 設備計画

本事業で計画するエコステーション(CNG、LPG、水素)の概要は、表 2-13-27 に示すとおりである。

表2-13-27(1) 施設の概要 (CNG)

主な機器施設		備考
圧 縮 機 250m³/h×25MPa×1基 400m³/h×25MPa×1基		ガス導管から受け入れたガスを昇圧する設備
蓄 圧 器	0.25m ³ ×30本×25MPa	圧縮されたガスを貯蔵する設備
ディスペンサー	充填口 2口×2基	蓄圧器から自動車へ充填・計量する設備

表2-13-27(2) 施設の概要(LPG)

主な機器	施設	備考		
貯 槽 15 t ×1基		LPGを貯蔵する設備		
ポンプ 7.2~12 m³/h×2基		貯槽内のLPGを送出する設備		
ディスペンサー 充填口 2口×2基		LPG貯槽から自動車へ充填・計量する設備		

表2-13-27(3) 施設の概要(水素)

主な機器 施設		備 考		
圧縮機	300Nm³/h×82MPa×1基	水素カードルにて受け入れた水素を昇圧する設備		
蓄 圧 器	0.3m³×82MPa×3基	圧縮された水素を貯蔵する設備		
ディスペンサー	充填口 1口×1基	蓄圧器から自動車へ充填・計量する設備		

注)カードル:ガスを大量に使用する場合の供給方式の一つで、多数の中型容器を枠組みし、固定した供給装置。

イ 安全対策等

- ・エコステーション (CNG, LPG, 水素) は、高圧ガス保安法、建築基準法等など の関係法令に基づき、安全に配慮した施設計画とする。
- ・CNG, LPGステーションは、事業予定地内の既存施設をはじめ、東邦ガス直営の エコステーションは愛知県内で12ヶ所、岐阜県・三重県を含めると15ヶ所あり、安 全性を確保して営業しており、計画施設においても同様に安全性に配慮した施設とす る。
- ・水素ステーションに係る東邦ガスにおける取り組みは、東邦ガス技術研究所で 2002 年から実証実験を行うとともに、「とよたエコフルタウン水素ステーション」や「セントレア水素ステーション」では共同研究事業を実施してきており、安全性は確認している。その他、名古屋市内では、ガソリンスタンドと併設された「神の倉水素ステーション」において実証実験が行われており、愛知県内では、現在 4 施設が稼働している(写真 2-13-3 参照)。









写真 2-13-3 水素ステーション (現在稼働中の施設)

出典:東邦ガス技術研究所:「東邦ガス資料」

その他:「水素供給・利用技術研究組合ホームページ」

- ・水素ステーションは、上記のほか、平成 25 年度の「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」の採択を受け、愛知県内で6基の整備が進められており、また平成 26 年度の「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」の採択を受け、東邦ガスが、日進市において、日本初のガソリン・天然ガス・LPガススタンドに併設した水素ステーションを整備する計画である。
- ・安全を確保する保安設備としては、
 - ガス漏洩検知センサ:ガス漏洩を検知して供給を停止。
 - ・地震計:地震を検知して地震発生時には供給を停止。
 - ・消火・散水機能:火災発生時の消火、蓄圧器などの温度上昇時の冷却散水など。
 - ・緊急停止機能:異常時に係員が緊急停止を行う。

など、様々な安全対策を備える計画である。

(5) 予測結果

予測条件に示したとおり、エコステーションは既に安全性が確認され一般市街地で稼働している施設であること、関係法令に基づくとともに実績も踏まえた安全性に配慮した施設計画とすること、万一、CNG、LPG及び水素ガスの漏洩が発生した場合でも、各種安全対策がとられており、火災・爆発等のおそれはないと予測される。

13-3-4 環境の保全のための措置

- ・CNG、LPG及び水素ガスが万一漏洩した場合に備え、迅速にガス漏れが検知できるように適所にガス漏洩検知センサを設置する。
- ・ガス漏れを検知した場合には、設備を停止し、安全対応を行う。
- ・定期的な検査、点検を実施し、施設の性能を維持する。
- ・施設関係者への安全研修・訓練等を徹底する。
- ・エコステーション北側には東邦ガス防災活動拠点を配置し、事業予定地北側との距離 を設ける。

13-3-5 評 価

予測結果によると、万一、CNG、LPG及び水素ガスの漏洩が発生した場合でも、各種安全対策がとられており、さらに万一漏洩した場合は、いち早く設備を停止して安全対応を行うことで、火災・爆発等の事故の発生を未然に防ぐことから、周辺環境に与える影響は回避されると考えられる。

第 14 章 緑 地 等

第14章 緑地等

14-1 概 要

熱源施設・新施設等の存在時における緑地等の状況について検討を行った。

14-2 調 査

現地調査により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

- ① 事業予定地内の緑地の状況
- ② 事業予定地周辺の緑地の状況

(2) 調査方法

現地踏査により、緑地の状況を確認した。

(3) 調査場所

事業予定地及びその周辺

(4) 調査期間

平成 25 年 7 月 2、10、18、22 日

(5) 調査結果

事業予定地及びその周辺における緑地の状況は、写真 2-14-1 並びに図 2-14-1 に示すと おりである。



資料)「国土地理院撮影写真 (1:10,000): 写真番号 CCB20072-C9-31」より作成した。

写真 2-14-1 事業予定地及びその周辺の状況 (平成 19年5月22日[国土地理院撮影])



図 2-14-1 事業予定地及びその周辺における既存植栽等の状況

① 事業予定地内の緑地の状況

事業予定地の敷地境界付近や現況施設の周囲には、常緑樹の中高木、常緑樹及び落葉樹の低木等の緑地がみられる。また、A区域の北側及び北東側の公園(公園 1,2)には、常緑樹及び落葉樹が混在して、中高木、低木及び地衣類が全面に植栽された緑地がみられる。

現況における緑化率は、A区域約 18.3%、B区域約 6.1%、C区域約 3.9%であり、事業予定地全体では約 11.3%、公園 1,2 を除くと約 9.5%である。

② 事業予定地周辺の緑地の状況

事業予定地北側の主要市道東海橋線(東海通)、東側の主要市道江川線(江川線)等の歩道沿いには、落葉樹の中高木及び低木等が街路樹として植栽されている。また、事業予定地南東側にある港北公園及び港区役所等の公共施設には、中高木、低木及び地衣類が植栽された緑地がみられる。

14-3 予 測

(1) 予測事項

事業の実施に伴い新設する緑地等の状況とし、具体的には、以下に示す項目について検討を行った。

- ・新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率
- ・事業予定地周辺との調和

(2) 予測対象時期

熱源施設・新施設等の存在時

- (3) 予測場所
- ① 新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率 事業予定地内

② 事業予定地周辺との調和

事業予定地及びその周辺

(4) 予測方法

① 新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率

既存植栽及び新設する緑地等の位置を図示するとともに、構成樹種等について明示した。 また、新設する緑地面積及び保存する緑地面積(公園 1,2)を算出するとともに、供用後 の事業予定地の面積に対する割合を算出した。

② 事業予定地周辺との調和

事業予定地周辺における現存緑地の状況等を踏まえ、事業予定地内の緑化等による緑地の変化の程度や調和の状況について予測した。

(5) 予測結果

① 新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率

ア 緑地等の位置

緑地等の位置は、図 2-14-2 に示すとおりである。<u>なお、中低木は本数が多いため図面上</u>での表現が難しいことから、「中低木・地被類」の植栽場所を着色する形で表現した。

新設する緑地等は、事業予定地内において、新施設等の屋上の一部に地被類を植栽し、 地上部には中高木、低木及び地被類を植栽する。



図 2-14-2 緑地等の位置と事業予定地周辺の既存植栽

イ 緑地等の種類

新設する緑地等の種類は、表 2-14-1 に示すとおりである。

屋上緑化としてセダム等の地被類を、地上部の緑化としてクスノキ、ヒトツバタゴ等の中高木、サツキツツジ、クサツゲ等の低木及びハイビャクシン、キチジョウソウ等の地被類を植栽する。

なお、樹種の選定に際しては、在来種を積極的に植栽する計画である。

区	分	形態及び樹種等		
	屋上 緑化	地被類	セダム 等	
緑	緑地地上	中高木	クスノキ、ヒトツバタゴ、ケヤキ、トウカエデ、 アラカシ、メタセコイヤ 等	
		部の	低木	サツキツツジ、クサツゲ、シャリンバイ 等
	緑化	緑化	地被類	ハイビャクシン、キチジョウソウ、
			地放頻	ヒペリカム・カリシナム 等

表 2-14-1 新設する緑地等の種類一覧(計画)

ウ 緑地等の面積

新設する緑地等の面積は、表 2-14-2 に示すとおりである。

緑地等としてA区域約 32,600 m^2 、B区域約 28,800 m^2 、C区域約 12,500 m^2 であり、合計約 73,900 m^2 の緑地等を整備する計画である。

表 2-14-2 緑地等の面積一覧

単位: m²

区域	緑 地 等				
	屋上緑化	地上部の緑化	池	計	
A区域	0	約 31, 250 (うち公園 1, 2 は約 6, 800)	約 1,350	約 32,600	
B区域	約 4,700	約 23,000	約 1,100	約 28,800	
C区域	0	約 12,500	0	約 12,500	
合 計	約 4,700	約 66,750	約 2,450	約 73,900	

工 緑化率

事業予定地の面積はA区域約 138,000m²、B区域約 125,000m²、C区域約 49,000m²で、合計約 312,000m²であり、緑化率はA区域約 23.6%、B区域約 23.0%、C区域約 25.5%で、全体で約 23.7%となる。

② 事業予定地周辺との調和

事業予定地は3つの区域に分かれるものの、新設する緑地等は、区域間の連続性に配慮することで、事業予定地全体としてまとまりのある豊かな緑地空間が形成されるものと予測される。

特に、A区域の南側及び東側に植栽する緑地は、港北公園並びに主要市道江川線沿いの 街路樹との連続性に配慮し、調和を図ることにより、地域として一体感のある豊かな緑地 空間が形成されるものと予測される。

このような緑化計画により、事業予定地及びその周辺に、既存植栽を上回る豊かで一体感のある快適な都市環境が、新たに形成されるものと予測される。

14-4 環境の保全のための措置

- ・新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う。
- ・緑地の維持・管理に関する年間スケジュールを立て、清掃、灌水、病害虫の駆除等を計画的に行う。
- ・樹種の選定に際しては、在来種を積極的に使用する。
- ・透水性・保水性舗装の採用に努める。

14-5 評 価

予測結果によると、事業予定地内に中高木等の植栽を行うことにより、事業予定地全体で約73,900m²の緑地が整備され、緑化率は約23.7%である。緑地等の整備により、周辺との調和が図られ、一体感のある緑地空間が形成されるものと判断する。

また、区域別に緑化率をみても、23.0~25.5%であり、全ての区域において、工業地域等で求められる緑化率の最低限度である15%を上回るとともに、現況の緑化率も上回る。

本事業の実施にあたって、新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う等の環境の保全のための措置を講ずることにより、良好な緑地環境の維持に努める。

第3部 対象事業に係る

環境影響の総合的な評価

第1章	総合評価599
第2章	調査、予測、環境保全措置
	及び評価の概要 ・・・・・・・601

第1章 総合評価

第2部において環境影響評価を行った各環境要素については、各種の環境の保全のため の措置の実施により、環境への影響を低減するよう努めることとした。

また、これらの環境の保全のための措置の実施により、次に示すような関連する環境要素への改善が期待できる。

環境の保全のための措置の内容	改善される環境影響の内容
仮囲いの設置	・粉じん、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音の
	低減
散水の実施	・粉じんの低減
	・汚染土壌の拡散防止
タイヤ洗浄装置の設置、適宜	・粉じんの低減
	・汚染土壌の拡散防止
環境に配慮した建設機械の使用	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動、温
	室効果ガス排出量の低減
工事作業区域を十分考慮した適切な建	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の低
設機械の配置	減
建設機械のアイドリングストップの徹	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音の低減、温
底	室効果ガス排出量の低減
建設機械の点検・整備及び適正な稼働	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動、温
	室効果ガス排出量の低減
建設機械の同時稼働時間の合理的範囲	・騒音、振動の低減
での短縮への施工計画の立案	
工事関係車両の適正な車種の選定によ	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動、温
る運搬の効率化	室効果ガス排出量の低減
	・交通安全性の確保
工事関係の通勤者に対する公共交通機	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動、温
関の利用や自動車相乗りの推進	室効果ガス排出量の低減
	・交通安全性の確保
工事関係車両の点検・整備及び適正な走	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、温室効果
行	ガス排出量の低減
工事関係車両のアイドリングストップ	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、温室効果
遵守の指導、徹底	ガス排出量の低減
工事関係車両の走行ルートへの配慮	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の低
	減 野女 長秋の低光 女子女人性のなり
工事関係車両の適切な配車計画の立案	・騒音、振動の低減、交通安全性の確保
掘削土の場内利用	・基準不適合土壌の拡散防止 ・廃棄物発生量の低減
 山留壁による止水	・ ・ 温水の低減、基準不適合土壌の拡散防止
飛散防止シートの設置	・樹いの低減、基準不適行工場の拡散的正・粉じんの低減
	・基準不適合土壌の飛散防止
	- 至午小週日上後の派取別工

環境の保全のための措置の内容	改善される環境影響の内容			
廃棄物の減量化及び再利用・再資源化	・廃棄物発生量、温室効果ガス排出量の低減			
型枠木材の転用	・廃棄物発生量、温室効果ガス排出量の低減			
熱源施設の点検・整備及び適切な運転・	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、低周波音			
維持管理	の低減			
熱源施設機器の屋内設置	・騒音、低周波音の低減			
熱源施設設備本体へのサイレンサ等の	・騒音、低周波音の低減			
設置				
頑強な建物壁面及び機械室内の吸音材	・騒音、低周波音の低減			
の施工				
新施設等利用者への公共交通機関利用	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動、温			
の広報活動、電気充電スタンド設置の検	室効果ガス排出量の低減			
討	・交通安全性の確保			
新設した緑地等の適切な維持・管理	・安らぎと潤いのある景観の形成			
	・温室効果ガス排出量の低減			
	・緑地等の確保			
廃棄物の減量化及び再利用・再資源化	・廃棄物発生量、温室効果ガス排出量の低減			

以上により、大気質、騒音、振動、低周波音、水質・底質、地下水、土壌、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性及び緑地等の環境要素について、総合的にみた場合においても、本事業の実施による影響は、低減が図られているものと判断する。

第2章 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要

本事業の実施により、影響を受けると想定された各環境要素についての調査、予測、環境の保全のための措置及び評価の概要は、次に示すとおりである。

環境要素	調査	予 測		
大気質	【解体工事による粉じん】 既存資料調査によると、平成 24 年度の港陽における観測の結果、主 風向は北西、年間平均風速は 2.8 m/s である。 事業予定地には、事務所、ゴルフ 練習場、社宅等の現況施設があり、 建物の最高高さは、約 15mである。	【解体工事による粉じん】		
	【建設機械の稼働による大気汚染】 既存資料調査によると、平成 24 年度の港陽における観測の結果、主 風向は北西、年間平均風速は 2.8 m/s、大気安定度の最多出現は中立 (D) である。 平成 20~24 年度の惟信高校における測定の結果、窒素酸化物濃度は 対している。平成 24 年度の推信高校における測定の結果、窒素酸化物濃度は 減少傾向にあり、二酸化窒素濃度は 横ばいで推移している。平成 24 年	【建設機械の稼働による大気汚染】 1. 二酸化窒素 ピークと 年平均値の 年間 98%値 (ppm) C区域 12.6 0.038 A区域 15.0 0.039 B区域 19.0 0.040 2. 浮遊粒子状物質		
	度における測定結果は、環境基準及び名古屋市の大気汚染に係る。 目標値ともに達成している。 平成20~24年度の惟信高校における測定の結果、浮遊粒子状物質度は近年は減少もしくは横ばいにを示している。 で成24年度ではままります。 でででは、環境をである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででなる。 でです。 でです。 でです。 でです。 でです。 ででな。 でです。 でです	ピークと なる区域 年平均値の 寄与率(%) 2%除外値 (mg/m³) C区域 5.8 0.058 A区域 5.8 0.058 B区域 8.1 0.058		

【解体工事による粉じん】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・工事を行っている区域の敷地境界上に、高さ 3mの仮囲いを設置するとともに、必要に応じ て防じんシートを設置する。
- ・工事現場内では、<u>工事の状況を勘案して</u>散水 を実施する。
- ・工事用運搬車両のタイヤに付着した泥・土の 飛散を防止するために、工事関係車両の出入 口付近に水洗いを行う洗車設備を設置する。
- ・工事関係車両の出入口付近に適宜清掃員を配置し、清掃に努める。
- ・土砂の運搬作業では、必要に応じて、運搬車 両に飛散防止シート掛け等を行う。
- ・現地に周辺の住民等からの問い合わせに対す る連絡の窓口を設け、適切かつ迅速に対応す る。

評 価

【解体工事による粉じん】

予測結果によると、粉じんの飛散が考えられる気象条件の年間出現頻度は、C区域で3.9~5.7%、A区域で3.9~7.1%、B区域で3.9~8.5%である。風向は西北西~北西、時期的には12月から5月の冬季から春季において多く発生すると予測される。

本事業の実施においては、環境の 保全のための措置を講ずることによ り、周辺の環境に及ぼす影響の低減 に努める。

【建設機械の稼働による大気汚染】

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・仮囲い(高さ3m)を設置する。
 - ・導入可能な二次排出ガス対策型の建設機械を 使用する。
- 2. その他の措置
 - ・建設機械の機種の選定に際しては、実行可能 な範囲で最新の排出ガス対策型の機種を導入 する。
 - ・工事の際は作業区域を十分考慮し、建設機械 を適切に配置する。
 - ・不要な空ぶかしの防止に努める。
 - ・ 運搬車両のアイドリングについて、作業時及 びやむを得ない場合以外は、停止する。
 - ・建設機械の効率的な運用に努めるとともに、 十分な点検・整備により、性能の維持に努め る。
 - ・建設機械 (ディーゼルエンジン仕様) に使用 する燃料は、日本工業規格 (JIS) に適合する ものを使用する。

【建設機械の稼働による大気汚染】

予測結果によると、導入可能な二次排出ガス対策型の建設機械を使用した場合には、全て排出ガス未対策型を使用した場合と比較して、二酸化窒素で約38.8~59.3%、浮遊粒子状物質で約40.0~53.1%削減されることから、周辺の環境に及ぼす影響は低減されるものと判断する。

大気汚染に係る環境基準及び名古屋市の大気汚染に係る環境目標値との対比を行った結果、二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値は、環境基準の値及び環境目標値を満たしている。浮遊粒子状物質濃度の日平均値の2%除外値は、環境基準の値及び環境目標値ともに下回る。

本事業の実施においては、環境の 保全のための措置を講ずることによ り、周辺の環境に及ぼす影響のさら なる低減に努める。

環境要素	調査			,	ĮĮ
大気質	【工事関係車両の走行による大気汚染】		【工事関係車両の走行による大気汚染】		
	既存資料調査は【解体工事による	1	. 二酸化窒	素	<u>-</u>
	粉じん】及び【建設機械の稼働によ			年平均値の智	序与率 (%)
	る大気汚染】参照。		ピークと	工 支 明 <i>広</i>	
	現地調査によると、自動車交通量		なる区域	工事関係	重 合
	の合計は、No.6 を除き、平日の方			車両の走行	
	が休日よりも多い傾向を示してい		C区域	0.00~1.71	0.39~5.11
	た。		A及びB区域	0.00~1.32	0.06~4.44
			B区域	$0.06 \sim 0.47$	$0.50 \sim 4.58$
				T	
				日平均値の年間	98%値 (ppm)
			ピークと	工事関係	
			なる区域	車両の走行	重 合
			C 区域	0.035~0.039	0.036~0.039
			A及びB区域	0.035~0.039	0.036~0.039
			B区域	0.036~0.037	0. 036~0. 037
		2	2. 浮遊粒子	·状物質	
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	年平均値の智	· 导率(%)
			ピークと		
			なる区域	工事関係	重合
				車両の走行	
			C区域	0.00~0.13	0.04~2.04
			A及びB区域	0.00~0.17	0.00~1.33
			B区域	0.00~0.04	0.04~0.46
				日平均値の 2%	PC か 値 (mg /mg 3)
			ピークと	日平均恒の 2%	赤クト 直(IIIg/III ⁻)
			なる区域	工事関係	重合
			なる巨機	車両の走行	里 口
			C 区域	0.056	0.056~0.057
			A及びB区域	0.056	0.056~0.057
			B区域	0.056	0.056

【工事関係車両の走行による大気汚染】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・土砂、資材等の搬出入については、積載量に 応じた適正な車種の選定による運搬の効率化 を推進することにより、さらに工事関係車両 の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り公共交通機関の利用や自動車の相乗りを指導し、通勤 に使用する車両の走行台数を減らすよう努め る。
- ・工事関係車両については、十分な点検・整備 を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正 な走行に努める。
- アイドリングストップの遵守を指導、徹底させる。
- ・工事関係車両については、「貨物自動車等の車 種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」 (愛知県)に基づく対応を極力実施する。
- ・A区域の工事において、事業予定地北側道路 から出入りする工事関係車両については、今 後工事施行者決定後、詳細な工事計画を立案 し、事業予定地東側からの出入りも視野に入 れ、北側道路を走行する工事関係車両台数を 減らすよう努める。また、工事の詳細が決ま り次第、周辺の方々へは工事計画の内容を説 明する。さらに、工事中には、現地に問い合 わせの窓口を設け、周辺住民の皆様からの問 い合わせ、意見に対して、適切かつ迅速に対 応する。

【工事関係車両の走行による大気汚染】

評

予測結果によると、工事関係車両の走行に起因する二酸化窒素及び窒素及び空素の0.00~1.71%、浮遊粒子状物質のあり、大気汚染に係る環境基準及び名古屋市の大気汚染に係る環境目標値との対比を行いな質に、二酸化窒素濃度の日平均値の2%除外値ともに、全門間98%値及び浮遊粒子状物質濃度の日平均値の2%除外値ともに、全予測地点で環境基準の値及び環境目標値を下回る。

また、重合についても、二酸化窒素濃度の日平均値の年間 98%値及び浮遊粒子状物質濃度の日平均値の2%除外値ともに、全予測地点で環境基準の値及び環境目標値を下回る。

本事業の実施においては、環境の 保全のための措置を講ずることによ り、周辺の環境に及ぼす影響の低減 に努める。

環境要素	調査	予 測
大 気 質	【熱源施設の稼働による大気汚染】 既存資料調査は【解体工事による 粉じん】及び【建設機械の稼働によ る大気汚染】参照。	【熱源施設の稼働による大気汚染】 二酸化窒素濃度の寄与率は、1 期工事完了後で 3.3%、2 期工事完了後で7.8%、日平均値の年間 98%値は、1 期工事完了後及び 2 期工事完了後ともに0.037ppm と予測される。
	【新施設等関連車両の走行(事業予定地内設置駐車場)による大気汚染】 既存資料調査は【解体工事による粉じん】及び【建設機械の稼働による大気汚染】参照。	【新施設等関連車両の走行(事業予定地内設置駐車場)による大気汚染】 1. 二酸化窒素 二酸化窒素濃度の寄与率は 1 期工事完了後で 20.0%、2 期工事完了後で16.0%、日平均値の年間 98%値は 1 期工事完了後で0.039ppm と予測される。 2. 浮遊粒子状物質 浮遊粒子状物質 濃度の寄与率は 1 期工事完了後で0.4%、2 期工事完了後で0.2%、日平均値の 2%除外値は 1 期工事完了後及び 2 期工事完了後ともに0.056mg/m³と予測される。

【熱源施設の稼働による大気汚染】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・熱源施設の稼働については、適切な運転・維持管理に努める。
- ・今後の詳細設計の中で、高効率でより排出量 が少ない機器の選定に努める。

【熱源施設の稼働による大気汚染】

予測結果によると、二酸化窒素の 寄与率は、1期工事完了後で3.3%、 2期工事完了後で7.8%である。大気 汚染に係る環境基準及び名古屋市の 大気汚染に係る環境目標値との対比 を行った結果、最高濃度出現地点に おける日平均値の年間98%値は、1 期工事完了後及び2期工事完了後と もに、環境基準の値及び環境目標値 を下回る。

本事業の実施にあたっては、熱源施設の稼働について、予測条件でと年間を通して24時間の最大稼働と大変を重気の需要状況を踏まえとの需要状況を踏まることのでは、過に及びするとともに及びするとともにより、高効率でよりがといる。 響の低減に努める。

【新施設等関連車両の走行(事業予定地内設置駐車場)による大気汚染】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境保全のための措置を講ずる。

- ・事業予定地内設置駐車場へ出入りする新施設 等関連車両に対し、アイドリングストップを 徹底するとともに、不要な空ふかし、急加速 等を行わないように、運転方法の周知に努め る
- ・本施設の利用者にはできる限り公共交通機関の利用を働きかけ、特に商業施設の来場者にはホームページ等における公共交通での来場促進や駐車場有料化等の公共交通利用促進策を検討する。また、電気充電スタンドの設置について検討する。
- ・荷捌き車両や送迎バスについては、極力低公 害車を使用するよう、業者へ協力を求めてい く。

【新施設等関連車両の走行(事業予定地 内設置駐車場)による大気汚染】

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

環境要素	調査	7	F)	則
大気質			定 【新施設等関連車両の走行(事業予定地, 辺道路)による大気汚染】	
	じん】及び【建設機械の稼働による 大気汚染】参照。 現地調査は【工事関係車両の走行 による大気汚染】参照。		年平均値の割	序与率(%)
		予測時期	新施設等 関連車両 の走行	重合
		1 期工事 完了後	0.05~0.94	0.39~4.79
		2 期工事 完了後	0.11~0.61	0.72~9.16
			日平均値の年間 新施設等	98%値 (ppm)
		予測時期	関連車両 の走行	重合
		1 期工事 完了後	0.035~0.039	0.036~0.039
		2 期工事 完了後	0.035~0.037	0. 036~ <u>0. 037</u>
		2. 浮遊粒子	·状物質	
			年平均値の割	序与率(%)
		予測時期	新施設等 関連車両 の走行	重合
		1 期工事 完了後	0.00~0.08	0.00~0.08
		2 期工事 完了後	0.00~0.04	0.00~0.04
			日平均値の 2%	除外値(mg/m³)
		予測時期	新施設等 関連車両 の走行	重合
		1 期工事 完了後	0.056	0. 056
		2 期工事 完了後	0.056	0. 056

【新施設等関連車両の走行(事業予定地周辺道路)に よる大気汚染】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・本施設の利用者にはできる限り公共交通機関 の利用を働きかけ、特に商業施設の来場者に はホームページ等における公共交通での来場 促進や駐車場有料化等の公共交通利用促進策 を検討する。また、電気充電スタンドの設置 について検討する。
- ・荷捌き車両や送迎バスについては、極力低公 害車を使用するよう、業者へ協力を求めてい く。

評価

【新施設等関連車両の走行(事業予定地 周辺道路)による大気汚染】

また、重合についても、1 期工事完 了後及び 2 期工事完了後ともに、二 酸化窒素濃度の日平均値の年間 98% 値並びに浮遊粒子状物質濃度の日平 均値の 2%除外値は、環境基準の値及 び環境目標値を下回る。

本事業の実施においては、環境の 保全のための措置を講ずることによ り、周辺の環境に及ぼす影響の低減 に努める。

環境要素	調査	予 測
	「建設機械の稼働による騒音 既存資料調査によると、事等 地周辺における環境騒音の等 であり、一部のにおいて環境基準を達成してい。 現地調査によると、環境騒音 価騒音レベル(L _{Aeq})は、平日間 45~49dB、夜間 39~47dB、で昼間 40~47dB、変間 36~45あり、環境基準を達成してい	【建設機械の稼働による騒音】 建設機械の稼働による騒音レベル(地 上1.2m)は、C区域56~63dB(A)、A 区域65~66dB(A)、B区域62~63dB(A) む地点と予測される。 いな また、高さ別(地上1.2~45mを検討) の予測結果の範囲は、各区域における予 で昼 (1期工事: C区域> 休日 ・ケースI(解体・建設工事):56~69dB(A) ・ケースI(建設工事):63~77dB(A)

【建設機械の稼働による騒音】

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・仮囲い(高さ3m)を設置する。
 - ・導入可能な低騒音型の建設機械を使用する。
- 2. その他の措置
 - ・工事の際は作業区域を十分考慮し、建設機械 を適切に配置する。
 - ・建設機械及び運搬車両のアイドリングについて、作業時及びやむ得ない場合以外は、停止 する。
 - ・建設機械の使用に際しては、負荷を小さくするよう心がけるとともに、十分な点検・整備により、性能の維持に努める。
 - ・各機械が同時に稼働する時間を合理的な範囲 で短くするように、施工計画を立案する。
 - ・工事の際には、衝撃音の発生を防止するよう 努める。

評 価

【建設機械の稼働による騒音】

予測結果によると、C区域のケースI、A区域のケースII及びB区域のケースIについては、導入可能な低騒音型の建設機械を使用した場合には、全て低騒音型ではない場合と比較して、2.3~13.2dB低くなることから、周辺の環境に及ぼす影響は低減されるものと判断する。

低騒音型の建設機械を使用することにより、建設機械の稼働による騒音レベルは、「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に伴う騒音の規制に関する基準値を下回る。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

環境要素	調査	予 測
発	【工事関係車両の走行による 既存資料調査によると、事 地周辺における道路では、昼 71dB、夜間 60~66dBでありの地点において環境基準を でいない。 現地調音レベル(L _{Aeq})は、3 昼間 49~71dB、夜間 43~66 日で昼間 48~70dB、夜間 42 であった。平日では No. 1、 No. 10 及び No. 11 地点、休 No. 2、No. 10 及び No. 11 地点 て、環境基準を達成していな 帯がみられた。	 5 騒音】 【工事関係車両の走行による騒音】 第子定音の等 1.1期工事: C区域のピーク時期 工事関係車両の走行による昼間の等価 個騒音レベル(L_{Aeq})は、平日で55~71dB、休日で55~70dBと予測される。また、工事関係車両の走行による増加分は、平日で0~6dB、休日で0~7dBと予測される。 2.1期工事: A及びB区域のピーク時のは、本年の6dB、株別 工事関係車両の走行よる昼間の等価をで6dB、株別 1期工事: A及びB区域のピーク時の場所である。 1時間の表行とよる場所の等価をでするとでは、本日で52~71dB、株日で52~70dBと予測される。また、工事関係車両の走行による増加分は、本日では、本日で52~70dBと予測される。また、工事関係車両の走行による増加分は、本日で52~70dBと予測される。また、工事関係車両の走行による増加分は、本

【工事関係車両の走行による騒音】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・土砂、資材等の搬出入については、積載量に 応じた適正な車種の選定による運搬の効率化 を推進することにより、さらに工事関係車両 の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り公共交通 機関の利用や自動車の相乗りを指導し、通勤 に使用する車両の走行台数を減らすよう努め る。
- ・工事関係車両については、十分な点検・整備 を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正 な走行に努める。
- ・アイドリングストップの遵守を指導、徹底させる。
- ・工事関係車両の走行は、短時間に工事関係車 両が集中しないように、適切な配車計画を立 案する。
- ・A区域の工事において、事業予定地北側道路 から出入りする工事関係車両については、今 後工事施行者決定後、詳細な工事計画を立案 し、事業予定地東側からの出入りも視野に入 れ、北側道路を走行する工事関係車両台数を 減らすよう努める。また、工事の詳細が決ま り次第、周辺の方々へは工事計画の内容を説 明する。さらに、工事中には、現地に問い合 わせの窓口を設け、周辺住民の皆様からの問 い合わせ、意見に対して、適切かつ迅速に対 応する。
- ・1 期工事C区域のピーク時期の休日のNo.10、2 期工事のB区域ピーク時期のNo.1 においては、工事関連車両の走行により工事中予測値が環境基準の値をわずかに上回ることになることから、今後、走行台数の抑制や走行ルートの分散化などにより、周辺環境の改善を図るように努める。

【工事関係車両の走行による騒音】

予測結果によると、1 期工事のC区 域のピーク時期では、平日の4断面、 休日の 3 断面において、工事中の予 測値が環境基準値を超えるが、休日 の 1 断面を除いて背景予測値からの 増加はなく、その他の地点は環境基 準の値以下である。1 期工事のA及び B区域のピーク時期では、平日の 3 断面、休日の 1 断面において工事中 の予測値が環境基準値を超えるが、 休日の 1 断面を除いて背景予測値か らの増加はなく、その他の地点は環 境基準の値以下である。2 期工事のB 区域のピーク時期では、平日及び休 日の3 断面において工事中の予測値 が環境基準値を超えるが、休日の 1 断面を除いて背景予測値からの増加 はなく、その他の地点は環境基準の 値以下である。

また、工事関係車両による増加分が 2dB 以上ある地点においては環境 基準を下回り、環境基準を上回る地 点における工事関係車両による増加 分は 1dB 程度である。

本事業の実施にあたっては、環境 の保全のための措置を講ずることに より、周辺の環境に及ぼす影響の低 減に努める。

環境要素	調	查	予測
環境 要素 音	調の稼働による騒気の稼働による騒気を強減している。	る騒音】 地調査は【建	予 測 【熱源施設の稼働による騒音】 1.1期工事完了後 施設機器の稼働による騒音レベルは、 51dB(A)と予測される。 2.2期工事完了後 施設機器の稼働による騒音レベルは、 51dB(A)と予測される。

評価

【熱源施設の稼働による騒音】

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・屋内設置が可能な機器については屋内に設置 する。
 - ・設備本体へのサイレンサの設置や低騒音型機器を採用する。
- 防音ルーバー及びコンクリート壁を設置する。
- ・建物については、頑強な建物壁面の施工、機械室内の吸音材の施工などにより、施設壁面の透過音を周辺環境に影響を及ぼすおそれがないように低減させる。

2. その他の措置

- ・施設機器の運転管理において騒音の発生の低減に努めるとともに、十分な点検・機能検査・ 整備により、性能の維持に努める。
- ・今後、継続して発生騒音レベルの小さな機器 の選定や防音壁の設置及び構造、サイレンサ を設置できるスペースの確保等、将来の用途 変更による規制基準の変更があった場合にも 対応できるように検討を行う。

【熱源施設の稼働による騒音】

予測結果によると、予測の前提と した措置を講ずることで、周辺環境 に及ぼす影響は低減されると判断す る。

熱源施設の稼働による騒音レベルの敷地境界付近での最大値は、1期工事完了後及び2期工事完了後ともに51dB(A)であり、「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準値(60dB(A))を下回る。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

環境要素	調査	予 測
	【新施設等関連車両の走行による騒音】 既存資料調査及び現地調査は【工 事関係車両の走行による騒音】参	【新施設等関連車両の走行による騒音】 1.1期工事完了後 新施設等関連車両の走行よる等価騒音レベル(L _{Aeq})は、平日で昼間 53~71dB、夜間 50~66dB、休日で昼間 53~70dB、夜間 52~66dBと予測される。また、工事関係車両の走行による増加分は、平日で昼間 0~4dB、夜間 0~3dB、休日で昼間で 0~5dB、夜間で 0~6dBと予測される。 2.2期工事完了後 新施設等関連車両の走行よる等価騒音レベル(L _{Aeq})は、平日で昼間 53~71dB、夜間 47~66dB、休日で昼間 53~70dB、夜間 47~66dBと予測される。また、工事関係車両の走行による増加分は、平日で昼間 0~5dB、夜間 0~4dB、休日で昼間 0~7dB、夜間 0~6dBと予測

評 価

【新施設等関連車両の走行による騒音】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・本施設の利用者にはできる限り公共交通機関の利用を働きかけ、特に商業施設の来場者にはホームページ等における公共交通での来場促進や駐車場有料化等の公共交通利用促進策を検討する。また、電気充電スタンドの設置について検討する。
- ・1 期工事及び 2 期工事完了後における休日の 昼間の No. 10 については、新施設等関連車両 の走行により、現況では環境基準の値である 65dBをわずかに上回ることから、今後、走行 ルートの分散化などにより、周辺環境の改善 を図るように努める。
- ・集合住宅入居時などに、急発進や急加速を避 けるなど静かな走行の励行について、周知に 努める。

【新施設等関連車両の走行による騒音】

予測結果によると、1 期工事完了後において、平日昼間の 4 断面、平日昼間の 2 断面、休日昼間及び夜間の 3 断面において供用時予測値が環境面において供用時予測値が環境を除いて背景予測値からある。2 期工事完了後においての他の地点は環境とおいても昼間の 4 断面、平日昼間の 1 断面を除いて背景で間の 1 断面を除いて背景で間の 1 断面を除いて背景でである。 5 断面を除いて背景では、平日昼間及び夜間の 1 断面を除いて背景である。 6 断面を除いて背景が、その他の地点は環境基準の値以下である。

また、新施設等関連車両による増加分が 2dB 以上ある地点においては環境基準を下回り、環境基準を上回る地点における新施設等関連車両による増加分は、1dB未満である。

なお、1 断面については、工業専用 地域であることから、環境基準は適 用されない。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

環境要素	調査	予 測
振動	【建設機械の稼働による振動】 現地調査によると、環境振動の振動レベル(L ₁₀)の平均値は、平日で昼間 33~36dB、夜間 30 未満~32dB、休日で昼間 30 未満~30dB、夜間 30 未満~30dBであった。	【建設機械の稼働による振動】 建設機械による振動レベルの最大値は、60~67dBと予測される。各区域における予測ケース毎の値は、以下のとおりである。 1.1期工事: C区域・ケースI (解体・建設工事):67dB 2.1期工事: A区域)・ケースI (解体・建設工事):60dB・ケースII (建設工事):66dB 3.2期工事: B区域・ケースI (解体・建設工事):66dB
	【工事関係車両の走行による振動】 既存資料によると、事業予定地周辺における道路交通振動の昼間の振動レベル(L_{10})は、 $41\sim54$ dBである。 現地調査によると、道路交通振動の振動レベル(L_{10})の 1 時間毎の数値の最大値は、平日で昼間 $34\sim55$ dB、夜間 $33\sim53$ dB、休日であり、要請限度を下回っていた。	【工事関係車両の走行による振動】 1.1期工事: C区域のピーク時期 道路交通振動の振動レベル (L ₁₀)の最大値は、平日で37~55dB、休日で35~50dBと予測される。また、工事関係車両の走行による増加分の最大値は、平日で0.1~10.0dB、休日で0.1~10.1dBと予測される。 2.1期工事: A及びB区域のピーク時期 道路交通振動の振動レベル (L ₁₀)の最大値は、平日で41~55dB、休日で37~50dBと予測される。また、工事関係車で0.1~6.8dB、休日で0.2~7.7dBと予測される。 3.2期工事: B区域のピーク時期 道路交通振動の振動レベル (L ₁₀)の最大値は、平日で45~55dB、休日で39~50dBと予測される。また、工事関係車の走行による増加分の最大値は、平日で0.1~0.9dB、休日で0.1~3.1dBと予測される。

【建設機械の稼働による振動】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・工事の際は作業区域を十分考慮し、建設機械 を適切に配置する。
- ・建設機械の使用に際しては、できる限り負荷 を小さくするよう心がけるとともに、十分な 点検・整備により、性能の維持に努める。
- ・各機械が同時に稼働する時間を合理的な範囲 で短くするように、施工計画を立案する。
- ・工事に際しては、可能な範囲で低振動型の建 設機械を導入する。
- ・工事の実施にあたっては、「振動規制法」及び 「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設 作業に伴う振動の規制に関する基準値とは別 に、事業予定地周辺の事務所等に対しては、 一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の 一つとして、閾値 55dB にも配意する。

【工事関係車両の走行による振動】

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・工事関係車両の走行は、短時間に工事関係車 両が集中しないように、適切な配車計画を立 てる。

2. その他の措置

- ・土砂、資材等の搬出入については、積載量に 応じた適正な車種の選定による運搬の効率化 を推進することにより、さらに工事関係車両 の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り公共交通 機関の利用や自動車の相乗りを指導し、通勤 に使用する車両の走行台数を減らすよう努め る。
- ・A区域の工事において、事業予定地北側道路 から出入りする工事関係車両については、今 後工事施行者決定後、詳細な工事計画を立案 し、事業予定地東側からの出入りも視野に入 れ、北側道路を走行する工事関係車両台数を 減らすよう努める。また、工事の詳細が決ま り次第、周辺の方々へは工事計画の内容を説 明する。さらに、工事中には、現地に問い合 わせの窓口を設け、周辺住民の皆様からの問 い合わせ、意見に対して、適切かつ迅速に対 応する。
- ・事業予定地北側道路については、工事関係車 両の徐行に努める。
- ・振動レベルについては、一般に人体が振動を 感じ始める評価の目安の一つとして、閾値 55dBにも配意する。

【建設機械の稼働による振動】

予測結果によると、建設機械の稼働による振動レベルは最大値で 60~67dB となり、建設機械の稼働による振動レベルは、「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に伴う振動の規制に関する基準値を下回る。

また、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つの閾値 55dB を上回るのは、事業予定地敷地境界近傍に限られることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。なお、本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

【工事関係車両の走行による振動】

予測結果によると、予測の前提と 中の予測値は $30\sim55dB$ となり、工事 関係車両の走行による振動レベく要 関係車両の走行による振動レベく要 it 限度を下回る。また、工事関係 両の走行による背景予測値から、10.0~10.1dB 程度で、 $10.0\sim10.1dB$ 程度増加する No.12 における工事中の予測値は 42 ~44dB であり、一般に人体が振動を 感じ始める評価の目安の一つら、 圏値 55dB 以下であることから 関値 55dB 以下であることからと 関値 55dB 以下であることがと 可環境に及ぼす影響は小さいと もの環境に及ぼす影響は小さいと

なお、1 断面については、工業専用 地域であることから、要請限度は適 用されない。

本事業の実施にあたっては、土砂、資材等の搬出入の効率化により、さらに工事関係車両の走行台数を減らす等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

環境要素	調査	予測
振動	【新施設等関連車両の走行による振動】 現地調査は、【工事関係車両の走行による振動】参照。	【新施設等関連車両の走行による振動】 1.1期工事完了後 道路交通振動の振動レベル(L ₁₀)の最大値は、平日で昼間37~55dB、夜間35~52dB、休日で昼間36~49dB、夜間32~51dBと予測される。また、新施設等関連車両の走行による増加分の最大値は、平日で昼間0.1~5.9dB、夜間0.2~1.6dBと予測される。2.2期工事完了後 道路交通振動の振動レベル(L ₁₀)の最大値は、平日で昼間37~55dB、夜間35~52dB、休日で昼間37~55dB、夜間35~51dBと予測される。また、新施設等関連車両の走行による増加分の最大値は、平日で昼間0.2~5.9dB、夜間0.2~2.4dB、休日で昼間0.3~4.9dB、夜間0.2~2.5dBと予測される。
低周波音	現地調査によると、低周波音の音圧レベル(L_{G5})は、平日で昼間 6%~74dB、夜間 66~72dB、、全日 6%~73dB、休日で昼間 64~71dB、夜間 64~69dB、全日 64~70dB であった。 低周波音の $1/3$ オクターブバンドの音圧レベル(L_{50})は、25Hz~40Hz で 45 ~60dB をピークとすあり、いずれの周波数とも、「物的で苦問がないずれの周波数とも、「物的で苦問が、「心身に係る苦情にのする数値」では、 40 Hz~80Hz の超えるが、それ以外の周波数であった。 照値を下回る数値であった。	マル(G特性)の予測結果は、1期工事 完了後は敷地境界で最大 64dB、2期工事 完了後は 65dB と予測される。 1/3 オクターブバンド音圧レベルの 予測値(平坦特性)は、「物的苦情に関 する参照値」以下の数値となると予測される。また、「心身に係る苦情に関する 参照値」については、敷地境界の 80Hz の周波数で最大 2dB 程度超えているが、 現況において計測した数値(44~53dB) 未満となっている。

【新施設等関連車両の走行による振動】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・本施設の利用者にはできる限り公共交通機関の利用を働きかけ、特に商業施設の来場者にはホームページ等における公共交通での来場促進や駐車場有料化等の公共交通利用促進策を検討する。また、電気充電スタンドの設置について検討する。
- ・振動レベルについては、一般に人体が振動を 感じ始める評価の目安の一つとして、閾値 55dBにも配意する。

【新施設等関連車両の走行による振動】

予測結果によると、供用時の予測値は昼間 $30\sim55\,dB$ 、夜間 30 未満~ $52\,dB$ となり、新施設等関連車両の走行による振動レベル (L_{10}) は、「振動規制法」に基づく要請限度を下回る。また、新施設等関連車両の走行による背景予測値からの増加分は、全見の増加で基間 $0.0\sim5.9\,dB$ 、夜間 $0.0\sim5.9\,dB$ 、夜間 $0.0\sim5.9\,dB$ 、水板 $0.0\sim5.9\,dB$ と較的地点で昼間 $0.0\sim5.9\,dB$ のには $0.0\sim5.9\,dB$ のには $0.0\sim5.9\,dB$ のに $0.0\sim5.9\,dB$ のに

なお、1 断面については、工業専用 地域であることから、要請限度は適 用されない。

本事業の実施にあたっては、商業施設等の新施設等利用者には、できる限り公共交通機関を利用してもらうよう広報活動を行うことにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

1. 予測の前提とした措置

- ・屋内設置が可能な機器については屋内に設置 する。
- ・施設内の機器に対しては、頑強な建物壁面の 施工、機械室内の吸音材の施工などにより、 施設壁面の透過する低周波音を周辺環境に影響を及ぼすおそれがないように低減させる。
- 2. その他の措置
 - ・可能な範囲で、設備本体へのサイレンサ等の 設置を行う。
 - ・施設機器の運転管理において低周波音の発生 の低減に努めるとともに、十分な点検・機能 検査・整備により、性能の維持に努める。

予測結果によると、予測の前提と した措置を講ずることで、施設機器 の稼働による低周波音圧レベル(G 特性)の予測結果は、1期工事完了後で 65dB と予測され、低周波音のかを がして低周波音によるのかを 対して低周波音に関する参照値(92dB)以値値 がある苦情に関する参照値(92dB)照値値 がい身に係る苦情に関する参照値し と比較すると、80Hz の周波数でおい環 に比較すると、80Hz の周波数におい環 2dB 程度超えているが、り、周辺に 2dB 程度 超ないと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

水質・底 (工事中) 既存資料調査によると、事業予定 地周辺河川における水質は、pH7.3 ~8.3、SS6~11mg/@であり、カドミウム、鈴、砒素、総水銀及びベンゼンは定量下限値未満である。	 既存資料調査によると、事業予定 地周辺河川における水質は、pH7.3 ~8.3、SS6~11mg/0であり、カドミウム、鉛、砒素、総水銀及びベンゼンは定量下限値未満である。 ・pH:5.8~8.6 程度・カドミウム濃度:0.1mg/0以下・鉛濃度:0.1mg/0以下・鉛濃度:0.1mg/0以下・光水銀濃度:0.1mg/0以下・光水銀濃度:0.005mg/0以下・ベンゼン濃度:0.1mg/0以下・ベンゼン濃度:0.1mg/0以下・ボス・洗砂設備出口における SS 濃度は 154mg/0、汚濁負荷量は 11.3~31.7kg/hと予測される。現地盤面からの掘削深さをできる限り少なくすること、止水性の高い山留め壁を不透水層まで構築することなどにより、湧水量を極力減らすことで、港北運河への排水量は低減されると予測さ

評

【工事中】

1. 予測の前提とした措置

- ・工事中に発生する濁水は、事業予定地内に沈 砂設備を設置し、適切に処理した後、既設の 雨水排水管を経て港北運河へ放流する。
- ・沈砂設備は、洪水調整容量の算定に基づき必要容量を設け、位置、設置数は、施工計画にあわせて、工事施工の障害とならない場所、維持管理が容易な場所などを検討して選定する。
- 事業予定地内で発生する掘削土は、盛土として極力再利用することにより、現地盤面からの掘削深さを最小限とする。
- ・掘削範囲は必要に応じて山留壁で止水し、湧水量を低減する。
- ・工事排水の濁度及び pH について、定期的に簡 易測定により監視する。
- ・基準不適合土壌に起因する排水の基準不適合 について、定期的に監視することにより基準 不適合の有無を確認する。基準不適合が確認 された場合は基準不適合の状況に応じた水処 理装置を設置し、適切に処理した後、放流す る。

2. その他の措置

- ・沈砂設備に堆積する土砂を定期的に除去する など、濁りの除去効果が低下しないよう維持 管理を行う。
- ・土工箇所は、速やかに転圧等を行うことにより、降雨による土砂等の流出を防止する。
- ・集中的な降雨時には、大量の土砂を移動させ ない。
- ・土工事が終了した地表面は、裸地のまま放置 する期間を短くするよう配慮する。
- ・コンクリートミキサー車の洗浄水は、場外運搬処分する。

【工事中】

予測結果によると、適切な沈砂設備の設置、排水の適切な管理を行うことで、pH及びSS濃度は、「水質汚濁関係ハンドブック」(名古屋市,2012年)に示す建設工事における財水対策の目安値以下、また、カドミウム、鉛、砒素、総水銀及びベンは、「水質汚濁防止法」の特定施設に係る排水基準値以下となることがら、港北運河の水質・底質に及ぼす影響はほとんどないものと判断する。

また、現地盤面からの掘削深さをできる限り少なくすること、止水性の高い山留め壁を不透水層(透水係数: 3.0×10^{-6} cm/s 程度)まで構築することなどにより湧水量を極力減らすことにより、港北運河への排水量は低減されるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、港北運河の水質・底質に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

環境要素	調査	予 測
水質 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【熱源施設の運河水循環による温度差利 用に伴う運河水への影響】 既存資料調査によると、事業予定 地近傍(中川運河:東海橋)における近年5年間の水温(平均値)は、 夏の時期は7℃程度まで低下する。 各月の変動は2~6℃である。と、最大とよ、水 温は回期して変化している。 現地調査によると、中川運網係にある。また、港池連河の水温は、強い和野関係にある。また、港北運河の平均的な水深は、2m程度である。	【熱源施設の運河水循環による温度差利用に 伴う運河水への影響】 1. 放熱時 水温 30℃の運河水を利用開始した場合のに最大となる。 また、断面では、放水口から対岸に向からにしたがって水温の降下が見られる。 運河水利用を停止すると、関始時にで利潤に戻ると、関始時にで、運河水を利用開始した場合に最大となる。 海に最大となる。 水温 7℃の運河水を利用開始した場合に最大となる。 水温 7℃の運河水を利用開始した場合に最大となる。 また、断面では、放水口から対見られる。 運河水利用を停止すると、翌日の利用開始にで、翌日の利用開始には 4~5℃程度であり、とであり、とでまで水温は転開始すると、翌日の異婚時点の7℃まで水温は転開始するとする。

【熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水 への影響】

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・取水口と放水口は、港北運河の運河水をできる限り効率的に利用できるように配置する。
 - ・取水口と放水口の水深は、運河深さの中央部とする。
 - ・放水口からは、取水口温度に対して、放熱時 +3~5℃、採熱時-3℃で放出するように、適 正に運転管理を行う。
- 2. その他の措置
 - ・運河水を間接的に利用することから、汚濁物質は排出せず、熱のみを利用する。
 - ・運河に著しい影響を与えるおそれがある場合 は、運河水利用の運転・制御の見直しを行うな どの適切な措置を講じる。
 - ・運河水利用にあたっては、採熱を行う冬季に おいては、気温が低い場合、翌日の利用開始 時間に運河水利用開始温度まで運河水の水温 は戻りきれないことも考えられ、翌日の利用 開始にあたっては、取水温度の状況を踏まえ、 適正な運転制御・管理を行う。

評 価

【熱源施設の運河水循環による温度差利用 に伴う運河水への影響】

予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることにより、放熱時に放水口から水温 $35\sim36$ で放水された場合、 $33\sim36$ での範囲は運河全体の 0.05 %程度で、取水温 $30\sim31$ でに対して、大部分(99 %程度)は $29\sim33$ での水温であり、また採熱時に放水口から水温 $3\sim4$ で放水された場合、 $3\sim4$ での範囲は運河全体の 0.1 %程度で、取水温 $6\sim7$ でに対して、大部分(99 %程度)は $4\sim6$ での水温であることから、港北運河の水温変化に対する影響は低減されていると判断する。

また、利用開始時の取水温度の状況を踏まえ、運河水利用の運転条件で適正な運転制御・管理を行うことで、運河水循環による温度差利用に伴う運河水の水温への影響はほとんどないと判断する。

環境要素	調	査	予 測
水質 ・ 底			【運河水取水・放水口付近における底泥の舞い上がりの影響】 放熟時及び採熱時ともに、断面において、0.20m/sの流速は放水口付近に限られ、運河底面付近ではさらに小さくなると予測される。 取水口の断面においては、取水口に入った後の水流速は0.20m/sであるが、運河内では0.1m/s以下と予測される。 平面においても、0.20m/sの流速は放水口付近に限られ、港北運河内で水流速は概ね0.1m/s以下である。 また、参考として、舞い上がりが発生する速度について、震ヶ浦の底泥の含水比の関係から、底泥の洗掘(舞い上がり)の有無の検討がなされている。名古屋市の公共用水域重金属等調査における中川運河(東海橋)での底質の含水比30.2~446.4%を上記研究結果に照らした場合、本事業の取水・放水流速0.20m/sは、洗掘(舞い上がり)は生じない流速に分類される。 以上のことから、運河水取水・放水口付近における底泥の舞い上がりはほとんどないと予測される。

【運河水取水・放水口付近における底泥の舞い上がりの 影響】

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・取水・放水口にはボックスを設置し、流速を3割程度低減する。
 - ・取水・放水口の中央部から運河底面までは 1 m程度水深差を確保し、運河底面に直接流れがあたらないよう計画する。
- 2. その他の措置
 - ・運河水利用にあたっては、設計と整合した運河水循環水量とするために、適正な運転制 御・管理を行う。
 - ・底泥の堆積物などについては、必要に応じて、 運河管理者と協議を行う。
 - ・運河管理者等の関係機関と十分協議を行い、 適切な工法等を検討することにより港北運河 の水質に与える影響の低減に努める。

評 価

【運河水取水・放水口付近における底泥の 舞い上がりの影響】

予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることにより、放熱時及び採熱時ともに 0.20m/s の流速は放水口付近に限られ、運河底面付近ではさらに小さくなると予測され、また取水・放水口の構造は、運河底面に直接流れがあたらないよう計画する。

また、流速と底泥の含水比の関係から、本事業の取水・放水流速 0.20m/sは、洗掘(舞い上がり)は生じない流速に分類される。

以上のことから、底泥の舞い上が りに及ぼす影響はほとんどないと判 断する。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、底泥の舞い上がりに及ぼす影響のさらなる低減に努めるとともに、万一舞い上がりが生じるような場合には、因果関係の調査を行い、運転制御方法等の検討や必要に応じて運河管理者との協議などを行う。

	調 本	予測
環境要素地下水	調査によると、事業予地周辺における地下水(周辺のであると、周辺のであるである。 一声)は、全シアン、鉛界木満である。 一手では、全球のでは、一手では、一手では、一手では、一手では、一手では、一手では、一手では、一手	井 いるA及びB区域掘削工事において、現地盤面からの掘削深さは、アンダーパス 部を除いて 1.5m程度であり、基準不適合土壌が残置する範囲の掘削は限られ、 またアンダーパス部の掘削範囲においまたアンダーパス部の掘削範囲においては、基準不適合土壌の残置はほとんど、 本い。一方、地下水位は現地盤面から一1.8~-1.0m程度であるが、現地盤面から 5-1.0m以上掘削する範囲では、透水係 数が 3.0×10-6 cm/s のシルト層まで出 留壁を根入れするなど、湧出水の発生を

【工事中】

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・事業予定地内の地下水は、対策工事終了後、 基準適合を確認している。
 - ・事業予定地内で発生する掘削土は、盛土として極力再利用することにより、現地盤面からの掘削深さ、基準不適合土壌の残置する範囲の掘削を最小限とする。
 - ・掘削範囲は必要に応じて山留壁で止水してから掘削する。
 - ・鋼矢板で囲い込んだ範囲内及び鋼矢板周辺に おける施工にあたっては、汚染土壌の拡散や 汚染物質の地下水への溶出がないよう「土壌 汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガ イドライン(改訂第2版)」(環境省水・大気 環境局土壌環境課,平成24年)に準じた工法 を採用する。

2. その他の措置

- ・基準不適合範囲の掘削土は、原則、同基準不 適合土壌が確認されている範囲に盛土し、基 準不適合土壌の分布範囲を最小限とする。
- ・基準不適合土壌を仮置きする際は、状況に応じて敷きシートや飛散防止シートの敷設等を 行う。
- ・掘削土等の再利用にあたっては土壌汚染対策 を考慮した適切な計画となるよう関係機関と 十分に協議、調整を行う。
- ・「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が78cm²を超える設備を用いて、 湧出水を伴う掘削工事を施工しようとする場合、名古屋市長に関係事項を届け出るととも に、同条例を遵守する。

【工事中】

評

予測結果によると、本事業の工事にあたっては現地盤面からの掘削深さを最小限とし、基準不適合土壌の残置する範囲の掘削を極力減らしたではいることなどの手側で止水の前提と、ら掘削することなどの影響による地下水への影響はほとんどないと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

環境要素 調 査 予 測

土 壌

事業予定地は、東邦ガス株式会社 港明用地(旧港明工場)(A及びB 区域)、東邦不動産株式会社河口用 地(旧東邦理化港工場)(C区域) 等である。旧港明工場は、昭和 15 年から平成 10 年まで石炭を主原料 とする都市ガス製造工場として操 業していた。また、旧東邦理化港工 場は、平成 18 年まで主に石油化学 製品の製造を行っていた。

A及びB区域は、「名古屋市土壌 汚染対策指導要綱」、C区域は、「名 古屋市環境保全条例」に基づくとと もに、「名古屋市土壌及び地下水汚 染対策検討委員会」の助言を受け て、土壌、地下水の調査、並びに浄 化対策を進め、すべての区域におい て、平成24年2月までに対策工事 を終了した。

なお、A及びB区域の一部には、 封じ込め対策を行ったベンゼン及 び自然由来と考えられる鉛、砒素等 の基準不適合土壌が残置している。 が、対策工事終了以降、対策効果を 確認するための地下水モニタリン が調査を確認している。一方、C区 域には基準不適合土壌の残置の結果 についてもA及びB区域同様に、基 準適合を確認している。

また、A区域には現況施設の立地による未調査エリアがあるが、今後、現況施設の解体と合わせて調査を行い、基準不適合土壌が確認された場合は、一部の基準不適合土壌の残置エリアと同様に、「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、適正な対応を行う。

基準不適合土壌の残置が確認されているA及びB区域掘削工事において、現地盤面からの掘削深さは、アンダーパス部を除いて1.5m程度であり、基準不適合土壌が残置する範囲の掘削は限られ、またアンダーパス部の掘削範囲においては、基準不適合土壌の残置はほとんどないことから、基準不適合土壌の飛散はほとんどないと予測される。

また、自然由来と考えられる基準不適 合土壌が含まれる可能性がある土壌を 仮置きする際には、飛散防止シートの敷 設等を行って周辺地域への飛散を防止 し、工事中の表層土壌については、基準 不適合土壌が表面に出ないように、鉄板 などで被覆するなどの対応を行う。

なお、未調査範囲は「土壌汚染対策法」などに基づき適正な調査を行い、基準不適合土壌が確認された場合は、調査済範囲と同様の対応を行う。未調査範囲は、貯炭場として利用されていた場所であり、既存調査における同様の地歴での調査結果を参考にすると、仮に基準不適合土壌が確認された場合においても、確認される物質は自然由来と考えられる物質と想定される。

1. 予測の前提とした措置

- ・鋼矢板で囲い込んだ範囲以外の掘削土はできる限り盛土材として再利用するなど、場外へ搬出する土量を極力少なくする。杭汚泥については、今後関係機関と協議を行い、適正に場外処分を行う。
- ・鋼矢板で囲い込んだ範囲内及び鋼矢板周辺に おける施工にあたっては、汚染土壌の拡散や 汚染物質の地下水への溶出がないよう適切な 工法を採用する。
- ・自然由来と考えられる基準不適合土壌が含まれる可能性がある土壌を仮置きする際には、 飛散防止シートの敷設等を行い飛散を防止する。
- ・基準不適合土壌を場外処分を行うにあたって は、関係機関と協議し、適正に処分を行う。
- ・未調査範囲においては、現況施設の解体と合 わせて「土壌汚染対策法」等に基づき適切な 調査を行う。
- ・工事中の表層土壌については、基準不適合土 壌が表面に出ないように、鉄板などで被覆す るなどの対応を速やかに行う。

2. その他の措置

- ・沈砂槽に堆積する汚泥は基準不適合の有無を 確認し、場外で適切に処理・処分するにあた っては、運搬時等に周辺に飛散しないように 適切に管理を行う。
- ・タイヤ洗浄装置を設け、基準不適合土壌が事業予定地外へ飛散することを防止する。
- ・工事に際しては、必要に応じて散水を行い、 土壌の飛散を防止する。
- ・掘削土等の再利用にあたっては土壌汚染対策 を考慮した適切な計画となるよう関係機関と 十分に協議、調整を行う。...
- ・供用時の仕上げ表層については、基準不適合 土壌の直接摂取のリスクの観点から、舗装(厚 さ 10cm 以上のコンクリート、もしくは厚さ 3cm 以上のアスファルト等により覆うなど) や盛土(先ず砂利その他の土壌以外のもので 覆い、厚さ50cm以上の基準不適合土壌以外の 土壌により覆うなど)の措置を行う。

予測結果によると、基準不適合土 壌が残置する範囲の掘削は限られる ことから、周辺環境への掘削等の土 工による基準不適合土壌の飛散はほ とんどないと判断する。

評

なお、掘削土は、関係機関と協議を行い極力事業予定地内で利用していくことにより、事業予定地外への搬出土壌量を極力低減する。また、タイヤ洗浄装置の設置や必要に応じた散水を行うなど土壌の管理を適切に行うことで、基準不適合土壌の飛散の影響は低減に努める。

環境要素	素調調	 査	予	測
環 観	現地調査区区域のいまな、A~C ではない。 は、A~C で現在区域のいまれてのではない。 はたいのではないではないではないではないではないできます。 はたいではないではないではないできませんでは、 側川社とのではないではないではないではないではないではないではない。 は、A~C ではないのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	という有、、、といな場は、という、、、多挟る、、がの側、、、といな場は、というでは、、、のを挟っていいい。、、、のではがが、、、のでは、、、、のではがが、、、、のでは、、、、、、、、、、	新たに洗練された 間が出現し、明るい せ、建物高さを抑える 施設と調和し、圧迫原 測される。	イメージの都市空 都市空間を感じさ ることにより、周辺 なは緩和されると予 敢地境界には、中高 することにより、安

1. 予測の前提とした措置

- ・事業予定地は、「名古屋市景観計画」(平成23年9月)で位置づけられた都市景観形成地区の1つである「築地都市景観形成地区」に一部含まれることから、"活気とにぎわいにあふれた港まちらしい個性豊かな都市空間"を考慮しつつ、既存の周辺建物イメージと調和を感じさせる施設とする。
- ・敷地内の建物は高さ31m以下の建物を基本とすることにより、周辺施設と調和し、圧迫感を緩和するように配慮する。
- ・敷地内及び敷地境界には、中高木を含む緑地 を整備することにより、安らぎと潤いを感じ させる施設とする。
- ・「中川運河再生計画」(平成24年10月)に示されている中川運河沿岸整備との連続性、事業予定地が港北運河に面することを考慮して、港北運河沿いには植栽を施し、運河沿いの親水空間や散策路を整備する。

2. その他の措置

- ・新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う。
- ・屋外広告物等については、関係機関と十分に 協議、調整する。

予測結果によると、現在の工場跡地などの事業予定地に新たな熱源施設等が出現するものの、予測の前提とした措置を講ずることで、新たに整備した緑地が既存の景観に務れて記をはいるとにより景観に及ばす影響は低減され、これまでの都市空間や水辺景観に著しい変化はみられない。

また、周辺施設と調和した安らぎ と潤いのある、賑わい創出の新たな 施設として、魅力ある景観が創出さ れるものと判断する。

環境要素	調	\$		測	
廃棄物等	<u>п</u> и <u>Е</u>	<u> </u>	【工事中】	183	
光米10寸		/	1.1期工事:	C区性	
		/			
			• 現況施設解係	<u> </u>	五次派 // 本
			種類	発生量	再資源化率 (%)
			コンクリート塊	約 125t	約 100
			木くず	約 5t	約 100
			金属くず	約 50t	約 100
			ガラス・陶磁器くず	約 23t	約 50
			廃プラスチック	約 5 t	約 30
			その他	約 2t	約 30
			地表面舗装	部除去工事	
			種類	発生量	再資源化率 (%)
		/	コンクリート塊	約 37, 250t	約 100
		/	アスファルト	約 1,788t	約 100
			熱源施設・氣	新施設等建設	工事
			種類	発生量	再資源化率 (%)
			汚泥	約 8,708m³	約 50
			掘削土	約 3,804m³	約 100
			建設廃材	約 659t	約 80
			2.1期工事:		
			• 現況施設解係	<u> </u>	三次海川,岩
			種類	発生量	再資源化率 (%)
			コンクリート塊	約 45, 400t	約 100
			木くず	約 17t	約 100
			金属くず ガラス・陶磁器くず	約 1,121t 約 154t	約 100 約 50
			廃プラスチック	約 154t 約 33t	約 50 約 30
			その他	約 94t	約 30
			・地表面舗装置	∜除去 <u>↓</u> 事	五次派 // 本
			種類	発生量	再資源化率 (%)
			コンクリート塊	約 13,250t	約 100
			アスファルト	約 11,796t	約 100
			. 数循坛型。3	红长凯松油机	
			・熱源施設・新		再資源化率
			種類	発生量	(%)
			汚泥	約38,300m³	_
			掘削土	約71,950m³	
			建設廃材	約 <u>6,377</u> t	約 80 約 100

評

【工事中】

- 1. 予測の前提とした措置
- ・工事の実施により発生した廃棄物等について は、関係法令等を遵守して、適正処理を図る とともに、分別回収の上、減量化及び再利用・ 再資源化に努める。
- ・現況施設の解体に伴い発生するコンクリート 塊、鉄筋、鉄骨について、再生資源としてリ サイクルに努める。
- ・C区域の一部を除き、基本的に掘削土の搬出 は行わず、事業予定地内でバランスを図り、 建設残土は発生させない計画とする。
- 2. その他の措置
 - ・建設工事に使用する型枠材の転用に努める。 また、建設時の梱包材料についても簡素化や 再利用できるものを用い、廃棄物発生量の抑 制に努める。
 - ・A及びB区域における掘削土等の再利用にあたっては、土壌汚染対策を考慮した適切な計画となるよう関係機関と十分に協議、調整を行う。
 - ・事業予定地内の建物は、社宅等の昭和35~47 年頃に建設された建物とゴルフ練習場等の平 成に入って建設された建物に大別され、特に 昭和35~47年頃に建設された建物にはアス ベストが使用されている可能性があり、全て の建物で解体作業に先立ちアスベストの有無 を確認する。
 - ・アスベストが使用されている現況施設の解体作業は、「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」(環境省、平成 19年)に従って除去し、この運搬及び廃棄にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)」(環境省、平成23年)に従い、適切に行う。
 - ・発生したアスベストを含む廃棄物は、「廃棄物 の処理及び清掃に関する法律」に基づき特別 管理型産業廃棄物として適正に処理する。

【工事中】

予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることにより、工事中に発生する廃棄物等は、1期工事及び2期工事ともに、種類ごとに約30~100%の再資源化(基準不適合土壌は除く)が図られるため、廃棄物等による環境負荷は低減されるものと判断する。また、アスベストは、関係法令に基づき適切に及ぼす影響はないものと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、廃棄物等による環境負荷のさらなる低減に努める。

環境要素				予		
	<u> </u>	-	/ -			
廃棄物等			_	工事中】		
				. 1期工事:		
			;	• 現況施設解係	本工事	
				種類	発生量	再資源化率 (%)
		/		コンクリート塊	約 4,625t	約 100
	/			木くず	約 24t	約 100
				金属くず	約 420t	約 100
			I -	ガラス・陶磁器くず	約 84t	約 50
				廃プラスチック	約 22t	約 30
	/			その他	約 14t	約 30
				• 地表面舗装部	水除去丁事	
						再資源化率
				種類	発生量	(%)
	/			アスファルト	約 228t	約 100
				• 新施設等建設	2 工事	
				種類	発生量	再資源化率 (%)
	/			建設廃材	約 30t	約 80
	/		_			·
	/		4	. 2期工事:	B区域	
	/			•現況施設解係		
				種類	発生量	再資源化率 (%)
	/			コンクリート塊	約 9,725t	約 100
	/			木くず	約 50t	約 100
	/			金属くず	約 870t	約 100
	/			ガラス・陶磁器くず	約 174t	約 50
	/			廃プラスチック	約 44t	約 30
	/			その他	約 29t	約 30
				• 地表面舗装部	18除去工事	
				種類	発生量	再資源化率 (%)
	/			コンクリート塊	約 26,750t	約 100
	/			アスファルト	約 10, 320t	約 100
				• 熱源施設 • 亲 種類	折施設等建設 発生量	再資源化率
	/					(%)
				汚泥	約 44, 200m³	_
				掘削土	約 55,675m³	
				建設廃材	約 <u>6,789</u> t	約 80

環境要素	調査			予	測	
廃棄物等	мч	1	【供用		17/1	
光光 70 寸		/		期工事完了行		
		/ -			発生量	再資源化率
			区域	用途区分	(m ³ /目)	(%)
				ゴルフ練習場	約 4.0	約 60
				クラブハウス	約 2.0	約 60
				喫茶店	約 2.6	約 58
				事務所	約 1.3	約 62
			С	倉庫	約 0.4	約 100
				スポーツ施設	約 36.7	約 60
				駐車場	約 19.7	約 91
				緑地等	約 0.1	約 100
				商業施設	約 53.2	約 81
				(小売店舗)	,,,, oo. <u>-</u>	7.3 01
				商業施設	約 15.1	約 57
			Α	(飲食店)	\$\tau_17_0	
				集合住宅	約 17.9	約 51
				エネルギー施設駐車場	約 <u>4.8</u> 約 102.4	約 <u>92</u> 約 91
				緑地等	約 0.3	約 100
			В	エコステーション	約 7.7	約 91
			Ъ	合 計	約 268. 2	約 79
			<u> </u>	Ц Н	/17 200.2	η·3 1 υ
		9	2 2	期工事完了很	套	
					発生量	再資源化率
			区域	用途区分	(m ³ /日)	(%)
				ゴルフ練習場	約 4.0	約 60
				クラブハウス	約 2.0	約 60
				喫茶店	約 2.6	約 58
			С	事務所	約 1.3	約 62
				倉庫	約 0.4	約 100
				スポーツ施設	約 36.7	約 60
				駐車場	約 19.7	約 91
				緑地等	約 0.1	約 100
				商業施設	約 53.2	約 81
				(小売店舗) 商業施設		
				(飲食店)	約 15.1	約 57
			Α	集合住宅	約 17.9	約 51
				エネルギー施設	約 4.8	約 92
				駐車場	約 102.4	約 91
				緑地等	約 0.3	約 100
				エコステーション	約 7.7	約 91
				複合業務施設	約 386.0	約 60
			В	集合住宅	約 14.3	約 52
			п п	エネルギー施設	約 8.8	約 91
				駐車場	約 16.5	約 91
				緑地等	約 0.3	約 100
				合 計	約 694.1	約 68
	/					
	V					

価

【供用時】

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・事業の実施により発生した廃棄物等について は、関係法令等を遵守して、適正処理を図る とともに、減量化及び再利用・再資源化に努 める。
- 2. その他の措置
 - ・資源化利用が容易になるよう分別回収場所を 設け、分別回収を徹底する。
 - ・施設利用者に対して、分別排出によるごみの 減量化及び再資源化を働きかける。
 - ・従業員など施設関係者に対して、分別排出に よるごみの減量化及び再資源化に努めるよう 指導する。
 - ・減量化及び再資源化に関する知見の収集に努める。

【供用時】

評

予測結果によると、1 期工事完了後には約 270 m³/日、2 期工事完了後には約 690 m³/日の廃棄物等が生じる。このうち、予測の前提とした措置を講ずることにより、1 期工事完了後には約 79%、2 期工事完了後には約 68%の再資源化が図られるため、廃棄物等による環境負荷は低減されるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、廃棄物等による環境負荷のさらなる低減に努める。

環境要素	調	査	予	測
温ガ			【工事知工事に対して、 1.1期工事に対して、 1.1期工事に対して、 1.1期工事に対して、 1.1期工事に表して、 2.1期工事に表して、 2.2期工事に対して、 2.2期工事に表して、 2.2期工事に表して、 2.2期工事に表して、 2.2期工事に表して、 2.2期工事に表して、 2.2期工事に表して、 2.2期工事に表して、 2.2期工事に表して、 2.2期工事に表して、 2.2前が約 81,300 tCO2 が約 8,100 tCO2 が約 8,100 tCO2 が約 1,500 tCO2 がある。	ガス】 温室効果ガス排出は、約415,100tCO ₂ 度用した場合は、約 き用した場合は、約 される。内建資 10 tCO ₂ 、建設の tCO ₂ 、廃棄物の発 tCO ₂ 、廃棄物の発 ある。 温室効果ガス400tCO ₂ 度用しる。対け、はは を用いる。は、はは、約 を用いる。とははははは を対したの。とははは を対したの。とはない。 を対したの。とはない。 を対したの。とはない。 を対したの。というでは、はない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

【工事中の温室効果ガス】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

1. 建設機械の稼働

- ・工事中に際しては、建設機械の不要なアイド リングを中止するとともに、作業効率や機械 の燃料消費率の向上に努める。
- ・建設機械の使用に際しては、負荷を小さくするよう心がけるとともに、十分な点検・整備により、性能の維持に努める。
- ・建設機械の機種の選定に際しては、実行可能 な範囲で低燃費型建設機械を採用する。

2. 建設資材の使用

- ・工事中の型枠材等の使用に際しては、熱帯雨 林の伐採を伴わない鋼製型枠、特殊型枠、樹 脂製型枠等の使用に努める。
- ・<u>熱源施設</u>、新施設等の建設材料を製造する際、 二酸化炭素の発生量が少ないものを使用する よう努める。

3. 建設資材等の運搬

- ・燃費の良い車種、低公害車の導入に努める。
- ・アイドリングストップや経済走行など、エコドライブの実践を励行するとともに、省エネ 対応車両の導入に努める。
- ・工事関係車両については、十分な点検・整備 を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正 な走行に努める。
- ・土砂、資材等の搬出入については、積載量に 応じた適正な車種の選定による運搬の効率化 を推進することにより、さらに工事関係車両 の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り公共交通 機関の利用や自動車の相乗りを指導し、通勤 車両台数を減らすように努める。
- ・合理的な運搬計画の策定により、運搬距離の 最適化を図る。
- ・一括運搬等を実践し、延べ輸送距離の縮減に 努める。

4. 廃棄物の発生

- ・工事中に発生した廃棄物等については、関係 法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、 分別回収の上、減量化並びに再利用・再資源 化に努める。
- ・建設廃材の分別回収に努める。
- ・仮設材分類による資材の再利用を図る。
- ・型枠木材は、転用計画を立てるとともに、代 替材の使用に努め、木材使用量の低減を図る。
- ・仕上げ材、設備機器等の搬入は、ユニット化 等の工夫により、梱包材の発生の削減に努め る。

【工事中の温室効果ガス】

評

予測結果によると、工事中に発生する温室効果ガス排出量は、1 期工事で約 $415,100tCO_2$ 、2 期工事で約 $97,400tCO_2$ である。(電力消費による排出量の算出において、調整後排出係数を用いた場合でも、1 期工事で約 $414,600tCO_2$ 、2 期工事で約 $97,000tCO_2$ である。)

本事業の実施にあたっては、環境 の保全のための措置を講ずることに より、温室効果ガス排出量の低減に 努める。

温室効果 ガス等
による CO ₂ の吸収・固定による削減量に 994tCO ₂ である。

【存在・供用時の温室効果ガス】

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・A区域及びB区域内にエネルギー施設をそれ ぞれ設置し、地区内へ電気供給を行うことで、 二酸化炭素の排出量の削減を図る。
- ・グリーン電力の活用を図る。
- 運河水の熱利用を図る。
- 2. その他の措置
- ①新施設の存在・供用
- ・太陽光発電設備を設置し、自然エネルギーの 利用促進に努める。
- ・自然採光の利用促進に努める。
- LED 照明、高効率ガスエンジンヒートポンプ を採用する。
- ・高効率ガス熱源厨房器具を導入する。
- ・節水器具を採用する。
- ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。
- ・温水等の低位熱利用を図る。
- ②新施設等関連車両の走行
- ・本施設の利用者にはできる限り公共交通機関 の利用を働きかけ、特に商業施設の来場者に はホームページ等における公共交通での来場 促進や駐車場有料化等の公共交通利用促進策 を検討する。また、電気充電スタンドの設置 について検討する。
- ③廃棄物の発生
- ・商業施設、複合業務施設、エネルギー施設、 スポーツ施設などにおいては、資源化利用が 容易になるよう分別回収場所を設け、分別回 収を徹底する。
- ・居住者や施設利用者に対して、分別排出によ るごみの減量化及び再資源化を働きかける。
- ・商業施設、複合業務施設、エネルギー施設、 スポーツ施設などの施設関係者に対して、分 別排出によるごみの減量化及び再資源化に努 めるよう指導する。
- ・減量化及び再資源化に関する知見の収集に努め、商業施設、複合業務施設、エネルギー施設、スポーツ施設などの施設関係者に周知に努める。
- ④緑化・植栽による二酸化炭素の吸収・固定量
- ・新設した緑地等については、適切に維持・管 理作業を行う。
- ・緑地の維持・管理に関する年間スケジュール を立て、清掃、灌水、病害虫の駆除等を計画 的に行う。

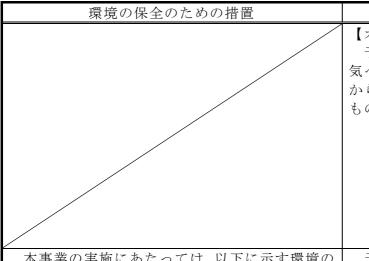
評 価

【存在・供用時の温室効果ガス】

予測結果によると、本事業の実施により、1 期工事完了後で約40,000tC0₂/年、2 期工事完了後で約86,000tC0₂/年の温室効果ガスの発生が予測されるが、予測の前提とした措置を講ずることにより、1 期工事完了後で約11,000tC0₂/年、2 期工事完了後で約17,700tC0₂/年の温室効果ガスを削減することから、温室効果ガスを削減することから、温室効果ガスの排出による環境負荷は対策が未実施の場合と比較して低減されるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。

の等時間日影は生じていない。



評価

【オゾン層破壊物質】

予測結果によると、フロン類の大 気への放出はないと考えられること から、フロン類の影響は回避される ものと判断する。

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

・配置計画にあたり、事業予定地北側の既存住 宅地への日影に配慮して、住宅棟と北側既存 住宅地の間に極力距離を設けた。 予測結果によると、日影となる範囲を低減できるように、、北側住宅棟を配置することなどにより、新たに生配置することなどにより、新たに生じる日影は敷地境界周辺の限られた範囲に留まり、熱源施設・新施設等が建設されることによる周辺の日照環境に及ぼす影響は低減されていると判断する。

熱源施設・新施設等により日影の 影響を受ける区域のうち、「建築基準 法」及び「名古屋市中高層建築物日 影規制条例」で規制を受ける第1種 住居地域及び準工業地域は、1期工事 完了後及び2期工事完了後ともに、 いずれの規制時間についても満足す る。

なお、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設については、当該条例に基づき適切な対応を行う。

環境要素	調	查	予 測
現 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 日 <		宜	2.2期工事完了後 時刻別日影図によると、8時及び16時における熱源施設・新施設等の日影の 東側及び西側で長さは、約30~130mになると予測される。また、等時間日影を生じる電 によると、1時間以上の日影を生じる範囲は、事業予定地より約30~50m程度 までの範囲(A及びB区域の北側のの住宅地では最大約40m、C区域域の東側のの の範囲)と予測される。 A及びB区域の北側の住宅地(第新施設等はよ4時間以上の等時間境界線上の等時間境界線上の 設等は、4時間以上の等時間境界線上の 時間日影は生じない。また、2.5時間以上の等時間目影を生じてはならない規制を受ける境界線から10mを超える範囲には、2.5時間以上の等時間は失じない。 で区域東側の第1種住居区域及び準工業地域範囲となるが2.5時間以上の 等時間の第1種住居区域及び準工業超時形式。10mを超表が2.5時間以上の 等時間の第1種住居区域及び準工業超点の 等時間の第1種住居区域及び準工業超点の 等時間の第1種住居区域及び準工業超点の 等時間の第1種住居区域及び準工業超点の 等時間の第1種住居区域及び準工業超点の 等時間の第1を超点を での 等時間の がずるが2.5時間以上の 等時間の がずるが2.5時間以上の 等時間の がずるが2.5時間以上の 等時間の がずるが2.5時間以上の 等時間の がずるが2.5時間以上の 等時間の がずるが2.5時間以上の 等時間の がずるが2.5時間以上の 等時間の がずるが2.5時間以上の 等時間の がずるが2.5時間以上の 等時間の が2.5時間以上の 等時間の が2.5時間以上の 等時間の が2.5時間以上の 等時間の が2.5時間の 2.5

環境の保全のための措置	評	価

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化する と予測される地域において発生した受信障害 について、本事業に起因する障害であること が明らかになった場合には、CATV への加入な ど適切な措置を実施する。
- ・予測範囲以外において受信障害が発生し、調査を行った結果、本事業による影響と判断された場合については、適切な措置を実施する。
- ・周辺の住民等からの問い合わせに対する連絡 の窓口を設ける。

予測結果によると、熱源施設・新施設等の存在による地上デジタル放送の遮蔽障害範囲は、1期工事完了後における広域局で約 0.002km²、県域局で約 0.024km²、2期工事完了後における広域局で約 0.004km²、県域局で約 0.035km²である。

本事業の実施にあたっては、地上 デジタル放送電波受信の状況が悪化 すると予測される地域にお事業に起 した受信障害について、本事業に起 因する障害であることが明入など った場合には、CATV への加入など 切な措置を実施することにより、 源施設・が地上デジタル が 送電波の受信に及ぼす影響の回避に 努める。

マイクロウェーブの送信経路への 影響については、事業予定地上空に おいて、マイクロウェーブ通信回線 は通過していないことから、回避さ れるものと判断する。 環境要素 調 查 予 測

安全性

【工事中】

既存資料調査によると、平日では 主要市道東海橋線が約 30,000 台 /15 時間、休日では主要市道名古屋 環状線が約 27,000 台/15 時間と最 も多くなっている。大型車混入率 は、平日が約 2~35%、休日が約 1 ~12%である。

事業予定地周辺における路線別の事故発生件数(平成24年)は、一般国道1号が1,436件、一般国道23号が727件、主要市道名古屋環状線が567件、主要市道江川線が231件となっている。

現地調査によると、事業予定地周 辺には、平成25年度において、小学 校6校、中学校4校の通学路が指定さ れている。

事業予定地周辺は、主要交差点に 信号機や横断歩道等の安全施設が 整備されており、主要道路において は、ガードレール、生け垣またはマ ウントアップにより歩車道分離が なされていた。

【工事中】

1.1期工事:C区域のピーク時期

自動車交通量の増加率は、平日で 0.2 ~77.2%、休日で 0.2~82.8% と予測される。

工事関係車両の出入口を 8 箇所設けることにより、平日のピーク時では 9~32 台/時の工事関係車両が出入りし、5~79 人/時の歩行者及び 62~357 台/時の自転車との交錯が予測される。休日のピーク時では 9~32 台/時の工事関係車両が出入りし、12~35 人/時の歩行者及び 30~154 台/時の自転車との交錯が予測される。

2.1期工事:A及びB区域のピーク時期

自動車交通量の増加率は、平日で 0.0 ~30.2%、休日で 0.0~32.5% と予測される。

工事関係車両の出入口を 6 箇所設けることにより、平日のピーク時では 4~101台/時の工事関係車両が出入りし、5~37人/時の歩行者及び 64~83台/時の自転車との交錯が予測される。休日のピーク時では 4~101台/時の工事関係車両が出入りし、12~35人/時の歩行者及び 32~78台/時の自転車との交錯が予測される。

3.2期工事:B区域のピーク時期 自動車交通量の増加率は、平日で0.3 ~6.4%、休日で0.5~8.2%と予測され

工事関係車両の出入口を 1 箇所設けることにより、平日のピーク時では 188 台/時の工事関係車両が出入りし、8 台/時の二輪車、541 人/時の歩行者及び 592 台/時の自転車との交錯が予測される。休日のピーク時では 138 台/時の工事関係車両が出入りし、31 台/時の二輪車、1,154 人/時の歩行者及び1,342 台/時の自転車との交錯が予測される。

評

【工事中】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・工事関係車両出入口及びその付近においては、 視認性を向上させるとともに、工事関係車両 が出入りする際には、交通整理員の配置を徹 底する。なお、A区域北側道路においては特 に配慮する。
- ・工事関係車両の運転者には、走行ルートの遵守、適正な走行の遵守を指導し、徹底させる。
- ・工事関係車両の走行については、交通法規を 遵守し、安全運転を徹底させる。
- ・土砂、資材等の搬出入について、積載量に応 じた適正な車種の選定による運搬の効率化を 推進することにより、さらに工事関係車両の 走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り公共交通 機関の利用や自動車の相乗りを指導し、通勤 に使用する車両の走行台数を減らすよう努め る。
- ・A区域の工事において、事業予定地北側道路 から出入りする工事関係車両については、今 後工事施行者決定後、詳細な工事計画を立案 し、事業予定地東側からの出入りも視野に入 れ、北側道路を走行する工事関係車両台数を 減らすよう努める。また、工事の詳細が決ま り次第、周辺の方々へは工事計画の内容を説 明する。さらに、工事中には、現地に問い合 わせの窓口を設け、周辺住民の皆様からの問 い合わせ、意見に対して、適切かつ迅速に対 応する。
- ・事業予定地近隣に通学路が指定されている各 小・中学校の登校時間帯においては、工事関 係車両をできる限り走行させないように配慮 する。
- ・関係機関との連絡・調整を適切に行う。

【工事中】

予測結果によると、工事関係車両 の走行ルート上の各区間における工 事関係車両による交通量の増加率 は、1期工事におけるC区域のピーク 時期で 0.2~82.8%、A及びB区域の ピーク時期で 0.0~32.5%、2期工事 におけるB区域のピーク時期で 0.3 ~8.2%となるが、これらのルート は、ガードレール及びマウントアッ プ等により歩車道分離がなされてい るとともに、主要道路と交差する位 置には信号機や横断歩道が整備され ている。また、事業予定地近隣に通 学路が指定されている各小・中学校 の登校時間帯においては、工事関係 車両をできる限り走行させないなど の処置を講ずるとともに、その他各 小・中学校が指定している通学路と 接する箇所は、マウントアップや信 号機等が整備されていることから、
 工事関係車両の走行による安全性へ の影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の交通安全に及ぼす影響の低減に努める。

環境要素	調査	予 測
安全性	【供用時】	【供用時】
	既存資料調査及び現地調査は【工	1. 1期工事完了後
	事中】参照。	自動車の増加率は、平日よりも休日の
		方が高く、平日が 0.2~203.3%に対し
		て、休日が 0.2~287.5%と予測される。
		歩行者の増加交通量は、平日が 66~
		6,458 人/24 時間、休日が 86~15,580
		人/24 時間と予測され、休日が平日を上
		回っている。
		自転車の増加交通量は、平日が 100~
		6,084 台/24 時間、休日が 46~13,602
		台/24 時間と予測され、休日が平日を上
		回っている。
		新施設等関連車両出入口は、10 箇所
		設けることにより、平日のピーク時では
		36~409 台/時の新施設等関連車両及び
		0~9 台/時の二輪車が出入りし、34~
		1,195人/時の歩行者及び83~1,060台/
		時の自転車との交錯が予測される。休日
		のピーク時では 34~970 台/時の新施設
		等関連車両及び 2~34 台/時の二輪車が
		出入りし、26~2,723 人/時の歩行者及
		び 68~2,416 台/時の自転車との交錯が
		予測される。
		2.2期工事完了後
		自動車の増加率は、平日よりも休日の
		方が高く、平日が 0.9~209.1%に対し
		て、休日が 0.2~336.1%と予測される。
		歩行者の増加交通量は、平日が 626~
		6,908 人/24 時間、休日が 214~1,772
		人/24 時間と予測され、平日が休日を上
		回っている。
		自転車の増加交通量は、平日が 292~
		3,606 台/24 時間、休日が 0~736 台/24
		時間と予測され、平日が休日を上回って
		いる。
		新施設等関連車両出入口は、14 箇所
		設けることにより、平日のピーク時では
		36~1,114 台/時の新施設等関連車両及
		び 0~119 台/時の二輪車が出入りし、12
		~3,201人/時の歩行者及び9~1,762台
		/時の自転車との交錯が予測される。休
		日のピーク時では 26~1,022 台/時の新
		施設等関連車両及び 2~82 台/時の二輪
		車が出入りし、8~2,887人/時の歩行者
		及び 8~2,520 台/時の自転車との交錯
		が予測される。
		1 1 N1 C 4 0 0 0

【供用時】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- 1. 予測の前提とした措置
 - ・事業予定地北側では、事業予定地側に歩行者 通路を設ける。
- 2. その他の措置
 - ・事業予定地車両出入口付近の視認性を良好に 保つため、カーブミラー、誘導サイン、回転 灯等を設置し、車両の一時停止を徹底させる。
 - ・本施設の利用者にはできる限り公共交通機関 の利用を働きかけ、特に商業施設の来場者に はホームページ等における公共交通での来場 促進や駐車場有料化等の公共交通利用促進策 を検討する。
 - ・必要に応じて、商業施設出入口などの要所に 交通整理員の配置を徹底させる。

【供用時】

評

予測結果によると、新施設等関連 車両の走行ルート上の各区間の新施 設等関連車両による交通量の増加率 は、1 期工事完了後で平日 0.2~ 203.3%、休日 0.2~287.5%、2 期工 事完了後で平日 0.9~209.1%、休日 0.2~336.1%となるが、これらのルートのうち、主要道路については ウントアップ等により歩車道分離が なされていることから、新施設等関連車両の走行による交通安全への影響は、小さいと判断する。

また、事業予定地車両出入口における新施設等関連車両と歩行者及び自転車との交錯による影響は、地区内幹線道路の出入口においては、同号交差点や歩道を確保した出入口として整備されること、商業施設出入口などの要所には必要に応じで製力を配置することから影響は小さりと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の交通安全に及ぼす影響の低減に努める。

環境要素	調査	予測
環 全 性	調 査 【危険物等】 事業予定地内には、エコステー: ョン (天然ガス (CNG)、ブタン・: ロパンガス (LPG)) が設置されている。	【危険物等】 ン エコステーションは既に安全性が確 プ 認され一般市街地で稼働している施設

環境の保全のための措置

価

【危険物等】

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・CNG、LPG及び水素ガスが万一漏洩した場合に備え、迅速にガス漏れが検知できるように適所にガス漏洩検知センサを設置する。
- ガス漏れを検知した場合には、設備を停止し、 安全対応を行う。
- ・定期的な検査、点検を実施し、施設の性能を維持する。
- ・施設関係者への安全研修・訓練等を徹底する。
- ・エコステーション北側には東邦ガス防災活動 拠点を配置し、事業予定地北側との距離を設 ける。

【危険物等】

評

予測結果によると、万一、CNG、LPG及び水素ガスの漏洩が発生した場合でも、各種安全対策がとられており、さらに万一漏洩した場合は、いち早く設備を停止して安全対応を行うことで、火災・爆発等の事故の発生を未然に防ぐことから、周辺環境に与える影響は回避されると考えられる。

環境要素 予 調 査 測 緑 地 等 現地調査によると、事業予定地の 新設する緑地等は、新施設等の屋上の 敷地境界付近や現況施設の周囲に 一部に地被類を植栽し、地上部には中高 は、常緑樹の中高木、常緑樹及び落 木、低木及び地被類を植栽する。 葉樹の低木等の緑地がみられる。ま 新設する緑地等の種類は、屋上緑化と た、A区域の北側及び北東側の公園 してセダム等の地被類を、地上部の緑化 には、常緑樹及び落葉樹が混在し としてクスノキ、ヒトツバタゴ等の中高 て、中高木、低木及び地衣類が全面 木、サツキツツジ、クサツゲ等の低木及 に植栽された緑地がみられる。 びハイビャクシン、キチジョウソウ等の 現況における緑化率は、A区域約 地被類を植栽する。なお、樹種の選定に 18.3%、B区域約6.1%、C区域約 際しては、在来種を積極的に植栽する計 3.9%であり、事業予定地全体では 画である。 約 11.3%、A区域の北側及び北東 新設する緑地等の面積は、緑地等とし 側の公園 1,2 を除くと約 9.5%であ てA区域約32,600m²、B区域約28,800 る。 m²、C区域約 12,500m²であり、合計約 事業予定地北側の主要市道東海 73,900m²の緑地等を整備する計画であ 橋線、東側の主要市道江川線等の歩 緑化率はA区域約 23.6%、B区域約 道沿いには、落葉樹の中高木及び低 23.0%、 C 区域約 25.5%で、全体で約 木等が街路樹として植栽されてい る。また、事業予定地南東側にある 23.7%となる。 事業予定地は 3 つの区域に分かれる 港北公園及び港区役所等の公共施 設には、中高木、低木及び地衣類が ものの、新設する緑地等は、区域間の連 続性に配慮することで、事業予定地全体 植栽された緑地がみられる。 としてまとまりのある豊かな緑地空間 が形成されるものと予測される。特に、 A区域の南側及び東側に植栽する緑地 は、港北公園並びに主要市道江川線沿い の街路樹との連続性に配慮し、調和を図 ることにより、地域として一体感のある 豊かな緑地空間が形成されるものと予 測される。このような緑化計画により、 事業予定地及びその周辺に、既存植栽を 上回る豊かで一体感のある快適な都市 環境が、新たに形成されるものと予測さ れる。

環境の保全のための措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う。
- ・緑地の維持・管理に関する年間スケジュール を立て、清掃、灌水、病害虫の駆除等を計画 的に行う。
- ・ 樹種の選定に際しては、在来種を積極的に使用する。
- ・透水性・保水性舗装の採用に努める。

予測結果によると、事業予定地内に中高木等の植栽を行うことにより、事業予定地全体で約73,900m²の緑地が整備され、緑化率は約23.7%である。緑地等の整備により、周辺との調和が図られ、一体感のある緑地空間が形成されるものと判断する。

また、区域別に緑化率をみても、23.0~25.5%であり、全ての区域において、工業地域等で求められる緑化率の最低限度である15%を上回るとともに、現況の緑化率も上回る。

本事業の実施にあたって、環境の 保全のための措置を講ずることによ り、良好な緑地環境の維持に努める。

第4部 事後調査に関する事項

環境影響評価を行った環境要素に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及 び環境保全措置の妥当性を検証することを目的として、事後調査を実施する。

事後調査計画は、表 4-1 に示すとおりである。

なお、事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討するとともに、必要に応じて追加的に調査を行う。また、全調査事項について、市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。

表 4-1(1) 事後調査計画

_	1		ı	
環境要素	調査事項	調査方法	調査場所	調査時期
大 気 質	解体工事による粉	市民等からの苦情があっ	事業予定地	解体工事中
	じん	た場合には、その内容及	周辺	<予定時期>
		び対処方法並びにその後		・1 期工事(C区域:解体工事中)
		の状況を調査する。		・1 期工事(A区域:解体工事中)
				・1 期工事(B区域:解体工事中)
				・2期工事(B区域:解体工事中)
	建設機械の稼働に	工事施行者へのヒアリン	事業予定地	建設機械からの大気汚染物質の
	よる大気汚染(二酸	グや管理資料等の確認に	内	排出量が最大と想定される時期
	化窒素及び浮遊粒	より、建設機械の配置及		<予定時期>
	子状物質)	び稼働状況を調査する。		・1 期工事 (C区域:解体・建設
				工事) 工事着工後1~12ヶ月目
				・1 期工事(A区域:解体・建設
				工事) 工事着工後12~23ヶ月目
				・2期工事(B区域:解体・建設
				工事) 工事着工後76~87ヶ月目
	工事関係車両の走	自動車交通量(一般車両	予測場所と	工事関係車両からの大気汚染物
	行による大気汚染	及び工事関係車両)及び	同じ地点	質の排出量が最大と想定される
	(二酸化窒素及び	走行速度を調査する。		時期 (平日及び休日の各1日)
	浮遊粒子状物質)			<予定時期>
				・1期工事(C区域のピーク時
				期:工事着工後10ヶ月目)
				・1期工事(A及びB区域のピー
				ク時期:工事着工後17ヶ月目)
				・2期工事(B区域のピーク時
				期:工事着工後80ヶ月目)
	熱源施設の稼働に	施設管理者へのヒアリン	事業予定地	供用時(1期工事及び2期工事の
	よる大気汚染	グや管理資料等の確認に	内	各完了後) の熱源施設の稼働が定
		より、排出ガス量及び排	(各排気口)	常状態となる時期
		出ガス中の窒素酸化物濃		
	due the one the one steet	度を調査する。		de II the He Nda - I
	新施設等関連車両	自動車交通量(一般車両	事業予定地	新施設等関連車両からの大気汚
	の走行(事業予定地	等)及び走行速度を調査	内 (駐車場)	染物質の排出量が最大と想定さ
	内設置駐車場)によ	する。		れる時期
	る大気汚染(二酸化			(1期工事及び2期工事の各完
	窒素及び浮遊粒子			了後の定常状態時期)
	状物質)		- No. 100	
	新施設等関連車両	自動車交通量(一般車両	予測場所と	新施設等関連車両からの大気汚
	の走行(事業予定地	等)及び走行速度を調査	同じ地点	染物質の排出量が最大と想定さ
	周辺道路)による大	する。		れる時期(1期工事及び2期工事
	気汚染(二酸化窒素			の各完了後の定常状態時期)
	及び浮遊粒子状物質)			

表 4-1(2) 事後調査計画

環境要素	調査事項	表 4-1(2) 事後 調 査 方 法	調 査 場 所	調査時期
騒 音	建設機械の稼働による騒音	「特定建設作業に伴って 発生する騒音の規制3年厚 する基準」(昭和43年厚 生省・建設省告示第1号) に基づく方法に工事施行 で基立する。また、工事施行理 といる。また、グや管理 といるのと のの配置及びな働 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	事敷建稼騒大とる地、のるもるれのあるものである。	建設機械の稼働による騒響が大きくなると想定される時期(各時期1回) <予定時期> ・1期工事(C区域)解体・建設工事着工後3ヶ月目・1期工事(C区域)建設工事:工事者工後5ヶ月目・1期工事(A区域)解体・建設工事者工後15ヶ月目・1期工事(A区域)建設工事:工事者工後22ヶ月目・2期工事(B区域)解体・建設工事者工後22ヶ月目・2期工事(B区域)解体・建設工事者工後83ヶ月目・2期工事(B区域)建設工事:工事者工後83ヶ月目・2期工事(B区域)建設工事:工事者工後83ヶ月目
	工事関係車両の走 行による騒音	「騒音に係る環境基準に ついて」に基づく方法に より調査する。また、自 動車交通量(一般車両及 び工事関係車両)及 行速度も併せて調査す る。	予測場所と同じ地点	工事関係車両の走行による影響 (合成騒音レベル)が最大と想定 される時期(平日及び休日の各6〜 22時) <予定時期> ・1期工事(C区域のピーク時期: 工事着工後10ヶ月目) ・1期工事(A及びB区域のピーク時期:工事着工後17ヶ月目) ・2期工事(B区域のピーク時期: 工事着工後80ヶ月目)
	熱源施設の稼働による騒音	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)に基づく方法により調査する。	敷地境界で、	供用時(1期工事及び2期工事の 各完了後)の熱源施設の稼働が定 常状態となる時期
	新施設等関連車両 の走行関係車両の 走行による騒音	「騒音に係る環境基準に ついて」に基づく方法に より調査する。また、自 動車交通量(一般車両) 及び走行速度も併せて調 査する。	予測場所と 同じ地点	新施設等関連車両の走行による影響(合成騒音レベル)が最大と想定される時期(平日及び休日の各6時〜翌日6時) <予定時期> 供用時(1期工事及び2期工事の各完了後の定常状態時期)

表 4-1(3) 事後調査計画

環境要素	調査事項	調査方法	調査場所	調査時期
振動	建設機械の稼働による振動	「振動規制法」に基づく 方法により調査する。ま た、工事施行者へのヒア リングや管理資料等の確 認により、建設機械の配 置及び稼働状況も併せて 調査する。	事敷建稼振大とる地、のるもるれのあるもるれ	建設機械の稼働による振動の予測を行った工種毎に最も影響が大きくなると想定される時期(各時期1回) <予定時期> ・1期工事(C区域:解体・建設工事)工事着工後3ヶ月目・1期工事(A区域:解体・建設工事)工事着工後15ヶ月目・1期工事(A区域:建設工事)工事着工後19ヶ月目・2期工事(B区域:解体・建設工事)工事着工後76ヶ月目・2期工事
	工事関係車両の走行による振動	JIS Z 8735に定める方法 により調査する。また、 自動車交通量(一般車両 及び工事関係車両)及び 走行速度も併せて調査す る。	予測場所と同じ地点	工事関係車両の走行による影響 (等価交通量)が最大と想定される時期(平日及び休日の各6~22 時) <予定時期> ・1期工事(C区域のピーク時期: 工事着工後10ヶ月目) ・1期工事(A及びB区域のピーク時期:工事着工後17ヶ月目) ・2期工事(B区域のピーク時期: 工事着工後80ヶ月目)
	新施設等関連車両の 走行による振動	JIS Z 8735に定める方法 により調査する。また、 自動車交通量(一般車両) 及び走行速度も併せて調 査する。	予測場所と同じ地点	新施設等関連車両の走行による影響(等価交通量)が最大と想定される時期(平日及び休日の各6時〜翌日6時) <予定時期> 供用時(1期工事及び2期工事の各完了後の定常状態時期)
低周波音	熱源施設の稼働に起 因する低周波音	「低周波音の測定に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁)に基づく方法による。	事敷熱稼低影く測点予環施に波がるれて変いるのき予地	供用時(1期工事及び2期工事の各完了後)の熱源施設の稼働が定常状態となる時期

表 4-1(4) 事後調査計画

環境要素	調査事項		調査場所	調査時期
水質	工事中に発生する水	「水質汚濁防止法施行規	各沈砂設備	工事期間中の水の濁りが最大と想
•	質汚濁物質(pH、SS、	則」(昭和46年総理府・通	の排出口	定される時期(各時期1回)
底 質	カドミウム、鉛、砒	商産業省令第2号)に基づ		・1期工事中(C区域)
	素、総水銀、ベンゼ	く測定方法による。		・1期工事中(A区域)
	ン)の濃度			・1期工事中(B区域)
				・2期工事中(B区域)
	熱源施設の運河水循	施設管理者へのヒアリン	港北運河の	供用時(1期工事完了後の熱源施
	環による温度差利用	グや管理資料等の確認に	取水口・放流	設の稼働が定常状態となる時期)
	に伴う運河水への影	より、水温調査及び水利	口	
	響	用の管理状況を確認す		
		る。		
		名古屋市測定の既存資料	中川運河(東	
		により、中川運河の水温	<u>海橋)</u>	
		を把握する。	NI II NEEL NEEL	
	熱源施設の運河水循	目視による取水・放流状	港北運河の	供用時(1期工事完了後の熱源施
	環による底泥の舞い	況及び施設管理者に管理	取水口・放流	設の稼働が定常状態となる時期)
11k - T - L.	上がりの影響	状況を確認する。		
地下水	工事中の掘削等の土	工事施行者へのヒアリン	事業予定地	工事中(1期工事中及び2期工事
	工による地下水への 影響	グや管理資料等の確認に	内	中における掘削工事中)
	永晉	より、掘削時における施 工状況等を確認する。		
土 壌	工事中の土工による	工事施行者へのヒアリン	事業予定地	工事中(1期工事中及び2期工事
上 家	基準不適合土壌の飛	グや管理資料等の確認に	事来] 足地 内	中における掘削工事中)
	散の影響	より、掘削時における施	1 1	
	100 00 700 11	工状況等を確認する。		
	未調査区域の調査結	「土壌汚染対策法」等に	事業予定地	工事中(1期工事中)
	果等	基づく調査方法による。	内	
景 観	眺望の変化	写真撮影による方法によ	予測場所と	存在時(1回)
		り調査する。	同じ地点	<予定時期>
				供用時(1期工事及び2期工事の
				各完了後)
廃棄物等	工事中に発生する廃	工事施行者へのヒアリン	事業予定地	工事中
	棄物等の種類、量及	グや管理資料等の確認に	及びその周	<予定時期>
	び再資源化量	より、廃棄物の発生量、	辺	・1期工事中(C区域)
		搬入先、処理方法、有効		・1期工事中(A区域)
		利用の方法及び再資源化		・1期工事中(B区域)
	存在・供用時に発生	率について調査する。	東 光 マ ウ w	・2 期工事中(B 区域)
	存任・供用時に発生 する事業系及び家庭	施設管理者へのヒアリン グや管理資料等の確認に	事業予定地内	供用時 <予定時期>
	9 る事業示及び家庭 系廃棄物等の種類、	より、事業系廃棄物の発	L1	大力を耐効と 供用時(1期工事及び2期工事の
	ポ焼来が守め権類、 量及び再資源化量	生量及び再資源化量を調		各完了後)
	里 次 0 行 貝 伽 L 里	査する。		
温室効果	工事中に発生する温	工事施行者へのヒアリン	事業予定地	工事中
ガス等	室効果ガスの種類及	グや管理資料等の確認に	内	一
	び量	より、原材料の追跡等が		工事中(1期工事及び2期工事期
		可能な範囲内において、		間中)
		建設資材の使用に伴う温		
		室効果ガスの排出量につ		
		いて調査する。		

表 4-1(5) 事後調査計画

環境要素	調査事項	調査方法	調査場所	調査時期
温室効果ガス等	存在・供用時に発生 する温室効果ガスの 種類及び量	施設管理者へのヒアリングや管理資料等の確認により、新建築物の存在・供用に伴うエネル出量にの使用に伴う排出の調ででは、可能な範囲の調でで、び緑化・植栽の関いて、び緑化・炭素の算出を行う。	事業予定地内	存在・供用時(1年) 供用時(1期工事及び2期工事の 各完了後)
	オゾン層破壊物質	工事施行者へのヒアリングや管理資料等の確認により、解体工事におけるフロン類の処理方法について調査する。	事業予定地内	解体工事中 <予定時期> ・1期工事(C区域:解体工事中) ・1期工事(A区域:解体工事中) ・1期工事(B区域:解体工事中) ・2期工事(B区域:解体工事中)
日照阻害	日影の影響の程度	市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。	事業予定地周辺	存在時 〈予定時期〉 供用時(1期工事及び2期工事の 各完了後)
電波障害	電波障害の程度	市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。また、電波障害が予測された地域において採用した電波障害対策の方法を調査する。	事業予定地周辺	存在時 <予定時期> 供用時(1期工事及び2期工事の 各完了後)
安全性	工事の実施に伴う自動車交通量	方向別に大型車類及び小型車類の2車種に分類し、数取り器により調査する。また、工事関係車両台数も併せて調査する。	予測場所と 同じ工事関係 車両出入口	工事関係車両台数が最大と想定される時期(平日及び休日の各7~19時) <予定時期> ・1期工事(C区域のピーク時期: 工事着工後10ヶ月目) ・1期工事(A及びB区域のピーク時期:工事着工後17ヶ月目) ・2期工事(B区域のピーク時期:工事着工後80ヶ月目)
	工事の実施に伴う工 事関係車両と歩行者 及び自転車との交錯	工事関係車両、二輪車、 歩行者及び自転車交通量 に分類し、数取り器によ り調査する。	予測場所と同じ区間	工事関係車両台数が最大と想定される時期(平日及び休日の各7~19時) <予定時期> ・1期工事(C区域のピーク時期: 工事着工後10ヶ月目) ・1期工事(A及びB区域のピーク時期:工事着工後17ヶ月目) ・2期工事(B区域のピーク時期:工事者工後80ヶ月目)

表 4-1(6) 事後調査計画

環境要素	調査事項	調査方法	調査場所	調査時期
安全性	供用に伴う自動車交通量	方向別に大型車類及び小型車類の2車種に分類し、数取り器により調査する。また、新建築物関連車両台数も併せて調査する。	予同び新連 所間集 が連 入口	供用時(平日及び休日の各6時〜翌日6時) <予定時期> 供用時(1期工事及び2期工事の各完了後の定常状態時期)
	供用に伴う歩行者及 び自転車交通量	方向別に歩行者及び自転 車に分類し、数取り器に より調査する。また、施 設利用者数も併せて調査 する。	予測場所と 同じ区間及 び施設利用 者出入口	供用時(平日及び休日の各6時〜翌日6時) <予定時期> 供用時(1期工事及び2期工事の各完了後の定常状態時期)
	供用に伴う新建築物 関連車両と歩行者及 び自転車との交錯	新建築物関連車両、歩行 者及び自転車交通量に分 類し、数取り器により調 査する。	予測場所と同じ区間	供用時(平日及び休日の各6時〜翌日6時) <予定時期> 供用時(1期工事及び2期工事の各完了後の定常状態時期)
	供用に伴う、エコス テーション等での危 険物の使用に対する 安全性	施設管理者へのヒアリングや管理資料等の確認により、安全対策や危険物の管理の状況を調査する。	事業予定地 内	供用時 (1期工事完了後の対象と する施設稼働後)
緑地等	緑地等の位置、樹種、 面積、緑化率及び周 辺との調和	現地踏査により緑地等の 状況を調査する。また、 施設管理者へのヒアリン グや管理資料等の確認に より、維持管理の状況を 調査する。	事業予定地及びその周辺	存在時 <予定時期> 供用時(1期工事及び2期工事の 各完了後)

第5部 環境影響評価手続き

に関する事項

第1章	環境影響評価手続きの手順 ・・・・・・・・665
第2章	評価書作成までの経緯 ・・・・・・・・・・667
第3章	市民等の意見の概要及び
	市長の意見に対する事業者の見解 ・・・・・・668

第1章 環境影響評価手続きの手順

本事業の手続きは、以下のフローに示すとおりである。「名古屋市環境影響評価条例」 (平成 10 年名古屋市条例第 40 号) に基づく環境影響評価の手続きのあらましは図 5-1-1 に、評価書の作成手順は図 5-1-2 に示すとおりである。

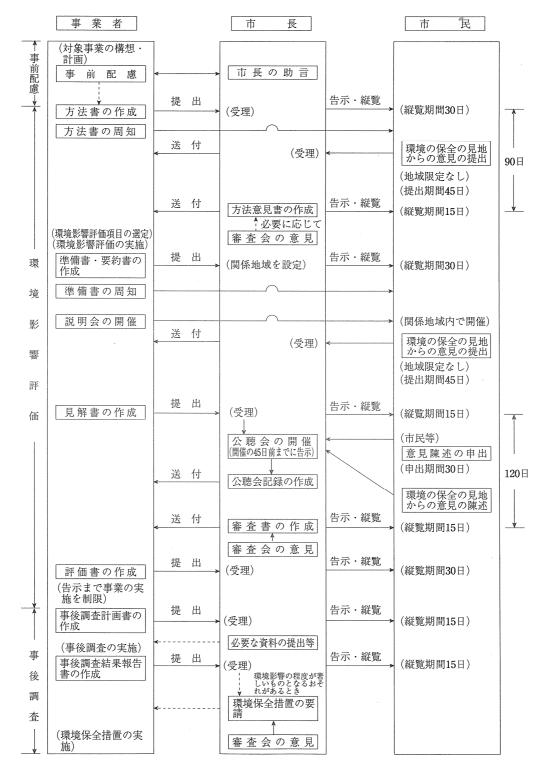


図 5-1-1 環境影響評価の手続きのあらまし

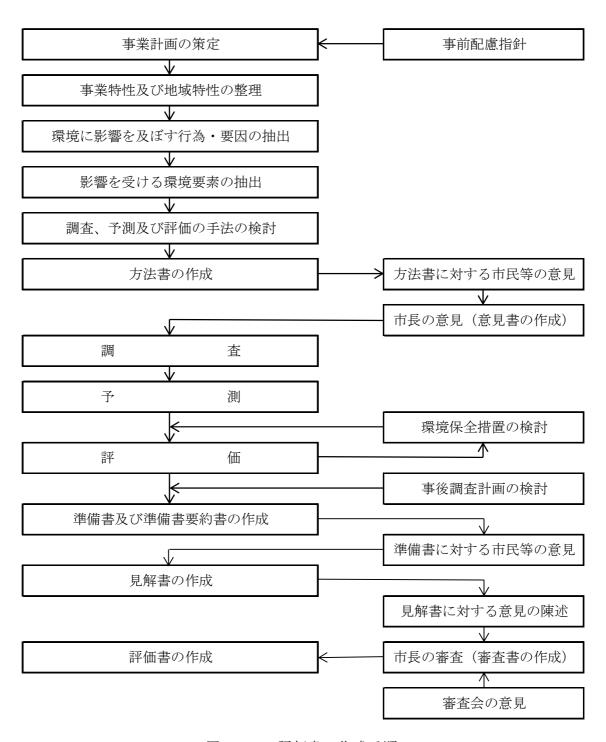


図 5-1-2 評価書の作成手順

第2章 評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯は、表 5-2-1 に示すとおりである。

表 5-2-1 評価書作成までの経緯

事	 項	内容
方 法 書	提出年月日	平成 25 年 3 月 22 日
	縦覧(閲覧)期間	平成 25 年 4 月 2 日から 5 月 1 日
	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16 区役所、名古屋市環境学習センター
	(閲覧場所)	(東邦ガス株式会社本社、東邦ガス株式会社生産計画部港明・空見用地管理事務所)
	縦 覧 者 数(閲覧者数)	15 名 (0 名)
方法書に対する	提出期間	平成 25 年 4 月 2 日から 5 月 16 日
市民等の意見	提 出 件 数	3 件
方法書に対する	縦 覧 期 間	平成 25 年 7 月 3 日から 7 月 17 日
市長の意見 (方法意見書)	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16 区役所、名古屋市環境学習センター
	縦 覧 者 数	2名
準 備 書	提出年月日	平成 26 年 5 月 12 日
	縦覧(閲覧)期間	平成 26 年 5 月 27 日から 6 月 25 日
	縦 覧 場 所 (閲覧場所)	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 熱田区役所、港区役所、名古屋市環境学習センター、 港生涯学習センター (東邦ガス株式会社本社)
	縦 覧 者 数 (閲覧者数)	12名 (0名)
	説開催日	平成 26 年 6 月 17 日
	明場所	東邦ガス業務用ガス機器ショールーム
	会参加人数	69 名
準備書に対する	提出期間	平成 26 年 5 月 27 日から 7 月 10 日
市民等の意見	提出件数	3件
見 解 書	提出年月日	平成 26 年 8 月 26 日
	縦 覧 期 間	平成 26 年 9 月 4 日から 9 月 18 日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 熱田区役所、港区役所、名古屋市環境学習センター、 港生涯学習センター
	縦 覧 者 数	7名
公 聴 会	開催年月日	平成 26 年 10 月 25 日
	開催場所	名古屋市立港楽小学校体育館
	陳 述 人 数	1名
	傍 聴 人 数	19 名
審 査 書	縦 覧 期 間	平成 26 年 11 月 28 日から 12 月 12 日
	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 熱田区役所、港区役所、名古屋市環境学習センター、 港生涯学習センター
	縦 覧 者 数	3名
事業内容の変更	届出年月日	平成 26 年 12 月 8 日

注)「名古屋市環境影響評価条例」の一部が改正され、平成25年4月1日に施行されたが、本事業においては、計画段階配慮の手続きは、経過措置により適用されない。

第3章 市民等の意見の概要及び市長の意見に対する事業者の見解

3-1 方法書における意見に対する事業者の見解

(1) 市民等の意見の概要に対する事業者の見解

方法書に対する市民等の意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。方法 書に対する市民等の意見の提出件数は3件、意見の数は49件であった。

また、「名古屋市環境影響評価条例」第 12 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見に該当しない意見が 2 件提出された。

表 5-3-1 市民等の意見の提出件数、項目及び意見数

提出件数	意見の項目	意見数
3 件	対象事業の名称、目的及び事業所の所在地	12
	事前配慮の内容	9
	事業予定地及びその周辺地域の概況	6
	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法	22

① 対象事業の名称、目的及び事務所の所在地

項目	差	f 見	D	概	要	
対象事業の内容	提案	創造する事 別地よ 8kmの 大のようのない 大の大力を 大の大力を 大の大力を 大の大力を 大の大力を 大の大力を 大の大力を 大の大力を 大の大力を 大の大力を 大の大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を	を足の、所人専のと、所人のでは、所入のでは、所人のでは、所人のでは、またのでは、ののでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	きす。 い工場・創 い が い が い が い だ れ に え え れ た れ に る に る に る に る に る に る に る に る に る に	す庫等を立 なを整備し は橋の遠回 その緑地率を	ち退かせ、名 、荒子川公園 りになるのを を良くする。 高め住みやす
	い。 「港明用地開発につまれた」 大古」と 名古し、 名古し、 名古し、 で で で で で が が る が と が る と と が る が と が る と と が る が る	を 思 と 思 び 発 展 経 区 の 発 展 経 と 思 と 思 と 思 と 思 さ 者 と と ま さ と も と も さ る も る も る る る る る る る る る る る る る る	のため一日 と)ゾーン、 とが協力し いたします	学校(専 ン合って生	門学校)医 E活でき未	療関係ゾーン来に夢がある

	事	業	者	の	見	解			本文対応頁
本事業においては に散策などができ す。 なお、事業予定地 くものです。	る親々	水空間	の整備	など、	可能な	・ 範囲で	配慮してお	りま	p. 2, 5, 8
頂きましたご意見 る先進的なまちづ 様な人々が集い交 早期の事業実現に	くり」 流する	、「地域	成防災(こ資す あるま	る災害に	こ強いま	きちづくり」	、「多	p. 2, 5~8

項目	意見の概要
対象事業の 内容	p5「ガスと電気の併用方式」では予測・評価できない。大気汚染にとって最悪の場合はどんな場合がどの程度あるかを明記しないと、それにあわせた調査方法への意見がだせない。
	p 5 「運河水を間接的に熱利用することにより、運河水自体の水質には影響を与えない方式」という表現はおかしい。水質には温度が含まれている。水質汚濁防止法では、第一条(目的)「この法律は、・・・公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、」とされ、第二条(定義)第2項で「特定施設」は「化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目・・・に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものである」要件を備えるものとされている。こうしたことから、発電所のアセスメントでは温排水の予測・評価は不可欠なものとされている。また、p82の水質予測:供用時:熱源施設の稼働:予測事項で「熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響
	の程度」をあげており、水質の一環としてとらえている。 p 5 「エネルギー供給対象は・・・・今後の状況に応じて、他地区への供給も検討する。」は具体的にはどんなことを考えているのか。施設規模の拡大まで考えているのかなど、方法書に対する意見が出せるような計画を示すべきである。 p 6 土地利用計画図には、縮尺を入れるべきである。
	p 6 エネルギー施設 A と B は道路を隔てただけで隣り合っているが分割する意味はあるのか。 p 6 開発関連区域として、A 区域と B 区域の間にある J R 貨物名古屋港線
	との交差部 3 ヵ所は、高架なのか、地下道なのか。また、A 区域の東側にある部分は何なのか。 p 9 の道路計画、工事計画などから、いずれも地区内幹線道路と推定されるが、なぜこのように開発関連区域という曖昧な単語を用いるのか。

事業者の見解	本文対応頁
エネルギー施設の概要は、本準備書 p 12~18 に記載しました。 本準備書 p 13,14 の図 1-2-8 エネルギー施設の基本フローに示すとおり、 大気質に係る都市ガスを使用する機器は、ガスエンジン発電機及び冷温水 機を計画しています。大気質の予測に当たっては、機器の最大の稼動状況	p. 12~18
等を検討して予測条件を設定しました。	p. 190
本事業の運河水利用では、汚濁物質は排出せず、熱のみを利用する計画であり、本準備書 水質・底質の項目で「熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響」を予測・評価しました。	p. 395~403
エネルギー施設A及びBでは、電気は、ガスコージェネレーションや太陽 光の発電電力と、電力会社からの購入電力を併せて、A及びB区域の電力 を一括管理します。熱源については、A及びB区域の住宅以外の施設へ供 給する計画です。現時点では、本事業予定地のA及びB区域内への供給を 前提としていますが、今後の状況に応じて、関係機関との協議を行い他施 設への供給も検討します。	p. 5~6
100mのスケールバーを記載しておりますが、スケールは約 1/5,000 です。	p. 10~11
エネルギー施設AとBは JR 貨物名古屋港線により隔てられた位置関係にあります。本事業は1期と2期に分け、段階的に整備を行う計画で、エネルギー施設Aは1期工事で建設しA区域へエネルギー供給を行う計画です。また、エネルギー施設Bは2期工事で建設し、B区域へエネルギー供給を行う計画です。	p. 10~14
JR貨物名古屋港線との交差部のうち南側2箇所は現在もアンダーパスとして存在します。北側の1箇所の構造はアンダーパスで計画しています。A 区域の東側にある部分(開発関連区域)は既存道路です。 開発区域は開発行為の範囲であり、開発関連区域は、開発区域外で開発行為と関連して道路などの整備を行う区域のことです。	p. 11, 23

項目	意見の概要
対象事業の 内容	p8開発事業の概要の地域・地区が、※1「現在の用途地域の状況を記載している」とあるが、開発のじゃまになるので、将来的に用途地域を変更する予定なのか。
	p8開発事業区域面積約31.2haには、これらの「開発関連区域を除く」としてあるが、何を意味しているのか不明である。
	p 8 開発事業の用途毎の土地の面積には、それぞれの用途毎の駐車場面積・台数を入れるべきである。このままでは環境に悪影響を与える自動車交通がどの程度かが判断できず、方法書への意見が不十分となる。
	p9「地区内幹線道路を整備する。」「事業予定地内の外周道路(江川線、中川運河東線など)」とあるが、具体的な路線位置、幅員を示すべきである。「通過交通の流入の回避、商業来街車両の滞留対応、住宅地への緩衝緑地の確保などを考慮した道路形状とする。」がどのように実現できているかを判断し、方法書への意見提出に必要である。

事業者の見解	本文対応頁
用途地域の変更はありません。本準備書では、※1「現在の用途地域の状況を記載している」は削除します。	p. 19
都市計画法第4条第12項に係る開発面積が約31.2haであり、開発関連区域(方法書p6図2-4-2参照)の面積は含まないことを示しています。	p. 3, 10, 19
それぞれの用途毎の駐車場台数は、本準備書 p.20 開発事業の概要に記載しました。	p. 20
地区内幹線道路には歩道を設け、歩行者が安全に歩行できる空間を整備します。事業予定地内で江川線、中川運河東線に接する部分は、既存道路歩道と連続した歩行者用の空間(歩道状空地)を整備します。	p. 22~24

② 事前配慮の内容

項目	意見の概要
事業計画地 の立地及び 土地利用に 際しての配 慮	p11 土地利用の事前配慮で、環境負荷の低減について「公共交通機関及び主要市道からの適切なアクセスが出来る計画とする。」とあるが、開発区域内での自動車交通需要抑制、地区内幹線道路は流入交通を排除する構造とすることを追加すべきである。
建設作業時を想定した配慮	p12建設時の配慮で、生活環境の保全について「その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。」とあるが、資料7 騒音に係る規制:特定建設作業に係る騒音の基準(資-20)であきらかなように、規制基準値だけではなく、作業時間(深夜禁止)、1日の作業時間(10、14時間未満)、作業期間(連続7日未満)、作業日(日曜、休日でないこと)について、特定建設作業と同様に「規制基準を遵守」することにすべきである。
	p12建設時の配慮で、生活環境の保全について、工事関係車両の走行による公害の防止で、走行ルートの分散化、安全走行、アイドリングストップしかないが、使用する工事車両の選定基準を定めるため、愛知県の「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を遵守することを追加すべきである。
	p12建設時の配慮で、生活環境の保全について「事業予定地の土壌汚染の状況及び土壌・地下水浄化対策等の状況を踏まえ、工事計画の策定を行う。」とあるが、カドミウム、全シアン、鉛、砒素、総水銀及びベンゼンの 6 物質が環境基準を超えて検出されていた事実があるのだから、どのような工事計画を策定するかを明記すべきである。例えば、掘削を最低限とするため深い基礎工事が必要な高層建築はやめるとか、掘削土砂は土壌分析をするなどが必要である。
施設の存在・供用時 を想定した 配慮	p14供用時の配慮で、生活環境の保全(交通安全の確保)について「道路沿いには歩道状空地を配し、歩車分離を図る。」とあるが、まず、歩道状空地とはどのようなものか、その幅員はどれくらいかなどを明記すべきである。

事業者の見解	本文対応頁
土地利用における自動車交通については、環境と交通負荷の両面に配慮した、適切な構造を検討しました。	p. 22~34
「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に係る騒音の基準に従い、用途地域にかかわらず、適切な工事計画を立案しました。 なお、その他の作業における作業時間・作業期間・作業日については、今後の施工計画の中で配慮してまいります。	p. 266
工事関係車両については、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制 等に関する要綱」(愛知県)に基づいて、可能な限り対応してまいります。	p. 185
工事計画については、施設配置計画とあわせて検討し、本準備書の土壌の項目で予測・評価しました。	p. 421~423
歩道状空地は、「道路に沿って設ける歩行者用の空地」です。幅員については、代表的な断面を本準備書 p. 23, 24 に記載しました。	p. 23, 24

項目	意見の概要
施設の存在・供用時 を想定した 配慮	p14 供用時の配慮で、生活環境の保全(交通安全の確保)について、p36 自転車断面交通量でA区域東側の江川線で平日2,236 台という現状と、昨 今の自転車利用拡大に対応するため、専用の自転車道を設置する計画とす べきである。
	p15供用時の配慮で、環境負荷の低減(自動車交通)で「交通渋滞の防止」「公共交通機関の利用促進」しかないが、「通過交通の排除、自動車交通需要抑制」を追加し、その内容を示すべきである。
	p15供用時の配慮で、環境負荷の低減(水資源)で「地上部仕上材の検討により、地下水の涵養、地表面からの蒸散の促進を図る。」とあるが、地上部仕上材を具体的に、駐車場、歩道、車道にわけ、どのように仕上げるのかを明記すべきである。
	p16供用時の配慮で、環境負荷の低減(地球環境)で「搬送動力の低減」とあるが、具体的には何をするのか不明である。大温度差送水システム、低温送風空調システム、空気調和用搬送エネルギー効率化システムなどで考えられるが、すべてなのか、その温度差をどれぐらいにするのかなどを明記すべきである。

事業者の見解	本文対応頁
事業予定地内に専用の自転車道を設置する計画はありません。なお、駐輪場の位置等、自転車を利用される方へも配慮した計画としてまいります。	p. 22~24
土地利用における自動車交通については、環境と交通負荷の両面に配慮した、適切な構造を検討しました。	p. 22~34
地上部仕上げの考え方は、本準備書の緑地等の項目で記載しました。敷地内に周辺と調和が図られ、一体感のある緑地空間を形成し、緑化率 20%以上を確保する計画です。また、歩道等には、透水性・保水性舗装の採用に努めます。	p. 595~598
搬送動力の低減とは、空調システムにおいて、温度差や制御方法等の検討により、ポンプや送風機関係の電気使用量を削減することを考えています。	p. 53

③ 事業予定地及びその周辺地域の概況

項 要 意 見 \mathcal{D} 概 社会的状况 p 44 関係法令:規制基準等で(カ)地盤について、恒常的な地下水揚水規 制しかふれていないが、今回の事業に関係する可能性のある地下水ゆう出 を伴う掘削工事についての規制内容をこの部分で記載すべきである。資料 -10には「ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78cm2 を超える場合、地下掘削工事施工に係る届出が必要」とだけは記載してあ るが、もっとも大事な「第79条地下水のゆう出を伴う掘削工事を施工す る者は、周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。」、また、届出すればすむのではなく「第 81条 前条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところによ り、地下水のゆう出量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければ ならない。」、最後に市長の青務(地下掘削工事に係る指導)として「第82 条 市長は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下 水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地下掘削工 事を施工する者に対し、工事の方法等について必要な指導及び助言を行う ことができる。」の3点を追加記載する必要がある。 p 45 関係法令:規制基準等で(キ)土壌で、水質汚濁防止法、土壌汚染対 策法の一般的な規定と、「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更 時要届出区域に指定されていない。」ことだけが、記載されているが、この 開発予定地は要措置区域の規定が出来る前に、カドミウム、全シアン、鉛、 砒素、総水銀及びベンゼンの6物質が環境基準を超えて検出され、対策を 実施してきたことから、要措置区域の指定がされていないだけであり、要 措置区域並みの事実があったことを明記すべきである。 p 56 の自然的状 況:③土壌汚染と資料14に示すだけでは不十分である。 自然的状况 p 56 自然的状況:土壌汚染で、人為的汚染がい かにも自然的要因であるかのような扱いなの で、この部分に自社の操業による土壌、地下水 汚染を含めるべきではない。 また、「A 及び B 区域の一部には・・・基準不適合土 壌が残置している」とある内容を正確に、その 位置、容量、どの項目が基準をどれだけ超えて いるかを明記すべきである。

事業者の見解	本文対応頁
本事業は、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78cm ² を超える設備を用いて、湧出水を伴う掘削工事を施工しようとする 場合、名古屋市長に関係事項を届け出るとともに、同条例を遵守し、進め てまいります。 なお、この旨は、本準備書 p. 417 に記載しました。	p. 82, 417
A及びB区域は、「名古屋市土壌汚染対策指導要綱」(名古屋市、平成 11年)、C区域は「名古屋市環境保全条例」に基づくとともに、「名古屋市土壌及び地下水汚染対策検討委員会」の助言を受けて、土壌、地下水の調査、並びに浄化対策を進め、すべての区域において、平成 24年2月までに対策工事を終了しています。 A区域には、ゴルフ練習場など、現在、営業・利用されているエリアである未調査エリアがありますが、今後、現況施設の解体と合わせて調査を行います。また、「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市の指導を受けながら、適切な対応を図ってまいります。なお、土壌は、環境影響評価項目に選定しており、本準備書で予測・評価しました。	

項目意見の概要

自然的状況

p57 自然的状況:地下水では、環境基準不適合が「港区・・・各年度に 1 地点、熱田区・・・23 年度に 3 地点」という状況を、それぞれの位置、不適合項目などを記載し、自社の操業による土壌、地下水汚染の影響が周囲に及んでいないかを検討し、追記する必要がある。

p57 自然的状況:地下水では、「調査対象区域では、地下水調査は行われていない。」とあるが、意識的な汚染隠しである。文意や出典からすると、この部分は名古屋市が毎年、水質汚濁防止法に基づき調査している「地下水の水質常時監視」であるが、例えば23年度結果は、3種類の調査を含んでいる。

(2) 定期モニタリング調査 (汚染の継続的な監視:過去の概況調査 (メッシュ調査) 等で環境基準を達成しなかった 17 地区 29 地点、事業者からの報告等で汚染が判明した 9 地区 15 地点)、(3)汚染井戸周辺地区調査(平成 23 年度の概況調査において環境基準を達成しなかった 1 地区 2 地点及び事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した 7 地区 28 地点)とであり、汚染井戸周辺地区調査もこの地下水調査の一環であり、平成 13 年 3月 28 日に「名古屋市は、東邦ガス㈱が実施した地下水調査の結果、環境基準を超過した全シアン、鉛、砒素及びベンゼンの 4 物質について、旧港明工場跡地の周辺にある 3 地点の井戸で 2月 15 日に調査を実施した」と記者発表している。10 年以上前に発覚したが、その対策が平成 24 年 2 月までかかっている(p56)。この事業予定地について重要な事実をこの部分で正確に記載すべきである。

p 65 道路交通騒音の状況が平成 20 年度と古すぎる。名古屋市がこの程度 の調査しかしていない問題は残るが、十分な現地調査が必要である。特に 市道江川線は都市高速道路の工事により、大きな被害が出ている。その状 況を正確に把握する必要がある。

									ı
	事	業	者の	見	1	解			本文対応頁
環境基準不通	適合が確認	された位	置、不適合項	頁目	は以	下のとは	さりです	0	
_	測定年	度	調査地点		測	定項目			p. 96
	平成 19~2	23年度	港区川間町		ほう	素			
	平成 23 年	·度	熱田区古新	町	\$	索			
			(3 地点)						
	平成 24 年	·度	港区川間町		ほう	素			
			港区汐止町		砒素				
			熱田区古新	町	5-	素			
なお、ほう素	₹、ふっ素、	、砒素に	こついては、事	事業	予定均	也の操業	美 状況等	の過去	
の土地利用等	等の経緯に:	おいて、	使用履歴はあ	あり	ません	ん。			
方法書 p 57	では、「平原	戊 19~2	3 年度 公共月	1		周辺井戸水の	水質調査結果		
水域及び地	下水の水質	常時監視	見結果」(名言	5		1	2	単位: mg/L 3	p. 409
屋市)を整理	里しました	。資料-	-14(方法書 I	р	調査地点	熱田区八番 二丁目	港区いろは町	港区七番町	
資-33) におり	いて記載し	た、平原	戊13年2月1		調査日 日港明工	2月15日	2月15日	2月15日	
日に名古屋す	市が実施し	た地下	水調査結果に		場跡地か らの距離	北800m	西450m	北東450m	
以下のとおり)です。全	3 地点に	おいて、全ジ		地下水使 用用途	工業用	工業用	工業用	
アン、鉛、砂	t素及びべご	ンゼンの) 4 物質は検旨		井戸のス トレー	不明	136~155m	不明	
されませんで	ごした。				ナー位置 全シアン				
					環境基準 検出され	ND	ND	ND	
また、事業予	ラ定地内の:	地下水丸	け策工事の実施	MJ,	ないこと_ 鉛				
後約2年間の)地下水モ	ニタリン	グ調査結果		環境基準).01 mg/L	ND	ND	ND	
は、本準備書	i p. 410 に	記載			以下 砒素				
しました。シ	ノアン、鉛、	、砒素、	ベンゼンの	1	環境基準).01 mg/L	ND	ND	ND	
いずれも基準	準値以下で	あるこ	とを確認して	7	以下 ベンゼン				
います。				1	環境基準).01 mg/L	ND	ND	ND	
					以下	は検出下限値	未満		
出典:名古屋市ホームページ									
道路交通騒音の現地調査は、方法書 p 93 に示す 10 地点及び本準備書 p. 269									
に示した No.11~13 (方法書作成時点では関係車両の走行が想定できなか						きなか	p. 267~272		
った地点)を加えた合計 13 地点において、平日・休日の 24 時間調査を行						査を行			
いました。									
									i

④ 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

項目	意見の概要
環境影響評 価の項目	p72環境影響評価項目で、掘削土の土工については、水質・底質、地下水、土壌、廃棄物等が選定されているが、大気質の粉じんも選定すべきである。p73の環境影響評価項目の選定理由でも、土壌について「掘削等の土工に伴い、基準不適合土壌の飛散等の影響が考えられる。」と土壌の飛散を対象としており、大気への粉じん飛散が当然考えられる。
	p74環境影響評価項目として選定しなかった理由で、地形・地質、地盤で「地下構造物は限られ、地下掘削工事は少なく、(地形・地質への)地下水位及び周辺地盤への影響を与えない工法を採用することから、影響は小さいと考えられる。」とあるが、「地下構造物」、「地下掘削工事は少なく」ということが具体的にどれだけの掘削量なのかなどを事業計画で明記すべきである。高さ31m以下の中低層とはいえ、その基礎は大きなものとなる。また、地形・地質、地下水位及び周辺地盤への影響を与えない工法とは何を考えているのかも明記すべきである。その上で項目に選定するかどうかを判断すべきである。
調査及び予測の手法	p75大気質の調査:現地調査:交通量の調査事項で、自動車交通量(時刻別、車種別、方向別自動車交通量)だけとなっているが、自動車の排出係数は走行速度に大きく影響されるため、現実の走行速度を調査すべきである。
	p76大気質の予測:工事中:工事関係車両の走行:予測条件で「自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数」とあるが、どのような出典に基づくどのような値を用いるのかを明記すべきである。これでは方法書への意見が出せない。p77供用時:新施設関連車両の走行についても同様に出典を明記すべきである。
	p77大気質の予測:供用時:熱源施設の稼働で、予測時期を「熱源施設の稼働が定常状態となった時期」としているが、p5 エネルギー施設の概要で、「エネルギー施設(A、B)は、ガスと電気の併用方式による地域冷暖房施設の導入を計画」しており、その使用割合の想定を示し、最悪の時期での予測を行うべきである。
	p78 騒音の調査:現地調査:交通量の調査事項で、自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)だけとなっているが、自動車の騒音は走行速度に大きく影響されるため、現実の走行速度を調査すべきである。

事業者の見解	本文対応頁
大気質の粉じんについては、本準備書の大気質の「現況施設の解体及び熱源施設・新施設等の建設」で予測・評価しました。また、土壌の飛散については、本準備書の土壌の項目で、予測・評価しました。タイヤ洗浄装置を設け、基準不適合土壌が敷地外への飛散防止、工事に際しての必要に応じた散水、場内で仮置きする際の飛散防止シートの敷設等により、土壌の飛散を防止する計画です。 地下階を設けない計画で、地下構造物はピット等に限定し、地下掘削工事	p. 116~121 p. 423
をできる限り少なくしました。周辺へ影響を与えない工法の考え方については、本準備書の水質・底質(工事中)の項目に記載しました。	p. 380~383
自動車交通量現地調査に合わせて、走行速度も調査しました。	p. 146, 資料編 p. 127, 128
排出係数は、「道路環境評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成 22 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所資料第 671 号,平成 24 年)に基づき設定しました。	p. 159, 資料編 p. 133~135
エネルギー施設 (A、B) で、都市ガスを使用するガスエンジン発電機、ガス吸収冷温水機において想定される最大のガス使用量を設定し、予測・評価を行いました。	p. 190
自動車交通量現地調査に合わせて、走行速度も調査しました。	p. 146, 資料編 p. 127, 128

項目意見の概要

調査及び予 測の手法

p79 騒音の予測:工事中:建設機械の稼働の予測時期で「I期工事については、A区域及びC区域の地理的状況も考慮する。」は意味不明であり、意見も出せない。地理的状況がどうなっているから、どのように考慮するのか明記すべきである。なお、p81 振動の予測:工事中:建設機械の稼働の予測時期も同様である。

p80 振動の調査:現地調査:交通量の調査事項で、自動車交通量(時刻別、 車種別、方向別)だけとなっているが、自動車の振動は走行速度に大きく 影響されるため、現実の走行速度を調査すべきである。

p82水質の予測:工事中:掘削等の土工:予測項目で「水素イオン濃度、 浮遊物質量、ベンゼン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物」としているが、平成13年3 月28日の名古屋市記者発表によれば「東邦ガス㈱が実施した地下水調査の結果、環境基準を超過した全シアン、鉛、砒素及びベンゼンの4物質について、旧港明工場跡地の周辺にある3地点の井戸で、2月15日に調査を実施した」とあり、掘削により、安定していた土壌が攪乱されこれらの物質が再溶解してくることが予想されるため、全シアンについても予測対象とすべきである。

p83 土壌の予測:工事中:掘削等の土工:予測項目で「ベンゼン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物」としているが、名古屋市記者発表によれば、「東邦ガス㈱が実施した地下水調査の結果、環境基準を超過した全シアン、鉛、砒素及びベンゼンの4物質について、旧港明工場跡地の周辺にある3地点の井戸で、2月15日に調査を実施した」とあり、全シアンについても予測対象とすべきである。

p82 水質の予測:供用時:熱源施設の稼働の予測条件に「放流温度、放流量」があるが、それを評価するための現状水温の調査が意識的に省かれている。水温は春、夏、秋、冬と変化するため、この地点の1年間を通した運河水の温度変化を現地調査すべきである。現地調査を3ヶ月で終わらせたいために、現状水温の調査を無視するのは許されない。

p83 地下水の予測:工事中:掘削等の土工:予測項目で「汚染土壌による地下水への影響」は曖昧すぎる。水質や土壌と同様に項目を具体的に示すべきである。最低限、全シアン、鉛、砒素及びベンゼンの4物質は必要である。

事業者の見解	本文対応頁
本事業予定地は、平面的に広がりがあり、建設機械の稼働による騒音、振動予測において、建設機械の稼働台数のピーク時期が、必ずしも北側住宅地の近いところで工事が行われない時期やC区域の工事が行われていない時期となる場合も考えられることから、予測時期の設定においては、建設機械の稼動台数だけでなく、A区域のピーク、C区域のピークといった地理的条件も鑑み、予測時期を設定しました。	p. 255, 338
自動車交通量現地調査に合わせて、走行速度も調査しました。	p. 146, 資料編 p. 127, 128
全シアンについては、平成24年2月までに実施した対策工事によって、 土壌及び地下水の基準値以下であることを確認しており、予測対象として いません。 土壌で残置が確認されているベンゼン、鉛、砒素、カドミウム、水銀を対 象としました。	p. 410 p. 420
港北運河と中川運河の合流地点の上流約 600mに名古屋市が継続的に毎月調査を行っている調査地点(東海橋)があり、既存資料調査を行いました。また、既存資料調査地点と港北運河において、水温の現地調査を行い、既存資料調査地点と港北運河の水温の相関性が高いことを確認しました。	p. 393
「土壌汚染対策法」、「名古屋市環境保全条例」等に基づき、基準超過土壌 による地下水への影響がない工法を採用します。工法の考え方について は、本準備書の地下水の項目に記載しました。	p. 415

	Г						
項目		意	見	の	概	要	
調査及び予測の手法	資料-14 未踏査エリアと 現在の事業予定 していてしかる	地内の建					
	土壌調査の考え 査位置を示すべ			で平面図	はあるが	ぶ、それぞ	れの深さ別調
	汚染当時の土壌 B:低濃度で比				-	: 用地中央	:部等に集中、
	対策効果で「すールリングを対象をでする。 対策効果で「すールリングを対象をでする。 対策	位置、鶴 く、測定 査結果で	見測対象地 ≦値そのも ぎは何も分	下水の水 のを示す らない。	《位を示す ~べきであ A,B地域	「とともに、 る。*C地 と同様に、	、基準適合と 1域について、 調査地点位
	p 84 景観の調査 あるが、どんな 間の静視野は左 するには、 6 ×	規格のと 右約 6 0	だんなレン 度、上下	ズを用V 約50度	いるのかを をであり、	・明記すべ それに近	きである。人い写真撮影を
	p 94 景観調査地 度かどうかを判					て、人間の	静視野と同程
	p 85 廃棄物等の 原単位」とある いるのかを明記	が、それ	しぞれ、ど	のような	は出典に基	く ざくどの	ような値を用
	p88日照阻害の 影の範囲、日影 面なのか、地表 る。これでは方	となる時 面上 1.5	r刻及び時 m なのか、	間数」と 4m なの	あるが、	予測面の	高さは、地表

事業者の見解	本文対応頁
A及びB区域は、「名古屋市土壌汚染対策指導要綱」(名古屋市,平成11年)、C区域は「名古屋市環境保全条例」に基づくとともに、「名古屋市土壌及び地下水汚染対策検討委員会」の助言を受けて、土壌、地下水の調査、並びに浄化対策を進め、すべての区域において、平成24年2月までに対策工事を終了しています。 A区域には、ゴルフ練習場など、現在、営業・利用されているエリアである未調査エリアがありますが、今後、現況施設の解体と合わせて調査を行います。また、「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市の指導を受けながら、適切な対応を図ってまいります。なお、土壌は、環境影響評価項目に選定しており、本準備書で予測・評価しました。	p. 421~423
「自然環境のアセスメント技術(II)」(平成 12 年環境庁)などで、「人間の静視野は、一般に 60°とされており、これは 35mm フィルム 28~35mm レンズで撮影した写真に近い」とされています。主要眺望点からの写真撮影は、これを参考に現地調査を実施しました。	
工事中に発生する廃棄物等については、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(社団法人 日本建設業連合会,平成24年)に記載されている廃棄物の種類毎の原単位等を、供用時については、「事業用建築物における廃棄物保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準」(名古屋市,平成21年)に記載されている用途毎の廃棄物発生原単位などに基づき、予測・評価しました。	p. 443, 449, 450
予測面の高さは、以下の理由より、平均地盤面からの高さ 4mとしました。 ・A及びB区域の北側地域の第一種住居地域、C区域の東側地域の準工業地域及び第一種住居地域は、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の日影規制に準じます。	p. 477~485

項目	意見の概要
調査及び予測の手法	p93環境騒音・振動調査地点が、事業区域内であるが、この事業が周辺地域へどのような影響を与えるかを予測・評価するのだから、事業区域外に設けることを基本とするために追加すべきである。なお、事業区域内といえども、地点 A、B などは、住宅整備の計画であるため、将来的な住環境を予測するために調査地点としておくべきである。
その他	なぜ、この事業が、配慮書の手続きを省略して方法書から始まるのか。国の環境影響評価法改正にあわせて、名古屋市環境影響評価条例の改正も平成24年9月27日に可決成立し、10月4日に公布され、平成25年4月1日から施行されている。第7条(配慮書の作成等)、第7条の2(配慮書の告示及び縦覧)、第7条の3(配慮書の周知)、第7条の4(配慮書についての意見の提出等)、第7条の5(配慮書についての市長の意見等)、第8条(事業計画の検討)「事業者は、配慮意見書の送付を受けたときは、その意見を勘案するとともに、第7条の4第1項の意見に配慮して、配慮書の内容及び対象事業に係る計画について検討を加えるものとする」が追加されている。確かに方法書は平成25年3月22日提出とあり、附則:第3条「新条例第7条から第8条までの規定は、施行日前に・・・方法書を提出している対象事業については、適用しない。」とされており、形式的にはこれでいいことになるが、既に条例は確定しており、逆に、附則:第11条「施行日以後に事業者となるべき者・・・は、・・・施行日前において新条例第7条から第8条までの規定の例による計画段階配慮その他の手続を行うことができる。」と自主的に配慮書の手続きを行うことが出来ることまで規定されている。あわてて駆け込み申請をして配慮書の手続きを省略するような姿勢は許されない。少なくとも中央新幹線のアセスのように、改正された市アセス条例を準用して、配慮書の手続きから開始するべきである。また、配慮書から手続きをするように、名古屋市からの指導はなかったのか。

事業者の見解	本文対応頁
A, B, C区域に隣接する地域の環境騒音・振動の調査地点は、騒音・振動に係る環境影響を受ける恐れがある事業区域外の住宅地などの近傍で、 予測地域を代表する地点として、選定しています。	p. 252, 253
港明用地においては、これまで土地の有効活用のための検討を重ねてまいりました。本事業計画は、「名古屋市環境影響評価条例の一部を改正する条例」(平成24年名古屋市条例第61号)の公布前には概ね特定しており、その計画を基に方法書を作成し、名古屋市に提出したものです。	p. 667

⑤ 名古屋市環境影響評価条例第 12 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見に 該当しない意見

項目	意 見 の 概 要
対象事業の内容	この事業の土地は、もともと汎太平洋博覧会や戦時中の軍事工業用地として、安く提供されたものであり、操業中は公害発生源として、地域住民への多大な迷惑と健康被害の基となっていました。これらの事実を今後の開発に充分反映すべきである。ましてや、所有者が勝手に儲けのためだけに活用することは賛同できません。こうした事実を踏まえ、地域住民の参加する、地域住民の意見に添う開発事業にすべきです。でなければ、この土地は名古屋市に返還すべきです。以上を基本にすえて、私の意見「にぎわい交流ゾーン」「特定テーマゾーン」を取りやめ、大半の用地は公害発生源から環境を改善する地域として、港の森とすること。広域避難場所、津波避難場所、万が一住民が被災したときなどに仮設住宅用地などとして転用できる、用地活用、整備をすることを求めます。「にぎわい交流ゾーン」「特定テーマゾーン」は、車の流入を大幅に増やし、環境を悪化し交通事故、ぜん息患者を増やします。この周辺には商業施設が多く、これ以上の商業施設の設置を地域としても望まれていません。環境を悪化し交通事故、せん息患者を増やします。この周辺には商業施設である、ことは当然として、現状より悪であり、また、この事業によるぜん息患者の新たな増加には、医療費保障などの企業責任を明確に定めること。「環境保全のための措置」「環境影響をできる限り回避又は低減します」ではとても、この事業に賛同できません。地域住民に賛同されない施設は、地域に愛されない施設の設置には未来はありません。環境改善のための具体的取り組みを明記すること。
日照阻害	日当たりが悪くなると思います。 まず第一に、照明をつける時間が長くなり、電気代がより高くなってしま うからです。 第二にベランダで野菜を育てる時、日光がないと、あまり育たなくなるか らです。 これらの意見を通して、僕は、この計画に反対します。

事業者の見解	本文対応頁
本事業の事業予定地は「名古屋市都市計画マスタープラン」(平成 23 年 12 月) において、大規模未利用地を活用して都市機能の集積を図る地域として位置づけられています。。また、本事業を進めるにあたっては「人と環境と地域のつながりを育むまち」を実現させるために、以下の事項を基本方針としています。、	p. 5~8
「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」による日影規制を遵守します。	p. 477~485

(2) 市長の意見 (方法意見書) に対する事業者の見解

方法書に対する方法意見書において、(仮称)港明用地開発事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る方法書に記載されている内容を適正に実施するとともに、本準備書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要であると指摘された。

方法意見書における指摘事項及び事業者の見解は、次に示すとおりである。指摘事項の 数は、13 件であった。

表 5-3-2 市長の意見の項目及び意見数

意見の項目		
対象事業の目的及び内容に関する事項		
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項		
その他	2	

① 対象事業の目的及び内容に関する事項

項目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
対象事業の 内容	(1)当該事業を進めるにあたり、基本方針として「豊かな緑を育む自然共生のまち」をはじめとする9項目を掲げている。この基本方針に掲げる内容を事業計画に反映し、具体的に示すとともに、事業予定地及びその周辺における良好な環境の保全と創出に努めること。
	(2)エネルギー施設の稼働においても港北運河の運河水利用を計画しているが、温度差エネルギーの活用にあたり十分な効果が定常的に得られるよう、季節的な冷水、温水等のエネルギー需要の変動を考慮するとともに、同運河の地形的、構造的な特性を踏まえ、適切な施設設計、運営方法等を検討すること。
	(3) 商業施設、スポーツ施設(ゴルフ練習場)、集合住宅、地区内幹線道路等の内容について環境影響評価方法書では具体的に明らかにされていないことから、周辺の生活環境の保全に十分配慮した土地利用計画等を具体的に示すこと。
	(4)事業予定地外東側において、都市高速道路(都市高速4号東海線(名古屋新宝線))が建設され、出入口も設置される予定であるので、これらを踏まえた工事関係車両及び新施設等関連車両の動線計画を検討すること。

事業者の見解	本文対応頁
省エネルギー、地域防災、運河沿いの親水空間などの計画への配慮は、本準備書 p. 2 事業の目的及び内容に記載しました。	p. 5~8
自然エネルギーの有効活用を目的に、港北運河の運河水を利用する計画としています。季節的な冷水、温水等のエネルギー需要の変動を考慮するとともに、同運河の地形的、構造的な特性を踏まえ、適切な施設設計、運営方法等を検討し、運転状況を設定しました。	p. 12, 13, 15, 390~408
土地利用計画については、計画配置図を示すとともに、各施設の設置にあたっての配慮事項は、本準備書 p.2 事業の目的及び内容に記載しました。	p. 9~11, 19~24
都市高速道路(都市高速 4 号東海線(名古屋新宝線))は、平成 25 年 11 月 23 日に開通しましたが、交通量が調査可能な定常状態に至るまではしばらく時間を要すると考えられることから、関係機関との協議の結果、都市高速 4 号東海線(名古屋新宝線)の評価書に示された将来交通量と類似高速出入口の実績を参考に、高速開通による増加台数を付加して背景交通量を設定し、高速開通後の増加交通も踏まえた工事関係車両及び新施設等関連車両の動線計画としました。	p. 281~286, 321~325, 517~521, 552, 553, 資料編 p. 209

② 環境影響評価の項目並び調査、予測及び評価に関する事項

ア 環境影響評価の項目に関する事項

項目	方	法	意	見	書	に	よ る	5 :	指	摘	事	項	
環境影響評価の項目に 関する事項	エネルギー 及び低周波音 環境影響評価	につい	いて、	周辺	環境	に影響	響を]						

イ 調査、予測及び評価に関する事項

項目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
大気質	事業予定地内に建設される商業施設等に大規模な駐車場を設置する場合 には、駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質につい て、予測及び評価を行うこと。
水質・底質	(ア)エネルギー施設の稼働に伴う港北運河の水温に係る影響について、現況の把握に既存資料を使用することの妥当性を確認するため、港北運河において水温の調査を実施すること。また、調査の実施にあたっては、運河水利用の取水・放流を行う位置、水深を考慮して調査地点を選定すること。
	(イ) エネルギー施設の稼働に伴い港北運河水を取水・放流することによって、運河の堆積物が舞い上がり、水質への影響が懸念される。従って、港北運河の構造等を把握したうえで、港北運河の水質に係る影響について、予測及び評価を行うこと。
地下水、土 壌に共通す る事項	事業予定地の一部に土壌汚染に係る基準不適合の土壌が残置されていることから、工事の実施に伴い、汚染土壌による地下水への影響や汚染土壌が拡散することがないよう適切な措置を検討すること。また、現在も施設があるため調査を行っていない範囲があることから、当該範囲においても、基準不適合の土壌が確認された場合の適切な対応を検討すること。

	事	業	者	0	見	解	本文対応頁
ンジン発電機等の ートの建物内に設	大きな 置する	音を発 計画で	生する 、必要	機器にに応じ	ついて て吸音	波音について、ガスエ は、基本的にコンクリ 材の施工や防振対策を	資料編 p. 214, 216,
値以下となるよう 排気音を発生しま	設計し	ます。	また、	ガスエ	ンジン	敷地境界での規制基準 発電機等は排気口から 量を設置して、防音対策	681
ます。	,,		•			一の設置を計画してい	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	口から	の排気	音に。	よる騒音	音及び	されるクーリングタワ 低周波音の影響につい fいました。	p. 298~306 , 371~378

事業者の見解	本文対応頁
事業予定地内に設置される全ての駐車場の供用に伴い発生する二酸化 窒素及び浮遊粒子状物質について、環境影響評価項目として選定し、予 測・評価を行いました。	p. 196~215
港北運河と中川運河の合流地点の上流約 600mに名古屋市が継続的に毎月調査を行っている調査地点(東海橋)があり、既存資料調査を行いました。また、既存資料調査地点と港北運河において、水温の現地調査を行い、既存資料調査地点と港北運河の水温の相関性が高いことを確認しました。なお、運河水利用の取水・放流を行う位置、水深を考慮して調査地点を設定しました。	p. 393, 394, 396
エネルギー施設の稼働に伴い港北運河水を取水・放流することによって、運河の堆積物が舞い上がりによる水質への影響が懸念に対して、港北運河の構造等、取水・放流口の設置深さや流速などを基に、港北運河の水質に係る影響について、環境影響評価項目として選定し、予測評価を行いました。	p. 404~408
本計画による掘削範囲・深さと事業予定地の一部に残置している土壌汚染に係る基準不適合の土壌の分布を比較し、基準不適合の土壌と掘削土が重なる範囲を把握し、汚染土壌による地下水への影響や汚染土壌が拡散することがないよう適切な措置を検討し、地下水及び土壌の項目で、予測評価を行いました。 未調査エリアについては、既存建物の解体に合わせて「土壌汚染対策法」等に基づき適切な調査を行う旨、本準備書に記載しました。	p. 421~423

項目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
景観	景観資源としての中川運河及びその周辺を含めた景観の変化を予測するため、中景又は遠景について把握することができる調査地点を追加すること。
温室効果ガス等	エネルギー施設の施設計画の検討経緯を示すなど、当該事業で検討しているエネルギーシステムの導入により供用時における温室効果ガスの排出が抑制される効果が明らかになるよう予測及び評価を行うこと。

項	目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
その他		(1)図表の活用や用語解説の記載などにより、市民に十分な理解される分りやすい図書の作成に努めること。
		(2)住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

事業者の見解	本文対応頁
中川運河及びその周辺を含めた景観の変化を予測するため、中景について把握する地点(No.5:本宮橋)を追加し、予測評価を行いました。	p. 426, 430, 437, 438
エネルギー施設の施設計画の検討ケースを示し、供用時における温室効果ガスの排出が抑制される効果の程度について比較検討を行い、予測・評価を行いました。	p. 466, 467

	事 業	者の	見	解		本文対応頁
本準備書を作成では、カラーを用い さらに、用語解認 るよう配慮いたした。	ハてとりま 説を本編に	とめました。				全般
住民等からのごうに、今後とも意見の		-			こだくととも	_

3-2 準備書における意見に対する事業者の見解

(1) 市民等の意見の概要に対する事業者の見解

準備書に対する市民等の意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。準備書に対する市民等の意見の提出件数は3件、意見の数は111件であった。

また、「名古屋市環境影響評価条例」第19条第1項に基づく環境の保全の見地からの意 見に該当しない意見が1件提出された。

提出件数	意見の項目	意見数
3 件	環境影響評価に係る事項	29
	環境影響評価	76
	事後調査に関する事項	1
	その他に関する事項	5

表 5-3-3 市民等の意見の提出件数、項目及び意見数

① 環境影響評価に係る事項

項	目	意見の概要
対象事業 目的及び 容		[施設の高さについて] p6 事業計画の概要:「事業予定地全体で建物の高さを31m以下に抑え」 とあり、開発事業の概要表で建物高さ「31m以下」p20 とまとめて記載し てあるが、正確な高さが分かるのは、エネルギー施設 A,B の立面図で約 31m (ただし、煙突は31mを越えているが、高さに算入しない建築物の屋 上部分)だけであるp16,17。まず、事業計画として、開発事業の概要表の 高さを正確に記載すべきである。
		p477 日照阻害の予測条件で「施設等の配置計画は、前掲図 p11 に示すとおりである。」とあるが、この計画配置図 p11 では、集合住宅は 7 階と 10 階、商業施設は 5 階、複合業務地区は 3~6 階などが読み取れるだけである。予測条件は正確に記載すべきである。電波障害の予測も正確な高さが必要であるが、資料 p754~759 では不明である。
		p428 景観:予測条件として、建物の高さが「31m以上の高さを基本とする」とあるだけで具体的な高さが不明である。計画配置図 p11 では、集合住宅は 7 階と 10 階、商業施設は 5 階、複合業務地区は 3~6 階などが読み取れるだけである。予測条件は正確に記載すべきである。
		p493 電波障害:予測条件として、新施設の配置、高さが全く記載されていない。日照障害では「新施設等の配置計画は、前掲図 1-2-7 (p11) に示すとおりである。」だけは記載されていたが、」それさえも省略されている。正確な予測条件を示すべきである。

業 事 者 \mathcal{O} 見 解 本文対応頁 エネルギー施設については、排出ガス量 40,000 m³/h 以上で、「名古屋 p. 11, 16, 17 市環境影響評価条例」の「工場又は事業場の建設」の対象となり、軽微な 変更とならない事項である"排出ガス量、実施場所の位置、燃料の種類、 主要な施設の構造、規模、位置"などを概要として示しております。 その他の施設などは、開発区域の面積が 10ha 以上で、「開発行為に係る 事業」の対象となり、同様に、"開発区域の位置若しくは面積、 土地の利 用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごと の土地の面積"などを概要として示しています。 エネルギー施設は約 31m、住宅地区は約 7.5~31m、商業地区は約 23 m~31m、複合業務地区は約5~31m、スポーツ・レクリエーション地区は 約12~31mを想定しています。

項	E	意 見 の 概 要
対象事目的及容		[取水口及び放水口の位置について] p15、394 運河水利用のための配管と取水口・放水口の形状イメージ図があり、運河の底面が水面下約 2mとなっているが、港北運河の水深調査結果 p392 では放水口付近で 1.3m、取水口 1.1m しかなく、いずれも水深の真ん中で取水・放水するのではなく、底面近くで底泥を巻き上げることになる。これは予測条件を非常に甘く見積もっていることになる。もっと上方で取水・放水すべきである。
		p402 運河水循環:底泥の舞い上がりの影響:予測条件で「取水・放水口の中央部から 1m程度水深差を確保し、運河底面に直接流れがあたらないように計画する。」とあるが、港北運河の水深調査結果 p392 では放水口付近で 1.3m、取水口 1.1mしかなく、取水口・放水口の形状イメージ図 p394 は不可能である。水深の真ん中で取水・放水するのではなく、底面近くで底泥を巻き上げることになる。
		p408 運河水循環:評価で「取水・放水口の構造は、運河底面に直接流れがあたらないよう計画することから、底泥の舞い上がりに及ぼす影響はほとんどないと判断する。」とあるが、水深が放水口付近で1.3m、取水口1.1mしかなく、運河底面に直接流れがあたらないような計画はあり得ないため、このような評価はできない。
		[取水の計画について] p15 そもそも取水口まで港北運河にすることが熱力学的には間違いであり、中川運河から取水する計画に変更すべきである。
		[駐輪台数について]

p20 開発事業の概要表で、駐輪台数が「今後検討していく予定」として未定のものがあるが、準備書段階でこのようなことは許されない。A 区域のエネルギー施設、B 区域の複合業務施設・エネルギー施設は、事業者が自ら計画を定めれば良いものであり、残る C 区域のスポーツ施設等は、現状のゴルフ場を移設することが主であり、この実態調査から推測できるはずである。

	事	業	者	0	見	解	本文対応頁
	取水口	、放水口に	こおいて有			く運河水利用をすぎきるよう、関係機	p. 408
より隔てら す。 港北運河	かれてい 「内での」	るため、港 取水、放力	患北運河か くを条件と	いら取水及: してシミ	び放水す	運河沿いの用地に る計画としていま ・コンを行い(準備 しています。	p. 10 p. 395~403
台程度で計 駐輪台数は	十画して は記載し 十画の進	います。そ ませんでし	の他の施	設は、施設	没内容が	ぎに、住宅は各戸 2 未定の要素もあり、 適切な台数を決定	p. 20

項目	意見の概要
対象事業の 目的及び内 容	[駐車台数及び駐輪台数の根拠について] *p20 開発事業の概要表で、駐車台数、駐輪台数の根拠を示すべきである。資料 p4 交通手段別発生集中交通量などから算出した施設利用車両台数などの根拠が以下のようにバラバラである。 *資料 p4 交通手段別発生集中交通量を A,B,C 区域別、用途分別に算出している。自転車については、例えば A 区域の住宅は平日 609 人 TE/日なので、305 台あれば良いが余裕、ないしは将来の増加を見込んで 3 倍の1,000 台としている。しかし、B 区域の住宅は平日 487 人 TE/日なので、244 台あれば良いが余裕、ないしは将来の増加を見込んだとしても 2 倍の 487 台としている。この違いはどこにあるのか。
	[エネルギー施設について] とくにエネルギー施設について、多大な温室効果ガスを発生させる存在であり大きな問題である。エネルギー施設とあるが、ガスを燃料にした発電所というべき施設ではないのか。その施設の性格についてもっと市民にわかりやすい記述をすべきではないか。
	[排水計画について] 開発用地北側周辺は集中豪雨などにより浸水被害が多発している地域である。この開発に際して、開発用地の敷地の一部も活用して運河へと排水するような手立てをとるなど、この地域の排水状況を改善する施策があわせて必要ではないか。
	[浸水対策について] アンダーパスの浸水対策もふくめて開発用地に限定せずに、名古屋市と も協力して広域的な浸水対策を立てるべきではないか。

事	業	首 の	見	解	本文対応頁
べき事項に関する指 店法指針」という。) 務台数を参考に、ス 計画しています。 駐輪台数について 台程度で計画してい	計計(再改訂) 、住宅は各列 ポーツ施設等 は、商業施 は、方数は、準行	版)」(経済産 〒1台程度、 等は現状のコ 設は付置義務 備書 p. 20 表	業省,平成 複合業務施 ルフ練習場 5台数を参考 1-2-4(3)に	設は事務所付置義等の実績を参考に に、住宅は各戸 2 示すとおり、A区	p. 20
当該施設は、省エ 指して、ガスエンジ どに加え、太陽光発 給するエネルギー施 すとおりであり、ガ る計画です。	ンによる発育 電による補り 設です。エ	電と排熱を利 足的な発電を ネルギー施設	用したコジ 組み合わせ との概要は、	ェネレーションな た、電力と熱を供 準備書 p.12 に示	p. 12~14
雨水については、 影響を及ぼさないよ 貯留を行い、許容放 運河へ放流する予定	うに、計画 流量以下(療	書物下等に雨 対地全体とし	i水流出抑制 て 2.0m³/s		p. 22
時貯留する対策を行	います。 いては、一里	事業者ではお	答えできる	設けて、雨水を一ことではありませ	p. 22

項目		意見	D	概	要	
対象事業の容		段別発生集中交の で A 区域 も で A 区 台 と で A 区 台 と は 方 る 計画 と な で な な の で あ る で は な は 休 日 21, 計画 な の で 駐 車 は	商業施設 か計でいい 時間 いい は間 も も も も も も も も も も も も も も も も も も	は休日1 していなり。 こすがする は は は は は は は に り に り に り に り に り に り る り で り る り る り り り り り り り り り り り り	5,834 人 TE かので駐輪場 、自転車で ではないか ひかの 2~3 で、実質 10 64 台が順に	(月なので、 1 カ所を 1 1 カ所を 1 2 の客当性を 時間車でも 1 対別 1 対別
	[駐輪台数につい p517 など 駐輪 は現状値を用いて 道の整備などによ の交錯はもっとひ は確定すべきであ	場台数が未定のいるが、駐輪場の、自転車交通でよくなるはずで	ができて 量が多く	で 便利にななり、予	:り、また、 ·測として車	自転車専用

	事	業	者	D	見	角军		本文対応頁
規模小売店で、設置台	舗立地法	」(平成 を検討し	10 年法律	津第 91 号 ます。	告) などの	こいます。今後 D手続きを進め います。	•	p. 20
画により発 規模小売店 を行って転車と 自転地の周	生集地ます 生集がります。 は動車といる。 がいまする。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がいまる。 がしる。 はる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がし。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がし	る自手続 。 の交錯 の で は 断 を 錯 節 系 が る が る の る る り る り る り る り る り る り る り る り る	を見込ん きなども i所につい で き き かた が き かた も た た り た り た り た り た り た り た り た り た	で、予測 踏まえ、 いては、地 に歩道な	評価して安全につ	全性の予測は、 こいます。今後 いいては詳細な 泉道路の整備、 整備することで 推や視認性確保	、大計 事(p. 550~584

項	目	意	見	\mathcal{O}	概	要
	\vdash	100	<i></i>	* /	1-24	~

対象事業の 目的及び内 容

「自転車専用道の整備について]

p676,677 方法書への意見「専用の自転車道を設置する計画とすべきである」に対して「「事業予定地内に専用の自転車道を設置する計画はありません。なお、駐輪場の位置等、自転車を利用される方へも配慮した計画とて(原文のまま)まいります。」とあるが、自転車道を設置しない理由ぐらい示すべきである。ちなみに、現在パブコメ中の「なごや交通まちづくりプラン(案)p23」でも「◆自転車走行空間の確保:道路幅員や交通実態を勘案し、必要に応じて、走行空間を確保します。走行空間の確保については、自転車専用の走行空間が確保できる場所は、自転車道や自転車レーン等を整備します。また、それ以外の場所においては、車道に自転車の適正な走行位置を路面表示等で示すこと等により、走行空間の意識付けを行います。」と市の明確な方針が示されている。こうした最新の方向も考慮し、自転車道設置を再検討すべきである。なお、見解に従い、計画配置図 p11 などに駐輪場の位置等も記載すべきである。

p23 地区内幹線道路標準断面 (イメージ図) で、「歩道者通路 2.0m」は 当然として、「歩道者通路 2.0m」の片側・車道側に「歩道 2.0m」があるが、図では自転車が走行している。やはり自転車専用道路を考えているのではないか。方法書での見解「専用の自転車道を設置する計画はありません」は矛盾している。なお、自転車は軽車両であるため「歩道」は押して歩くしかできないが、この図では自転車に乗って走行しているので「歩道」ではなく「自転車専用道路」と修正し、方法書への見解も修正すべきである。

[工事の表記について]

p36 工事工程の概要で A 区域の「準備・解体・基盤整備工事」が一つにまとめられて、 $1\sim24$ 月(と思われる)で全て作業することになっているが、その内容を具体的に、期間別、場所別に示すべきである。特に建設工事と重複し、建設機械の稼働台数が多い $11\sim24$ 月目には p37、どこで、どのような基盤整備を行うのか。工事平準化が検討できるような内容とすべきである。

	事	業	者	0)	見	解	本文対応頁
地周辺には道 転車通行空間	路に接し は現況。 置につい	して事業 ⁻ よりも広 [、] ハては、	予定地側 くなりま 「大規模/	に歩道状空 す。 小売店舗立	地を設け 地法」の	おり、事業予定け、歩行空間・皆の手続きなどもいます。	p. 24
備・解体・基 基盤工事」は ち実施する、	盤整備コ 、各新が 仮囲いの す。時 事は各新	に事」とし を設などの か設置や見 朝につい 新施設の	して、ま の建築工 既存建築 ては、準 建築工事	とめて記載 事(杭工事 物の解体、 備工事は名 の前を想定	しました 、躯体I 切盛土の 区域のI していま	· -	p. 36

項目	意見の概要
対象事業の 目的及び内 容	[建設機械の稼働による予測対象時期について] p39 建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期が、区域別に示してあるが、事業区域の北側に隣接して住居が存在し第1種住居地域であるため、A 区域及び B 区域については、一括して稼働台数が最大の時期を求めるのではなく、それぞれの住宅地区建設での稼働台数が最大の時期を示し、予測対象時期に追加すべきである。
	「工事関係車両の都市高速道路利用について」 p39 工事関係車両は「都市高速道路の利用は想定していない。」とある が、そもそも、こうした工事関係車両の走行ルートの選定は慎重に行い、 その理由と妥当性を記載すべきである。特にこの事業予定地には目前に名 古屋高速 4 号線「港明出入口」があり、平面部の環境悪化を防ぐため高速 道路の利用は積極的に取り入れるべきである。中部電力の西名古屋火力発 電所リフレッシュ計画の環境影響評価準備書に対し、2013.5.20 に知事は 「工事関係車両の運行に伴う道路沿道への影響をより一層低減するため …伊勢湾岸自動車道の利用促進などの環境保全措置を徹底すること。」と 意見を述べているほどである。

	事	業	者	Ø	見	解	本文対応	頁
(振動) レ 段階的に施 い計画です	·ベルが最 匠工し、同 -。なお、	大となる時期に住準備書 1	。時期に予 宅地区全 p. 261~2	・測を行っ 全体に建設 64、340~	っていまっ g機械が で で342 の	或において合成駅 す。住宅地区建記 记置されることが 建設機械の配置の 則としています。	設は 261~264, はな 342~344, のと 資料編	
は、周辺の車両は高速した。)道路沿道 遠道路を使 ⊭細な施工	への影響 わず全て 計画の第	が大きく 一般道を	なる安全と通行する	を側の予測 うものと 「	め、現時点におい 則として、工事 して、予測を行い の利用について [©]	関係 273~278, ハま 523~528	

項目意見の概要

対象事業の 目的及び内 容

「工事関係車両の北側道路の走行について」

p39,45 工事関係車両の走行ルートは、「A 区域では事業予定地域東側及び北側」と」あるが、北側は車道 2.6m + 路肩 1.0m の歩道もない 2 車線道路であり (資料 p107:No,12 断面)、工事の大型車両走行を原則禁止とすべきである。基本的に東側だけを使用することとし、北側の 2 車線道路はやむを得ない場合を限定しておき、地元に事前連絡をして使用するべきである。

p164 工事関係車両の走行:工事関係車両の交通量:事業予定地北側のN0.12の大型車が216台/8~17時と多く、事業地東側のN0.6,8の257台/8~17時に次いで多い。北側のN0.12は住宅に隣接しており、しかも2車線の歩道のない幅員7.2mの生活道路であり、東側のN0.6,8市道江川線は道路幅が約50mの6車線道路とは全く性格が異なる。環境の保全のための措置「A区域の工事においては、事業予定地北側道路から出入りする工事関係車両は、できる限り事業地東側からの出入りとさせることにより、北側道路を走行する工事関係車両を減らすよう努める。」p185に従い、工事の大型車両走行を原則禁止とすべきである。基本的に東側だけを使用することとし、北側の2車線道路はやむを得ない場合を限定しておき、地元に事前連絡をして使用するべきである。

p295 工事関係車両:環境の保全のための措置:「A 区域の工事においては、事業予定地北側道路から出入りする工事関係車両は、できる限り事業地東側からの出入りとさせることにより、北側道路を走行する工事関係車両を減らすよう努める。」とあるが、そもそも、このような生活道路を工事関係車両の走行に設定すること自体が間違っており、大気や騒音の予測をするまでもない。環境影響評価技術指針(平成11年名古屋市告示第127号)では「環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにする」とされており、この環境保全措置は、複数案として①工事車両は基本的に東側だけを使用することとし、北側の2車線道路はやむを得ない場合を限定しておき、地元に事前連絡をして使用する。②最低限でも工事関係車両を大幅に減らす。を選定し、具体的にその効果がどうなるかも再予測・評価すべきである。

p296 工事関係車両:評価:工事関係車両の走行による増加で、事業地北側の生活道路 N012 だけが 3~7dB 増加する特殊な地点になっている。しかも第1種住居地域のため B 地域で 2 車線以上の道路に面する地域の環境基準 65dB が適用される道路であり、N04,6 など他の幹線道路に面する地域の環境基準 70dB よりも厳しい基準が適用されている。こうした生活道路は工事の大型車両走行を原則禁止とすべきである。基本的に東側だけを使用することとし、北側の 2 車線道路はやむを得ない場合を限定しておき、地元に事前連絡をして使用するべきである。

事業者の見解 本文対応頁 A区域の住宅は段階的に施工する計画です。工事を行う時期によっては、地区内幹線道路からはアクセスできないことが想定されることから、北側道路の利用については、できる限り事業予定地東側からの出入りとすることにより、北側道路を走行する工事関係車両台数を減らすよ。工事関係車両の走行にあたっては、交通法規の遵守、急発進・急加速等を避けるなど、安全運転の徹底を図ります。また、工事関係車両の出入口などには交通整理員を配置するとともに、登校時間帯にはできる限り工事関係車両を走行しないよう配慮します。なお、工事の者手に当たっては、周辺の方々に工事について事前にご説明するとともに、工事中のお問い合わせ窓口についても周知する計画です。	A区域の住宅は段階的に施工する計画です。工事を行う時期によっては、地区内幹線道路からはアクセスできないことが想定されることから、北側道路の利用を想定して、予測評価しております。 A区域北側道路の利用については、できる限り事業予定地東側からの出入りとすることにより、北側道路を走行する工事関係車両台数を減らすよう努めます。 工事関係車両の走行にあたっては、交通法規の遵守、急発進・急加速等を避けるなど、安全運転の徹底を図ります。また、工事関係車両の出入口などには交通整理員を配置するとともに、登校時間帯にはできる限り工事関係車両を走行しないよう配慮します。 なお、工事の着手に当たっては、周辺の方々に工事について事前にご説明するとともに、工事中のお問い合わせ窓口についても周知する計画で	ı						T
は、地区内幹線道路からはアクセスできないことが想定されることから、 北側道路の利用を想定して、予測評価しております。 295,356,525, A区域北側道路の利用については、できる限り事業予定地東側からの出 入りとすることにより、北側道路を走行する工事関係車両台数を減らすよ う努めます。 工事関係車両の走行にあたっては、交通法規の遵守、急発進・急加速等 を避けるなど、安全運転の徹底を図ります。また、工事関係車両の出入口 などには交通整理員を配置するとともに、登校時間帯にはできる限り工事 関係車両を走行しないよう配慮します。 なお、工事の着手に当たっては、周辺の方々に工事について事前にご説 明するとともに、工事中のお問い合わせ窓口についても周知する計画で	は、地区内幹線道路からはアクセスできないことが想定されることから、 北側道路の利用を想定して、予測評価しております。 A区域北側道路の利用については、できる限り事業予定地東側からの出 入りとすることにより、北側道路を走行する工事関係車両台数を減らすよ う努めます。 工事関係車両の走行にあたっては、交通法規の遵守、急発進・急加速等 を避けるなど、安全運転の徹底を図ります。また、工事関係車両の出入口 などには交通整理員を配置するとともに、登校時間帯にはできる限り工事 関係車両を走行しないよう配慮します。 なお、工事の着手に当たっては、周辺の方々に工事について事前にご説 明するとともに、工事中のお問い合わせ窓口についても周知する計画で	事	業	者	の	見	解	本文対応頁
		A区域の住宅は は、地区域の内の利側を の内のの北ののののののののののののののののののののののののののののではできまでである。 本題にはできるできるできるできるできるできます。 を必要しまではできるできるできるできるできます。 を必要しまである。 を必要しまである。 を必要しまである。 を必要しまである。 を必要しまである。 を必要しまである。 を必要しまである。 ののできるできるできるできる。 ののできるできるできるできる。 明するとのできるできる。	段路想のよ 走全員な手的はてに用れ たいこうにいい たいこう たいにいい たんの 置うたい たんす 配った	正ク予い道 っ底る慮て すス評はを は図とま、 は図とま、りもす周	計さしで行 交まに、辺がおるる 法まを 方の 法まを かっこり ひまり かっこう おまを かっこう おまを かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう ひまい ひまい ひまい ひまい ひょう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこ	工事を行 とが想ます。 り事関係車 見の。 で、間帯に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	テう時期によって、 されることから、 定地東側からのよ の出よ 急発進・急加速 関係を 関係を はできる限り こご説	p. 152, 153, 185, 275, 276, 295, 356, 525,

項目 意見の概要

対象事業の 目的及び内 容 p287 工事関係車両:予測条件:工事関係車両の交通量で、事業地北側の生活道路 N012 では、大型車が 210 台/8~17 時であり、資料 p235 で確認すると、東行きと西行きで時間当たり大型者 26 台が通過する。これは 2 分に1台という異常な交通量であり、しかも現況は大型車が 1 台も通過していない。乗用車が 1 日で 400 台弱通過しているだけの閑静な道路である。工事の大型車両が走行するような道路ではない。基本的に東側だけを使用することとし、北側の 2 車線道路はやむを得ない場合を限定しておき、地元に事前連絡をして使用するべきである。

p508 安全性:通学路の指定状況で、事業地北側の生活道路は港明中学校の通学路となっている。しかもこの生活道路は歩道もなく、車道の両側に路肩が各 1mあるだけである。この生活道路に、10ヶ月目に 250 台も工事関係車両が走行する p529: AB-3。このような生活道路は安全性からも工事中の大型車通行禁止とすべきである。

p543 安全性:工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯で、事業地北側の生活道路は工事 10ヶ月目で、自転車が 717 台/12 時間(時間最大 83 台/時)と、東側の市道江川線なみの通行量である。そこに 3 箇所の出入口それぞれ工事車両が 83 台/12 時間(時間最大 9 台/時)も出入りする。これだけの交錯を環境保全措置「工事関係車両が出入りする際には、誘導員を配置する」ことだけで解決はできない。抜本的にこのような生活道路は安全性からも工事中の大型車通行禁止とすべきである。最低限でも、自転車の時間最大が出現する朝 8 時台と 16 時台(資料 p774)は工事中の大型車通行禁止とすべきである。

[新施設等関連車両台数について]

p235,233 大気:新施設等関連車両の年間平均交通量が、2期工事完了後で極端に増加する計画は駐車場削減、商業施設規模縮小など再検討すべきである。例えば、事業地東側の市道江川線 N08 では現況の大型車 2,317 台/日に 504 台・20%も増加する。小型車 15,273 台/日に 2,564 台・17%も増加する。その北側の N06 では現況が小型車 54,656 台/日に 8,374 台・15%も増加する。このような無謀な計画は大幅に縮小すべきである。

p320~325 新施設等関連車両:予測条件:新施設等関連車両の交通量が、2 期工事完了後で極端に増加する計画は駐車場削減、商業施設規模縮小など再検討すべきである。例えば、事業地東側の市道江川線 N08 では休日について現況の大型車 2,317 台/日に 504 台・20%も増加する。小型車 15,273 台/日に 2,564 台・17%も増加する。その北側の N06 では現況が小型車54,656 台/日に 8,374 台・15%も増加する。このような無謀な計画は大幅に縮小すべきである。

	事	業	者	Ø	見	解		本文対応頁
(続き)								
周辺交通	前について	には、環境	意影響評価	mとは別に	こ関係機関	関と協議を行い	、施	資料編
設規模や走	行ルート	、等を計画	重しており)ます。				p. 1~25
						よ」の手続きの 、ハ まま	中で	
も、関係機	送渕 と 協詞	ましなから	つ、 詳細な	よ使討せば	Ĕめ (まり	ハりよう。		

項 ====================================	意 見 の 概 要
対象事業の 目的及び内 容	[A区域における工事関係車両の走行ルートについて] p39,45 工事関係車両の走行ルートは、「A 区域では事業予定地域東側及び北側」と」あるが、沿線に環境影響を与えることが比較的少ない事業地西側の中川運河西線を基本的に使用すべきである。現に先立つ C 区域の工事ではこの中川運河西線を工事関係車両走行ルートにしている p44。A 区域西側の B 区域の整備が済んでいないため、工事ルートにできないことも考えられるが、B 区域では地区内幹線道路の建設を当初から行うので p36、地区内幹線道路の仮道路を設置し工事ルートに活用できるはずである。
事ででは、おおおのでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、	[地盤について] p81 方法書への意見で"関係法令:規制基準等で(カ)地盤について、恒常的な地下水揚水規制しかふれていないが、今回の事業に関係する可能性のある地下水のゆう出を伴う掘削工事についての規制内容をこの部分で記載すべきである。資料-10 には「ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が78cm2を超える場合、地下掘削工事施工に係る届出が必要」とだけは記載してあるが、もっとも大事な「第79条地下水のゆう出を伴う掘削工事を施工する者は、周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」、また、届出すればすむのではなく「第81条前条第1項の規定による届出を定さないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」、ました者は、規則で定めるところにより、地下水のゆう出量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。」、最後に市長の責務(地下掘削工事に係る指導)として「第82条市長は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地下掘削工事を施工する者に対し、工事の方法等について必要な指導及び助言を行うことができる。」の3点を追加記載する必要がある。。に対する見解で「準備書 p417 に記載しました。」とあり、環境の保全のための措置として「吐出口の断面積の合計が78cm2を超える場合設備を用いて、湧出水を伴う掘削工事を施工しようとする場合…市長に届け出…」とあるだけだが、そもそも、意見は関係法令がどうなっているかを事業に照らし合わせて正確に記載することを求めたものであり、市長の責務として地下掘削工事に係る指導があることまでを記載するよう求めたものである。なお、このように条例で定められたことを遵守するだけの行為は、前提とした予測条件であり、環境の保全のための措置ではあり得ない。

	事	業	者	Ø	見	解		本文対応頁
古屋港線を 要すること 後は、地区 ら、「A区地 ています。	アンダー/ 、またAI 内幹線道I 成では事業 後の詳細材	パスで結。 区域のエッ 路からの)	ぶ計画で ネルギー アクセス 或東側及で	す。アン 施設、商 ができな び北側」	ダーパス 業施設、 いことも から出入	部の工事 住宅の一 っ想定され っすること	に時間を 部が完成 ることか	p. 23, 45
本事積の実施である事項を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	78cm2 を 合には、	超える設 関係事項	備を用い を名古屋	て、ゆう 市長に届	出水を排出し、同	■水する掘 条例の規	則で定め	p. 82

項目 意見の概要

事業予定地 及びその周 辺地域の概 況

[建設廃材等について]

p84 関係法令の指定・規制等:建設廃材等について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」の記述があるが、法第4条に基づく「あいち建設リサイクル指針」お特定建設資材廃棄物の再資源化等率を追記し、基準等との整合性について検討すべきである。「あいち建設リサイクル指針」では、コンクリート塊:100%、アスファルト・コンクリート塊:100%、建設発生木材(木材が廃棄物となったもの):95%とされている。

[土壌汚染調査について]

p90 土壌汚染の現状として、「A,B区域の一部には、封じ込めを行ったベンゼン及び自然由来と考えられる鉛、砒素等の基準不適合土壌が残置している」とあるが、不十分な記載である。そもそも、土壌汚染調査はいつ、どれだけの範囲で何地点実施し、その結果はどうだったのか。全ての項目について正確に記載すべきである。資料 p690,691 でも「A 区域:用地中央部等に集中、B 区域:低濃度で比較邸浅い」程度であり、あいまいである。





「土壌浄化対策について]

p90 「土壌浄化対策の概要等については資料 8-1 p690 に示すとおりである。」とあるが、これでは資料をわざわざ確認する必要がある。このように重要な項目については本文に対策後の現状を正確に記載すべきである。また、資料では対策結果として対象面積 A, B 区域、加熱処理が 10ha、外部処理が 8ha、原位置バイオ処理が 2ha とあるが、その平面的な位置関係を図示すべきである。更に資料では対策効果の確認として「1 回/3 ヶ月の頻度で 2 年間の地下水モニタリングを行い、基準適合を確認して、モニタリング調査を終えている」とあるが、(地下水環境) 基準適合という言葉だけではなく、実際の測定値を記載すべきである。

[土壌汚染のダイオキシン類調査について]

p90 土壌汚染の現状として、ダイオキシン類調査を市が実施しているが、年間の測定地点数が4地点程度と少ないため、固定した測定点はなく事業区域周辺でのデータを確認できるよう名古屋市のホームページでは平成12年度から24年度の一覧表で示している。それによれば2009年6月に港区いろは町のいろは公園で調査を行っている。この区域は従来の工業活動により様々な有害物質に汚染されている危険性があるため、入念な調査が必要である。大気、水質と同様に、調査結果0.19pg-TEQ/gを記載すべきである。

事	業	 者	<i>O</i>	 見	解		本文対応頁
本事業におい ト約 100%、木く なお、「あいち 源化等の目標を	ては、コン/ くず約 100% o建設リサイ	リート歩 を計画し クル指針	鬼の再資源 ておりま 」(愛知県	原化率約 : す。 具, 平成 :	100%、7		
土壌を環境影 土地利用の経緯いて、準備書 p. また、基準不 した。	、土壌調査編 419~420 に	吉果及びℲ 記載しま	上壌調査対した。	†策の経緯	章、現在	の状況につ	
土壌浄化対策会」の助言を受に予定した対策に予定した対策を対策工事の内容を土壌の項目で、地下水のモニー	け、対策のま 工事のモニタ 容についてに 記載しました	を施、報告 フリングす は概要をこ こ。	らを行いた まで終了し ご説明し、	ながら進め いました。 現在の状)、平成 このこ。 況(対策	25年10月 とから、土 後の状況)	p. 421~423 p. 410
土壌汚染は本までも、この移動に 定地内の状況に 査結果」(名古屋 た「いろは公 (1,000pg-TEQ/ ます。	は容易ではな ついて記載い 市ホームペ 園」におり	さいと考え いたしま ¹ ージ)に ける測え	えられるこ した。なこ 示されて と結果 (ことから、 お、「ダイ いる平成).19pg-TE	準備書 オキシン 21 年度 l Q/g は	では事業予 /類土壌調 こ実施され 環境基準	p. 93

項目	
事業予定地 及びその周 辺地域の概 況	[水質のダイオキシン類調査について] p93 水質の調査結果で「東海橋(中川運河)…港新橋(堀川)…ダイオキシン類は、両地点とも環境基準に適合している」とだけあるが、それぞれ 0.064、0.055pg-TEQ/1 であることを明記すべきである。
	[底質のダイオキシン類調査について] p94 底質の調査結果で「港新橋:総水銀及び PCB…両項目とも暫定除去基準の値を下回っている」とあるが、総水銀は 2.0ppm < 25ppm、PCB は 1.9ppm < 10ppm であることを明記すべきである。また「東海橋 (中川運河) …港新橋 (堀川) …ダイオキシン類は、両地点とも環境基準に適合している」とだけあるが、それぞれ 0.98、46pg-TEQ/g であり、環境基準の 150pg-TEQ/g に近いデータが検出されていることを明記すべきである。
	[地下水のダイオキシン類調査について] p94 地下水の調査結果でダイオキシン類調査にふれていないが、これも土壌と同様に固定した測定点はなく事業区域周辺でのデータを確認できるよう名古屋市のホームページでは平成12年度から24年度の一覧表で示している。それによれば2012年12月に港区いろは町のいろは公園で調査を行っている。大気、水質と同様に、調査結果0.020pg-TEQ/1を記載すべきである。
	[地下水の環境基準の適合状況について] p94 地下水の調査結果で「地下水…港区では、環境基準に適合していない地点が…平成 24 年度に 2 地点ある」と、淡々とした表現であるが、港区の調査地点 2 地点全てで地下水環境基準不適合があったという事実を明記すべきである。

事	業	者	Ø	見	解	本文対応頁
年度のダイオ	キシン類の であり、両 ^比	年間平均1点とも野	り値は、 環境基準	それぞれ (1 pg-TE) における平成 2 / 0.064pg-TEQ/1、 Q/1) に適合してV	
両項目ともに暫 また、東海橋 ダイオキシン類	定除去基準 <i>0</i> (中川運河) は、それぞれ 150pg-TEQ/g	0値を下回 及び港新 1 0.98pg	回っている 新橋(堀) ;-TEQ/g、	ます。 川)におり 46pg-TEQ	3 は 1.9ppm であり ける平成 24 年度の //g であり、両地点)ことは、評価書に)) ,
ジ)によると、 年度において港	調査対象区域 区いろは町であり、環境	或におけ で行われ 危基準(1	るダイオ 1ており pg-TEQ/	キシン類、この調	名古屋市ホームペー の調査は、平成 2 査結果によると、 含しています。こ <i>0</i>	2
	る環境基準通	适合状况 。	として、記		おける港区の地下力 数 2 地点、環境基準	-

項			 意	見	\mathcal{O}	 概	要	
7,				九		114/1	女	
及びる	予でする。とうでは、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	[ベンゼンにつ p101 大気環境 で環境基準の 3 ているが、事業 影響を与えてい も記載すべきで μg/m3と、現	- 第の現状で μg/m3 を 区域内で <u>-</u> なかった ある。例え	を達成して 上壌中の/ かを確認で えば 2005	ている。 ベンゼン するため 年は 1.6	という最 除去対策 、当時の 5、2006年	新の事実だい で周辺の大気 ベンゼン大気	けを記載し 気環境に悪 気環境濃度
		[道路交通騒音 p103 道路交通 東海橋線だけが 高速道路公社に 月から熱田区大 た、対象路線図 すべきである。	五騒音:市 掲げてある 掲げてある よる常時 宝で調査を	の調査結るが、市場 るが、市場 監視結果。 を開始し、	道江川線 も追記す 62~67	と並行す べきであ dB の結果	る名古屋高 る。すでに が公表され	東 4 号線の 2013 年 11 ている。ま

	事	業	者	0)	見	解	本文対応頁			
名古屋市内 監局)の測	土壌・地下水浄化対策工事を開始した平成 15 (2003) 年度以降について、 名古屋市内でベンゼンの測定が行われている大気汚染常時監視測定局(常 監局)の測定結果を確認したところ、全常監局において同様な傾向で推移 していました。									
3 2.5 2.5 2 1.5 1.5 0.5 0 0 0										
出典:「平成	24 年度 ラ	大気汚染常	诗監視結	果」(名古)	量市)					
JCT~六番 価騒音レベ ら翌日 6 時 なお、調	L)の環場ル(L _{Aeq}))62~65 査対象区 、準備書	意調査結 は、昼 dB となっ 域内にお ばにおける	果」によ 間(6 時 っていま ける都市 る資料の	ると、熱 から 22 時 す。	田区大宝) 66~68 路の開通/	度 4 号東海線(山王 4 丁目における等 8dB、夜間(22 時か は、平成 25 年 11 月 手 9 月末の時点で入	p. 103			

項目	意 見 の 概 要
事び地域の地周概	[温室効果ガス等について] p106 温室効果ガス等:「名古屋市…22 年度…図 1-4-27…最も多いのは 工場その他の 27.7%、次いでオフィス・店舗 24.2%、家庭の 20.7%の順 になっている。」とあるが、この図で確認すると、マイカーが 12.4%、業 務用車が 15.0%で自動車からの割合は 27.4%となり、工場に次ぐ第 2 位 を占めている。この事実を明記すべきである。マイカーなのか業務用車な のかは被害を受ける市民にとっては同じことである。 なお、出典の「2010 年温室効果ガス排出量の調査結果について」では、 部門別室効果ガス排出量の推移として、基準年の 1990 年度、2009 年度、 2010 年度の温室効果ガス排出量 1365 万トン-C02 が棒グラフで示され、 1990 年度比が示してあるだけであり、全体に対する比率は示されていな い。例えば、総量は 1317 万トンと勝手に変更されているので、C02 以外の 温室効果ガス 42 万トンを差し引いたものと思われる。出典のまとめ方を 勝手に変える手法を取るならその旨を明記すべきである。

事	業	者 の	見	解	本文対応頁
ここでは、二階 いる棒グラフの2 量 1,317 万トン6 ン) +マイカー 舗等(319 万トン 2)。	左側の部門別は、2010 年度 (163 万トン ノ)+工場・そ	(※1) に取りる の棒グラフにオ) +業務用車(まとめました。 されている、 198 万トン) ン)を合計し	家庭 (272 万ト +オフィス・店	p. 106
※1 家庭 マイカー 業務用車 オフィス・店舗等 工場・ その他	1,739 市民 263 137 268 事業 287 656	1,467 291 169 193 363 363 397 50以外の 至効果ガス 56	*2 1.365 272 163 198 319 365	1990 年度比 +3.7% +19.3% △26.2% +11.1% △44.4%	
出典:「2010 年度温	1990年度(基準年度) 温室効果ガス排	2009年度 出量の調査結果に	2010年度 ついて」(名古 <u>月</u>		

② 環境影響評価

項	影響 目	・ 意 見 の 概 要
大気質		[粉じんの環境の保全のための措置について] p121 解体工事による粉じん:環境の保全ための措置:「必要に応じて」「適宜」など、措置をとるのかどうか不明なものが多い。それぞれの措置をとる基準・条件を明記すべきである。そうでなければ言葉だけの対策となり実効性がない。たとえば「必要に応じて防じんシートを設置する」は風下方向は全てとか、住宅のある北側とか。「必要に応じて散水」は「粉じんの飛散が考えられる冬季から春季」のとき。「必要に応じて、運搬車両に飛散防止シート掛け」は土砂の含水率が○%以下のときとか、風速○m/秒以上のときなど。
		[粉じんの評価について] p121 解体工事による粉じん:評価について「予測される」「低減に努める」と記載されているが、これでは「評価」といえない。
		[建設機械の稼働日数及び体積換算について] p127 建設機械の稼働:予測条件:排出量の算定:排出量の算定は p99 によるとあるが、排出係数 g/日=排出係数原単位 g/h×標準運転時間 h/日までは確認できるが、その機種の年間稼働日数が不明なため、年間排出量 g/年が確認できない。また、年間排出量 g/年をm3/年に換算する方法が記載されていない。
		[バックグランド濃度について] 大気質などの環境基準の評価に関してバックグラウンド濃度に惟信高校のデータが用いられているが、もっと近接した観測点である港陽のデータを用いるべきではないか。
		[コンクリートポンプ車について] p127,137 建設機械の稼働:予測条件:排出ガス諸元:コンクリートポンプ車は「対策型」を用いていないが、排出ガス対策型建設機械として、3次基準値(平成26年3月現在)4機種、2次基準値(平成22年9月指定)9機種、1次基準値(平成15年12月指定)3機種が指定されている(排出ガス対策型建設機械指定状況:国土交通省)。「導入可能な排出ガス第2次基準値に適合した建設機械を使用することを前提とした。」p127に忠実に従い、対策型に変更すべきである。特に、A区域のピーク時 p129とB区域のピーク時 p130 では2番目の NOx, SPM 排出量であるため、この改善が必須である。

	事	業	者	0	見	解	本文対応頁
			- ,, -			1への影響が考えら の措置を講じてま	p. 121
係る評価と 果のみを示	して、環: しました。 おいては	境要素に 。 、環境の	関する基保全のた	と準又は E	目標がない 置を講ずる	を施策との整合性に いことから、予測結 いことにより、周辺	p. 121
	た、体積	換算係数	は、資料	∮編 p. 102	2に示すと	評価書に追記いた おり、窒素酸化物	-
であること; と考えまし;	から、地 た。 は港区の	域の一般 一般環境	環境大気	気質を把抗 医局(一般	屋するデー	、測定局(自排局) - タとしては、不適 っり、地域の一般環	p. 130
土交通省) (リートポン) て設定しま に際して、3	には、コ プ車の指 した。な 実行可能: のための	ンクリー 定がない お、本事 な範囲を講	トポンプ ことの実施 最新の排 ずること	プ(据え聞っ、排出フ っ、排出フ 画において ‡出ガスタ こにより、	置き) はあ ガス未対策 ては、建設 対策型の機	月 26 日現在)」(国 のりますが、コンク 型の建設機械とし は機械の機種の選定 き種を導入する等の は境に及ぼす影響の	p. 128~130, 137~139, 145

項目	意見の概要
大気質	[ダンプトラックについて] p127,137 建設機械の稼働:予測条件:排出ガス諸元:ダンプトラックは「対策型」を用いていないが、排出ガス対策型建設機械として2次基準値(平成22年9月指定)25機種、1次基準値(平成15年12月指定)8機種が指定されている(排出ガス対策型建設機械指定状況:国土交通省http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html)。「導入可能な排出ガス第2次基準値に適合した建設機械を使用することを前提とした。」p127に忠実に従い、対策型に変更すべきである。A区域のピーク時 p129には、NOx 排出量のワースト5に入っているため、積極的な対奥羽が必要である。
	[クレーンについて] p127,137 建設機械の稼働:予測条件:排出ガス諸元:C区域のピーク時のA区域の油圧クレーン(規格不明、191Kw)とクレーン車(25t、162Kw)、B区域のクレーン(規格不明、191Kw)の違いは何か。単語の使い方を間違えているのか。また、これらは対策型のあるクローラクレーン、ホイールクレーン、ラフタークレーンで代替できないのか。
	[建設機械の機種について] p128 建設機械の稼働:予測条件:排出ガス諸元で不足している機種があり危険側の予測となっている。例えば C 区域のピーク時 (1~12ヶ月目)では、7 機種が掲げてあるが、騒音予測では C 区域 (3ヶ月目と5ヶ月目p259,260)で、クローラクレーン、クレーン車、ボーリングマシーン、オールテレーンクレーンを使用することになっているが、大気汚染の排出源から省かれている。
	[建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果について] p131 建設機械の稼働:予測結果で、高濃度出現地点の寄与濃度が突然記載されているが確認できない。Nox 排出量m3/年から、①Nox 濃度の算出、②Nox から No2 への変換、③日平均値の年間 98%値への変換式の 3 段階での計算値をこの表に追加すべきである。

:	事業	者	の 身	Ī.	 解	本文対応頁
建設機械の指の規格のダン機械として設種の選定に際する等の環境	定状況(平成) プトラックの打 定しました。7 して、実行可能	26 年 6 月 指定がない なお、本事 おな範囲で の措置を講	26 日現在)」 ことから、排 業の実施にお 最新の排出な	(国土ガン (国ガン がスカラ より、	「排出ガス対策型 交通省)には、こ ス未対策型の建設 は、建設機械の機 策型の機種を導入 問辺の環境に及ぼ	* '
	ン、クレーンエお、評価書でル		•		クレーンを想定し	p. 128~130, 137~139, 257, 259~ 262, 340~ 343
建設機械の ーラクレーン ーンは、A区 ス諸元には、	p. 128, 137					
建設機械の酸化窒素濃度です。	p. 131					
ピークとなる			寄与濃度		単位:ppm	
┃ 区 域 ┃ (時期)	室素酸化物源 年平均値	慢度	二 年平均値	竣化窒素 Ⅰ □	浸度 平均値の年間98%値	
C 区域 (工事着工後 1~12ヶ月目)	0.022		0.0024		0.017	
A区域 (工事着工後 12~23ヶ月目)	0. 026		0.0030		0.018	
B区域 (工事着工後 76~87ヶ月目)	0. 037		0. 0040		0. 019	

項	目	意見の概要
大気質		[微小粒子状物質については予測値が示されているが、環境影響評価方法書には、微小粒子状物質についての記載があり市内の2地点で環境基準が達成できていないとある。調査対象区域には測定地点がない、とされ準備書では微小粒子状物質について調査を行っていないようだが、近隣住民の立場からは通行車両の増加に伴う大気質の悪化に関する不安の中で大きいのはこの微小粒子状物質である。微小粒子状物質に関しても環境影響評価の予測調査項目に加えるべきではないか。
		[建設機械の稼働による浮遊粒子状物質の予測結果について] p140 建設機械の稼働:予測結果で、高濃度出現地点の寄与濃度が突然記載されているが確認できない。SPM 排出量 kg/年から、①SPM 濃度の算出、②目平均値の 2%除外値への変換式の 2 段階での計算値をこの表に追加すべきである。
		[都市高速道路について] p148 工事関係車両の走行:現地調査:調査断面が N0.1~N0.12 とあるが、N0.4 と N0.6 の市道江川線は、その上を名古屋高速 4 号線が走っており、2013 年 11 月には開通している。現地調査は 6 月 30 日 6 時からの 24 時間 (休日)、7 月 2 日からの 24 時間 (平日) であるが、追加調査をして、名古屋高速 4 号線の交通量を把握すべきである。また、N0.8 の名古屋高速 4 号線利用車両も追加調査すべきである。現に予測の背景交通量として、N0.4,6,8 については名古屋高速 4 号線の利用車両数を推計している p162。これが正しいかどうかの検証が必要である。

事	業	者	D	見	解		本文対応頁
微小粒子状物質の予測については、その生成過程が複雑であることなどもあり、現在、関係機関で予測手法の研究が進められているところであります。現時点においては、予測は難しいと考えられます。 なお、工事関係車両については、積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化の推進により工事関係車両を減らす、供用時は公共交通の利用を働きかけるなどにより、関連車両の走行台数を減らすよう努めてまいります。 また、荷捌き車両及び送迎バスについては、極力低公害車を使用するよう、業者へ協力を求めていきます。							_
建設機械の稼及び日平均値の				3りです。		年平均値	p. 140
ピー	クとなる		寄与濃		ú : mg/m³		
<u>区</u> (!	域 ── 時期)	年平均信	直	日平均値の	2%除外值		
(工	区域 事着工後 ヶ月目)	0. 0015	5	0. (013		
(工:	A区域 事着工後 3ヶ月目)	0.0015	5	0. (013		
(工	3区域 事着工後 3ヶ月目)	0.0021		0. (014		
						-	
調査は、本事 月末までで行い 書 p. 160 表 2-1- なお、事後調 る計画です。	ました。名 -21 の注) 2 l	古屋高速。	4 号線の和 3り想定し	利用車両額 しました。	数について	は、準備	p. 160, 資料編 p. 153, 154 p. 659~661, 663

項目意見の概要

大気質

[都市高速道路の走行速度について]

[騒音、振動]

p165 工事関係車両の走行:工事関係車両の交通量:予測条件:走行速 度は「NO4 及び NO6 における都市高速道路は、現地調査時には、まだ開通 していなかったことから、既に開通している区間における制限速度を参考 にして設定した。」として 60km/h としているが、予測手法として採用して いる「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」p156によれば「自動 車専用道路の場合、沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度(又 は規制速度)よりも 10km/h 程度高めの走行速度とすることができる。ま た、一般道路の場合は信号交差点により走行速度が低下し、排出係数が増 加する場合もあることから、適切な平均走行速度を設定する…一般道路に おける平均走行速度の目安…60km/h 規制なら 45km/h が目安」p2-1-28 と されており、高速専用部の走行速度は 70km/h を用いて再予測・評価をす べきである。ちなみに 2014 年 1 月に公表された環 2 西南部の環境照査 (30 年以上昔の 1982 年の時代遅れアセスの修正版) でも、設計速度 60km/h と しながら、「ただし、走行速度は沿道環境の保全の観点から適切な値を用 いた」としており、大気は専用部 70km/h、一般部 45km/h を用いた形跡が ある。

p290,326 騒音予測:予測条件:走行速度「N04 及び N06 における都市高速道路は、現地調査時には、まだ開通していなかったことから、既に開通している区間における制限速度を参考にして設定した。」として 60km/h としているがあまりにも現実離れしている。「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年版)」によれば予測の基本的な手法として「日本音響学会の道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model)とする」(p279 の予測手法である)とされ、走行速度は「沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」、この値は「沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度(又は規制速度)よりも 10km/h 程度高めに設定した速度」とすることができる。」p4-1-20 とされており、騒音予測も 70km/h を用いて再予測・評価をすべきである。2014 年 1 月に公表された環 2 西南部の環境照査(30年以上昔の 1982 年の時代遅れアセスの修正版)でも、設計速度 60km/h としながら、「ただし、走行速度は沿道環境の保全の観点から適切な値を用いた」としており、騒音は 70km/h を用いた形跡がある。

p350,358 道路交通振動:予測条件:走行速度「N04 及び N06 における都市高速道路は、現地調査時には、まだ開通していなかったことから、既に開通している区間における制限速度を参考にして設定した。」として60km/h としているがあまりにも現実離れしている。「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」によれば道路交通振動の予測手法として、走行速度は「沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」、この値は「沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度(又は規制速度)よりも10km/h 程度高めの速度を設定することを言う」p6-1-17 とされており、振動予測も70km/h を用いて再予測・評価をすべきである。

	事	業	者	0	見	解	本文対応頁
いほど多く	なります らのこと	が、騒音を考慮し	及び振動 、本予測	は、走行遠 では、都市	b度が速↓ 「高速道路	では走行速度が遅いほど大きくなり らが既に開通して しました。	p. 165, 236, 290, 328, 352, 360

項目	意見の概要
大気質	[工事関係車両の走行による二酸化窒素の予測結果について] p168 工事関係車両の走行: NOx 濃度の予測結果 (A・B 区域のピーク時期) で、工事関係車両寄与濃度に疑義がある。NO6 の東側で 0.00025ppm、NO8 の東側で 0.00022ppm と不可解な値となっている。バックグラウンド濃度はおなじであり、工事中交通量は NO6 と NO8 は同じ大型車類 257 台/8~17 時、小型車類 59 台/8~17 時である。また、道路幅員もともに約 50 m、正確に言うと NO6 は 50.7 mに対し、NO8 は 48.8 m と狭いため、予測結果は大きくなるはずなのに、小さくなっている。同様に、C 区域のピーク時期でも NO6 の東側で 0.00004ppm、NO8 の東側で 0.00007ppm と異なっているp167。審査事務局も慎重に確認されたい。誤差の問題というなら、この表の算出方法に問題がある。単純にバックグラウンド濃度 A、背景交通量寄与濃度 B、工事関係車両寄与濃度 X をそれぞれ算出すれば正確な予測値が算出できる。工事中濃度は A+B+X、寄与率は X/(A+B+X)で算出できる。

	事	業	者	0)	見	解	本文対応頁
(予測地点 の寄与濃度 なお、準 工事関係車 0.00007ppn)までの が高くな。 備書 p. 16 であり、(E離が短いったものと 7表 2-1-2 度についっ こ区域のピ	ことから 考えられ 28(1)に示 て、No.6 一ク時期	o、No.6 脚 います。 ミすとおり 東側は C 別はA及ひ	所面の方だ 、C区域 0.00008pp ドB区域の	上車道部と道路端 が、工事関係車両 域のピーク時期の pm、No.8 東側は つピーク時期と同 ぶ高くなると予測	p. 167, 168, 資料編 p. 111

項	B	意	· 見	0)	概	要	
大気質		[「対のきに稼書関」法が建あで例うpmのとへ値標し稼くよ働で係とが、機場そばン ppmのとへ値、働上るとは車居十測械所の A ド 31 期 00 変 0.0 年 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1	JR 騒。が両ま出 JR あの大域度で70歳 pm 東番。が両ま出 JR あが働検地ののあヶpm に以東音こ影のでり東るがの討点ピ0.る月と13下海…れ響走騒を海。工値が付一0が目な)をの両はし行音ーと工具をで近り下、)りを下	「地・てをの子は事員をきで時 pmこの(r)回名点予い合原括姿関係易な、((pの工p18)いる駅と測る算因し勢係車にい自130点中)、もでたしを予が車両プ。動~2)に2名とは14でたしを予算車のラ道車2	丁こまめて述う違両)う重車3、は交合 同日す含と予べ測うの走ス常交ヶ建事通計0.86南べめ考測たすこ走行しは通月設業量す0.とアててえ・もると行でた建な目機地にる2とセのいに評のこをと用だ設ど)械東よと4は	ス調なれ価でと認建いけ機をの稼側る 0. pp逆っているがであるめ設たで械重 N働道寄 0.2 とおの時っ。べり示る機 Nは稼合 2. の路与 9.9な結事期た)き、し。械01 p1働し年最の濃 6. pp りないでは、建た の~ 79 がて平大西度 pm 、が
		p177 大気汚染物 械稼働、熱源施設移 とは評価も高いできる。 働が最もすっから読み してグラウンに読み (p134 図からこの0064 値の変なとった ものとなった ものとなった ものとなった もった もった もった もった もった もった もった もった もった も	で 動 、 で で の の の の の の の の の の の の の	車場、工事の手法が不の最大地点B区域のピッm(p130)、対施設稼働から008ppm(p2と0.0398ppkはBのアカルのアカルのアカルのアカルのアカルのアカルのアカルのアカルのアカルのアカル	中 文 子 子 子 子 子 か し の の の の の の の の の の の の の	を合計 音動車 6~87 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80	予 建 設 機 重 い 0.0008ppm 94 図 工 間 値 を で い の の の い 事 り の の の り 、 、 年 り に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

	事	業	者	Ø	見	角军	本文対応頁
定な染土をはない、熱内にはない、熱力にはない、熱力によるは、動力によるよりは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	測地そ機設を開業といる。 一般では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、できるでは、できる。 では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	保地側ににこ工新記 対側によると事施し が記しまと事施した。	なるの をとの気汚 をなる 大気気 大気 大気 大気 大気 大気 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	住宅を、び重の業をできる。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	な な な な な な は い は い は い は い は い は い に れ に る に 。 に る 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に 。 に 。 る 。 に 。 る 。 に 。 る 。 に 。 る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。	存在を勘案して設	本文対応自 p. 144, 145, 177~185, 195, 215

項	目	意見の概要										
大気質		[煙突の排出口の高さについて] p190 熱源施設の稼働の予測条件で、排出口の高さが CGS、ガス冷温 ともに 31m とされているが、エネルギー施設 A,B の立面図で屋上が終 mであり、煙突はそれを超えている p16,17。屋上の約 31mが実は 30.で煙突はちょうど 31m というようなことなのか。予測条件に関係する は正確に記載すべきである。										
		[熱源施設の排出濃度について] p190 熱源施設:排出源条件:エネルギー施設の排出ガス量と N0x 排出量だけではなく、排出濃度を記載すべきである。排ガス処理計画では N0x排出濃度がガスエンジン 200ppm、ガス冷温水器 60ppm となっているが p18、この濃度×乾きガス排出量で計算すると、ガスエンジンは 4m3N/h となり、表の 4.09m3N/h にはならない。また、ガス冷温水器は 0.552m3N/h となり、表の 0.45m3N/h にはならない。排ガスの酸素濃度の影響と思われるが、そうであれば、その値と、N0x 排出量の算定方法を記載すべきである。										
		[排ガス処理について] p190 熱源施設:排出源条件:「窒素酸化物排出量は、排ガス処理後の数値である」と注書きがあるが、排ガス処理の概要も記載すべきである。ある例では、CGS (ガスエンジン発電機)に、尿素水を用いた脱硝装置を設け、排出 NOx を 500ppm から 200ppm (02=0%)を実現したが、将来 100ppm への対応可能であるとしている。環境の保全のための措置で「今後の詳細設計の中で、高効率でより排出量が少ない機器の選定に努める」p195 は「「今後の詳細設計の中で、高効率でより排出量が少ない機器の選定に努める」p195 は「「今後の詳細設計の中で、高効率でより排出量が少ない機器及び脱硝効率の高い機器の選定に努める」に修正すべきである。										
		[複合業務施設利用車両台数について] 資料p5と資料p183 大気排出量等の基礎となる施設利用車両台数の整合性が取れていない。審査事務局で十分慎重に確認されたい。一例をあげると、B 区域の複合業務施設利用車両は p183 の 8 カ所の駐車場利用車両を合計すると 5,194 台/日となるが、p5 から計算すると、(平日 9,088×5+休日 669×2) /7=6,683 台 TE/日=3,341 台/日となる。										

	事	業	者	の	見	解	本文対応頁
煙突排出高くなりま						分は 31mよりも ます。	p. 190, 資料編 p. 161
水機が 60pp 素酸化物の	m を想定 排出量は が、機種	しており、 、乾き排 、メーカ	、このこ 出ガス量 一等によ	とは評価 、排出濃 り、数値	書に記載し 度及び酸素 に差が生し	200ppm、ガス冷温 します。なお、窒 素濃度を考慮して ごることから機器	p. 190
今後の詳ない機器の				勘案して	、高効率で	でより排出量が少	p. 195
料編 p. 183 る台数を示 全複合業務 表-2(7)の に、地区内	表 - 2 (7 しており 施設利用 5~8 段 幹線道路 及び 2 段)の 1~4 、これら 車両台数 目に示す を走行す	段目に示 の合計は 3,341台/ 数値は、 る台数を	す数値は 、資料編 /日と一致 B-1 及び 示してお	、B-1~B-4 p.5 表 - 7 にします。ま B-2 駐車が り、5~8 長	台数について、資 4 駐車場を利用す 7 より算出される た、資料編 p. 183 場を利用するため 没目に示す数値の 用する台数の合計	資料編 p. 5, 195

項目	意見の概要
大気質	[アンダーパス部について] p23 地区内幹線道路アンダーパス部縦断図によれば、7%もの急勾配が登り下りそれぞれ 100mづつあり、自動車走行による排出ガスによる影響は大きくなる。N0x 排出係数は 4%勾配までに資料しかないが、大型車類で60km/h 未満:登り1+0.52i 小型車類で60km/h 未満:登り1+0.31i 倍になる(道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成22年度版))。また、アンダーパス部による大気の滞留があるため、個別に予測・評価すべきである。
	p23 地区内幹線道路アンダーパス部は 7%もの急勾配があるため、事業区域内とはいえ、すぐ北側の集合住宅や事業区域外の北側に隣接する住宅への影響を考え、重要な大気汚染物質発生源として追加して予測・評価すべきである。工事関係車両の走行ルートとして、事業区域外だけを選定しているが p151~155 など、この地区内幹線道路も追加し、勾配補正を行って予測・評価すべきである。 p196 新施設等関連車両の走行で、排出源条件として、商業施設利用車両 p201、複合業務施利用車両 p204 については地区内幹線道路も追加しているが、予測条件を見る限りでは、勾配補正を行っていない。大気汚染物質の排出源単位が 2~3 倍になると想定されるので、勾配補正を行って再予測・評価をすべきである。
	[商業施設の駐車場について] p208 設置駐車場:予測結果で I 期工事完了後の N02 寄与濃度は 0.0042ppm で寄与率は 20%にもなり、年間 98%値は 0.040ppm (計算上は 0.0403ppm) で市の環境目標値を超えてしまう。このような大規模駐車場を設置する計画は再検討すべきである。現に現在パブリックコメント中のなごや交通まちづくりプラン (案) では、「☆自動車が入り過ぎない都心部を目指し、違法駐車を排除しつつ、既存駐車場を有効に活用するなど集約化を図ることで、駐車場の増加を抑制し、適正な規模に誘導していきます。☆将来的には、権利者や駐車場利用者等の意向をふまえながら、現在の駐車場整備地区を見直し、駐車場の整備を抑制する地区の指定を目指します。」と明確な市の方針が述べられている。この施策を先取りし、商業施設への来客は公共交通利用者を主体とした内容で駐車場を大胆に縮小すべきである。

事	業	者	D	見	解		本文対応頁
アンダーパス部 100m以上あるこ 100m以上あるる 100m以上あるる 100 ス部についてのでは、24年度のでは、10元で	: 、年間の)km/h を想 面道路と想 パス部の胡 」(国土交ù	主風向は !定してv !定してう !出源位! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! !	:北西であ いることな 予測を行い 置は、「道 立行政法 <i>」</i>	ること、 どを勘算 いました。 路環境景 土木石	走行速度は排 さして、アンダ を響評価の技術 研究所,平成 25	出係 ーパ 手法 5年)	
商業施設の駐車 数を確保する必要 商業施設等の新 らうよう、ホーム 等の公共交通利用 荷捌き車両及び 者へ協力を求めて	があります 施設利用者 ページ等に 促進策を検 送迎バスに	-。 fには、て おける公 診討します	· ごきる限り 公共交通で ト。	公共交通 の来場係	通機関を利用し 足進や駐車場有	ても料化	p. 215

項	目	意見の概要
大気質		「熱源施設の稼働、新施設等関連車両の走行(事業予定地内設置駐車場)及び新施設等関連車両の走行(事業予定地周辺道路)の重合について] p244 大気汚染物質の供用時についても「重合」として、バックグラウンド濃度、熱源施設稼働、設置駐車場、供用時交通量を合計して予測したことは評価できる。ただし、重合の手法が不十分である。熱源施設と設置駐車場についてはコンター図しかないため、その値を読み取るともっと大きな値となる。例えばI 期工事完了後の N03 道路南側で、バックグラウンド濃度は 0.017pm (p130)、供用時交通量からは 0.00283ppm (p244) はそのままで良いとして、熱源施設稼働からは 0.00018ppm としているが図 p193 から読み取ると 0.0002ppm、設置駐車場からは 0.00018ppm としているが図 p209 から読み取ると 0.0002ppm 以上は明らかだが 0.0002ppm とすると、合計すると 0.02023ppm、年間 98%値への変換式 (p131) を用いると 0.0393ppm となり、市の環境目標値ぎりぎりとなる。同様に他の地点、時期についても「重合」として、バックグラウンド濃度、熱源施設稼働、設置駐車場、供用時交通量を合計して予測したことは評価できる。ただし、重合の手法が不十分である。熱源施設と設置駐車場についてはコンター図しかないため、その値を読み取るともっと大きな値となる。例えばII 期工事完了後の N03 道路南側で、バックグラウンド濃度は 0.017pm (p130)、供用時交通量からは 0.00197ppm (p244) はそのままで良いとして、熱源施設稼働からは 0.00017ppm としているが図 p194 から読み取ると 0.0002ppm、設置駐車場からは 0.00015ppm としているが図 p194 から読み取ると 0.0002ppm とすと 0.00015ppm としているが図 p194 から読み取ると 0.0002ppm とすると 0.01937ppm、年間 98%値への変換式 (p131) を用いると 0.0383ppm となり、市の環境目標値 ぎりぎりとなる。同様に他の地点、時期についても再検討すべきである。
騒 音		[特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について] p80 関係法令:騒音で「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。」とあるが、内容を正確に記載し、建設作業で「予測の前提とした措置」に反映させるべきである。「特定建設作業に係る騒音の規制基準」は「基準値」は勿論、他に、作業時間(深夜作業禁止)、1日あたりの作業時間、作業期間(連続6日を超えない)、作業日(日曜、休日禁止)があり、それらを全て満たした時に、初めて「特定建設作業に係る騒音の規制基準」を遵守したことになる。法を守るのは当然のことだが、この規制を理解していない建設請負業者も多いため、「予測の前提とした措置」に明記すべきである。

Ī	事	業	者	0)	見	解	本文対応頁
道路の予測: 定なおり、 かままま ではおい 大き では がままま でき	地そ施駐路あ染及載点れ設車)る、びしはらの場にこ新新たりよるがが	保地働にるか設設境のような、関関保がでよる気、関関保	きとなる信義 との 気汚り できる 大気 楽事 車 両 のののののののののののののののののののののののののののののののののの	主響な及合実走をできる。でに施行行措を、びに施行行措をがいる事事ををしまる。	なて等等予っ予予ずどお関関測て定定るのり連連結は地地こ	存在を勘案して設 ます。 ま両の走行(事業 車両の表表ででででででできる。 をできるでは、事業値でででででできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	p. 195, 215, 243~248
値のほか、作	業時間、	1 日あた 予測条件	こりの作業	業時間、作 こ関わらず	業期間及 、関係法	基準」には、基準 なび作業日が定め ま令遵守は当然の た。	資料編 p. 82

項目	意見の概要
騒 音	[仮囲いの設置について] p121 解体工事による粉じん:環境の保全ための措置:「敷地境界上に、高さ 3mの仮囲い」では、騒音の規制基準が守れない。仮囲いは敷地境界から 50cm は敷地内に控えを設置すべきである。
	[コンクリートポンプ車の配置について] p258 建設機械の稼働: 規制基準の 85dB(A)に近い予測値となった地点については、予測値を追試できるよう、敷地近傍の発生源について、予測条件として敷地からの距離を追記すべきである。例えば、A 区域のケース I で地上高さ 5mで 82dB(A)となっているが、敷地から 5mの地点でコンクリートポンプ車が稼働するとして試算すると、この 1 台だけで 88dB(A)となり、規制基準を超えることになる。資料 p200 の中心周波数別音圧レベルから 7m離れた地点でのコンクリートポンプ車 125~4000Hz の A 特性レベルはそれぞれ 82-16.1、89-8.6、85-3.2、84、80+1.2、75+1 となり、パワー合計すると 88.37dB(A)となる。地上高さ 5m、水平距離 5mなので音源までの距離は $5\sqrt{2}=7$ mとなり、仮囲い 3mは無視できるから、地上高さ 5mで 82dB(A)ではなく 88dB(A)となる。
	p261 A 区域のケース I の等騒音レベル線図では、事業地北側の地上 1.2 mで 62dB(A)となっているが、コンクリートポンプ車が敷地近くで稼働する最大値出現地点と同様な音源配置であり、地上高さによっては規制基準を超える恐れがあるため、住宅のある北側については、高さ別の等騒音レベル線図を示すべきである。簡単な試算ではコンクリートポンプ車 1 台が敷地から 5mで稼働すると地上高さ 5mで 88dB(A)となる。事業区域北側については仮囲い 3mだけでは不十分と思われる。事業者として可能な低減策をとるべきである。
	[工事の平準化について] p266 建設機械の稼働による騒音:環境の保全のための措置:「各機械が同時に稼働する時間を合理的な範囲で短くするように、施工計画を立案する。」とあるが、中長期的な工事の平準化を追加すべきである。例えば資料 p46:A 区域の 22 ケ月目の合成騒音レベル 124dB だけが突出しているが、その前の 21 ケ月目は 119dB、その後の 23 ケ月目は 111dB と少ないので、この 3 ケ月の工事を平準化すれば、建設騒音については相当改善されるはずである。

	事	業	者	の	見	解	本文対応頁
					-	竟界上における特 まいります。	
コンクリおり、敷地						定した配置として した。	p. 261
配置するな	どの環境	の保全の7	こめの措[置を講ず	ることに。	也境界から離して より、事業予定地 考えております。	p. 266
今後の詳いります。	細な施工	計画の立刻	案にあた・	っては、こ	∐事の平≧	準化に留意してま	_

項目	意見の概要
番 音	[休日について] p287, 288, 289 工事関係車両:予測条件:「工事関係車両の交通量は、平日及び休日ともに同じ台数である。」とあるが、騒音規制法による「特定建設作業に係る騒音の規制基準」は「基準値」は勿論、他に、作業時間(深夜作業禁止)、1日あたりの作業時間、作業期間(連続6日を超えない)、作業日(日曜、休日禁止)があり、それらを全て満たした時に、初めて「特定建設作業に係る騒音の規制基準」を遵守したことになる。特定建設作業として騒音規制法施行令で空気圧縮機 15Kw 以上、バックホー80kw 以上、ブルドーザ 40kw 以上などが定められており、こうした建設機械は休日使用禁止である。土砂運搬用のダンプトラックは規制対象外であるが、積み卸しするためのバックホー、ブルドーザなどは使用できないため、常識的には休日の建設工事は行わないはずである。なぜ、休日の工事関係車両の交通量を設定するのか。
	[騒音に係る環境基準について] p292 道路交通騒音:予測結果で、比較として環境基準が掲げてあるが、このうち大部分の地点に適用されている「70dB以下」は、道路に面する環境基準より更に緩い「幹線交通を担う道路に近接空間」に適用される特例であり、単純にこの値を記載するのは不十分である。 広島高裁判決 2014.1.29「昼間屋外値 Leq65dB(①)又は夜間屋内値 Leq40dB(②)を超える場合に、本件損害賠償請求が認められる」は、国側が上告しないことにより民側勝訴部分は確定している。平成 10 年騒音環境基準の幹線道路近接空間特例(昼間屋外 70dB) より 5dB なりない 現

Leq40dB (②)を超える場合に、本件損害賠償請求が認められる」は、国側が上告しないことにより民側勝訴部分は確定している。平成 10 年騒音環境基準の幹線道路近接空間特例(昼間屋外 70dB)より 5dB も小さい。現在の環境基準の甘さを確定したもの。国としても、環境基本法第 16条「環境基準…基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。」に従い、しかるべき対応がとられるはずである。

「保全対策について]

周辺道路の騒音については環境基準を上回る地点が発生する地点があるとしているが、この開発による影響はわずかであり、影響の低減をはかる、としか記載されていない。開発による影響はわずかということは、この地域がもともと車の騒音に悩まされている地域ということであり、地域住民にとっては、いまでも環境が良好とは言えないのにさらにひどくなるのか、と受け止めざるを得ない。努力するだけではなく、環境基準を上回る状態を確実に解消するための具体的な対策を示すべきではないか。

	事	業	者	D	見	解		本文対応頁
本事業で曜日を休日	• •					うことから、	、この土	p. 159
環境基準では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	境基準に本事業の第 に工事関係	ついて、 実施にあ 係車両の り、周辺	各予測断 たってに 走行台数	斤面に対応 は、土砂、 女を減らす	する数値 資材等の 等の環境	搬出入の変	たしまし 効率化に ための措	p. 292~295
正な対象のよりである。	選定による。選定の対象では、というでは、は、おりでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	一 運 ま 自 う 商 て び 送 し び 送 し び 送 し の は の の は の は の は の に の は の に る に 。 に る に 。 に る に 。 に る に る に る に る に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。	郊、のはまのは、から、から、から、のは、のは、のは、のは、ののは、ののは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	と推進する 関係の指導を 所施設利用 ホームペ	ことによ 対者に対し 行い、通 者に対し 一ジなど	ては、で 動に使用 で しては、で	関係の事のできる。	p. 295, 334

項	目		意	見	の	概	要

騒 音

[車種の区分について]

p320~325 新施設等関連車両:予測条件:新施設等関連車両の交通量が、「大型車」と「乗用車」に2分類しているが、間違いである。予測手法(資料 p212)によれば、自動車のパワーレベルは大型車、中型車、小型貨物車、乗用車の4分類としている。現に資料 p367 の「新施設等関連車両の走行による騒音の予測に用いた時間交通量」では、文献の4分類としている。例えば、1期工事完了後の平日 N01では本文 p324で、乗用車が802 台とされているが、p367で東行乗用車が401台、p368で西行乗用車が401台とされており、N02 道路の合計は802台とされている。つまり、本文の表2-2-29 新施設等関連車両の交通量(1期工事完了後)、表2-2-31 新施設等関連車両の交通量(2期工事完了後)は、中型車と小型貨物車を省いており、事業による影響を少なく見せかけており、公式に陳謝し修正を公表すべきである。審査事務局としても他の地点の齟齬を確認し、騒音予測はどちらの台数で行ったかを確認されたい。なお、資料では新施設等関連車両の交通量は中型車と小型貨物車はいずれも0台と常識はずれの設定がしてあり、交通計画そのものの見直しが必要である。

[車両の動線計画について]

p320~325 新施設等関連車両:予測条件:新施設等関連車両の交通量が、事業地北側の N012 で極端に増加するので、計画の見直しが必要である。例えば2期工事完了後に現況乗用車は平日、休日ともに395台/日であるが、2期工事完了後に平日854台・2.2倍に増加し、休日1,094台・2.8倍に増加する。このため、騒音の増加分は休日昼間で5dB、夜間で6dBもあるp331。大気、騒音の良好な環境のこの生活道路にこのような変化をもたらすことをやめ、事業北側の集合住宅の出入りはA区域中央の地区内幹線道路経由に変更すべきである。

p332 新施設等関連車両:環境の保全のための措置は、不十分であり、 事業地北側の生活道路 N012 だけが 3~7dB 増加するための対策を具体的 に、事業北側の集合住宅の出入りは A 区域中央の地区内幹線道路経由に変 更するなどを検討すべきである。

[環境保全措置について]

p332 新施設等関連車両:評価で「N012 および N013 においては、本事業により整備される住宅に居住される方々の走行に起因するものであり、増加分は 4~7dB であるが、環境基準に対しては大きく下回るレベルである」の表現は撤回し、必要な事業者が可能な低減策を環境保全措置として検討すべきである。環境省は「汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。」としており、現在が良好な環境なら、環境基準まで悪化させても良いということではない。

	事	業	者	<i>O</i>)	見	角军	本文対応頁
捌き車両を想利用車両は乗	見定してい 乗用車が想	ハます。 想定され	これらのます。ま	車両を 4 た荷捌き	車種に分 車両は、	施設利用車両と荷類した場合、施設大型車、中型車及大型車として想象	交 支
方から立体駅 す。騒音の増	注車場を2 加レベル	比側に配 は5∼60	置し、北dB ですが	側の道路 、昼間:48	からの車 8dB→53dE	る配置計画の考え 両動線としている 3(環境基準 65dB) 大きく下回るとき	E .
, , , , , ,					-	急発進や急加速を いりたいと考えて	_ *

項目	意見の概要
振動	[予測値について] p338 建設機械の稼働: A 区域ケースⅡで最大 66dB であるが、予測値を追試できるよう、敷地近傍の発生源について、予測条件として敷地からの距離を追記すべきである。資料 p518 の予測式で確認すると、バックホウ1台が、敷地から5mのところで稼働するだけで 72dB となる。10mとしても67dB となり、66dB にならない。
	[保全措置について] p343 建設機械の稼働:環境の保全のための措置として「一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つの閾値 55dB にも配意する」こと、評価として、規制基準値のほかに「一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つの閾値 55dB を上回るのは、事業予定地敷地境界近傍に限られることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。」と今までの環境影響評価事業にはなかった表現を追加したことは評価する。
	[要請限度について] p354,364 工事関係車両、新施設等関連車両による振動レベル:環境の保全のための措置として「一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つの閾値 55dB にも配意する」こと、評価として、「要請限度」にふれなかったこと、「一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つの閾値 55dB を上回るのは、事業予定地敷地境界近傍に限られることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。」と今までの環境影響評価事業にはなかった表現を追加したことは評価する。これはレゴランドや御園座と最近の市アセス事業に対する市長審査書でも盛り込まれるようになった内容であり、今後の事業に対しても市から同様な指導をされたい。なお、評価として、「要請限度」にふれないため、道路交通振動の振動レベルの予測結果の表 p351~353、p360~363 の表中の「要請限度」は削除すべきである。
水質・底質	[測定位置と頻度について] p382 排水計画で、「工事排水の濁度及び pH については、定期的に簡易 測定により監視する。」とあるが、その場所は 6 カ所の沈砂槽 p383 のどの 位置か、又は放流口入口か出口か。いずれにしても問題があった場合に放 流を停止できる位置で測定すべきなので、その位置を明記すべきである。 また、測定頻度について、簡易測定なので、毎日又は常時と想定されるが 明記すべきである。

	事	業	者	0	見	解	本文対応頁
•	した配置					主宅の立体駐車場 J 12mとして設定	p. 343
本事業の 閾値 55dB は						こ示したように、	p. 345
路交通振動	について <i>[</i> いること	は、道路3 から、予	交通振動の 測結果に	の限度(要 は基準値	要請限度) 等として	る評価として、道 が基準値等とし 要請限度を記載	p. 356, 366
工事排水	の調査は、 状況、水気	工種、排 質の調査組	本量等か は果等も	変化して 踏まえなか	いくこと	ています。 を考慮し、工種、 別な水質管理とな	p. 384, 389

項	目		意	見	の	概	要	
水質	・底質	[測定項目と	頻度につい	ハて]				
		p382 排水	計画で、「	過去の調	査におい	て基準不	適合土壌	として確認さ
		れ、一部区域	に残置して	ているカ	ドミウム、	鉛、砒素	₹、総水銀	、ベンゼンに
		起因する排水	の基準不正	適合の有	無について	ては、定期	月的に監視	することによ
		り基準不適合	の有無を研	確認する	。」とある	が、項目	1として、	全シアンが欠
		落しているの	ではないな	ヴ。過去(の調査での)基準不適	量合土壌で	は全シアンが
		66 地点で最高	哥 4.2mg/1 ラ	検出され	ているが、	、一部区域	はに残置し	ている土壌の
		汚染項目と濃	度を明記し	し、全シ	アン有無を	と明らかに	こすべきで	'ある。また、
		測定頻度が	「工事期間	中の水の	濁りが最	大と想定	される時	期(各時期 1
		回):事後調査	查計画 p662	2では不	十分すぎる	5。有害物	加質による	水質汚濁とい
		う観点から、	週1回程图	度は必要	である。			

[底質の調査について]

港北運河の底質そのものがどうなっているか記載がない。水質及び底質については堀川と中川運河・東海橋のデータが示されているが、肝心なのは港北運河の底質である。底泥の舞い上がりによる影響はほとんどない、とされているが、そのまえにまずは港北運河の底質そのものがどうなっているか調査し明らかにすべきではないか。

「管理基準について]

p382,387 排水計画、予測の前提とした措置で、管理濃度として pH と SS は名古屋市の建設工事における排水対策の目安、カドミウム、鉛、砒素、総水銀、ベンゼンは水質汚濁防止法の特定施設に係る排水基準値を参考として用いた。」とあるが、環境基準はこの 1/10 の値 (カドミウムは 1/20)である。ここの排水が直接、公共用水域の港北運河から中川運河の放流されること、環境影響評価条例が適用される大規模開発であること、過去の土壌汚染履歴と一部区域に残置している土壌汚染などから判断して、環境基準などもっと厳しい管理濃度とすべきである。

	事	業	者	D	見	解	本文対応頁
とから、管 工事排水	理濃度の現の調査は、状況、水質	質目とし 工種、排 質の調査網	ておりませ :水量等が 吉果等もB	さん。 変化して 沓まえな?	こいくこと	確認されていることを考慮し、工種、 切な水質管理とな	p. 410 p. 662
	測結果では	は、底泥の	り舞い上が	-		実施しました。 いと予測しており	p. 391~394, 405~408
準値は、環	境基準が違	達成される	ることを前	前提に設定	定された	施設に係る排水基 規制値であり、こ 、放流する計画で	p. 384, 389

項	目			意	見	Ø	概	要	
水質	・底質	[降水量	量の設定	につい	`て]				
		p384	工事中办	く質の	予測手法:	濁水の発	生量の算	定で、A	工事区域の面
		は事業語	計画から	確認て	できるが、	I:平均降	4雨強度の	3.0mm/	h の根拠が不
		である	マ も ス	a、 営	51 郊笋 /	音の白鉄	的出況で	烙水悬	の盗料を示す

p384 工事中水質の予測手法: 濁水の発生量の算定で、A 工事区域の面積は事業計画から確認できるが、I: 平均降雨強度の 3.0mm/h の根拠が不明である。そもそも、第1部第4章の自然的状況で、降水量の資料を示すべきである。その上で平均降雨強度の根拠を示すべきである。例えば、名古屋市の過去30年の降雨水量記録では、台風月の9月に2013年9月の最大1時間雨量は9/4に55.0mm(73.0mm/日)、9/8に21.5mm(26.5mm/日)、9/16に21.0mm(101.0mm/日)、9/23に32.5mm(32.5mm/日)もあり、設定の3.0mm/hの10倍近い実績がある。設定が甘すぎ、台風時期は濁水がそのまま運河に流出するのではないか。

http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php?prec_no=62&prec_c h=%91%E5%8D%E3%95%7B&block_no=1471&block_ch=%8A%D6%8B%F3%93%87&year=2007&month=2&day=17&elm=&view=

[洗浄水について]

p387 工事中水質:環境の保全のための措置のうち「その他の措置」として「コンクリートミキサー車の洗浄水は、場外運搬処分する。」とあるが、そもそもこうした排水の処理は「予測の前提とした措置」として、当初から事業計画、工事計画に含み混むべきである。なお、コンクリートミキサー車の洗浄水を貯留する設備、その位置、数を明記すべきである。

[維持管理について]

p387 工事中水質:環境の保全のための措置のうち「その他の措置」として「沈砂設備に堆積した土砂を定期的に除去するなど、濁りの除去効果が低下しないよう維持管理を行う。」とあるが、定期的の内容を記載すべきである。まさか、A,B,C区域の工事期間中に1回だけということはないのか。そもそも、堆積土砂の常時監視、除去する基準としての堆積量・深さをまず決めるべきである。

[洗浄水について]

p387 工事中水質:環境の保全のための措置のうち「予測の前提とした措置」として「掘削範囲は必要に応じて山留壁で止水し、湧水量を低減する」とあるが、評価では「止水性の高い山留め壁を不透水層まで構築する」と全ての掘削で山留め壁を不透水層まで構築することになっている。予測の前提とした措置の「必要に応じて」は削除すべきである。

	事	業	者	0	見	解	本文対応頁
と同様に、「 局都市計画」 水道 見いれる ト 未満 アルにえ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	面果文目こぶたでに整備、水常、さのは事、水常、さのは事、のでに況現躯	事業 第 11 産 降 加 / ト を 大 体 環 年 水 条 と 工 定 ア 事 に ス に	ど響示水と定中てフ進評さ、てま伐区ルこの、アむ	技術で 業さた で で まさ、 が で で で で に に に に に に に に に に に に に	アル」(! レク財活リエ いる いる は の り り り が は り り り り り り り り り り り り り り り	(準備書 p. 385) 監修 建設省都市 (農業用水の取等) (農業用水活動等) は度 0.0~3.0mm/h につしまして に定して に設定と は表 は想 にまま により はままままままままままままままままま。 ははままままままままままままままま	p. 386
コンクリーで検討し、						後の施工計画の中	p. 389
頻度につい確保できる。						ます。貯留容量が	p. 389
より」と記載掘削箇所は	載してお こよって 「必要!	ります。 は、地下 こ応じて」	水が湧出	する深さ しており	まで掘削 ます。い ^っ	築することなどに しない可能性もあ ずれにしても、湧	p. 389

項 目 意 見 の 概 要 水質・底質 [水温調査について] p389 運河水循環:中川運河と港北運河の水温の相関性のための現地調査は7月と8月に計2回行っただけで、「中川運河の既存調査結果は、港北運河の水温にも当てはまると考えられる。」としているが、冬季にも採

p391 運河水循環:中川運河と港北運河の水温の相関性で、「相関係数を求めた結果、0.876 と "強い相関関係がある"といえ、中川運河の既存調査結果は、港北運河の水温にも当てはまると考えられる。」としているが、冬季の調査が不足しているためこの結論は出せない。最も寒い2月の中川運河水温7.2℃から、この相関関係で港北運河の水温を求めると、マイナス4.2℃と常識外の水温となる $\{(7.2-9.99024)/0.669\}$ 。現実に予測条件では採熱時の取水温度は7℃としているp394。

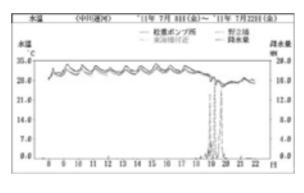
熱のため約 7℃の運河水を取水するため、年間を通した港北運河の水温再

「水循環について]

調査が必要である。

p394 予測条件で運河水利用開始時の取水温設定で「放熱時 30 \mathbb{C} 、採熱時 7 \mathbb{C} 」とあるが、中川運河水温から相関式で求めた港北運河の平均取水温度は 7 月は 28.1 \mathbb{C} 、8 月でも 30.4 \mathbb{C} と、この放熱時 30 \mathbb{C} の条件に当てはまる日はほとんどない。図のように時間変動もあまりない。また、冬季はこの相関式が使えないが、中川運河水温は月平均で 2 月は 7.2 \mathbb{C} あり、採熱時 7 \mathbb{C} の条件に当てはまる日はほとんどないと考えられる。底泥の巻き上げについても慎重に検討していないし、本当にこの運河水循環は可能なのか、単なる宣伝効果をねらったものではないのか。

http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000028/28463/nakagawa1107.pdf



	事	業	者	0	見	解	本文対応頁
調査である 測を行って 把握して、	中川運河 おります 大きな違 たって	の調査結。 。その中 いはない 、港北運	果を参考して、夏ので ものと考え	に、予測計 中川運河と えました。	学の初期	「るために、既存 明値を設定して予 可の水温の状況を ように運転制御・	p. 393, 396, 403
件として設 実際の運 ンプの機器 く、運河へ なお、準	定しまし 用は、今 特性、運 の影響が 備書 p. 39	た。 後の検討 河水の温 少ない運 4 に示する	及び運転 度変化等 転方法を とおり、放	をしながら を総合的に 確認してま 対熱時は 34	の調査に 上勘案して そいります 4℃まで取	テうための予測条 こより、ヒーン こ、機器 た。 な水を行うを は水を行ると は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	p. 396~400

項目	意 見 の 概 要
水質・底質	[生物相への影響について] p401 運河水循環:評価で、「取水温度 31~32℃に対して、大部分 (95%程度) は 30~33℃の水温」、「取水温 6~7℃に対するして、大部分 (99%程度) は 4~6℃の水温」であることから、「港北運河の水温変化に対する影響は低減されていると判断する。」とあるが、水温が変化すると、水中に住む変温動物である魚類や無脊椎動物は、体温を調節できないために大きく影響を受けるため、水温上昇や低下に対する生物層への影響も検討すべきである。中川運河にはボラやスズキの生息が確認されている (p108 動植物及び生態系の状況)。
地下水	[検出限界について] p409 調査:調査結果で、全シアン、鉛、砒素、ベンゼンの全てが ND (検出限界未満) となっているが、地下水環境基準値と比べて、その検出限界がどの程度かを理解するため、p410 の地下水モニタリング結果のように、ND (0.01mg/1 未満) などと表記すべきである。
	[地下水調査について] p414 予測: A 区域には、現在、営業中の施設等の立地により未調査エリアがあるが、今後、現況施設の解体に合わせて、「土壌汚染対策法」等に基づき、適切な調査を行う。」とあるが、土壌汚染対策法の調査項目は土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガスであり、地下水そのものは含まれていない。土壌溶出量調査は、土壌を室温・常圧で2時間振とう・30分静置後の濾過水が塩酸 1mo1/1 水に、土壌中の有害物質がどれだけ溶け出すかを調べるものであり、長期間・高圧の土中への地下水への溶出とは状況が異なるため、別途地下水質調査が必要である。なお、汚染土壌の除去等の措置の実施の方法として「当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定すること。」と定められていることを念頭に検討されたい。

	事	業	者	D	見	解	本文対応頁
化の程度であ た。	り、その	が範囲も限 で記が確認	まられる こ	ことから、	影響は小	に起きている変いさいと考えまし 、さいと考えまし 系を調査の上、適	p. 403
準備書 p. 4 と同じとして		E結果は名	古屋市均	ホームペー	ジで掲載	えされていた表記	p. 409
市土壌及び地りました。	1下水汚染	設対策検診 ける届出、	け委員会」 調査等に	の指導、	助言に基	を市及び「名古屋 なづき進めてまい て、名古屋市の指	

項	目	意見の概要
地下水		[掘削範囲について] p415 工事予測結果で「アンダーパス部の掘削範囲においては、基準不適合土壌の残置はほとんどない。」とあるが、基準不適合土壌残置範囲の図 p413 でみると、確かに 30m2 ほどアンダーパス部の南東部で重なっている。ここは、鋼矢板で囲い込んだ範囲内の土壌を処理した後で、アンダーパス部の工事にかかることになるが、そうした工事工程になっているのか。少なくとも工事工程の概要 p36 に注記すべきである。そもそも、こんな無理は配置計画は再検討が必要である。アンダーパス部をあと 10m程度北側に移動すれば済むことである
		p441 廃棄物等:予測条件で「アンダーパス部の掘削土は、事業予定地内で盛土材として再利用する。」とあるが、アンダーパス部では鋼矢板で囲った部分があり、「アンダーパス部の掘削範囲においては、基準不適合土壌の残置はほとんどない。」p415 と事業者が勝手に判断しているだけであり、汚染土壌である危険性は残っている。慎重に土壌分析を行って、基準に適合することを確認できた掘削土だけは盛土に使用すると明記すべきである。さもなければ、アンダーパス部を北へ約10m移動させて鋼矢板で囲った部分と重ならないようにすべきである。
		[保全措置について] p417 地下水:環境の保全のための措置:「基準不適合範囲の掘削土は、原則、同基準不適合土壌が確認されている範囲に盛土し、準不適合土壌の分布範囲を最小限とする。」とあるが、こうした土壌汚染の恐れのある掘削土は、毎回、土壌分析を行い、汚染土壌が確定すれば処理を実施し、汚染されていない土壌だけを基準不適合土壌が確認されている範囲の盛土に使用することとすべきである。
土壤		[配置計画について] p423 土壌:環境の保全のための措置:「鋼矢板で囲い込んだ範囲内の施工にあたっては、範囲外へ基準不適合土壌が拡散しない工法を採用する。」とあるが、サンダーパス部と重なる部分の鋼矢板は撤去せざるを得ないのではないか。もっと別の工法があるのか。本来はこんな無理な配置計画は再検討し、アンダーパス部をあと 10m程度北側に移動すれば済むことである。
		[関係機関との協議について] p423 土壌:環境の保全のための措置:「基準不適合土壌を場外処分を行うにあたっては、関係機関と協議し、適正に処分を行う。」とあるが、基準不適合土壌は土壌汚染対策法に従って、運搬と処理についての許可を持った業者に委託することになる。関係機関とは何を協議するのか。

事	業	者	0	見	解	本文対応頁
す。鋼矢板と重 準値不適合土壌 なお、地区内草	なる部分のI に対する適切 幹線道路とア	に事につい 切な対応を ンダーバ	いては、記 と図ります パスの位置	詳細な施〕 ├。 ∷について	含み検討していま 二計画を作成し、基 な、建物配置計画、 計画としています。	p. 415, 416
います。なお、	工事中の環境 小限とし、状	色の保全の	つための指	昔置として	早に基づき設定して 、基準不適合土壌 後散防止シートの敷	p. 417
物配置、周辺道 在の計画として 鋼矢板とアン	路との接道位 います。 ダーバス部の 等を総合的に	五置、幹線 の重なる部	泉道路の刑 部分につい	- ジ状等を約 いては、フ	ついては、全体の建 総合的に検討して現 アンダーパスの仕上 寝が拡散しない対応	p. 423
「名古屋市環境	保全条例」に 適正な運搬力	基づき通	適切な対応	ぶ、届出か	夏汚染対策法」及び 『必要となることか 『について、協議を	p. 423

項目	意見の概要
土壤	[環境保全措置について] p423 土壌:環境の保全のための措置:供用時の仕上げ表層:「舗装(厚さ 10cm 以上のコンクリート、もしくは厚さ 3cm 以上のアスファルト等により覆う)や盛土(先ず砂利その他の土壌以外のもので覆い、50cm 以上の基準不適合土壌以外の土壌により覆うなど)の措置を行う。」とあり、地下水の環境保全措置とは表現(基準不適合範囲の掘削土は、原則、同基準不適合土壌が確認されている範囲に盛土 p417)が異なる。地下水の表現が間違っているのではないか。
景観	[ゴルフ場のネットについて] p437,438 全体として各建物の高さが明記していないのではっきりしないが、N05 地点でゴルフ場の囲いネットが描かれているが、高すぎるのではないか。この高さはどれだけか。既設ゴルフ場と比べて高くしているのか。2 期工事完了後の前後で比較すると p438、既設ゴルフ場の囲いネットは新規商業施設と同程度の高さ約 31mと推定できるが、新設ゴルフ場の囲いネットは、その北6階建て複合業務地区ビル(高さ約 31m)より、そうとう高く描かれている。景観図が間違っているのか。新設ゴルフ場の囲いネットは建築基準法の建築物に該当し、高度規制も適用されるはずである。(建築基準法第2条:定義:建築物土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、…をいい、建築設備を含むものとする。)
廃棄物等	[再資源化率について] p441 廃棄物等:予測条件で「現況施設の解体に伴い発生するコンクリート塊、鉄筋、鉄骨について、再生資源としてリサイクルに努める。」とあるが、建設リサイクル法第4条に基づく「あいち建設リサイクル指針」で、特定建設資材廃棄物の再資源化等率として、コンクリート塊:100%、アスファルト・コンクリート塊:100%、建設発生木材(木材が廃棄物となったもの):95%とされている。最低限この指針にしたがい、項目を追加し、それぞれの再資源化等率を明記すべきである。 [杭汚泥について] p441 廃棄物等:予測条件で「杭汚泥については、今後関係機関と協議を行い、盛土材として場内で利用できるものは利用していく。」とあるが、廃棄物処理法では事業活動に伴う汚泥は産業廃棄物であり、適切に処理す
	を行い、盛土材として場内で利用できるものは利用していく。」とあるが

	事	業	者	の	見	解		本文対応頁
在する範囲す。一方、	の掘削を 土壌の項 層)は、(極力少な 目における 共用時に:	くするだ るご指摘 おける基	こめの、 の環境の	環境の保全のた	準不適合土壌 全のための措† めの措置(供, 散防止のため	置で 用時	p. 417, 423
•		ット共に対	建築基準		建築物で	はなく工作物	に該	p. 428
び地表面舗	装部除去	工事にお	ける再資	資源化率	として、	況施設解体工コンクリート! ております。		p. 443
**	両の削減し	こもつなれ	がること	などもあ	り、場内	考えています; で利用できる;	-	p. 442

項	目		意	見	Ø	概	要	
廃棄物	7)等	位調査報告書」 ているので再確 お願いする。 http://www.nik pdf	等:予測 24 (認し必要 kkenren. 域典 p7 でででででででででででです。 は p7 でででででいます。 は kg/m2 では 5 kg/m2 を は かまり なけ かまり は かまり かまり かまり かまり かまり かまり かまり は かまり	年)を出 をのm/publi 施設は、 は 26 kg/ ご 31.5kg/ 車場は、 は 18 kg/m と なあるい な 点以下の	典としてた。cation/p 店 m2 t l l でと・10 m2 t l l でと・3 がれは こるず示は にはこれではいる。 にもこれではいる。 にもこれではいる。 にもこれではいる。 にもこれではいる。 にもこれではいる。 にもこれではいる。 にもこれではいる。 にもこれではいる。 にもこれではいる。 にもい。 にもいる。 にもいる。 にもいる。 にもい。 にもい。 にもいる。 にもいる。 にもいる。 にもい。 にもい。 にもい。 にもい。 にもい。 にもい。 にもい。 にもい	いるが、 cい。審3 odf/75/1 ,000m2 る。A 区 区 ,000m2 。C 区 典 p7 出 危 険 側の	原単位の を事務局も conngouhai 以上で25. 域が、出て場は が、上で場は の駐車3. の取は23 kg/ の原はば	十分な指導を ki_houkoku. 3kg/m2とな E宅は、店舗・ p9では37kg/ 5kg/m2とな 、工場・10,000 /m2である。 かりである。
		[建設資材の運 p456 予測条付 は、資料 9-1 に 法及び発生量で どこに記載して	牛:建設 示すとま あり間違	- 資材の運 3り」とあ 違っている	るが、こ	れは工具	事中の廃棄	

	事	業	者	Ø	見	解	本文対応頁
単位調査報	设告書」(平月 用途別構造	成 24 年) 造別規模	の中で、	ご指摘の例	可で示され	系混合廃棄物の原 れている P. 7, 9, 15 計 16】 (p. 45~)	p. 443
建設資材お、評価書				-		しております。な します。	p. 456, 資料編 p. 733~737

項 概 Ħ 意 見 1 要 温室効果ガ [温室効果ガスの削減について] ス等 p457 温室効果ガス等:工事中の予測結果、計 512,500t-C02 が突然示さ れているが、最近の他のアセス事業と比べて最大であり多すぎる。延べ面 積が大きいためかと単位面積当たり CO2 排出量で比較したが 1.15t-CO2/ 年とやはり最大である。 例えば名駅 1 丁目南アセスでは 244,000t-C02 (延べ面積 260,000m2) であり、延べ面積が今回の港明用地開発の 2 倍弱だが、CO2 排出量は 2.2 倍にもなっている。どこかに無駄な CO2 排出があるはずであり、更なる削 減が必要である。 工事中 1.199.200 t-CO2/年 延べ面積 建設機械 建設資材 建設資材 工事中 工事中 事業名 CO2/m2 m2 稼働 使用 445.300 471,100 港明用地 15,800 3,000 1.15 22,700 512,600 名駅3 150,000 7.600 111.000 3.700 700 123,000 0.82 名駅1南 260,000 12,000 213,000 16,000 3,000 244,000 0.94 名駅1北 190,000 8.000 156,000 13,000 1,500 178,500 0.94 ささじまライブ 160,000 4.900 130,700 4.800 700 141,100 88.0 p459,468 温室効果ガス等:評価:低炭素都市なごや戦略実行計画(平 成 23 年 11 月) では「2008 年の名古屋市の排出量は、基準年である 1990 年比▲11%となっており、2020年に▲25%を達成するためには、更に15% の削減が必要となります。」とあり、2008年の1,548万トン/年を2020年 に 1,310 万トン/年に削減することを目標としている。また、あいち地球 温暖化防止戦略の 1990 年度と比べて 6%削減し 7,466 万 t-C02 にするとい う目標の2割近くを名古屋市分で占めていることも併記すべきである。そ の上で、今回の滞明開発:1期工事415,100tC02、2期工事97,400 tC02、 供用時93,559 tC02/年がどれほど大きな影響を与えるかについての評価が 必要である。

	事	業	者	Ø	見	解		本文対応頁
設資材の運	搬、廃棄	等物の発生	に伴う C	202排出量	を算定す	建設資材の使用、 つることとなりま	ます	p. 457, 458
						、ポーツ施設等の 広がる施設が3		
			-			」なかる旭設かる 連備書に記載し		
						ては、型枠材等		
						Fの使用に努める J減に努めてまり		
ます。	VN V) /C	- ~ 7	. c 叫 s Л	- \ \ \CO2 19F	口 主 */ li:	11/2010 77 V C A V	,	

項	目	±	見	\mathcal{O}	概	要
垻	H	思	兄	0)	邩	安

温室効果ガス等

[予測条件について]

p457 温室効果ガス等:工事中の予測結果計 512,500t-C02 が突然示されているが、排出量の多い原因を発生源から判断し、必要な環境保全措置ができるようにするため、予測条件として、建設機械の稼働の燃料消費量、電力消費量、建設資材の使用の資材使用量、建設資材の運搬の工事関係車両台数と走行量、廃棄物の発生量を、工期別、区域別に表に追加すべきである。建設機械の稼働の燃料消費量(1期C:582,8021、1期A:900,9121、1期B:71,3241、2期B:858,9551)などは資料10-1から各機種の燃料消費量を合計すれば良いので困難な作業ではない。

[電力消費量について]

資料 p716 電力消費:実排出係数では、1 期 C:1,123,120kwh、1 期 A:9,034,576kwh、2 期 B:8,289,529kwh は読み取れるが、1 期 B: 資料から欠落しているため不明である。1 期 B の工事で電力を使用しないとは考えられないので追記すべきである。また、1 期は計 10,157,696kwh が 5,262t-C02、2 期工事は 8,289,529kwh が 4,294t-C02 となるので、電力消費量と C02 排出量の比はいずれも 1,930kwh/t-C02 となり、1 期 B 区域からの C02 排出量はゼロのまま計算していることになる。予測結果の 1 期工事は B 区域からの C02 排出量を追加することにより電力消費 5,262t-C02 に追加するなど、全体的に数値を修正すべきである。

[保全のための措置について]

p458 温室効果ガス等:工事中:環境の保全のための措置:建設機械の稼働では、国土交通省による低炭素型の建設機械の認定が進んでいるため、大気、騒音、振動と同様に「導入可能な低炭素型の建設機械を導入する」を追加すべきである。2014.6.11 現在バックホー、ブルドーザの 28 機種が国土交通省から認定されている。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_00
0005.html

	事	業	者	の	見	解	本文対応頁			
, thu	7 ~ N 0 HH	n 1		14 - 1	7-1 - 11 LVV I N	~ 14 M) - 1 7 77				
			• •			の稼働による延っ	* *			
燃料消費量	等の状況	卍は、下表	そに示すと	こおりです	。なお、	これらの数値は、	、 資料編			
評価書にお	<u>いて、資</u>	賢料編の名	核当箇別	斤に追記い	たします	0	p. $726 \sim 732$,			
【1期工事】		項	目		C区域	A区域 B区域	$735 \sim 737$,			
	建設機械の	稼働に伴う延	ベ燃料消費量	(1)	582, 808	900, 912 71, 324	739, 740			
	建設機械の	稼働に伴う延	べ電力消費量	(kWh)	1, 123, 120	9, 034, 576 —				
	建設資材の	使用量(生コ	ンクリートを	除く) (kg)	10, 589, 325	1, 297, 188 —				
	11	(生コ	ンクリート)	(m^3)	32, 286	1, 125, 608 —				
	建設資材等	の運搬に伴う	延べ車両台数	(台)	66, 180	169, 383 15, 771				
	建設資材等	の運搬に伴う	延べ走行量()	km)	4, 724, 100	12, 923, 450 1, 117, 300				
	廃棄物の焼	却・埋立処理	量 (t)		48	3 472 2				
【2期工事】		項	目		B区域					
	建設機械の)稼働に伴う延	ベ燃料消費量	(1)	858, 955					
	建設機械の	稼働に伴う延	べ電力消費量	(kWh)	8, 289, 520					
	建設資材の)使用量(生コ	ンクリートを	除く) (kg)	653, 729					
	"	(生コ	ンクリート)	(m ³)	208, 208					
	建設資材等	節の運搬に伴う	延べ車両台数	(台)	123, 952					
	建設資材等	幹の運搬に伴う	延べ走行量(km)	9, 971, 250					
	廃棄物の焼	色却・埋立処理	量 (t)		523					
び照明を想 設において	B区域では、電力消費の建設機械等として、仮設エレベータ、溶接機及び照明を想定しています。1 期工事のエコステーションや地区内道路の建設においては、主要な建設機械等ではないと想定することから、ここでは想定しませんでした。									
	まいりま	ミす。な ま	3、このこ			低炭素型建設機 て、環境の保全の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	•			

項	目		意	見	Ø	概	要		
温室郊	効果ガ	[予測結果)	こついて]						
ス等		-	効果ガス等				•	-	
		れているが、	最近の他の	りアセス	事業と比~	ヾて最大゛	であり多す	゙ヺる。	延べ
		積が大きい か	きめかと単位	立面積当:	- n co2	排出量で	比較した	が 0 07	7±-C02

p457 温室効果ガス等: 供用時の予測結果: 計 32,305t-C02 か突然示されているが、最近の他のアセス事業と比べて最大であり多すぎる。延べ面積が大きいためかと単位面積当たり C02 排出量で比較したが 0.07t-C02/年とやはり最大である。どこかに無駄な C02 排出があるはずであり、更なる削減が必要である。

事業名 延べ面積 m2 新建築物 存在 関連交通 廃棄物 機化 廃棄物 機化 廃棄物 機化 廃棄物 機化 廃棄物 機化 廃棄物 の21 供用時計 CO2/m2 港明用地 445,300 61,254 32,659 640 -994 93,559 0.21 名駅3 150,000 16,300 5,100 300 -15 21,685 0.14 名駅1南 260,000 35,670 8,100 500 -10 44,260 0.17 名駅1北 190,000 17,000 600 300 -60 17,840 0.09 ささじまライブ 160,000 22,400 8,100 300 -20 30,780 0.19			存在供用的	,			208,124	t-CO2/ 年
名駅3 150,000 16,300 5,100 300 -15 21,685 0.14 名駅1南 260,000 35,670 8,100 500 -10 44,260 0.17 名駅1北 190,000 17,000 600 300 -60 17,840 0.09	事業名					緑化	供用時計	CO2/m2
名駅1南 260,000 35,670 8,100 500 -10 44,260 0.17 名駅1北 190,000 17,000 600 300 -60 17,840 0.09	港明用地	445,300	61,254	32,659	640	-994	93,559	0.21
名駅1北 190,000 17,000 600 300 -60 17,840 0.09	名駅3	150,000	16,300	5,100	300	-15	21,685	0.14
	名駅1南	260,000	35,670	8,100	500	-10	44,260	0.17
ささじまライブ 160,000 22,400 8,100 300 -20 30,780 0.19	名駅1北	190,000	17,000	600	300	-60	17,840	0.09
	ささじまライブ	160,000	22.400	8,100	300	-20	30,780	0.19

「緑化・植栽による CO2 の吸収・固定量について]

p465 温室効果ガス等:供用時の予測結果:緑化・植栽による CO2 の吸収・固定量が 994t-CO2/年もあるが、他の事業と比べても大きすぎる。その原因を分析し環境保全措置や評価に追加すべきである。また、資料 10-3、p745~749 によれば、高木・中低木は C 区域で 109、A 区域で 382、B 区域で 306、地衣類は C 区域で 22、A 区域で 9、B 区域で 16t-CO2/年となっており、合計 844t-CO2/年であり、本編の 994t-CO2/年とは異なっている。既存の公園 1 の 83、公園 2 の 45、公園 1,2 の地衣類の 22 (資料 p729,930)を足してやっと 994t-CO2/年となる。分かり易い表現に修正すべきである。

[地被類の面積について]

資料 p730,748 温室効果ガス等:現況及び供用時の予測で、地衣類の年間 C02 吸収量=総葉面積 (m2) ×となっているが、各工事区域とも総葉面積 (m2) が示されてるが多すぎるのではないか。追試できるよう総葉面積 (m2) の算出方法を記載すべきである。地衣類での緑化面積が記載されていないため、本編緑地面積 p597 と比較すると、A 区域の緑地 32,600 m2 で総葉面積 2,500m (緑地面積の 7.7%)、B 区域の緑地 28,800 m2 で総葉面積 4,700m (緑地面積の 16.3%)、C 区域の緑地 12,500 m2 で総葉面積 6,200 m (緑地面積の 49.6%) と、C 区域が極端に多く不自然である。

	事	業	者	0)	見	解	本文対応頁
ない複合業務 定しています も、安全側の は、エネルキ	が 施設に う 予測に が 一施設 と に と に よ し こ の こ が こ し た う し た し た し た し た し た し た し と し た し と し た し と し と	ついてはことから、 なってい。 を設ける	発生集中 、関連車 ると考え など、環	交通量が 両の走行に ています。 境の保全の	多い「事 に伴う温 本事業の ための打	詳細が定まってい 窓所」の用途で想 室効果がス排出の の実施に記載したのま 世置にいりたいと	p. 464, 465, 468
固定量は、1 994 tCO ₂ /年と ける CO ₂ の吸	期工事デ : 予測され な収・固定	記了後に れます。	おいて 6 なお、こ たに創出	72tCO ₂ /年、 れらの数値 される緑 ^は	2 期工 直は、既7 也における	よる CO_2 の吸収・ 事完了後において 字の公園 $1,2$ におる CO_2 の吸収・固 果に記載いたしま	p. 464, 465
いては、将来	E地被類で 「域はスス	を施す面が	積として レクリエ	設定しまし ーション	した。	A~C区域につ り、他の区域に比	資料編 p. 743

項	目	意見の概要
温等	1果ガ	「地被類の原単位について」 資料 p730,748 温室効果ガス等:現況及び供用時の予測で、地衣類について、単位葉面積あたりの総 C02 吸収量として 3.5kgC02/m2・年を用いているが、これは、予測条件の出典「大気浄化マニュアル」(環境再生保全機構 平成 18 年)にも示されていない手法である。出典 p71 では確かに 3.5kgC02/m2・年という値はあるが、落葉広葉樹高木 3 種、常緑広葉樹高木 3 種、中低木 4 種から求めた平均値であり、地衣類(セダム、ハイビャクシン、キチジョウソウ、ヒペリカム、カリシナム)の C02 吸収量には触れていない。葉が短かかったり、尖っていたりして、高木、中低木の C02 吸収量がそのまま適用できる訳ではない。 「増加させない計画について」また環境を売り物にする開発ならば、温室効果ガスの総量を増加させない開発計画とすべきである。その観点から緑被率などもふくめて再検討を願いたい。
日照阻	害	[計算高さについて] p471 日照阻害:計算条件で計算面高さが、平均地盤面より+4.0mとしているが、この事業で日照障害が発生する事業地北側は第1種住居地域であり、都心のわずかな空間で洗濯物を干し、プランターで花を楽しんでいる人もいる。こうした状況がどう変わるかを知るため、地表面での日照阻害も示し、評価すべきである。
		[予測条件について] p477 日照阻害:予測条件として「新施設等の配置計画は、前掲図 1-2-7 (p11) に示すとおりである。」と、いかにも記載してあるかのような表現であるが、前掲図 1-2-7 (p11) は縮尺 1/5000 の計画配置図で、位置は大まかにしか分からないし、高さは「集合住宅 10F、2 層 3 段立体駐車場」などしか分からない。もっと正確な予測条件を示すべきである。

	事	業	者	0	見	解	本文対応頁
する植物を 化植樹マニュ 量を参考に 均 3.9) より	也被類と ュアル」(しました。) も安全側 也等の位置	して分類 こ示され、 中低木の 』の予測と	しました た樹木の! の例として こなる 3.5	。この地被 単位葉面積 C示されて ikgCO ₂ /m²・	皮類の原 (あたり∉ いる原単 yr の値を	を覆うように生育 単位は、「大気浄 の年間総 CO ₂ 吸収 位位 3.7~4.2 (平 を用いました。 において調査し、	p. 742, 743
ける不要な の鋼製型枠 力・ 充棄物の発 めます。 供用時は、 もに、新施記	アイドリン の使用努 ライブの励 主に	レグスト 力、建設 か行・運搬 ては分別に ・電 る の の の に と に と の の で は の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	ップなどの資材等連合の対象の上、 こよ 交 は しょう は は しょう は は しょう は は	か実施、建 搬によるこ 等によると	設資材の低工事関係 で再列係 で再利用 での利用	段機械の稼働にお の使用にあたって 公害車の導削減、 車の音数の削減、 車の再資源化に努 目の進を図れると 最活動、 発調化、新設する	
地域などに瓜よる日影が2	なじて規制 及ぶ範囲で 見制が定る	削が定め では、第- かられても	られている 一種住居 ^は おり、その	ます。事業 地域、準工 D規制と比	予定地周 業地域で	条例」では、用途 引辺の計画建物に ご平均地盤面高さ うために平均地盤	
集合住宅は、評価書は			層 3 段立	体駐車場に	t約 7.5n	nです。このこと	p. 11

項目	意見の概要
日照阻害	[保全措置の記載方法について] p485 日照阻害:環境の保全のための措置で「北側住宅地への日影に配慮して、住宅棟と北側既存住宅地との間に極力距離を設けた。」とあるが、予測結果 p482 から見ると、建築基準法等による規制時間を守れる距離ぎりぎりまで近づけた計画となっている。つまり、A 区域北側で平均地盤面から 4mで、2.5 時間の日影が及ぶ範囲は規制の 10.0 時間に設計されている。正直に規制時間を守れる距離ぎりぎりに配置した」と記載すべきである。
電波障害	[費用負担方法について] p497 電波障害:環境の保全のための措置で「本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATVへの加入など適切な措置を実施する。」とあるが、被害受付方法、本事業に起因することの証明方法、CATV加入等の費用負担方法などの原則はここで示すべきである。
安全性	[工事関係車両について] p549 安全性:環境の保全のための措置「事業予定地近隣に通学路が指定されている各小・中学校の登校時間帯にいては、工事関係車両をできる限り走行させないように配慮する。」は言葉だけである。そもそもこうしたことは予測の前提として当然工事車両の配分計画に含まれているはずであるにも拘わらず、全て8時から17時まで(12時台は休憩)に等分割され、例えば事業地北側の生活道路N012は10ヶ月目に28台/時と2番目に多く配分してある(資料p132~137)。この措置に従い、工事関係車両の再配分を行い、大気、騒音、振動、安全性の再予測・評価をすべきである。
	[車両の抑制対策について] 江川線沿いのある地点では一日 868 台、工事関係車両の通行が増える、と説明会では質問に対する回答があった。つまり 8 時間工事をするとして一時間当たり約百台もの車両増であり、周辺の環境と安全には大きな脅威となる。少なくとも時間と経路の分散化をはかる等、自動車と歩行者が多い江川線沿いの通行量を抑制する対策が必要ではないか。

틕	事 業	者	0	見	解	本文対応	頁
一部では、8 最大 10mまで。 宅棟と北側既存	及ぶ場所があ	りますが、	北側住	と地への に		1	
工事着手後のす。本事業に対し、調査することを移動すること 適切な対策をご	起因するかに ことになると こにより解決	ついては記 考えていま することも	電波障害 す。対策 あり、キ	予測対策 き方法につ 状況を確認	いては、アン 図させていたた	- 依頼 /テナ	
施工時における走行時間 学校の児童・ <i>生</i>	引帯等の運行	計画につい	ては、美	ミ際の施 コ)小中	
川運河東線に抵び中川運河東線に抵び中川運河東線では、土砂、資による運搬の対めます。また、利用や自動車のおりに努め	要して接続では は接いでは は接いでは が本のでは では が本のでは では では では では では では では では では	と入てする といい といい といい といい といい といい といい といい といい とい	業な、よし通の錯のない。 まず、よりのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	せへの工たを 計。に関いまで は事で用いた を を を を と と と と と と を は を は を を を を を を	居係車両台数に :適正な車種の に両を減らする と と は で と で は で は で は で は で は で は で は で	線及 線及い 選努 後数を 数を で表 	

項目	1	意見の概要
安全性		[歩行者通路について] p584 安全性:環境の保全のための措置として「事業予定地北側では、事業予定地側に歩行者通路を設ける。」とあるが、:予測の前提とした措置であるため、計画配置図 p11 に明記し、地区内幹線道路の標準断面 p23 のように、事業予定地側の歩行者通路の幅員、既存道路との関係などが分かるようにすべきである。なお、2 期区域供用後の休日は事業地北側の生活道路に 607 台/24 時間の自転車が走行すると予測されているので p583、この事業予定地側の歩行者通路には、自転車専用道路も設置するよう、環境保全措置を追加すべきである。
		[安全対策について] p589 安全性:危険物:環境の保全のための措置として 5 項目が掲げてあるが、予測条件で示した安全対策等のうち、地震計、消火・散水機能、緊急停止機能が欠落しているので、追加すべきである。
		[交通量の増加について] p584 安全性:評価で「新施設等関連車両による交通量の増加率は…2 期工事完了後で平日 0.9~209.1%、休日 0.2~336.1%となるが…」とあるが、この地域の交通量が 2~3 倍になるような開発は認められない。商業施設等や集合住宅の駐車場は最低限にして、この地域の交通量を増加させないよう、計画を抜本的に修正すべきである。

③ 事後調査に関する事項

項目		意	見	の	概	要	
地下水	[事後調査計画 p662 地下水ご 削時における施 移動を行うのだ を行うべきであ	□事中: 工状況等 から、地	- 事後調査 学を確認す	⁻ る。」だ	けである	が、これた	ごけ土壌掘削、

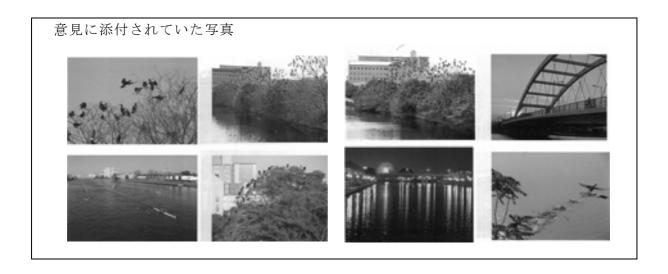
	事	業	者	Ø	見	解	本文対応頁
事業予定地内					=	に示すとおり、 iです。	p. 24
で実施するも	,ので、(:す。 :だきま)	保全対策/ した、地質	t、さら <i>l</i>	こ実施でき	る対策と	て最低限の範囲 : しての観点より 急停止機能の保安	p. 589
ます。本事業 機関が近接し 慮して、商業	予定地の ており、 を施設等の	の周辺の3 公共交通 の新施設和	交通機関の 通機関での 利用者に	は、地下鉄 の利便性が 対しては、	駅やバス 良い箇所 地下鉄や	お数を設定してい 、路線の公共交通 「である立地を考 アバスの公共交通 ロする計画です。	p. 584

Ę.	業 業	者	Ø	見	解		本文対応頁
工事中の事徒 法等を確認してお 合を確認してお ことから地下ス	ます。また、 さり、かつ準	今までの調 備書で記載	閉査で事業 战した環境	美予定地内 寛の保全の]の地下水の ための措置	基準適	p. 662

④ その他に関する事項

項	目	意	Ē	見	0)	概	要
その他		[自然保護についる	[]				
		名古屋市の環境界	影対策、	評価業務	ではお世	辻話になり	ましてありがとうご
		ざいます。	+ + + -		T XH- HE		されまる理点型郷芸佐
			-				計画の環境影響評価
		本学書の安州は生活	•	. 01-13-	フ・ロ糸	3.坏况1个时	を少して、 ここの は、 ここの に、 ここの は、 ここの に、 ここの に、 ここの に、 ここの に、 ここの に、 ここの に、 この に、 こ
		環境保護の要望と到		て			
							の岸壁の残り少ない
							東側空き地に仮の残
		土置き場を設置して					上思しています。 L)等が豊富に繁殖し
					•	. , –	このあたりの開発後
							境保護を考慮して樹
		, – , – ,					場にするとか(おそ
					あれば練	習場の照	明で川鵜は住んでお
		れなくなることは明			り 単色 が	上 自 で キ	る環境に配慮された
							つ泉境に配慮されたかかもしれませんがご
		質問いたします。	,		~ 0 ;==		0 0 , 0 0 0 0 0 0 0 0
							」は日本全国で有数
		の川鵜の生息地では					· · ·
							息地を人間にとってを一瞬に潰してしま
		うことは川鵜にとっ					を一桝に負してしま
				_		· -	て夜間通行する車の
		ライトを付近の川	鵜にラィ	イトを当	てないよ	う川鵜の	保護のためトンネル
		が建設されたと記憶					
				場が生息。	すること	が継続で	きる保護対策を考慮
		されていますでしる		山	重 生σ	1日玉と1	て名古屋市南部に自
					-		いかがでしょうか?
				. — –			この際建設されるよ
		うお願いします。					
		川鵜のエサになる				· -) 7 の財政事 l. ナ l.
					, , ,) その時は雨水を大 欠状態で大量死しま
		重に流し込むとこ			•		
		どうか貴重な自然					- , - , , ,
		一度自然を破壊し	したら元	には戻り	ません。		
							f神的な安らぎの地。
		これは名古屋市の					
		よた一つ貝里な: す。	(取形/へん	トツトかi	伸えるか	と思うと	非常に残念でありま
		, ,	りこの作	寸近に育	ったもの	にたいし	ては昔の風景には愛
		着があります。					
			に撮りた	とめた川!	鵜の写真	及び中川	運河の写真を添付い
		たします。					
		1					

事 業 者 \mathcal{O} 見 解 本文対応頁 カワウは、名古屋市においては、名古屋城などでも見られるなど貴重種 p. $20 \sim 22$, とはされていないことから、準備書では、予測評価項目として選定してお 112 りません。 本事業の実施後においても、カワウにとっての餌場と考えられる港北運 河の水場は維持され、止まり木などの植栽環境は、植栽の植え替えは今後 検討することになりますが、現在よりも多くの植栽を計画するとともに、 運河沿いには中高木の植栽を施す計画としています。 また、運河沿いの夜間照明は管理上の必要最小限とする考えです。 なお、降雨時の港北運河への流入水については、関係機関等の協議を踏 まえ、必要な雨水貯留槽を設け、流出量負荷軽減を図る計画です。 このように、カワウの餌場となる港北運河の水場は維持され、港北運河 沿いには植栽を整備していく計画としております。



項目	意見の概要
その他	[準備書のあらましについて] 以上述べてきた問題点が「準備書のあらまし」では明らかになっていない。少なくとも周辺の道路環境に与える影響については、どこがどうなるのか、地図も使って地域住民にわかりやすく説明する必要があるのではないか。
	この計画による温室効果ガスの発生総量が準備書のあらましに記載されていないのは問題である。削減努力の効果のみを記載し、開発による増加総量を載せないのは、市民に対する説明責任を果たすうえで問題ではないか。要約書にも表中には増加数値の記載はあるが、文章には何も記載がない。まったくフェアではない記述であり、市民にわかりやすく記載すべきである。
	[水鳥の生息環境について] 港北運河とその周辺は鵜が多数生育する環境となっている。止まり木としている樹木はどうするのか、など水鳥の生息環境についての保全措置が明らかにされていないのではないか。対策を明らかにすべきである。
	[環境負荷の少ない計画について] もともとこの開発地域は東邦瓦斯の工揚が稼働していた地域であり、近隣住民を苦しめた巨大な公害発生源であった歴史を持っている。この歴史を十分に認識し、周辺環境にプラスになる開発になることを切に要望する。その視点から、緑地面積の更なる拡大などより環境負荷の少ない計画にすべきである。過去の公害とその後の経過についても藤前干潟にある掲示物のような形で表示することも必要ではないか。

事	業	者	0	見	解	本文対応頁
評価の概要をご説につきましては、 工事関係車両のとともに示しまし	リするため 準備書をご 走行ルート た。	に、極力 覧頂きた について	要点を絞りいと考えては、準備書)掲載い7 こおりまっ i p.151~	- · · ·	
計画であり、既存れ 鳥の生息環境を維	樹木の段階 特できいる におとと れるとすが、	的な撤去 うに配 カ た 、 カ に 、 よ り ま り ま り ま り ま り よ よ り に 、 よ に に 、 よ に に 、 に に に に に に に に に に に に に	と新たな樹致します。 にとっての り木などの も多くの梅	対木を植まり餌場とまり植栽環り 直栽を計画	考えられる港北運 竟は、今後詳細に	p. 20, 21
を1つの基本方針 しています。事業 ⁻ 程度ですが、将来 面積となるように	としており 予定地内の はできる限 新たに緑地 一や環境を	、豊かな 緑地面積 り緑地の を整備す ご学ぶ施記	緑をはぐく は、公園を 面積を確保 る計画です なとして環	む自然共 除き現状 よし、全体 ト。 境学習施	では全体の 9.5% 本で 23.7%の緑地 i設を計画してお	p. 20, 21, 595~597 p. 8

その他 [意見受付期間の掲載について] 市のインターネットHPで平成 26 年 5 月 27 日の新着情報で、「(仮称 港明用地開発事業に係る環境影響評価準備書を掲載しました。(事業向情報)」、「(仮称) 港明用地開発事業に係る環境影響評価準備書がご覧いだけます。(事業向け情報)」では、準備書の縦覧期間:平成 26 年 5 月 2日から 6 月 25 日があるだけで、準備書への意見受付期限が記載されてない。市のアセス条例では準備書の縦覧の「告示の日から起算して 45以内に、規則で定めるところにより、当該意見を市長に提出することがきる。」とあるので、調べれば分かることであるが、他の事業では準備について、「環境の保全の見地からの意見:提出期間::平成 25 年 10 元	項目		意 見	Ø	概	要	
7 日から 11 月 20 日」(「(仮称) 栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業の例)と「実施事業一覧」には記載されている。なぜ、このように意見が付期限を隠すようなことをするのか。なお、配布パンフレットの最終頁は意見の提出期間 7 月 10 日が記載されているが、誰もが見られるものはない。		[意見受付期間の ・ 表 で で で で で で で で で の で 来 業 情 で が い 内 で の で で の で の で の で の で の で の で の で の	掲載、に選けが条めでの に用りが条めでの に明情るでとこれの で境開」け準ろれ地の にしまを でで備にばった。 をはこれ地の にしまを でで備にばった。	」成26年5個事は、書よ分か)記の経響業、準のりから栄載からの一さ。	月書環のの「意で:御い、日書境縦意告見あ提園る配日記を出座。布は郷田のの「おびまりのは、	のして、間にはいる。 大きののとはいる はいではいい はい	。(事業覧月 27 ・ 第 年 5 年 45 が備 6 年 2 年 2 5 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年

	事	業	者	0)	見	解		本文対応頁
域環境対策ました。	部地域環	竟対策課	に確認し	したところ	5、以下6		答があり	_
全の見地か トの「環境 のとおり、 に当該情報 今後は、	らの意見 アセスメ 新着情報 を掲載し	の提出期 ントから からリン ていませ	間につき のお知り クされ んでした	きましてに っせ」に掲 ていた「(こ。	は、名古見載している。	いましたが、	ェブサイ 、ご指摘 発事業」	
ます。								

⑤ 名古屋市環境影響評価条例第 19 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見に 該当しない意見

項目	意 見 の 概 要
対象事業の 目的及び内 容	[施設の内容について] 商業施設、スポーツ施設ともに、大人の消費者向けのものでなく、無料 や低料金で子どもが利用できるようなものを考えて下さい。
	[自然エネルギーの開発について] 太陽光発電所など再生可能な自然光ねるぎーの開発にあの広大な敷地を使って、利益優先ではなく、地域還元型 ヨーロッパやアメリカで成功しているそのような街作りの例を参考にしてほしいです。
土壤	[土壌汚染について] 東邦ガス跡地の土壌汚染は解消したのですか?環境基準を数万倍超え た有毒物質が出たことがあったはずですが。

	事	業	者	Ø	見	角星	本文対応頁
商業施設ニーズ等を	•				いては、現	見在検討中であり、	_
を1でを地に指りさ目、、災イすり、災イすり。	る、マ古資ラフを境ト市る災害をできます。	、3 つの 当 ネ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	基本ーンドネートが おったいかでである。 まされる推進する。 はながままた。 はながままた。 はないでは、 はないでは、 はないできる。 とないできる。 とないでも。 とないでも。 とないでも。 としても。 とないでも。 とも。 とないでも。 とも。 とも。 と。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも	を掲りているというでは、ほび組にいいるというでのいるがでいるというでいます。これでは、ほうでは、ほうでは、ほうでは、ほうでは、ほうでは、ほうでは、ほうでは、ほう	います。 これ ままる たまる たままる たまままれた 指してい にい にい こう こう いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	はがりを育むまち」 進的なまちづくり システムのでを とまながるまながく を はまながく は き き き き き き き き き き る の り る り る り る り る り る り る り る り る り る	p. 5∼8
策各不策域回ニをの域合委平対なしのがある。	況操士会 20 事査ま由つ・企業・の中ををするままままままままままままままままままままままままままままままままままま	て後認言o了成 は、 さを 壊ま も こ を まま も も も も も も も も も も も も も	備書 p. 41 書去とが水 対ま とが水対ま の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	9~420 に 9~420 に わ、 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	示してまた土壌地で、大土地では、大土地では、大土は、大田のでは、田のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、田のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日	の経緯、現在 の経緯、現在 の経緯す。 査び地年2 を地年2 を15 を15 を15 を15 を16 を17 を17 を17 を17 を17 を17 を18 を18 を18 を18 を18 を18 を18 を18	p. 419~423

項	目		意	見	Ø	概	要
安全性		を作ると、江川 中部労災病院	- 物線路、 線や東海i への救急i 小学校、	通線が大 般送に支	渋滞しま [、] 障が出た	す。 り、周辺 <i>0</i>	↑用地に大型商業施設 ⑦生活道路への車の流 交の生徒たちが事故に
緑地等		[緑地率につい 緑化について	_	か 2 つの:	公園を除い	ハた緑化る	率の新設を。

	事	業	者	0	見	解		本文対応頁
要を差点でなる事はない。 おり おり おり はい	のっい」な業設通い考手ら設してとのが施置している。	討すてき詳用誘をしまめな両経のないが細車経のの路	しが。ま討誘をおて後の進方知は、、、	、将来の 平常時に 商業施証 で、その手 でいきた について	交通量に おいて慢 没につい 続きの中 いと考え は、江川	二川線や東東 は、許容を は、許ないでは は、警の は、警の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	満が模名。 足発小古 会 が は き き き き き き き き き き き き き き き き き き	
	100m² と	なり、既				*園を除いた E存の約 9.5		p. 597

(2) 公聴会における意見の概要に対する事業者の見解

公聴会における意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。公聴会における陳述人数は1名、意見の数は12件であった。

表 5-3-4 陳述人数、意見の項目及び意見数

陳述人数	意見の項目	意見数
1名	環境影響評価に係る事項	4
	環境影響評価	7
	その他に関する事項	1

① 環境影響評価に係る事項

項目	意見の概要
対象事業の目的及び内容	
	[工事関係車両の走行ルートについて] 工事車両の走行について、大型車の西側、北側の走行を原則禁止とし、 やむを得ない場合には地元に事前連絡をして走行するという計画にする べきである。 歩道の無い、幅員 7.2mの生活道路に工事中の大型車が走行することに なる。江川線のように幅員が 50mもある道路とは状況が違う。 工事関係車両は原則として東側の道路を走行し、交通量の少ない北側の 道路に工事関係車両が数百台走るということは避けるべきである。

	事	業	者	D	見	解		本文対応頁	
車場は約7.5 設の立体駐車 の建物を計画	5m、住宅 亘場は約: 面している 12m、新	Eは 10 階 23m、Bl ますが、6 規事業用	建てが糸 区域の複 6 階建て7 施設は糸	31m、商 合業務施記 が約 31m、	i業施設 设は1階 C区域	1m、住宅の立は約 31m、商 は約 31m、商 建てから 6 階 の喫茶店やク おり、評価書」	業施建て	p. 11	
m³、B区域	建物下部に雨水貯留槽を設置するなどの対応により、A区域が約 4,400 m³、B区域が約 4,000 m³、C区域が約 1,600 m³の雨水貯留を予定しています。このことは、評価書 p.22 に記載しました。								
両は、今後1 からの出入り すよう努めま また、工事 します。	二事施行者) も視野 l ミす。 事の詳細な 二事中に l	皆決定後、 こ入れ、 が決まり。 は、現地	、詳細な 比側道路 次第、周 こ問い合	工事計画を を走行する 辺の方々へ わせの窓[を立案し る工事関 へは工事 コを設け	りする工事関 、事業予定地 係車両台数を 計画の内容を 、周辺住民の します。	東側 減ら 説明	p. 45, 185, 295, 356, 549	

項			意	見	Ø	概	要	
及びる	予定地 その概	[汚染土壌の位 ベンゼンの封 明確に記載され 詳細な場所が	じ込めd ていない	- 立置と深さ ^ヽ 。				

	事	業	者	D	見	解		本文対応頁
矢板で囲いす。	込んだ筆 、カドミ 置する位	・	GL-6m 水銀につ する深さ	付近のシ いては、 ことの関係	自然由来 を評価書	一部に残 と考えら p. 413 に	っていま れる項目	p. 413, 414

② 環境影響評価

項目	意見の概要
大気質、騒 音、振動	[都市高速道路の走行速度について] 都市高速道路での走行速度を 60km/h と設定しているが、実際の走行速度はもっと高いため、大気、騒音、振動は少なくとも 70km/h で再予測すべきである。 60km/h から 70km/h までは速度が遅い程、大気汚染物質の排出量が多いという見解は事実ではない。 高速道路を 60km/h で走っている車は実際にはない。現実にあった予測をすべきである。
大気質	[商業施設の駐車場台数について] 駐車場からの NO ₂ 排出により名古屋市の環境目標値を超過する(計算上は 0.0403ppm)。商業施設の駐車場台数についての計画を再検討するべきである。 名古屋市の環境目標値を超過してまで駐車場を設置する必要があるのか。設置の是非について見解を示していただきたい。
騒 音	[休日について] 休日の建設工事は行わないはずであるのに車両台数が設定してあるという指摘に対して、休日は土曜日のことを指していると回答されているが、日曜日、祝日には工事を行わないと明記されていない。
	[騒音に係る環境基準について] 騒音の環境基準について、幹線道路に近接する空間に適用される 70dB ではなく、広島高裁判決で示された昼間屋外値 Leq65dB との比較を行うべきである。 環境基準を守れば良いということではなく、周辺住民への影響を主体に考えなければいけない。
水質・底質	[洗浄水について] コンクリートミキサー車の洗浄水を一時的に貯留する施設、規模が記載 されていない。
	[維持管理について] 工事排水の環境保全措置として沈砂設備に堆積した土砂を定期的に除去するなど、維持管理をするとあるが、管理方法について明確に書かれていない。

事	業	者	0)	見	解		本文対応頁
車両からの排出 類や大気汚染物質 70km/時の方が多い 本予測では、既 60km/時と設定し	の種類によ ハ場合があ に開通して	り、60km/ ります。	/時の方カ	が排出ガス	ス量が多い場合	合と、	p. 165, 236, 290, 328, 352, 360
商業施設の駐車 められた駐車台数 います。 商業施設等の新 来場促進や駐車場 よる負荷の低減に	を確保する 施設利用者 有料化等の	必要があ fには、ホ 分公共交通	ることか	ら、適切 ジ等にお	な台数を計画ける公共交通	iして iでの	p. 215
本事業では、土 ては休日の背景交 p. 159 に記載しま	通量を設定						p. 159
「騒音に係る環線交通を担う道路は 70dB 以下とされなお、本事業のらすなどの環境のぼす影響の低減に	に近接する れているた 実施にあた 保全のため	空間につめ、この数 っては、 の措置を	いては、 対値を用い さらにエ	昼間の時 \ました。 事関係車	間帯での環境 両の走行台数	近基準 (を減	p. 292~295
コンクリートミ 浄水を貯め、直接 す。			•			-	p. 389
沈砂設備の確認ます。貯留容量が		•		,	-	うおり	p. 389

項	目		意	見	D	概	要	
温室ダス等	効果ガ	[地被類の原単 地被類の単化 3.5kgCO ₂ /m ² で い。	位葉面積	責当たり(_			

③ その他に関する事項

項	目		意	見	0)	概	要
全 般		[図書について] 間違いや予測。 書の作成に当た。	条件の不信			-	14項目と多い。評価
		見解書で新たる」とされていた				いて「評	:価書において追記す

	事	業	者	の	見	解	本文対応頁
評価書の とした内容 追記を行い	をはじめ					追記、修正	全般

(3) 審査書に対する事業者の見解

審査書において、(仮称)港明用地開発事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、 当該事業に係る準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、評価書の作成に あたり、以下の事項について対応が必要であると指摘された。

審査書における指摘事項及び事業者の見解は、次に示すとおりである。指摘事項の数は、19件であった。

意見の項目意見数事業の目的及び内容に関する事項1予測・評価等に関する事項15

3

表 5-3-5 市長の意見の項目及び意見数

① 事業の目的及び内容に関する事項

その他

項目	審査書による指摘事項
事業計画	本事業は、「スマートエネルギーネットワークの整備等を中心に、環境面、防災面に優れた様々な取り組みを行うことで低炭素モデル地区の認定を目指す」とされていることから、より積極的に環境に対して配慮する姿勢が望まれる。したがって、低炭素都市なごや戦略実行計画に示されている自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術の導入をはじめ、良好な環境の確保に十分に配慮された事業となるよう、関係機関等と緊密に協議し、具体的な事業計画の策定を行うこと。

② 予測・評価等に関する事項

項目	審査書による指摘事項
全般的事項	2 期工事において建設が予定されている複合業務施設については、詳細な用途、規模及び設備等が確定していない状況のもとで予測・評価が行われているため、環境影響の程度が十分に把握されていない可能性がある。したがって、複合業務施設の計画を具体化する段階において、必要に応じ環境の保全のための措置を検討し、工事中及び供用時における環境影響の低減に努めること。また、その内容を今後の環境影響評価関係図書に記載すること。

	事 業	者 の	見 解		本文対応頁
低炭素都市なごを 位熱を有効利用する 素技術の導入を計画 に、関係機関等と関 ます。	る発電や蓄 画し、良好:	電池による な環境の確保	ピークカット に十分配慮し	た事業となるよう	p. 6

事	業者	の見	解	本文対応頁
て、必要に応じて再予後 措置を検討し、工事中及 ます。	側・評価を実施 なび供用時によ	施するととも おける環境影	が具体化した段階におい に、環境の保全のための 響の低減に努めてまいり 関係図書に記載いたしま	p. 9

否 口	マ オ 事)ァ ト フ 化 位 市 巧
項目	審査書による指摘事項
大気質及び騒音	1期工事完了後には最大で約12,300台/日、2期工事完了後には約13,000台/日の新施設等関連車両が事業予定地周辺を走行することにより、大気汚染物質濃度が現況よりも高くなり、また、騒音については環境基準を超過することが予測される地点が存在する。したがって、当該車両の走行による環境影響を低減するよう、低公害車や公共交通機関の利用を促進する方策について検討すること。
大気質	事業予定地では工事中に比較的大きな裸地が出現する可能性があるため、風の影響を受け、周辺に粉じんが飛散することが考えられる。したがって、粉じんの飛散を防止するために散水を行うなど、環境の保全のための措置を確実に実施するとともに、周辺住民からの苦情には適切に対応すること。
	エネルギー施設に近接して同程度の高さの商業施設が計画されていることから、排出ガスの巻き込みにより大気汚染物質の濃度が局所的に高くなることも考えられる。したがって、当該施設からの排出ガスによる環境影響の程度を確認するため、高濃度出現条件下における予測・評価を行うこと。
騒音及び振動	事業予定地北側の No. 12 地点は、工事関係車両の走行により騒音が 7dB、振動が 10. 1dB 増加する予測結果となっていることから、事業予定地北側の道路を走行する工事関係車両台数の削減に努めるなど、沿道環境に対する影響を低減すること。
	現況において、事業予定地の用途地域は工業地域及び工業専用地域に指定されているが、今後の開発状況に応じて変更される可能性がある。規制基準は用途地域に応じて異なることから、あらかじめ適切な環境の保全のための措置を検討すること。

事	業	者の	見	解		本文対応頁
新施設等関連車両の 用者にはできる限りが に商業施設の来場者が や駐車場有料化等のが 気充電スタンドの設置 荷捌き車両や送迎が へ協力を求めていきま は、社会状況も踏まえ	共交通機こはホー、共交通利量についてバスに 施設です。施設	と関の利用 ムページ等 リ用促進策 に検討して いては、極 は利用者への	を働きけたをに検いいないというがある。それはいいないはいないという。	いけていく る公共交近 てまいり です。 で車を使用 で車の利用	考えであり、特 通での来場促進 ます。また、業 するよう、業者 誘引策について	p. 215, 248, 334, 366, 584
粉じんの飛散防止のを実施します。また、 止のための洗車設備を し、清掃に努め、土砂 ト掛け等を行います。 とにより、周辺の環境 工事中には、現地に 合わせ、苦情に対して	工事用選を設ける。 の運搬作 これらの 意に及ぼす ご問い合れ	をともに、 とともに、 業では必り環境の保金 一影響の低い つせの窓口	タイヤに 出入口 要に応じ 全のため 減に努め、	付着した。 付近に適宜 運搬車両 の措置を のでまいり 周辺の住	泥・土の飛散防 宜清掃員を配置 に飛散防止シー 確実に講じるこ ます。	p. 121
熱源施設周辺には、 を計画していることが 程度を確認するため、 1期工事完了後にお は 0.033ppm と予測さ 酸化窒素に係る判定条 の報告書にて提案され	、 が が ける 1 時 に れ、 中央 に 件等専門	ガスの巻 ドラフト時 間値の最 た公害対策 計委員会」	き込みに の予測を 高値は 0 審議	よる周辺 行いまし .023ppm、 気部会に 昭和 53年	環境への影響の た。 2 期工事完了後 設置された「二 ミ 3 月 20 日付け	資料編 p. 162~168
A区域の住宅建設に 側道路を利用する設定 地東側からの出入りで す。また、工事の詳細 説明いたします。さら 周辺の住民等からの問 す。	Eとしてい も視野に Bが決まり oに、工事	vますが、 入れ、詳細 次第、周i ず中には、	今後工事 日な工事 辺の方々 現地に問	「施行者決」 計画を立刻 へは工事 「い合わせ	定後、事業予定 案してまいりま 計画の内容をご の窓口を設け、	p. 295, 356
エネルギー施設Aに やコンクリート壁の影 エネルギー施設Bに の検討を行い、影響の なお、今後も継続し 置及び構造の検討、サ 途変更による規制基準 す。また、夜間の運転	は置によりこつに減に努 い低減に努 して発生騒 ロイレ変更に もの変更に	、騒音の は、2 期工 らめてまい る音レベルの と を設置で こ対応でき	低減のまかるいます。	りました。 iが具体化 *機器の選 パースの確 に、検討を	。 した段階で詳細 定や防音壁の設 保等、将来の用 行ってまいりま	p. 300 ~303, 306

項目審査書による指摘事項

水質·底質

熱源施設の取水・放水口の設置を計画している位置には底泥が存在しているため、工事中にそれを除去あるいは移動すること等により底泥が舞い上がる可能性がある。したがって、運河管理者等の関係機関と十分に協議を行い、適切な工法等を検討することにより、港北運河の水質に与える影響の低減に努めること。

熱源施設において運河水循環による温度差を利用することに伴い、港北 運河の水温の日変動幅が現況よりも大きくなることが考えられる。したが って、当該施設の稼働に伴い、港北運河の環境に著しい影響を与える恐れ がある場合には適切な措置を講じること。

熱源施設での運河水循環に伴う取水・放水口付近における底泥の舞い上がりに関する予測については、定性的な予測・評価にとどまっていることから、運河水の取水、放水による影響を十分に検討するため、底泥の舞い上がりの影響について、定量的な予測・評価を行うこと。

地下水、土 壌及び廃棄 物等

事業予定地内の鋼矢板に囲まれた範囲内には除去しきれなかったベンゼン等により汚染された土壌が一部残置されていることから、当該範囲周辺における工事実施時には、汚染土壌の拡散や汚染物質の地下水への溶出がないよう適切な工法を採用すること。

工事中に発生した掘削土については、可能な限り事業予定地内において 盛土材として再利用する計画とされているが、事業予定地内には鉛、砒素 等の土壌汚染の存在が確認されていることから、掘削土等の再利用に当た っては、土壌汚染対策を考慮した適切な計画となるよう関係機関と十分に 協議、調整を行うこと。

景観

事業予定地周辺は名古屋市景観計画により築地都市景観形成地区として 指定されているとともに、中川運河再生計画の対象範囲とされていること から、商業施設の屋外広告物等については、関係機関と十分に協議、調整 を行ったうえ、周辺の景観との調和に配慮したデザイン、色彩等を検討す ること。

事業者の見解	本文対応頁
取水・放流口の設置に際しての底泥の舞い上がりについては、具体的な施工計画など、今後運河管理者と十分協議を行い、適切な工法等を検討し、底質の舞い上がりに十分に配慮してまいります。	p. 408
運河水の温度差利用にあたっては、運河水温に極力影響を与えないよう な利用方法、利用量を検討し、計画範囲内の温度変化、流量となるよう、 適正な設計、制御、管理を行い影響の低減に努めてまいります。なお、万 一港北運河に著しい影響を与える恐れがある場合には、状況に応じた適切 な措置を講じます。	p. 403
底泥の舞い上がりの影響については、定量的な予測・評価を行い、評価書に記載しました。舞い上がりが起こる速度について、霞ヶ浦の底泥の実験的研究を参考にすると、本事業の取水・放水流速 0.20m/s は、洗掘(舞い上がり)は生じないと予測されます。なお、万一舞い上がりが生じるような場合には、因果関係の調査を行い、運転制御方法等の検討や必要に応じて運河管理者との協議などを行ってまいります。	p. 408, 資料編 p. 702
鋼矢板の一部撤去、鋼矢板で囲い込んだ範囲内及び周辺の掘削等においては、今後の工事計画において、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改定第2版)」(環境省水・大気環境局土壌環境課、平成24年)に準じ、基準不適合土壌の拡散及び地下水への溶出がないよう十分に配慮した適切な工法を採用します。	p. 417, 423
場内の運土計画(掘削土の利用方法等)については、土壌汚染対策を考慮した適切な計画となるよう、区域指定の考え方など関係機関と十分に協議・調整を行います。なお、環境の保全のための措置として、計画地内の仕上げ表層については、舗装や盛土(基準不適合土壌以外の土壌)の措置を行う計画です。	p. 417, 423, 447
建物計画においては、築地都市景観形成地区並びに中川運河再生計画に 配慮して、商業施設の屋外広告物等も含め、周辺計画との調和に配慮した デザイン、色彩となるよう、関係機関と十分に協議、調整を行いながら、 検討してまいります。	p. 439

温室効果ガス等 事業全体で年間93,559tCO₂の温室効果ガスが新たに発生するという予測 結果が得られている。したがって、新施設の存在・供用について、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用に努めるとともに、より高効率な発電施設の導入や排熱の積極的な活用等、温室効果ガスのさらなる排出抑制に向けた措置を徹底すること。また、新施設等関連車両の走行による排出量を低減するため、低燃費車や公共交通機関の利用を促進する方策について検討すること。 丁事中において、事業予定地北側の道路を大型車が1日最大210台程走行する計画となっているが、当該道路は現況交通量の少ない生活道路であり、通学路にも指定されている。このため、当該道路を走行する工事関係車両台数の削減に努めるとともに、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、交通安全に与える影響を低減する措置を講じること。 「本書関係車両及び新施設等関連車両の走行により事業予定地周辺の交通量が増加するため、事業予定地の車両出入口付近における歩行者及び自転車との交錯が危惧されることから、環境影響評価準備書に記載した歩行者等の安全確保のための措置を徹底すること。	項目	審査書による指摘事項
行する計画となっているが、当該道路は現況交通量の少ない生活道路であり、通学路にも指定されている。このため、当該道路を走行する工事関係車両台数の削減に努めるとともに、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、交通安全に与える影響を低減する措置を講じること。 工事関係車両及び新施設等関連車両の走行により事業予定地周辺の交通量が増加するため、事業予定地の車両出入口付近における歩行者及び自転車との交錯が危惧されることから、環境影響評価準備書に記載した歩行者		結果が得られている。したがって、新施設の存在・供用について、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用に努めるとともに、より高効率な発電施設の導入や排熱の積極的な活用等、温室効果ガスのさらなる排出抑制に向けた措置を徹底すること。また、新施設等関連車両の走行による排出量を低減するため、低燃費車や公共交通機関の利用を促進する方策につ
	安全性	行する計画となっているが、当該道路は現況交通量の少ない生活道路であり、通学路にも指定されている。このため、当該道路を走行する工事関係車両台数の削減に努めるとともに、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、交通安全に与える影響を低減する措置を講じること。 工事関係車両及び新施設等関連車両の走行により事業予定地周辺の交通量が増加するため、事業予定地の車両出入口付近における歩行者及び自転車との交錯が危惧されることから、環境影響評価準備書に記載した歩行者

事業者の見解	本文対応頁
温室効果ガスの発生量削減に配慮し、太陽光発電、グリーン電力、運河水の温度差利用、温水等の低位熱を有効利用する発電や蓄電池によるピークカットなど、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用、より高効率な機器の導入や排熱の積極的な活用を図り、温室効果ガスのさらなる排出抑制に努めます。 新施設等関連車両の走行による排出量の低減を図るために、本施設の利用者にはできる限り公共交通機関の利用を働きかけていく考えであり、特に商業施設の来場者にはホームページ等における公共交通での来場促進や駐車場有料化等の公共交通利用促進策を検討してまいります。また、電気充電スタンドの設置について検討してまいります。 荷捌き車両や送迎バスについては、極力低燃費車を使用するよう、業者へ協力を求めていきます。施設利用者への低燃費車の利用誘引策については、世の中の状況も踏まえながら、実行可能性も含め検討してまいります。	p. 466~468
A区域の住宅建設にかかる工事関係車両については、現時点では全て北側道路を利用する設定としていますが、今後工事施行者決定後、事業予定地東側からの出入りも視野に入れ、詳細な工事計画を立案してまいります。また、特にA区域北側道路には、必要に応じて交通整理員(誘導員)を配置するとともに、走行速度の制限、安全確認等について運転手への教育を徹底します。さらに、近隣の通学路においては、登校時間帯には工事関係車両をできる限り走行させないよう配慮します。	p. 549
工事中には、工事関係車両出入口及び出入口付近において、視認性を向上させるとともに、工事関係車両が出入りする際には、交通整理員の配置を徹底します。 供用時には、事業予定地車両出入口付近の視認性を良好に保つため、カーブミラー、誘導サイン、回転灯等を設置し、車両の一時停止を徹底させます。また、必要に応じて、商業施設関連車両の出入口などの要所に交通整理員を配置します。 これらの環境の保全のための措置を徹底することにより、歩行者等の交通安全に及ぼす影響の低減に努めてまいります。	p. 549, 584

③ その他

項目	審 査 書 に よ る 指 摘 事 項
その他	本事業は過去に都市ガス製造所として利用された土地において再開発を 行うものであるため、その経緯を踏まえて、環境に配慮した事業を実施し ていることを周辺住民が理解しやすくなるように、工事中は現地において 積極的に掲示等を行うよう努めること。また、供用時には、建設が予定さ れている環境学習施設において本事業の環境への取り組みの紹介等を行う よう努めること。
	事業予定地において盛土を行う計画が示されているが、事業予定地及び その周辺は、過去に干拓あるいは埋立が行われた地域であり軟弱地盤と想 定されることを踏まえ、盛土による地盤変位の影響について環境影響評価 の項目として選定しない場合には、その理由を明らかとすること。
	環境影響評価書の作成にあたり、市民に分かりやすい図書となるよう十分に配慮すること。

事業者の見解	本文対応頁
工事中については、本事業が環境に配慮した事業を実施していることが わかるような掲示物等について、時期や掲示場所等を勘案して、可能な範 囲で検討してまいります。 供用時については、環境学習施設の中で、本事業の環境への取り組みに ついて、今後具体的な紹介方法を検討してまいります。	— р. 8
盛土による地盤変位の影響について、環境影響評価の項目として選定しなかった理由は以下のとおりであり、このことは評価書及び資料編に記載しました。 盛土による沈下量の検討を行った結果、盛土の法尻から 10mの地点で 1cm 程度の沈下と予測され、周辺地域への大きな影響はないと考えられます。なお、事業予定地内の沈下量は、最大 11cm 程度と小さく、かつ、過圧密領域での沈下となり、盛土施工中に沈下は収束すると想定されるため影響は小さいと考えられます。	p. 112 資料編 p. 58~62
評価書の作成にあたり、準備書の内容を読みやすく、分かりやすくするために、表現等についての訂正及び補足を行いました。さらに、準備書の内容から修正を行った箇所(単純な誤字等は除く)及び新たな内容を追加した箇所については下線を付加しました。なお、新たに項目を追加した場合、または、項目内の内容を全面的に修正した場合は、見出しに下線を、図表等を全面的に修正または新たな図表等を追加した場合は、図表等の表題に下線を付加しました。なお、事業計画の進捗によりエネルギー施設に係る変更届(平成 26 年12 月 8 日提出)の手続きを行っており、これに伴ってエネルギー施設 A 等の形状・配置のみが変更となった図面については下線は付加していません。	全般

第6部 環境影響評価業務委託先

本評価書に係る業務は、次に示すものに委託して実施した。

受託者) 株式会社日本設計

代表取締役社長 千鳥 義典 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル 用 語 解 説

【用語解説】

(あ 行)

アスベスト

石綿(アスベスト)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、「せきめん」や「いしわた」と呼ばれている。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において、所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。

影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、供 用時の施設の存在など。

オクターブバンド

ドレミファソラシドの低いドから高いドまでの間を 1 オクターブという。1 オクターブ高い音は、周波数が倍の音に相当する。オクターブバンドとは、1 オクターブ分の周波数帯域のことを指す。音の分析の場合、区切りのいい 1,000Hz を基準にしてオクターブバンドを設定している。なお、1/3 オクターブバンドとは、1 オクターブバンドを 1/3 に分割した周波数帯域を示す。

オゾン層破壊物質

生物等にとって有害な波長領域の紫外線の大部分を吸収しているオゾン層を破壊する物質である。近年、大気中へ放出された特定物質が、オゾン層を著しく破壊し、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の地表への照射量を増大させることにより、人の健康及び生態系への悪影響をもたらすことなどに加え、大気中のオゾンの分布を変化させることにより、大気の温度分布を変化させ、気候への重大な影響をもたらすことが懸念されている。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(昭和 63 年法律第53号)では、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、臭化メチル、クロロフルオロカーボン(CFC)、その他 CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)、ブロモクロロメタンが定められており、これらの物質の生産・輸出入の規制が順次進められ、HCFC を除き、日本では2004年末をもって生産等が全廃されている。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を"温室効果"という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10年法律第 117 号)では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

名古屋市は、地球温暖化等の環境問題に対処していくため、地球環境保全のための行動計画「なごやアジェンダ 21」を平成 8 年に策定し、その後、具体的な削減目標を掲げた「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 13 年に、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 18 年に、「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年に策定した。

(か 行)

環境要素

影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、景観、安全性など。

環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特 異音を除いた騒音をいう。

高度地区

「都市計画法」に基づく地域地区の一種である。市街地の環境の維持または土地利用 の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている。

(さ 行)

時間率振動(騒音)レベル

振動(騒音)の評価方法の1つ。振動(騒音)があるレベル以上になっている時間が 実測時間のX%を占める場合、そのレベルをX%時間率振動(騒音)レベルといい、 L_{AX} と表す。

地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をい う。 でんぱん

振動伝搬理論式

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づく予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位 としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により 測定した値である。

<振動レベルの目安>

- 90dB......家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。
- 80dB......家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。
- 70dB......大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。
- 60dB......静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の振動。 振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。
- 50dB......人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ(圧力)に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル(A 特性音圧レベル)といい、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、騒音計の A 特性で測定した値である。

<騒音レベルの目安>

120dB.....飛行機のエンジン近く

110dB......自動車のクラクション(前方2m)、リベット打ち

100dB......電車が通るときのガード下

90dB......大声による独唱、騒々しい工場の中

80dB......電車の車内

70dB......電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭

60dB......静かな乗用車、普通の会話

50dB......静かな事務所の中

40dB......市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼

30dB......郊外の深夜、ささやき声

20dB......木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方1m)

(た 行)

大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するプルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊(パフ)の空間分布を予測するパフモデルを組合わせて予測する方法が一般的である。

駐車場整備地区

「都市計画法」に基づく地域地区の一種である。商業地域や近隣商業地域、第一種住居地域内等、またはこれらの地域の周辺地域において、自動車交通が著しく輻輳する地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するために、駐車場が必要と定められた地区をいう。

等価騒音レベル(LAeg)

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定 常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが 用いられている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など13種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など4種類の作業がある。

(な 行)

日平均値の2%除外値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

日平均値の年間 98%値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

(は 行)

バックグラウンド濃度

対象となる事業を実施しない場合の背景としての濃度。バックグラウンド濃度に対象 事業活動に伴い発生する付加濃度を加えた濃度が将来濃度となる。

発生集中交通量

1 つの移動(トリップ)の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

風害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

フォトモンタージュ

主要な眺望点から撮影した写真に、対象事業の完成予想図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法の一つ。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をふっ素原子と塩素原子 で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、消火剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

(や 行)

用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」 (昭和43年法律第100号)に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

(ら 行)

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化を図るために、廃棄物を資源として再利用することをいう。

臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、「都市計画法」に基づくものと、「港湾法」(昭和25年法律第218号)に基づくものとがある。

臨港地区内においては、工場等の新設、増設等について、港湾管理者への届出が義務づけられ、また、分区の指定に伴い、各分区の目的を著しく阻害する建築物等に対する規制が課せられる。

本書に使用した地図は、名古屋市の承認を得て、名古屋都市計画基本図(平成 22 年度測量 縮尺 1/2,500、1/10,000、1/25,000)を複製して作成したもので ある。承認番号 平成 26 年 第83 号

本書は、再生紙を使用している。